

第5回改定厚生労働省編職業分類の解説

分類の体系および分類適用上の留意点

まえがき

厚生労働省編職業分類（以下「職業分類」という。）は、1953年に初めて作成され、その後、主に社会経済情勢の変化等に伴う職業構造の変化を職業分類表に反映させるための数次の改定が行われています。

当機構では、厚生労働省から職業分類の次期改定に関する研究の要請を受け、2017年度から改定作業を進めてきました。その当時、2011年改定の職業分類は、改定から一定年数が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識との乖離が生じている分野もみられていました。また、マッチング上の課題も散見されていました。

これらの課題を踏まえ、今般の改定は、日本標準職業分類に準拠して作成されていた職業分類を、統計という観点においては日本標準職業分類に対応させつつ、求人・求職のマッチングをより円滑に行えるようにするという観点から行われました。

職業分類は、職業安定機関のみならず、職業紹介事業者、求人広告事業者、労働者供給事業者など職業分類を使用する事業者のみなさまがともに本分類表に設定された職業名とその仕事内容について理解を深め、情報を共有することが重要です。

このような観点から、当機構において、改定職業分類の体系および分類適用上の留意点等に関する情報を提供するための解説書を作成しました。改定職業分類について知識を得るときだけでなく、職業分類に関する既存知識を確認するとき、職業分類番号の付与で迷うときなど職業紹介業務のさまざまな場面で活用いただければ幸いです。

2024年1月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

執筆担当者

氏名	所属
にしざわ ひろし 西澤 弘	元労働政策研究・研修機構アドバイザーリサーチャー

目 次

第1章 分類の体系および分類適用上の留意点	1
I 大分類.....	1
II 大分類別の解説.....	9
大分類 01 管理的職業.....	9
大分類 02 研究・技術の職業.....	17
大分類 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業.....	39
大分類 04 医療・看護・保健の職業.....	59
大分類 05 保育・教育の職業.....	82
大分類 06 事務的職業.....	95
大分類 07 販売・営業の職業.....	126
大分類 08 福祉・介護の職業.....	146
大分類 09 サービスの職業.....	160
大分類 10 警備・保安の職業.....	183
大分類 11 農林漁業の職業.....	194
大分類 12 製造・修理・塗装・製図等の職業.....	204
大分類 13 配送・輸送・機械運転の職業.....	262
大分類 14 建設・土木・電気工事の職業.....	284
大分類 15 運搬・清掃・包装・選別等の職業.....	298
第2章 分類項目の記述様式	313
1. 大分類.....	313
2. 中分類.....	315
3. 小分類.....	320

第1章 分類の体系および分類適用上の留意点

I 大分類

1. 大分類の体系

大分類の体系は以下のとおりである。項目名の前の2桁数字は分類符号である。

- 01 管理的職業
- 02 研究・技術の職業
- 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業
- 04 医療・看護・保健の職業
- 05 保育・教育の職業
- 06 事務的職業
- 07 販売・営業の職業
- 08 福祉・介護の職業
- 09 サービスの職業
- 10 警備・保安の職業
- 11 農林漁業の職業
- 12 製造・修理・塗装・製図等の職業
- 13 配送・輸送・機械運転の職業
- 14 建設・土木・電気工事の職業
- 15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

2. 旧分類からの変更点

この職業分類表には大分類が15個設定されている。旧大分類のうち項目名、職務範囲とも変更のない大分類は3個、廃止された大分類は1個、新たに設定された大分類は5個、項目名が変更された大分類は4個、職務範囲が変更された大分類は1個、項目名、職務範囲ともに変更された大分類は2個である。

(1) 旧大分類をそのまま引き継いでいる大分類

- 旧大分類 A 管理的職業 → 01 管理的職業
- 旧大分類 C 事務的職業 → 06 事務的職業
- 旧大分類 G 農林漁業の職業 → 11 農林漁業の職業

(2) 廃止された旧大分類

- 旧大分類 B 専門的・技術的職業

(3) 新たに設定された大分類

新たに設定された大分類はいずれも旧大分類 B（専門的・技術的職業）の一部の中分類と旧大分類 E（サービスの職業）の一部の中分類を統合して設定されている。旧大分類 B と E

の統合された中分類と設定された大分類は以下のとおりである。

[旧大分類 B の中分類]	[旧大分類 E の中分類]	[新大分類]
研究者、技術者		02 研究・技術の職業
保健医療	保健医療サービス	04 医療・看護・保健の職業
教育、社会福祉	その他のサービス	05 保育・教育の職業
社会福祉	介護サービス	08 福祉・介護の職業
その他の専門的職業		03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業

大分類 03（法務・経営・文化芸術等の専門的職業）には、旧大分類 B のうち保健医療、教育、社会福祉のそれぞれの専門的職業を除いた、それ以外の専門的職業が分類される。

(4)職務範囲は同一であるが、項目名が変更されている大分類

①大分類 07（販売・営業の職業）

- ・旧大分類 D（販売の職業）の下の中分類 34（営業の職業）の項目名は、実務利用の観点から大分類の項目名にも反映されている。
- ・この変更にもなつて新旧大分類間での営業の職業の扱いに違いが生じている。旧大分類 D では販売の概念の中に営業が含まれていたが、大分類 07 では販売と異なる概念として営業が位置づけられている。

②大分類 10（警備・保安の職業）

- ・旧大分類 F（保安の職業）の下の中分類 45（その他の保安の職業）の小分類として位置づけられている警備員や警備関係の職業が中分類（警備員）として新たに設定され、大分類 10 の下の先頭の中分類として配列されている。このため実務利用の観点から新設中分類の名称が大分類の項目名にも反映されている。
- ・この変更にもなつて新旧大分類間での警備の職業の扱いに違いが生じている。旧大分類 F では保安の概念の中に警備が含まれていたが、大分類 10 では保安と異なる概念として警備が位置づけられている。

③大分類 12（製造・修理・塗装・製図等の職業）

旧大分類 H（生産工程の職業）は、製品製造・加工処理、機械組立・修理、検査、生産関連、生産類似の職業で構成されている。このうち生産関連の職業に塗装や製図の仕事が分類されていることがわかりにくく、そのため生産工程の代表的なプロセスである製品の製造、機械の修理に加えて、塗装と製図の仕事も項目名に反映されている。

④大分類 14（建設・土木・電気工事の職業）

- ・旧大分類 J（建設・採掘の職業）は建設の職業、電気工事の職業、土木の職業、採掘の職業で構成されている。大分類 14 の職務範囲も同じである。建設は建築（建物を造るこ

と)と土木(道路などの土木工作物を造ること)の両方を含んだ概念であるため、建設と土木を並べて表記すると重複するが、実務利用の観点から中分類職業のうち建設、土木、電気工事の職業が大分類の項目名に反映されている。

- ・この変更にもなつて新旧大分類間での建設の職業と採掘の職業の扱いに違いが生じている。旧大分類Jでは建設の概念の中に建設・電気工事・土木が含まれ、採掘は建設と異なる概念として扱われている。一方、大分類14では建設、土木、電気工事をそれぞれ異なる概念として扱い、中分類として設定されている採掘の職業の位置づけが不明確になっている。

(5) 項目名は同一であるが、職務範囲が変更されている大分類

大分類09(サービスの職業)

この大分類は、旧大分類E(サービスの職業)のうち旧大分類Bの一部の中分類と統合して新大分類になった職業の一部(介護サービス、保健医療サービスなどの職業)を除いた、それ以外の旧中分類で構成されており、職務範囲は狭くなっているが、項目名は旧大分類項目名が維持されている。

(6) 職務範囲、項目名ともに変更されている大分類

①大分類13(配送・輸送・機械運転の職業)

この大分類は、旧大分類I(輸送・機械運転の職業)の職業を基本にして、旧大分類K(運搬・清掃・包装等の職業)の一部の小分類が移設され、中分類(配送・集荷の職業)として新たに設定されている。このため職務範囲が拡大し、それが大分類の項目名にも反映されている。

②大分類15(運搬・清掃・包装・選別等の職業)

この大分類は、旧大分類K(運搬・清掃・包装等の職業)の職業が基本になっているが、一部の職業が大分類13に移設されているため職務範囲は狭くなっている。項目名については、旧大分類Kの一部の職業が新たに中分類(選別・ピッキング作業員)として設定され、その名称が大分類の項目名に反映されている。

3. 職務の範囲¹

01 管理的職業

この大分類の職務範囲は旧大分類A(管理的職業)と同一である。

02 研究・技術の職業

- ・この大分類は、旧大分類B(専門的・技術的職業)の下の7つの中分類(05 研究者、06 農林漁業技術者、07 開発技術者、08 製造技術者、09 建築・土木・測量技術者、10 情報処理・通信技術者、11 その他の技術者)を分割して設定されている。

¹ 旧中分類項目名の前の2桁数字は中分類符号である。

- ・旧大分類 B のうち中分類 14（医療技術者）も技術的な職業であり、新大分類 02 の職務範囲に該当するが、旧大分類 B のうち保健医療に関する中分類は医療・保健分野の職業で構成される新たな大分類が設定されたため大分類 04 に移設されている。

03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業

この大分類は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の7つの中分類（17 法務の職業、18 経営・金融・保険の職業、20 宗教家、21 著述家、記者、編集者、22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、23 音楽家、舞台芸術家、24 その他の専門的職業）を分割して設定されている。

04 医療・看護・保健の職業

- ・この大分類は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の保健医療に関する4つの中分類（12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、13 保健師、助産師、看護師、14 医療技術者、15 その他の保健医療の職業）と旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 37（保健医療サービスの職業）を統合して設定されている。
- ・この職業分類の分類項目は原則として職務の類似性にもとづいて設定されているが、この大分類では実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる要素を取り入れて中分類が編成されている。

05 保育・教育の職業

- ・この大分類は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類の一部（16 社会福祉の専門的職業の一部、19 教育の職業）と旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 42（その他のサービスの職業）の一部を統合して設定されている。
- ・この大分類では実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる要素を取り入れて中分類が編成されている。

06 事務的職業

この大分類の職務範囲は旧大分類 C（事務的職業）と同一である。

07 販売・営業の職業

この大分類の職務範囲は旧大分類 D（販売の職業）と同一である。

08 福祉・介護の職業

- ・この大分類は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 16（社会福祉の専門的職業）の一部と旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 36（介護サービスの職業）を統合して設定されている。
- ・この大分類では実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる要素を取り入れて中分類が編成されている。

09 サービスの職業

- ・この大分類は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の6つの中分類（35 家庭生活支援サ

サービスの職業、38 生活衛生サービスの職業、39 飲食物調理の職業、40 接客・給仕の職業、41 居住施設・ビル等の管理の職業、42 その他のサービスの職業の一部）で構成されている。

- ・項目名は旧大分類 E と同一であるが、旧大分類 E に設定されていた 3 つの中分類（36 介護サービスの職業、36 保健医療サービスの職業、42 その他のサービスの職業の一部）は新大分類 08、04、05 にそれぞれ移設され、職務範囲は狭くなっている。

10 警備・保安の職業

この大分類の職務範囲は旧大分類 F（保安の職業）と同一である。

11 農林漁業の職業

この大分類の職務範囲は旧大分類 G（農林漁業の職業）と同一である。

12 製造・修理・塗装・製図等の職業

この大分類の職務範囲は旧大分類 H（生産工程の職業）と同一である。

13 配送・輸送・機械運転の職業

- ・この大分類は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）と、旧大分類 K（運搬・清掃・包装等の職業）の下の中分類 75（運搬の職業）に含まれる一部の職業（郵便集配員、電報配達員、配達員）とを統合して設定されている。
- ・旧大分類 K の下の中分類 75 は職務の類似性原則にもとづいて設定されている。その類似性の高い職業群の一部が大分類を越えて移設されているが、これは実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる要素が取り入れられているためである。

14 建設・土木・電気工事の職業

この大分類の職務範囲は旧大分類 J（建設・採掘の職業）と同一である。

15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

- ・この大分類は、旧大分類 K（運搬・清掃・包装等の職業）の下の職業のうち一部の職業（中分類 75 運搬の職業の一部）を除いた職業で構成されている。
- ・旧大分類 K の下の中分類 75 の一部が大分類 13 に移設されているため職務範囲は狭くなっている。また、項目名は新設中分類の名称（選別・ピッキング作業員）が反映されている。

4. 分類の基準と分類項目

(1) 分類の基準

職務の類似性原則は、最小単位の分類項目の設定だけではなく職業の体系化にあたっても適用されている。大分類の各項目の設定にあたって職務の類似性を判断した際に主に考慮した点は次のとおりである。

大分類	分類基準
01 管理的職業	事業所・その他の組織の中で果たす役割

02 研究・技術の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能
03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能および仕事に必要とされる資格・免許の種類
04 医療・看護・保健の職業	仕事に必要とされる資格・免許の種類 および提供されるサービスの種類
05 保育・教育の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能および提供されるサービスの種類
06 事務的職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能
07 販売・営業の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能
08 福祉・介護の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能および提供されるサービスの種類
09 サービスの職業	提供されるサービスの種類
10 警備・保安の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能
11 農林漁業の職業	仕事に従事する場所・環境
12 製造・修理・塗装・製図等の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能
13 配送・輸送・機械運転の職業	使用する道具・機械器具・設備の種類
14 建設・土木・電気工事の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能
15 運搬・清掃・包装・選別等の職業	仕事の遂行に必要とされる知識・技能

(2)分類の符号

大分類には、01 から始まる 2 桁数字の一連の通し番号が割り当てられている。

(3)分類項目の名称

大分類の項目名は、「～の職業」で統一されている。「～」の部分に入る名称には 2 つのタイプがある。

①当該大分類の下の中分類職業全体を貫く職業分野を表す名称

このタイプの大分類には、大分類 01（管理的職業）、大分類 06（事務的職業）、大分類 09（サービスの職業）、大分類 11（農林漁業の職業）の 4 項目が該当する。

②中分類がいくつかの職業分野で構成されている場合、それぞれの職業分野を表す名称

（例）大分類 04（医療・看護・保健の職業）、大分類 08（福祉・介護の職業）、大分類 12（製造・修理・塗装・製図等の職業）など 11 個の大分類が該当する。

旧分類では、9 個の大分類のうち項目名が複数の職業分野を表す名称で構成されている項目は 4 項目（B 専門的・技術的職業、I 輸送・機械運転の職業、J 建設・採掘の職業、K 運搬・清掃・包装等の職業）であったが、新分類では 15 個の大分類のうち 11 個の大分類で項目名

に複数の職業分野を表す名称が使用されている。旧大分類 B を分割して設定された大分類 (02、03、04、05、08) はいずれも②のタイプの項目名である。また、旧分類では①のタイプであった大分類も以下のように複数の職業分野を表す名称に変更されている。

旧大分類 D 販売の職業 → 大分類 07 販売・営業の職業

旧大分類 F 保安の職業 → 大分類 10 警備・保安の職業

旧大分類 H 生産工程の職業 → 大分類 12 製造・修理・塗装・製図等の職業

複数の職業分野を列挙した項目名が多用されているのは、実務利用での便宜が考慮されているためである²。

(4) 分類項目の配列

大分類項目の配列は、基本的に平成 21 年改定の日本標準職業分類における大分類の慣行的な順序が適用されている。上位に管理的職業、技術的職業、専門的職業、下位に主に身体を使って行う職業、その中間に事務、販売、サービスなどの職業が配置されている。具体的には次のとおりである。

- ・この職業分類の大分類項目と日本標準職業分類の大分類項目とが一対一に対応する場合には、日本標準職業分類の大分類項目の配列に準じている。
- ・この職業分類の大分類項目に対応する項目が日本標準職業分類に設定されていない場合には、以下のとおり配列している。
- ・この職業分類の一の大分類項目が日本標準職業分類の一の大分類項目の一部である場合には、対応する日本標準職業分類の大分類項目の配列が上位のものを先に、対応する大分類項目が同じときには当該大分類項目の下に設定されている上位の中分類項目を含む大分類項目を先に配列している。
- ・この職業分類の一の大分類項目が日本標準職業分類の複数の大分類項目のそれぞれの一部である場合には、当該大分類項目の下の中分類に対応する日本標準職業分類の大分類項目の配列が上位のものを先に、対応する大分類項目が同じときには当該大分類項目の下で上位に設定されている中分類項目を含む大分類項目を先に配列している。

5. 日本標準職業分類との関係

公共職業安定機関の業務統計は厚生労働省編職業分類にもとづいて集計されているが、政府の実施する統計調査の職業別集計には日本標準職業分類を使用するのが一般的である。このため厚生労働省の業務統計と日本標準職業分類にもとづいて職業別に集計された統計調査結果とを比較・照合することができるように、この職業分類には原則として日本標準職業分

² 本書では旧分類の変更の理由として「実務利用の便宜を考慮して」、「実務利用の観点から」、「実務での取扱件数を考慮して」などの表現を使用しているが、これらは公共職業安定機関における利用者の職業認識、求人・求職の取扱件数、公共職業安定所職員の意見などを判断材料としていることを表している。

類の分類項目に対応する項目が設定され、日本標準職業分類の体系で統計を表示することが可能になっている。

6. この職業分類で使用される用語：仕事と職務

分類項目の内容説明において使用される仕事とは、分類の適用単位である職務を指している。職務とは、主な職業活動とそれに伴う責任を一群の人々が共有している場合、その活動と責任の全体を指す言葉として使用されている。

II 大分類別の解説

大分類 01 管理的職業

1. 総説

この大分類には、経営体を経営・管理する仕事が分類される。

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

①経営体には個人で事業を行う経営体（個人経営体）と個人経営体以外の経営体（団体経営体）がある。団体経営体には法人化して事業を行う、会社、独立行政法人、公益法人、学校法人、組合などの営利法人や非営利法人だけではなく、国の機関、地方公共団体も含まれる。本分類では経営体を法人・団体とそれ以外の経営体に分けている。

②法人・団体には、会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）、独立行政法人、国立大学法人、一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合などが含まれる。

③法人・団体以外の経営体には、国の立法・司法・行政機関、都道府県・市町村の機関、個人経営の事業などが含まれる。

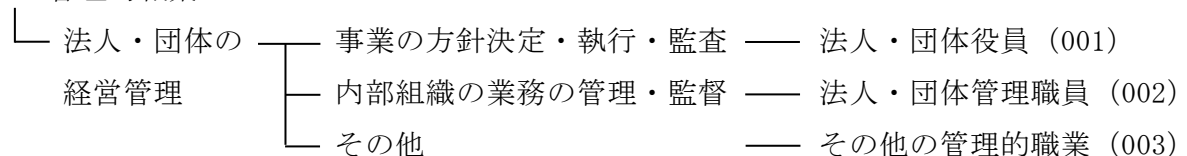
(イ) 職務の具体的内容

事業経営の方針の決定、経営方針にもとづく執行計画の樹立、業務の監督・統制などの経営体の全般または課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理の仕事

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

01 管理的職業



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 01 は、旧大分類 A（管理的職業）の下の中分類 01～04 に対応して設定されている。

② 廃止された項目

旧中分類 01（管理的公務員）は実務利用の観点から廃止され、中分類 003 に小分類として移設されている。

③ 項目名の変更

・001（法人・団体役員）は、旧大分類 A の下の中分類 02（法人・団体の役員）の名称を変更して設定されている。

- ・002（法人・団体管理職員）は、旧大分類 A の下の中分類 03（法人・団体の管理職員）の名称を変更して設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この大分類の下の中分類は、経営体の種類を基準にして法人・団体とそれ以外の経営体に区分され、更に法人・団体の管理的職業は経営体の中で果たす役割を基準にして役員と管理職員に区分されている。

(イ) 分類項目の配列

配列は、日本標準職業分類の大分類 A（管理的職業従事者）における中分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 管理的職業と他の大分類との関係

(ア) 経営・管理の仕事であっても本項目に分類されない職業

経営・管理の仕事に従事するものであっても以下の職業に従事するものはそれぞれ該当する分類項目に分類する。

① 専門的職業、技術的職業に従事するもの

- ・ 研究所長は大分類 02（研究・技術の職業）のうち該当する項目に分類する。
- ・ 検事総長、検事長、検事正、裁判所長、公正取引委員会審査長、特許庁審判長、海難審判所審判長は大分類 03（法務・経営・文化芸術等の専門的職業）のうち該当する項目に分類する。
- ・ 病院長、診療所長、歯科医院長、歯科診療所長、動物病院長、家畜診療所長は大分類 04（医療・看護・保健の職業）のうち該当する項目に分類する。
- ・ 学校の長（学長、校長、幼稚園園長）は大分類 05（保育・教育の職業）のうち該当する項目に分類する。
- ・ 社会福祉施設の施設長は大分類 08（福祉・介護の職業）のうち該当する項目に分類する。

② 保安の職業に従事するもの

自衛官、警察官、海上保安官、消防吏員として任用されているものは、その仕事内容のいかんに関わらず大分類 10（警備・保安の職業）のうちそれぞれ該当する分類項目に分類する。

(イ) 経営・管理の仕事とそれ以外の仕事にも直接従事する場合の位置づけ

経営・管理以外の仕事にも直接従事する場合は、従事する仕事のうち最も長い時間従事する仕事に該当する分類項目に分類する。経営・管理の仕事に従事する時間が最も長い場合は大分類 01（管理的職業）の該当する項目に分類するが、それ以外の仕事に従事する時間が最も長い場合はそれぞれ該当する分類項目に分類する。「総説および一般原則」の複合的職務の分類原則（6の(1)のイ）参照。

たとえば、

- ・会社の営業課長であって主に営業の仕事に従事するものは大分類 07(販売・営業の職業)に分類する。
- ・卸売店・小売店の店長であって主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものは大分類 07 (販売・営業の職業) に分類する。
- ・飲食店の店長であって、主に食材の仕入れ・接客などの仕事に従事するもの、または自ら調理の仕事に従事するものは大分類 09 (サービスの職業) に分類する。
- ・旅館・ホテルの支配人であって主に接客の仕事に従事するものは大分類 09 (サービスの職業) に分類する。

(ウ)複数の分類項目に該当する仕事に従事する場合であって、いずれの仕事も経営・管理に該当する仕事ではない場合の位置づけ

上述(イ)と同様に「総説および一般原則」の複合的職務の分類原則が適用されるため、従事する仕事のうち最も長い時間従事する仕事に該当する分類項目に分類する。ただし、大学附属の研究所・病院の研究者、医師・歯科医師であって研究・診療などの仕事とともに学生に対する教育の仕事に従事する場合は、大分類 05 (保育・教育の職業) に分類する。

(エ)管理的性質の仕事の位置づけ

それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に携わりながら管理的な性質の仕事にも従事する職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者などは、当該一般従事者と同じ分類項目に分類する。「総説および一般原則」の6の(2)ウ参照。

2. 中分類別の主な職務および小分類体系

中分類 001 法人・団体役員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

法人・団体の役員が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 法人・団体とは

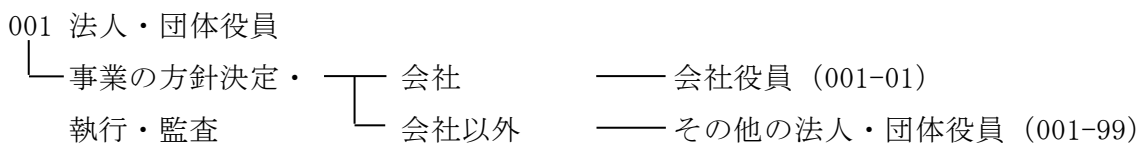
会社、独立行政法人、社団法人、財団法人、学校法人、組合などの民間の法人・団体をいう。

② 仕事内容

法人・団体の全般にわたる事業の方針決定・執行・監査の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 001 は、旧大分類 A（管理的職業）の下の中分類 02（法人・段愛の役員）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

001-99（その他の法人・団体役員）は、旧中分類 02 の下の小分類 029（その他の法人・団体の役員）の名称を変更して設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、組織の中で果たす役割の種類（役員）を基準にして会社とそれ以外の法人・団体に区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 A（管理的職業従事者）の下の中分類 02（法人・団体役員）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

① 保険業法によって設立された相互会社の役員を含む。

② 特別立法によって設立された株式会社の役員（特殊会社役員）は本分類に含まれるが、001-01（会社役員）ではなく、001-99（その他の法人・団体役員）に分類する。

③ 会社の執行役員のうち取締役等の役員が兼務していないものは本分類ではなく 002-01（会社管理職員）に分類する。

中分類 002 法人・団体管理職員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

法人・団体の管理職員が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 法人・団体とは

会社、独立行政法人、社団法人、財団法人、学校法人、組合などの民間の法人・団体をいう。

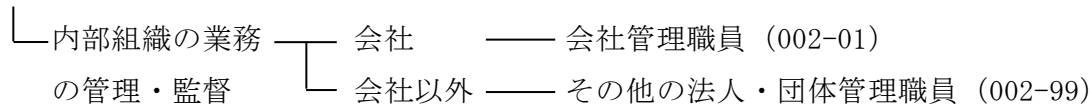
② 仕事内容

法人・団体の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

002 法人・団体管理職員



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 002 は、旧大分類 A（管理的職業）の下の中分類 03（法人・団体の管理職員）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

- ・ 002-01（会社管理職員）は、旧中分類 03 の下の小分類 031（会社の管理職員）の名称を変更して設定されている。
- ・ 002-99（その他の法人・団体管理職員）は、旧中分類 03 の下の小分類 039（その他の法人・団体の管理職員）の名称を変更して設定されている。

③ 他の大分類に移設された項目

旧中分類 03 の下の雑分類（039 その他の法人・団体の管理職員）に含まれる細分類（福祉施設管理者）は、日本標準職業分類の分類項目との対応をとるため大分類 08（福祉・介護の職業）に移設され、中分類 049（福祉・介護の専門的職業）に小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、組織の中で果たす役割の種類（役員以外の管理職員）を基準にして会社とそれ以外の法人・団体に区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 A（管理的職業従事者）の下の中分類 03（法人・団体管理職員）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

- ① 会社管理職員のうち役員は会社役員（001-01）に、特別立法によって設立された株式会社の役員（特殊会社役員）はその他の法人・団体役員（001-99）にそれぞれ分類する。
- ② 特別立法によって設立された株式会社の管理職員（特殊会社管理職員）は、その他の法人・団体管理職員（002-99）に分類する。
- ③ 会社組織の卸売店・小売店の店長、飲食店の店長、旅館・ホテルの支配人のうち業務の管理・監督以外の仕事にも直接従事するものは、従事する時間の最も長い分類項目に分類する。業務の管理・監督の仕事に従事する時間が最も長い場合は会社管理職員（002-01）に該当するが、それ以外の仕事に従事する時間が最も長い場合は大分類 01 以外のそれぞれ該当する分類項目に分類する。「総説および一般原則」の 6 の(1)イ参照。
- ④ 会社組織の卸・小売店の副店長・店長代理・店長候補、ホテルのアシスタントマネージャーは従事する仕事に即して他の大分類のそれぞれ該当する分類項目に分類するが、管理的な仕事にも従事する場合は従事する時間の最も長い分類項目に分類する。
- ⑤ 個人経営の小売店・飲食店・旅館などにおいて主に経営・管理の仕事に従事するものは、その他の管理的職業（003）に分類する。

中分類 003 その他の管理的職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

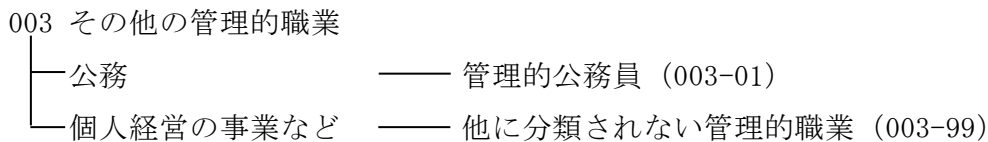
法人・団体以外の経営体における管理的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ・ 議会議員の仕事
- ・ 国、地方公共団体の機関またはその課以上の内部組織の業務の管理・監督
- ・ 個人経営の事業の経営、管理

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 003 は、旧大分類 A（管理的職業）の下の中分類 01（管理的公務員）と中分類 04（その他の管理的職員）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

003-01（管理的公務員）は、旧中分類 01（管理的公務員）が小分類として新たに設定され、中分類 003 に移設されている。

③ 項目名の変更

003-99（他に分類されない管理的職業）は、旧中分類 04 の下の小分類 049（その他の管理的職業）の名称を変更して設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、法人・団体以外の経営体を対象にして、組織の中で果たす役割の種類を基準にして公務とそれ以外の経営体に区分され、配列は小分類項目として本中分類に移設されている旧中分類 01 を先に配置している。日本標準職業分類の大分類 A（管理的職業従事者）の下の中分類では、中分類 01（管理的公務員）と中分類 04（その他の管理的職業従事者）が別々に設定されている。

(4) 分類適用上の留意点

① 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人などにおいて経営・管理の仕事に従事するものは、法人・団体役員（001）または法人・団体管理職員（002）に分類する。

② 管理的職業（個人経営の、卸売店・小売店の店長、飲食店の店長、旅館・ホテルの支配

人) に従事するもののうち事業の経営・管理以外の仕事にも直接従事するものは、従事する時間の最も長い分類項目に分類する。業務の管理・監督の仕事に従事する時間が最も長い場合は、他に分類されない管理的職業(003-99)に該当するが、それ以外の仕事に従事する時間が最も長い場合は大分類 01 以外のそれぞれ該当する分類項目に分類する。「総説および一般原則」の6の(1)イ参照。

大分類 02 研究・技術の職業

1. 総説

この大分類には、研究の仕事および技術の仕事が分類される。

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

高度の専門的水準において行う、専門的・科学的な研究の仕事、および専門的・科学的な知識を応用した技術的な仕事

(イ) 職務の具体的内容

① 高度の専門的水準とは

この大分類に該当する仕事を遂行するためには、通例、大学の課程を修了したか、またはこれと同程度以上の専門的知識あるいは専門的知識に加えて実務的経験を必要とする。

② 専門的・科学的な研究の仕事とは

公的研究機関、研究所、試験場、研究室などの試験・研究施設における専門的・科学的な試験・調査・研究の仕事をいう。

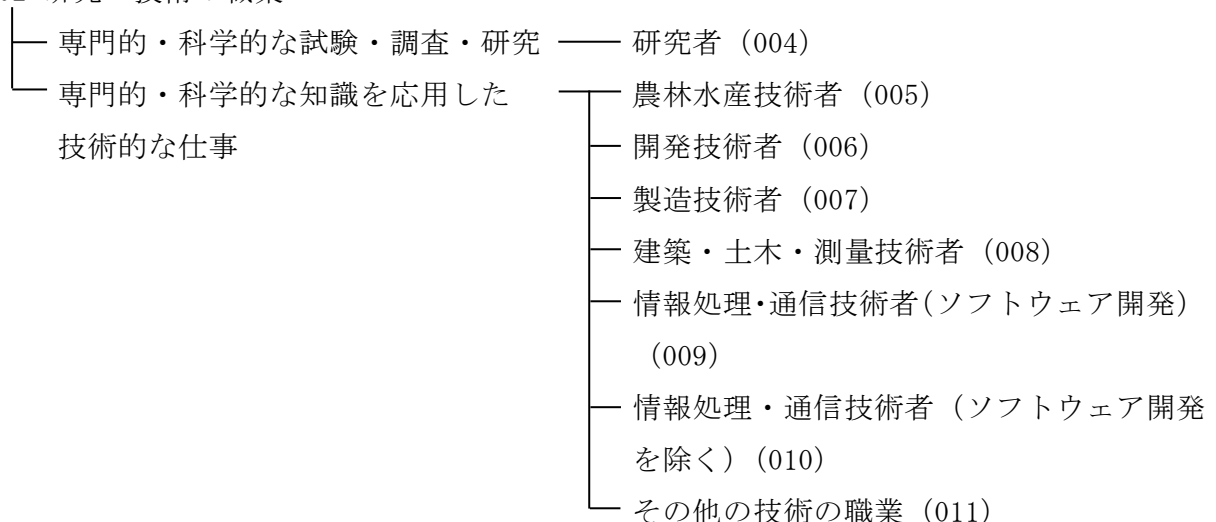
③ 専門的・科学的知識を応用した技術的な仕事とは

専門的・科学的な知識や手段を応用して、あるいは専門的・科学的な知識をもって行う技術的な仕事をいう。

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

02 研究・技術の職業



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 02 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 05~11 に対応して設定

されている。

②項目名の変更

011（その他の技術の職業）は、大分類の名称変更にもなって旧中分類 11（その他の技術者）の名称を変更して設定されている。

③新たに設定された項目

中分類 009（情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発））と 010（情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く））は、旧中分類 10（情報処理・通信の技術者）をソフトウェアの開発の仕事とそれ以外の仕事に分割して、それぞれが中分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この大分類の下の中分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術を基準にして研究者と技術者に区分され、このうち技術者は技術分野を基準にして更に細分化されている。

(イ) 分類項目の配列

中分類項目の配列は、日本標準職業分類の大分類 B（専門的・技術的職業従事者）における中分類 05～11 の慣行的な順序が適用されている。

(ウ) 鉱工業の技術者と情報処理・情報通信の技術者

① 鉱工業技術者の分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術の種類を基準にして製品開発などの開発の仕事に携わる技術者（006）とそれ以外の仕事に従事する技術者（007）に区分され、それぞれの技術者の下に技術分野の種類を基準にして小分類が設定されている。

開発以外の技術的な仕事を職務範囲とする 007 の項目名は、職務を重視すると「製造技術者（開発を除く）」になるが、職務範囲は自明であるため省略されている。006 と 007 の配列は日本標準職業分類における慣行的な順序が適用されている。

② 情報処理・通信技術者の分類は、この職業分類の実務利用の便宜を考慮して、仕事の遂行に必要とされる知識・技術の種類を基準にしてソフトウェアの開発の仕事に携わる技術者（009）とそれ以外の仕事に従事する技術者（010）に区分され、それぞれの技術者の下に仕事の遂行に必要とされる知識・技術の種類を基準にして小分類が設定されている。日本標準職業分類の情報処理・通信技術者の項目（中分類 10）は細分化されていないため、実務利用の観点からソフトウェア開発の仕事が先に配列されている。

(4) 研究・技術の職業と他の大分類との関係

① 農林水産業の現場における、農作物の栽培・収穫、家畜・家禽の飼育、林木の育成・伐採、水産動植物の採捕・養殖の仕事に従事するものは、従事する仕事に即して大分類 11（農林漁業の職業）のうち該当する分類項目に分類する。

- ②生産現場における製品製造の仕事に従事するものは、製造する製品の種類に即して大分類 12（製造・修理・塗装・製図等の職業）のうち該当する分類項目に分類する。
- ③建設・土木工事の現場において工事に従事するものは、従事する仕事に即して大分類 14（建設・土木・電気工事の職業）のうち該当する分類項目に分類する。
- ④試験・研究施設における試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは、従事する仕事に即して大分類 12（製造・修理・塗装・製図等の職業）のうち該当する分類項目に分類する。
- ⑤技術者などの指示を受けて製図の仕事に従事するものは、中分類 080（生産関連の職業）に分類する。
- ⑥新商品の企画・開発に関する事務の仕事に従事するものは、中分類 033（総務・人事・企画事務の職業）に分類する。

2. 中分類別の主な職務および小分類体系

中分類 004 研究者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

研究の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

試験・研究施設における自然科学、人文科学、社会科学などの分野の専門的・科学的な試験・調査・研究などの仕事

①自然科学の分野

- ・理学（化学、物理学、生物学、植物学、数学、統計学、地質学、天文学、気象学など）
- ・工学（機械工学、電気工学、電子工学、通信工学、建築工学、土木工学、材料工学、情報工学、生命工学など）
- ・農林水産学（農学、畜産学、林学、水産学、獣医学など）
- ・医学（生理学、病理学、免疫学、解剖学、歯学、薬学など）

②人文科学の分野

文学、哲学、教育学、心理学、史学、美術など

③社会科学の分野

政治学、法学、経済学、経営学、商学、社会学など

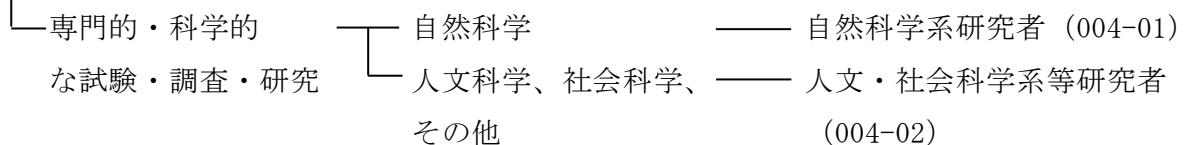
①～③以外の分野

栄養学、家政学など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

004 研究者



(イ) 旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 004 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 05（研究者）に対応して設定されている。

②新たに設定された項目

004-01（自然科学系研究者）と 004-02（人文・社会学系等研究者）は、日本標準職業分類の分類項目に対応させるため、旧中分類 05 の下の小分類 051（研究者）に含まれる分野別の細分類項目を自然科学系の研究者（004-01）とそれ以外の分野の研究者（004-02）

に分割して、それぞれが小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術の種類（学術分野）を基準にして、日本標準職業分類の中分類 05（研究者）における小分類の慣行的な区分である自然科学系研究者と人文・社会科学系等研究者に大別され、配列も日本標準職業分類における慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

- ①自然科学にも人文・社会科学にも該当しない分野の研究者は、人文・社会科学系研究者（004-02）に分類する。一の中分類の下に小分類が 2 項目設定されている場合、通常、先に配列されている小分類の職務範囲は限定され、その職務範囲に該当しない職業がもう一方の小分類に分類される。中分類 004 では、先に配列されている自然科学系研究者に自然科学に該当する学術分野の研究者だけを分類し、004-02 には人文・社会科学の研究者のほか、自然科学にも人文・社会科学にも該当しない分野の研究者が分類される。
- ②鉱工業の分野における製品開発、技術開発などの仕事に従事する技術者は、開発する製品等の種類に即して開発技術者（006）のうち該当する分類項目に分類する。
- ③研究開発の仕事に従事するものは、研究者（004）と開発技術者（005）の両方の項目に該当するため、就業時間の最も長い分類項目に分類する。研究の仕事に従事する時間のほうが長い場合は、研究分野に即して研究者（004）のうち該当する分類項目に分類するが、開発の仕事に従事する時間のほうが長い場合は、開発する製品等の種類に即して開発技術者（005）のうち該当する分類項目に分類する。
- ④博物館、科学館、美術館などにおいて専門分野の調査・研究に従事する学芸員は、学芸員（019-02）に分類する。

中分類 005 農林水産技術者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

農林水産業の生産に関する企画・管理・指導などの技術的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 農業の分野

作物の栽培および土壌・肥料・病虫害に関する技術の普及指導、農作物の生産流通に関する指導、農家の経営指導など

② 畜産業の分野

家畜・家きんなどの増殖・飼育に関する技術の普及指導、飼料作物の栽培などに関する技術指導、畜産農家の経営指導など

③ 林業の分野

山林用種苗の育成・生産、苗木の植栽、林木の保育・保護、林産物の生産・利用に関する技術の普及指導、森林の施業に関する指導など

④ 水産業の分野

水産動植物の採捕・養殖に関する技術の普及指導など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

005 農林水産技術者

└ 農林水産業の生産に関する企画・管理・指導 ——— 農林水産技術者 (005-01)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 005 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 06 (農林水産技術者) に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 005-01 は、旧中分類 06 の下の小分類 061 (農林水産技術者) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

中分類 005 とその下に設定されている唯一の小分類である 005-01 は同一の職業である。いずれも仕事の遂行に必要とされる知識・技術の種類 (技術分野) を基準にして設定されている。

(4) 分類適用上の留意点

① 職業定義

中分類と小分類は同一職業であるが、職業定義の内容は中分類と小分類で異なっている。

中分類の定義には職業の性質（技術的な仕事）と職務範囲（農林水産業の生産に関する企画・管理・指導など）だけが簡潔に記述されている。小分類の定義には実務利用の便宜を考慮して農業、畜産業、林業、水産業のそれぞれの技術者別に主な職務が記述されている。

- ②農業試験場、畜産試験場、水産試験場などの試験・研究施設において農林水産学に関する試験・研究の仕事に従事する研究者は、自然科学系研究者（004-01）に分類する。
- ③農産物、畜産物、水産物を原料にした加工食品の商品化の仕事に従事する技術者は、従事する仕事の種類に即して中分類 006（開発技術者）または 007（製造技術者）分類される。具体的には、加工食品を開発する仕事に従事する技術者は食品開発技術者（006-01）に、加工食品を製造するための工程設計、品質管理などの仕事に従事する技術者は食品製造技術（007-01）にそれぞれ分類される。
- ④食品の製造工程において乳製品、食肉加工品、水産物加工品などを検査する仕事に従事するものは、食料品検査工（077-01）に分類する。
- ⑤と畜検査の仕事は獣医師の仕事に該当するため、と畜検査員（021-03）に分類する。
- ⑥農業土木、林業土木の技術者は、従事する仕事の種類に即して 008-04（土木設計技術者）～008-06（土木技術者（設計・施工管理を除く））のうち該当する分類項目に分類する。

中分類 006 開発技術者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

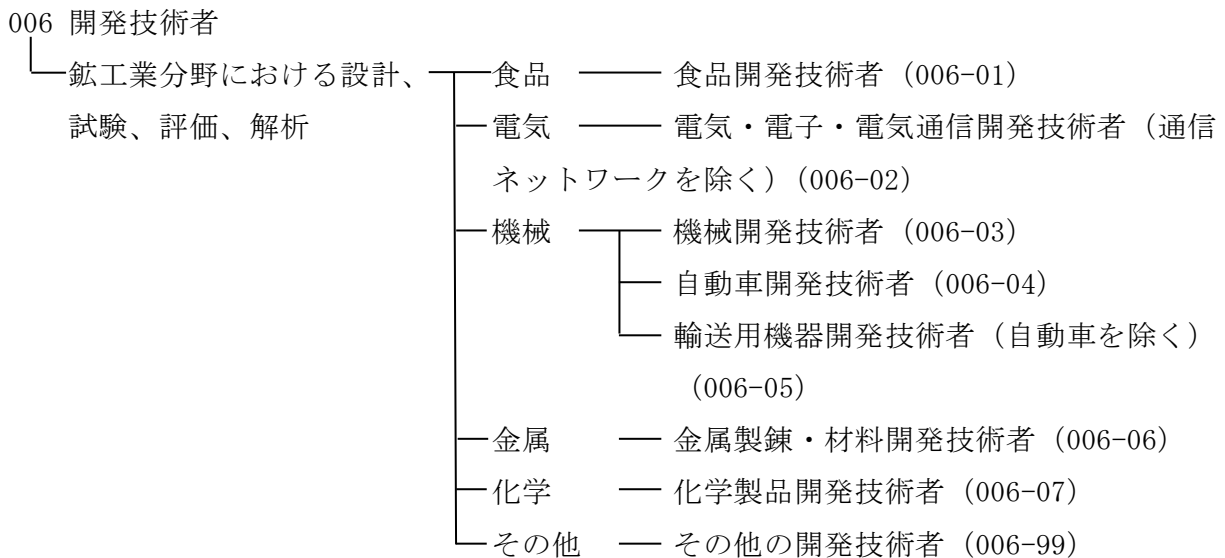
鉱工業の分野における開発のための技術的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

製品開発、技術開発、技術改良などのための設計、試験、評価、解析など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 006 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 07 (開発技術者) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

006-07 (化学製品開発技術者) は、旧中分類 07 の下の小分類 077 (化学品開発技術者) の名称を変更して設定されている。この項目には、化学的処理を行う工程で製造される製品の開発に従事するものが分類される。大分類 12 ではこの工程に従事するものを化学製品生産設備オペレーター (069-01)、化学製品製造工 (073-01)、化学製品検査工 (078-01) といずれも「化学製品」という名称を使用している。このため旧分類の「化学品」は「化学製品」に変更されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術 (鉱工業の技術分野) を基準にして、食品、機械、金属、化学、その他の技術者に大別され、このうち機械の技術

者は更に機械器具の種類を基準にして電気・電子・電気通信機器、機械（はん用・生産用・業務用機器）、自動車、輸送用機器（自動車を除く）の技術者に区分されている。

(イ)分類項目の配列

配列は日本標準職業分類の中分類 07（製造技術者（開発））における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)分類基準

鉱工業の技術者の中分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術（技術分野）を基準にして製品開発などの開発の仕事に携わる技術者（006 開発技術者）とそれ以外の仕事に従事する技術者（007 製造技術者）に区分されている。小分類も同様に技術分野別に食品、電気、機械、金属、化学などの技術者に区分されている。

(イ)技術者と生産現場作業員の分類項目

①機械器具の種類を基準にして（技術者においては技術分野、生産現場作業員においては生産する財）、技術者・生産現場技能工の分類項目を対比すると以下のとおりである。

技術者 (006・007における技術者の区分)	生産現場技能工 (070・074における技能工の区分)
電気・電子・電気通信機器	電気機械器具
機械	はん用・生産用・業務用機械器具
	計量計測機器・光学機械器具
自動車	自動車
輸送用機器（自動車を除く）	輸送用機械器具（自動車を除く）

②技術者と生産現場技能工は、どちらも機械器具の種類別に分類項目が区分されているが、両者間には機械器具の集約の仕方と配列の順序に違いがみられる。

- ・技術者の分類のうち機械開発技術者（006-03）と機械製造技術者（007-04）には電気機械器具・輸送用機械器具以外の機械器具が該当し、これらの項目は機械器具の雑分類的な性質を有している。他方、生産現場作業員のうちオペレーター（070）や組立工（074）の分類では、機械の区分がはん用・生産用・業務用機械器具と計量計測機器・光学機械器具に分かれ、特定の機械器具に限定した項目として設定されている。
- ・配列は、技術者の分類が電気、機械、輸送用機械の順になっているが、生産現場作業員の分類では機械、電気、輸送用機械の順になっている。
- ・これらの機械器具の視点から見た分類項目の区分とその配列は、いずれも日本標準職業分類に準じて分類項目を設定していることによる。

(ウ)機械技術者

①機械開発技術者（006-03）が仕事の対象としている機械器具は、電気機械器具と輸送用

機械器具以外の機械器具である。具体的には、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、計量計測機器、光学機械器具、時計が該当する。

②006-03に含まれる機械器具の区分と具体例

はん用機械器具	原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など
生産用機器器具	金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など
業務用機械器具	営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など
計量計測機器	
電気計測器	電流計・電圧計・電力計など
計量器・測定器	体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計など
光学式計測機器	測距儀など
光学機械器具	デジタルカメラ・ビデオカメラ・双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡など
時計	時計、メトロノームなど

③日本標準職業分類では機械器具の区分に日本標準産業分類の産業の区分を採用している。日本標準産業分類の区分をそのまま適用すると業務用機械器具の一部が計量計測機器、光学機械器具と重複するため、生産現場の技能工の中分類（51 機械組立設備制御・監視従事者、54 機械組立従事者）の下に機械器具別の小分類としてはん用・生産用・業務用機械器具の項目を設定する際に業務用機械器具の中から計量計測機器・光学機械器具を分離して、独立した項目として設定している。業務用機械器具と計量計測機器・光学機械器具の両者を併存させているのは、日本標準職業分類の平成 21 年の改定で統計の継続性を確保するため、改定前に中分類として設定されていた計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業員を分類項目として維持する必要があったためである。

(エ)自動車技術者

006-04の自動車開発技術者が対象としている自動車には、以下の車両は含まれない。

- ①農業用トラクタ、建設用トラクタは、機械開発技術者（006-03）に分類する。
- ②ショベルローダー、ホイールローダー、トラッククレーンなどのタイヤ走行の建設機械は機械開発技術者（006-03）に分類する。
- ③フォークリフトは輸送用機械開発技術者（自動車を除く）（006-05）に分類する。
- ④構内運搬車は輸送用機械開発技術者（自動車を除く）（006-05）に分類する。

(オ)機械部品

機械部品の製品開発、技術開発、技術改良などの技術的な仕事に従事するものは、部品の材質・製法・機能に即して 006-02～006-99のうち該当する分類項目に分類する。

(カ)研究の仕事

研究所や工場などの研究室において製品開発、技術上の改良を目的とした基礎的・応用的

な試験・研究の仕事に従事するものは、自然科学系研究者（004-01）に分類する。

(キ)製図の仕事

指示を受けて、各種の機械器具の製作・組立図面、電気機械器具の回路・基板図面、電気設備の図面などを作成する仕事にもっぱら従事するものは080-05の製図工（建物・土木施設を除く）に分類する。

(ク)食品の衛生監視

食品の衛生を監視する仕事は027-99（食品衛生監視員）に分類する。

(ケ)通信設備の操作

無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するものは、011-01（通信機器操作員）に分類する。

中分類 007 製造技術者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

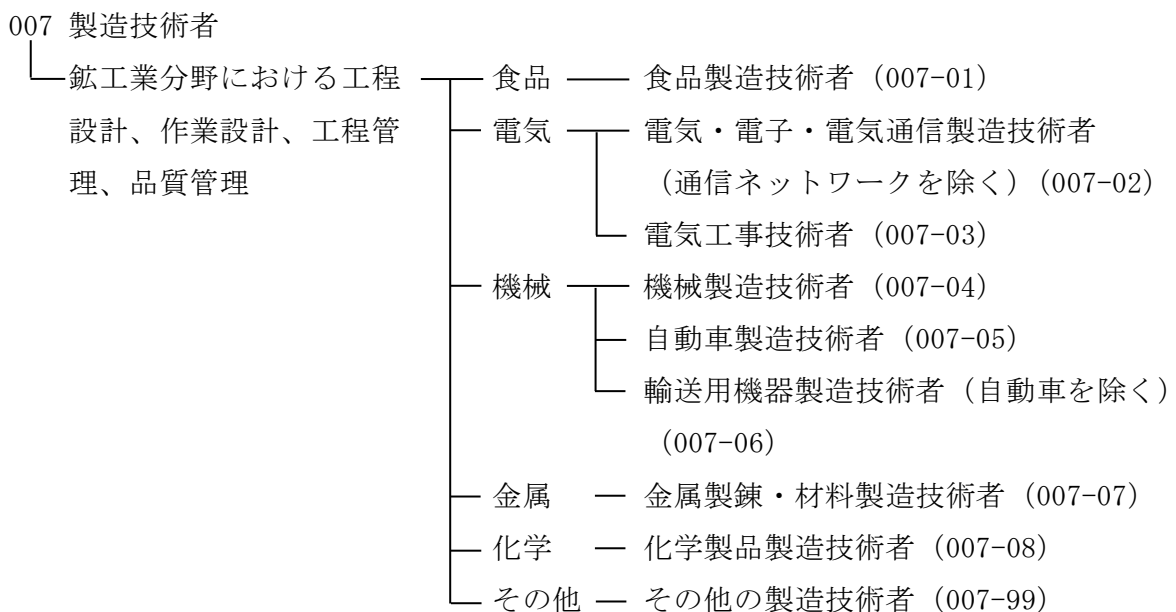
鉱工業の分野における開発以外の技術的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

製品製造、金属製錬、金属材料の鋳造・鍛造などのための工程設計、作業設計、工程管理、品質管理など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 007 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 08 (製造技術者) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

007-08 (化学製品製造技術者) は、旧中分類 08 の下の小分類 087 (化学品製造技術者) の名称を変更して設定されている。この項目には、化学的処理を行う工程での製品製造のための工程設計、作業設計、工程管理、品質管理などの仕事に従事するものが分類される。大分類 12 ではこの工程に従事するものを化学製品生産設備オペレーター (069-01)、化学製品製造工 (073-01)、化学製品検査工 (078-01) といずれも「化学製品」という名称を使用している。このため旧分類の「化学品」は「化学製品」に変更されている。

③ 職務範囲の変更

007-02（電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く））は、旧中分類 08 の下の小分類 082（電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く））と項目名が同じであるが、旧小分類 082 の下の 3 つの細分類のうち電気工事技術者を除く 2 つの細分類を統合して設定されており、職務範囲は旧小分類 082 に比べて狭くなっている。

④新たに設定された項目

007-03（電気工事技術者）は、旧小分類 082 の下の細分類（電気工事技術者）が小分類として新たに設定されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

(ア)分類の基準

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術（鉱工業の技術分野）を基準にして、食品、機械、金属、化学、その他の技術者に大別され、このうち機械の技術者は更に機械器具の種類や仕事の種類を基準にして電気・電子・電気通信、電気工事、機械（はん用・生産用・業務用機器）、自動車、輸送用機器（自動車を除く）の技術者に区分されている。

(イ)分類項目の配列

配列は日本標準職業分類の中分類 08（製造技術者（開発を除く））における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)鉱工業技術者の区分

①鉱工業の技術者は仕事の種類を基準にして開発の仕事（中分類 006）とそれ以外の仕事（中分類 007）に区分され、技術分野ごとに小分類が設定されている。

②電気技術者には電気施設に関する技術的な仕事も含まれる。発送電などの電気施設の計画や設計は開発の仕事に該当し（006-02）、電気施設の維持管理の仕事は開発の仕事に該当しないので製造技術者（007）に分類する。後者の仕事は実務における取扱件数を考慮して 007-02 とは別に電気工事技術者（007-03）が設定されている。

(イ)中分類の項目名

中分類 007 の項目名は製造技術者であるが、この中分類には開発以外の技術的な仕事すべてが分類される。その代表的な仕事は、製品の設計情報にもとづいて工程設計、作業設計などを行う生産技術者である。それ以外にも工程管理、品質管理、技術指導、電気施設の工事・維持管理などの仕事が分類される。

(ウ)機械製造技術者

①007-04 の機械製造技術者には、はん用・生産用・業務用機械器具、計量計測機器、光学機械器具、時計の製造技術者が分類される。電気機械器具や輸送用機械器具に該当しな

い機械器具の製造技術者を分類する項目が 007-04 である。

②007-04 に含まれる機械器具の区分と具体例

はん用機械器具	原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など
生産用機器器具	金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、 半導体・液晶パネル製造装置など
業務用機械器具	営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など
計量計測機器	
電気計測器	電流計・電圧計・電力計など
計量器・測定器	体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計など
光学式計測機器	測距儀など
光学機械器具	デジタルカメラ・ビデオカメラ・双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡など
時計	時計、メトロノームなど

(エ)自動車製造技術者

007-05 (自動車製造技術者) の仕事の対象としての自動車には、以下の車両は含まれない。

- ①農業用トラクタ、建設用トラクタは機械製造技術者 (007-04) に分類する。
- ②ショベルローダー、ホイールローダー、トラッククレーンなどのタイヤ走行の建設機械は機械製造技術者 (007-04) に分類する。
- ③フォークリフトは輸送用機械製造技術者 (自動車を除く) (007-06) に分類する。
- ④構内運搬車は輸送用機械製造技術者 (自動車を除く) (007-06) に分類する。

(オ)機械部品

機械部品を製造するための工程設計、作業設計、工程管理、品質管理などの技術的な仕事は、部品の材質・製法・機能に即して 007-02～007-99 のうち該当する分類項目に分類する。

(カ)管理的性質の仕事

製造現場において一般の労働者と同じ仕事に携わりながら作業工程を管理する仕事にも従事する職場の職長・班長などは、当該一般労働者の従事する仕事に即して大分類 12 (製造・修理・塗装・製図等の職業) のうち該当する分類項目に分類する。

(キ)食品の衛生監視

食品の衛生を監視する仕事は 027-99 (食品衛生監視員) に分類する。

(ク)通信設備の操作

無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するものは、011-01 (通信機器操作員) に分類する。

中分類 008 建築・土木・測量技術者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

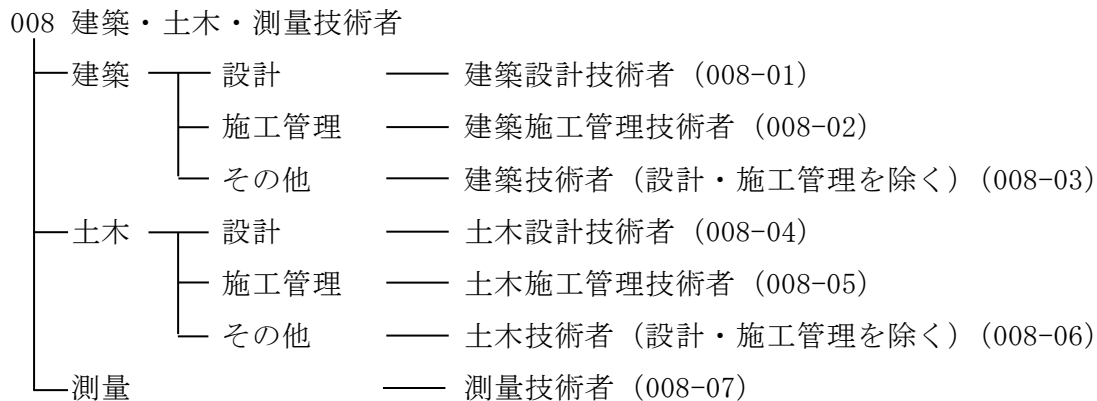
建築・土木・測量における技術的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

計画、設計、工事監理、技術指導、施工管理、検査など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 008 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 09 (建築・土木・測量技術者) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- 008-01 (建築設計技術者) は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 09 の下の小分類 091 (建築技術者) に含まれる細分類 (建築設計技術者) が小分類として新たに設定されている。
- 008-02 (建築施工管理技術者) は、実務利用の観点から旧小分類 091 の下の細分類 (建築工事監督) の名称を変更して、小分類として新たに設定されている。
- 008-03 (建築技術者 (設計・施工管理を除く)) は、旧小分類 091 の下の細分類 (他に分類されない建築技術者) の名称を変更して、小分類として新たに設定されている。
- 008-04 (土木設計技術者) は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 09 の下の小分類 092 (土木技術者) に含まれる細分類 (土木設計技術者) が小分類として新たに設定されている。
- 008-05 (土木施工管理技術者) は、実務利用の観点から旧小分類 092 の下の細分類 (土木工事監督) の名称を変更して、小分類として新たに設定されている。
- 008-06 (土木技術者 (設計・施工管理を除く)) は、旧小分類 092 の下の細分類 (他に分

類されない建築技術者)の名称を変更して、小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術の種類(技術分野)を基準にして建築、土木、測量に区分され、このうち建築と土木の技術者は更に仕事の種類を基準にして設計、施工管理、それ以外の仕事に細分化されている。

(イ) 分類項目の配列

配列は、日本標準職業分類の中分類09(建築・土木・測量技術者)における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 研究者

試験所・研究所などの試験・研究施設において、建築や土木に関する研究の仕事に従事するものは、自然科学系研究者(004-01)に分類する。

(イ) 008-03 と 008-06 の性格

① 建築技術者と土木技術者はそれぞれ設計、施工管理、その他の仕事の3つに区分されている。このうち、その他の仕事に該当する項目(008-03 と 008-06)は雑分類であるが、ひとつの中分類の下に複数の雑分類が設定されていると分類体系が視覚的にわかりにくくなるので項目名には雑分類の名称(その他の建築技術者、その他の土木技術者)が使用されていない。

② 008-03 と 008-06 の実質は雑分類であるため職業定義は雑分類に適用される一般的な原則にしたがって記述されている。

(ウ) 技能的な仕事

建築、土木、測量の技能的な仕事に従事するものは、従事する仕事に即して大分類14(建設・土木・電気工事の職業)のうち該当する分類項目に分類する。

中分類 009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

コンピュータ上で作動する各種のソフトウェアを開発するための技術的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① ソフトウェアの開発

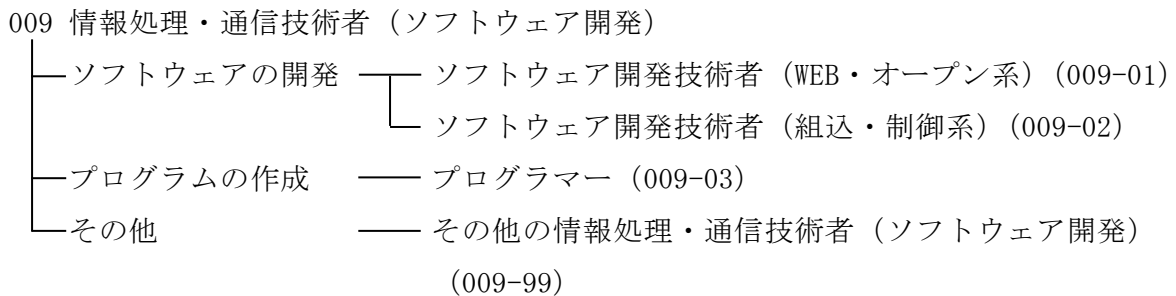
要件定義、基本設計、詳細設計、仕様書の作成など

② プログラムの開発

プログラミング、作成したソフトウェアのテストなど

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 009 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 10（情報処理・通信技術者）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 009-01（ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系））は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 10 の下の小分類 104（ソフトウェア開発技術者）に含まれる細分類（ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系））が小分類として新たに設定されている。
- ・ 009-02（ソフトウェア開発技術者（組込・制御系））は、実務利用の便宜を考慮して旧小分類 104 の下の細分類（ソフトウェア開発技術者（組込・制御系））が小分類として新たに設定されている。
- ・ 009-03（プログラマー）は、実務利用の便宜を考慮して旧小分類 104 の下の細分類（プログラマー）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 009-99（その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発））は、旧小分類 104 の下の細分類（他に分類されないソフトウェア開発技術者）の名称を変更して小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術を基準にしてソフトウェア開発とプログラム作成に区分され、このうちソフトウェア開発の仕事は開発するソフトウェアの種類を基準にして更に細分化されている。

(イ) 分類項目の配列

配列は旧小分類 104 における細分類の順序が適用されている。なお、この中分類は日本標準職業分類に設定されていない。

(4) 分類適用上の留意点

- ① 試験所・研究所などの試験・研究施設において情報処理・情報通信に関する研究の仕事に従事するものは、自然科学系研究者（004-01）に分類する。
- ② ハードウェアとしてのコンピュータの開発に関する技術的な仕事に従事するものは、電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）（006-02）に分類する。
- ③ コンピュータの製造に関する技術的な仕事のうち開発以外の仕事に従事するものは、電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）（007-02）に分類する。
- ④ システム全体の構成を企画・設計する仕事に従事するものは、IT システム設計技術者（010-02）に分類する。
- ⑤ ウェブサイトのデザインの仕事に従事するものは、ウェブデザイナー（017-01）に分類する。
- ⑥ パッケージソフトウェアや、スマートフォン・タブレットコンピュータなどの端末機器用のソフトウェアの開発の仕事に従事するものは、ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）（009-01）に分類する。
- ⑦ NC 工作機械やマシニングセンタの加工プログラムを作成する仕事、産業用ロボットの動作プログラムを作成する仕事（ティーチング）に従事するものは、プログラマー（009-03）に分類する。
- ⑧ CAD で作成された図面データを NC 工作機械の加工プログラムに変換する仕事に従事するものは、製図工（建物・土木施設を除く）（080-05）に分類する。

中分類 010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

コンピュータを用いて情報処理・通信を行うための技術的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① 適用業務の分析
- ② システムの企画・設計
- ③ プロジェクトの管理
- ④ 構築されたシステムの運用・管理
- ⑤ 社内での IT 対応
- ⑥ 通信ネットワークの構築など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	
— 適用業務の分析	—— IT コンサルタント（010-01）
— システムの企画・設計	—— IT システム設計者（010-02）
— プロジェクトの管理	—— IT プロジェクトマネージャ（010-03）
— システムの運用・管理	—— IT システム運用管理者（010-04）
— 社内での IT 対応	—— IT ヘルプデスク（010-05）
— ネットワークの構築	—— 通信ネットワーク技術者（010-06）
— その他	—— その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）（010-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 010 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 10（情報処理・通信技術者）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

- ・ 010-01（IT コンサルタント）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 10 の下の小分類 101（システムコンサルタント）の名称を変更して設定されている。
- ・ 010-02（IT システム設計者）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 10 の下の小分類 102（システム設計技術者）の名称を変更して設定されている。
- ・ 010-03（IT プロジェクトマネージャ）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 10 の下の小分類 103（情報処理プロジェクトマネージャ）の名称を変更して設定されている。
- ・ 010-99（その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く））は、中分類項目名

の変更にもなつて旧中分類 10 の下の小分類 109（その他の情報処理・通信技術者）の名称を変更して設定されている。

③職務範囲の変更

010-04（IT システム運用管理者）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 10 の下の小分類 105（システム運用管理者）の名称を変更して設定されているが、旧小分類 105 に該当するヘルプデスクの仕事が小分類として設定されたため、旧分類に比べて職務範囲は狭くなっている。

④新たに設定された項目

010-06（IT ヘルプデスク）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 10 の下の小分類 10（システム運用管理者）の一部であるヘルプデスクの仕事が小分類として新たに設定されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技術を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 10（情報処理・通信技術者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

- ①試験所・研究所などの試験・研究施設において情報処理・情報通信に関する研究の仕事に従事するものは、自然科学系研究者（004-01）に分類する。
- ②コンピュータの開発に関する技術的な仕事に従事するものは、電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）（006-02）に分類する。
- ③コンピュータの製造に関する技術的な仕事のうち開発以外の仕事に従事するものは、電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）（007-02）に分類する。
- ④コンピュータ上で作動する各種のソフトウェアを作成する仕事に従事するものは、仕事の種類に即して情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）（009）のうち該当する分類項目に分類する。
- ⑤システム開発プロジェクトにおけるチームリーダーは、主に従事する仕事に即して情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）（009）のうち該当する分類項目に分類する。

中分類 011 その他の技術の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

中分類 005～010 に含まれない専門的な知識を必要とする技術的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

通信機器の操作、労働災害の防止、作業環境の測定など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

011	その他の技術の職業	
├	通信機器の操作	—— 通信機器操作員 (011-01)
└	その他	—— 他に分類されない技術の職業 (011-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 011 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 11（その他の技術者）と中分類 24（その他の専門的職業）に含まれる小分類 246（通信機器操作員）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

011-99（他に分類されない技術の職業）は、中分類項目名の変更にともなって旧中分類 11 の下の小分類 119（その他の技術者）の名称を変更して設定されている。

③ 移設された項目

011-01（通信機器操作員）は、旧中分類 24 の下の小分類 246（通信機器操作員）の位置づけを専門的職業から技術的職業に変更して中分類 011 に移設されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類のうち 011-01 は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能の種類を基準にして設定されている。この中分類に設定されている分類項目は、小分類 1 項目と雑分類であるため、小分類が先に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 大分類項目名と通信機器操作員

この職業分類の大分類の項目名はすべて「～の職業」で統一されている。大分類 02 に対応する旧分類は研究者（中分類 05）と技術者（中分類 06～11）である。項目名を「技術の職業」にする場合には、技術者だけではなく技術的な性質の仕事も含まれるため、技術者以外の技術的な仕事を設定する必要がある。そのため、通信機器操作員の位置づけが専門的職業から技術的職業に変更され、この大分類に移設されている。

(イ) 他の分類項目に分類する仕事

①研究所、試験場などの試験・研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な試験・調査・研究の仕事に従事するものは自然科学系研究者（004-01）に分類する。

②保健衛生に関連する技術的な仕事は、従事する仕事の種類に即して中分類 024（医療技術者）のうち該当する分類項目に分類する。

(ウ) ミキサーの仕事と位置づけ

011-01 にはミキサーの仕事が分類されている。ミキサーとはミキシングコンソール（音響調整卓）を操作して複数の音声信号の音量・音質を調整する仕事である。PA ミキサーや音響ミキサーとも呼称される。この仕事は次のように分類されている。

①放送業のミキサーの仕事：011-01

テレビ・ラジオの番組制作におけるミキサーの仕事は、通信機器操作員に分類する。

『職業名索引』にはミキサー（テレビ・ラジオ）が採録されている。

②舞台、コンサート会場、レコード制作のミキサーの仕事：081-01

舞台やコンサート会場などにおけるミキサーの仕事や、CDなどの音楽録音物の制作におけるミキサーの仕事は、生産類似の職業に分類する。『職業名索引』には、音響係（コンサート会場）、音響係（舞台）、PA ミキサー、ミキサー（録音スタジオ）が採録されている。

なお、011-01 に分類されているPA（音響）オペレーターは、ミキサーだけではなくマイク、アンプ、スピーカーなどの音響機器を操作・調整する仕事である。081-01 の音響係（コンサート会場）、音響係（舞台）も職務範囲はPA（音響）オペレーターと同じである。

大分類 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業

1. 総説

この大分類には、専門的な仕事のうち他の分類項目に分類されない仕事が分類される。

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

① 高度の専門的水準において行う、法務、経営、宗教、著述、美術、写真、デザイン、音楽、舞台芸術、司書、学芸員、カウンセリングなどの仕事

② 専門的な仕事であっても次の職業は他の大分類項目に分類される。

健医療の専門的職業 → 大分類 04 (医療・看護・保健の職業)

教育の専門的職業、保育士、個人教師 → 大分類 05 (保育・教育の職業)

社会福祉の専門的職業 (保育士を除く) → 大分類 08 (福祉・介護の職業)

(イ) 職務の具体的内容

① 高度の専門的水準

この大分類に該当する仕事を遂行するためには、通例、大学などにおける専門的分野の訓練、またはこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

② 高度の専門的水準の仕事

この職業分類では、この大分類の職業分野に含まれる職業を専門的な仕事とそれ以外の仕事に区分していることが多い。そのうち専門的な仕事がこの大分類に該当する。たとえば、経営に関する仕事のうち税理士 (013-02) は専門的な仕事に、企業内での会計・経理の仕事は事務の仕事 (経理事務員 (038-03)) にそれぞれ位置づけられている。同様に、絵を描く仕事のうちイラストレーターは専門的な仕事 (美術家、イラストレーター (016-01)) に、アニメーターは生産関連の仕事 (画工、看板制作工 (080-03)) にそれぞれ位置づけられている。

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業

— 法務の専門的な仕事	—— 法務の職業 (012)
— 経営・金融・保険の専門的な仕事	—— 経営・金融・保険の専門的職業 (013)
— 宗教の布教・法要	—— 宗教家 (014)
— 著作、記事の取材、編集	—— 著述家、記者、編集者 (015)
— 芸術作品の創作、写真撮影、撮影機の操作	—— 美術家、写真家、映像撮影者 (016)
— 意匠の考案	—— デザイナー (017)

— 音楽の演奏、俳優、演出家	—— 音楽家、舞台芸術家 (018)
— 資料の収集、展示、利用相談、 カウンセリング	—— 図書館司書、学芸員、カウンセラー (医療・ 福祉施設を除く) (019)
— その他	—— その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職 業 (020)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 03 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 (17、18、20～24) に対応して設定されている。

② 職務範囲の変更

- ・ 016 (美術家、写真家、映像撮影者) は、旧中分類 22 (美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者) のうちデザイナーを除く他の 3 職業で構成され、旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている
- ・ 020 (その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業) は、旧中分類 24 (その他の専門的職業) に含まれる 7 つの小分類のうち 5 つの小分類 (図書館司書、学芸員、カウンセラー、個人教師、通信機器操作員) が他の大分類または大分類 03 の他の中分類に移設されたため、残りの 2 項目で構成され、旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。また、大分類の項目名の変更にもなって雑分類の項目名も変更されている。

③ 新たに設定された項目

- ・ 017 (デザイナー) は、実務利用の観点から旧中分類 22 (美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者) のうちデザイナーを分割して、中分類として新たに設定されている。
- ・ 019 (図書館司書、学芸員、カウンセラー (医療・福祉施設を除く)) は、旧中分類 24 (その他の専門的職業) の下の 3 つの小分類 (図書館司書、学芸員、カウンセラー (医療・福祉施設を除く)) で構成される新たな中分類として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この大分類の下の中分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能、または仕事に必要なとされる資格・免許の種類を基準にして区分されている。

(イ) 分類項目の配列

配列は日本標準職業分類の大分類 B (専門的・技術的職業従事者) における中分類の慣行的な順序が基本になっている。新たに設定された中分類のうちデザイナー (017) は旧中分類 22 の一部を分割して設定された項目であるため中分類 016 の次に配置されている。図書館司書・学芸員・カウンセラー (019) は雑分類である旧中分類 24 を分割して設定された項目であるため雑分類を除く中分類の中で最後の項目として配置されている。

(4) 法務・経営・文化芸術等の専門的職業と他の大分類との関係

- ①法務に関する仕事のうち企業内で法務事務の仕事に従事するものは、その他の総務事務の職業（035）に分類する。
- ②特許に関する仕事のうち特許事務所で弁理士の指示のもとに特許明細書などを作成する仕事に従事するものは、その他の技術の職業（011）に分類する。
- ③経営に関する仕事のうち会計事務の仕事に従事するものは会計事務の職業（038）に、人事事務の仕事に従事するものは総務・人事・企画事務の職業（033）にそれぞれ分類する。
- ④金融・保険に関する仕事のうち事務の仕事に従事するものは会計事務の職業（038）または営業・販売関連事務の職業（040）に、保険の代理・媒介、株式・債券の取引の仕事に従事するものは販売類似の職業（047）に、営業の仕事に従事するものは営業の職業（048）にそれぞれ分類する。
- ⑤宗教に関する仕事のうち助勤巫女（みこ）の仕事に従事するものは、その他のサービスの職業（058）に分類する。
- ⑥工芸に関する仕事のうち生産現場で陶磁器や漆器などの製品製造の仕事に従事するものは、従事する仕事に即して製造・修理・塗装・製図等の職業（12）のうち該当する分類項目に分類する。
- ⑦写真に関する仕事のうち現像・焼き付け・引き伸ばしなどの技能的な仕事に従事するものは、生産関連の職業（塗装・製図を含む）（080）に分類する。
- ⑧音楽に関する仕事のうち楽器などの個人教授の仕事に従事するものは、習い事指導等教育関連の職業（032）に分類する。
- ⑨図書館・博物館の仕事うち図書館のカウンター受付の仕事、博物館の受付の仕事に従事するものは、一般事務・秘書・受付の職業（034）に分類する。
- ⑩相談の仕事のうち結婚相談所で相談の仕事に従事するものは、その他のサービスの職業（058）に分類する。
- ⑪弁護士、司法書士、社会保険労務士のそれぞれの補助業務に従事するものは、その他の総務等事務の職業（035）に分類する。
- ⑫公認会計士事務所、税理士事務所において税務会計の補助業務に従事するものは、会計事務の職業（038）に分類する。

2. 中分類別の主な職務および小分類体系

中分類 012 法務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

法務に関する専門的な仕事で分類される

(イ) 職務の具体的内容

裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士、および司法に関連する専門的な仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

012 法務の職業

—	法律上の争訴の裁判、刑事事件の公訴、 裁判での依頼者の代理	—	裁判官、検察官、弁護士 (012-01)
—	産業財産権の出願の代理	—	弁理士 (012-02)
—	登記申請の代理	—	司法書士 (012-03)
—	その他	—	その他の法務の職業 (012-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 012 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 17 (法務の職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

裁判官、検察官、弁護士 (012-01) は、実務での取扱件数を考慮して旧中分類 17 の下の 3 つの小分類 (171 裁判官、172 検察官、173 弁護士) を統合して新たな小分類として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要とされる資格・免許の種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 17 (法務従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 類似職業

① 行政書士の仕事に従事するものは、他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業 (020-99) に分類する。

② 不動産鑑定士の仕事に従事するものは、他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業 (020-99) に分類する。

③ 会社で法務事務の仕事に従事するものは、法務・広報・知的財産事務の職業 (035-01) に

分類する。

(イ) 補助的な仕事

① 位置づけの原則

この職業分類では日本標準職業分類における分類原則が準用されている。分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類する（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。

② 法務の分野での補助・助手の仕事

- ・ 弁護士または司法書士の補助業務に従事するものは、他に分類されない総務等事務の職業（035-99）に分類する。
- ・ 特許事務所において弁理士の指示のもとに特許明細書などを作成する仕事に従事するものは、他に分類されない技術の職業（011-99）に分類する。

中分類 013 経営・金融・保険の専門的職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

経営、金融、保険に関する専門的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 経営に関する専門的な仕事

公認会計士、税理士、社会保険労務士

② 金融・保険に関する専門的な仕事

資産運用・金融取引に関する助言、企業の財務分析にもとづく株式の投資価値の分析・評価、保険商品の開発など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

013 経営・金融・保険の専門的職業

— 財務書類の監査	—— 公認会計士 (013-01)
— 租税に関する申告書類の作成	—— 税理士 (013-02)
— 労働・社会保険に関する書類 の作成	—— 社会保険労務士 (013-03)
— その他	—— その他の経営・金融・保険の専門的職業 (013-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 013 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 18（経営・金融・保険の専門的職業）に対応して設定されている。

② 廃止された項目

旧中分類 18 の下には小分類 184（金融・保険専門職）が設定されていたが、実務での取扱件数の観点から項目が廃止され、雑分類（013-99）に移設されている。このため 013-99 の職務範囲は、旧中分類 18 の雑分類（189 その他の経営・金融・保険の専門的職業）よりも広がっている。

③ 中分類の項目名と小分類

中分類 013 の項目名は経営・金融・保険の専門的職業であるが、013 に設定されている小分類（公認会計士、税理士、社会保険労務士）はいずれも経営に関する仕事である。金融、保険に関する専門的な仕事は小分類ではなく雑分類に位置づけられている。中分類の項目名が経営・金融・保険になっているのは、この項目が日本標準職業分類の中分類 18（経営・金融・保険専門職業従事者）に対応して設定されているからである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要とされる資格・免許の種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 18（経営・金融・保険専門職業従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 事務、販売に該当する金融・保険分野の仕事

- ① 金融・保険に関する仕事のうち事務の仕事に従事するものは、従事する仕事に即して会計事務の職業（038）または営業・販売関連事務の職業（040）のうち該当する分類項目に分類する。
- ② 金融・保険に関する仕事のうち店舗における有価証券の売買、保険の代理、保険契約の締結の媒介、株式・為替の取引などの販売類似の仕事に従事するものは、従事する仕事に即して販売類似の職業（047）のうち該当する分類項目に分類する。
- ③ 金融・保険に関する仕事のうち営業の仕事に従事するものは、金融・保険営業員（048-07）に分類する。

(イ) 補助的な仕事

① 位置づけの原則

この職業分類では日本標準職業分類における分類原則が準用されている。分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類する（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。

② 経営・金融・保険の分野での補助・助手の仕事

- ・ 税理士事務所などで税務会計の補助業務に従事するものは、経理事務員（038-03）に分類する。
- ・ 社会保険労務士事務所で官公署に提出する書類の作成補助の仕事に従事するものは、他に分類されない総務等事務の職業（035-99）に分類する。

中分類 014 宗教家

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

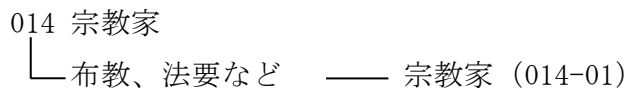
仕事として宗教活動に従事するものが分類される。

(イ) 職務の具体的内容

神道・仏教・キリスト教・その他の宗教における、布教、伝道、法要、祭式の執行など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 014 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 20（宗教家）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 014-01 は、旧中分類 20 の下の小分類 201（宗教家）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

中分類 014 とその下に設定されている唯一の小分類である 014-01 は同一の職業である。いずれも仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして設定されている。

(4) 分類適用上の留意点

① 助勤巫女

神社には特定の期間あるいは特定の用務などのために巫女（みこ）の仕事に従事する助勤巫女と呼ばれる仕事がある。常勤の巫女ではないという意味で助勤巫女という名称が使用されている。神札・御守の頒布、祭典の補助、神前結婚式での用務、参拝客の案内など各種の仕事に従事する巫女も、特定の用務に従事する巫女も、常勤でない場合はいずれも助勤巫女と呼ばれる。これらの仕事は大分類 09（サービスの職業）の下の中分類 058（その他のサービスの職業）に分類される（058-99 助勤巫女）。

② 霊園の管理の仕事

霊園（寺院の墓地を除く）において、墓地の購入・継承・改葬などに関する相談、霊園・墓地の管理に関する事務的な仕事（埋葬許可証などの書類の管理、墓地の図面・帳簿の管理など）、共用部分の設備管理・清掃などの仕事に従事するものはサービスの職業（058-99 霊園管理者）に分類する。

中分類 015 著述家、記者、編集者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

著述家、記者、編集者が分類される

(イ) 職務の具体的内容

① 著述家

文芸作品の創作、文芸作品・学術書などの翻訳

② 記者

新聞・雑誌などの記事の取材、原稿の執筆

③ 編集者

新聞・雑誌・図書などの編集

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

015 著述家、記者、編集者	
├ 文芸作品の創作	—— 著述家（翻訳家を除く）（015-01）
├ 翻訳	—— 翻訳家（015-02）
└ 記事の取材、編集	—— 記者、編集者（015-03）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 015 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 21（著述家、記者、編集者）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 015-01（著述家（翻訳家を除く））は、旧中分類 21 の下の小分類 211（著述家）に含まれる 4 つの細分類のうち翻訳家以外の 3 項目で構成される小分類として新たに設定されている。
- ・ 015-02（翻訳家）は、旧中分類 21 の下の小分類 211（著述家）に含まれる細分類のうち翻訳家が小分類として新たに設定されている。
- ・ 015-03（記者、編集者）は、日本標準職業分類の分類項目に合わせて旧中分類 21 の下の 2 つの小分類（212 記者、213 編集者）を統合して新たな小分類として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 21（著述家、記者、編集者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類に設定されていない翻訳家（015-02）は、著述家の概念に含まれる職業として扱われているので著述家（翻訳家を除く）（015-01）の後に配置

されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 小分類の項目名

この職業分類に設定されている小分類は旧分類の小分類をそのまま小分類として設定したものだけではなく、細分類項目を小分類として新たに設定したものもある。旧分類のひとつの小分類項目とその下の細分類項目をともに小分類項目として設定する際の項目名の選定は次の原則にもとづいて行われている。

分類段階の下位の項目（細分類）を格上げして上位の項目（小分類）と同一の分類段階に項目を設定する場合、上位の項目名をそのまま維持すると両者が重複するので、重複を避けるために以下のような3つ方法がとられている。以下の例は、旧分類の小分類Aと細分類aの2項目をともに小分類にするときの項目名の付け方である。015-01と015-02は方法1の考え方にもとづいて項目名が選定されている。

旧分類	方法1	方法2	方法3
小分類A	小分類A (aを除く)	小分類A'	小分類b・c
細分類a	小分類a	小分類a	小分類a
細分類b		(A'はb+cの集約名称)	
細分類c			

(イ) 通訳と反訳

通訳と反訳はともに専門的な性質の仕事である。これらの仕事は中分類20（その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業）に位置づけられているが、小分類が異なる。通訳は020-02に、反訳者は020-99にそれぞれ分類されている。

中分類 016 美術家、写真家、映像撮影者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

美術家、写真家、映像撮影者が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 美術家

彫刻・絵画・書・美術工芸品などの芸術作品の創作、イラストの制作

② 写真家

肖像写真の撮影、新聞・雑誌の記事や広告・宣伝などに用いるための写真の撮影

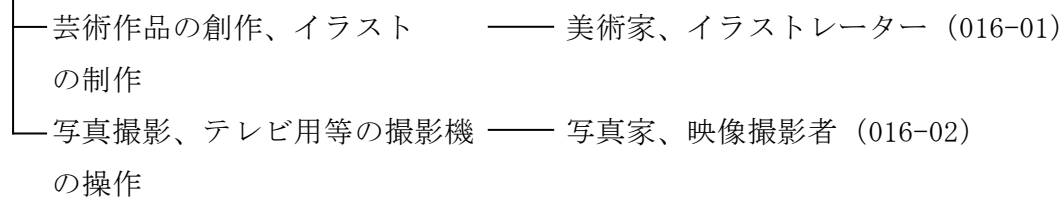
③ 映像撮影者

映画・テレビ用撮影機などの操作

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

016 美術家、写真家、映像撮影者



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 016 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 22（美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者）のうち 224 デザイナー以外の 4 つの小分類（221～223、225）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 016-01（美術家、イラストレーター）のうち美術家は、実務における取扱件数を考慮して、旧小分類 222（画家、書家、漫画家）の下での 2 つの細分類（画家・書家、漫画家・イラストレーター）のうちイラストレーター以外の職業（画家、書家、漫画家）と旧中分類 22 の下の 2 つの小分類（221 彫刻家、223 工芸美術家）を統合して新たな小分類として設定されている。
- ・ 016-01（美術家、イラストレーター）のうちイラストレーターは、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 222 の下の細分類に含まれるイラストレーターが小分類として新たに設定されている。

③ 廃止された項目

旧中分類 22 の下の 3 つの小分類（221 彫刻家、222 画家、書家、漫画家、223 工芸美術

家)は廃止されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 22 (美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者)における小分類の慣行的な順序が適用されている。

中分類を構成する小分類がいくつかの職業分野に分かれている場合、中分類の項目名と小分類の配列を対応させることが原則である。小分類 016-01 の項目名のうちイラストレーターは美術家に含まれる職業なので中分類の項目名は美術家で代表されている。

(4)分類適用上の留意点

- ①書道を個人教授する仕事に従事するものは、書道個人教師 (032-03) に分類する。
- ②陶磁器を製造する仕事 (陶磁器画工を含む) に従事するものは、陶磁器工 (073-02) に分類する
- ③漆器を製造する仕事 (まき絵師を含む) に従事するものは、漆器工 (073-99) に分類する。
- ④アニメーション制作のための描画の仕事に従事するものは、アニメーター (080-03) に分類する。

中分類 017 デザイナー

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

デザイナーが分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① ウェブサイトのデザイン
- ② グラフィックデザイン
- ③ 工業的・商業的製品、その他の物品のデザインなど

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

017 デザイナー

ウェブサイトのデザイン	—	ウェブデザイナー (017-01)
印刷物上のデザイン	—	グラフィックデザイナー (017-02)
その他	—	その他のデザイナー (017-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 017 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 22（美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者）のうち小分類 224（デザイナー）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 017-01（ウェブデザイナー）は、実務利用の観点から旧小分類 224 の下の細分類（ウェブデザイナー）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 017-02（グラフィックデザイナー）は、実務利用の観点から旧小分類 224 の下の細分類（グラフィックデザイナー）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 017-99（その他のデザイナー）は、旧小分類 224 の下の 7 つ細分類のうちウェブデザイナーとグラフィックデザイナーを除く 5 つの細分類を統合して雑分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（デザインの種類）を基準にして区分され、配列は実務利用における取扱件数の多い順になっている。

(4) 分類適用上の留意点

- ① コンピュータグラフィックス（CG）を使って建物の透視図（パース）を作成する仕事に従事するものは、CG パースデザイナー（080-03）に分類する。
- ② 印刷物を制作するためグラフィックデザインを中心にして視覚的表現を指示・指揮する仕事に従事するものは、アートディレクター（020-99）に分類する。

中分類 018 音楽家、舞台芸術家

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

音楽家および舞台芸術家が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 音楽家

音楽の作曲、演奏の指揮、演奏、歌唱

② 舞台芸術家

舞踊・演劇・演芸の上演（舞踊家、俳優、演芸家）、映画・演劇などの制作・監督（プロデューサー、演出家）

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

018 音楽家、舞台芸術家	
├ 音楽の作曲・演奏	—— 音楽家 (018-01)
├ 舞踊・演劇・演芸の上演	—— 舞踊家、俳優、演芸家 (018-02)
└ 映画・演劇などの制作・監督	—— プロデューサー、演出家 (018-03)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 018 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 23（音楽家、舞台芸術家）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

018-02（舞踊家、俳優、演芸家）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 23 の下の 3 つの小分類（232 舞踊家、233 俳優、235 演芸家）を統合して新たな小分類として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能の種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 23（音楽家、舞台芸術家）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。全体が音楽家と舞台芸術家に大別され、舞台芸術家の中では演技者が先に配列され、その次に映画・演劇などの制作・上演のための演出家が配置されている。018-02 の 3 職業の配列は、日本標準職業分類の中分類 23 における小分類の順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

① 日本の伝統芸能である能楽、歌舞伎、人形浄瑠璃、神楽、雅楽、舞楽、田楽、箏曲等の邦楽、長唄、地歌などの演技者・演奏者は、その表現の種類に即して 018-01（音楽家）

または 018-02（舞踊家、俳優、演芸家）に分類する。

- ②神社において巫女神楽を奉納する仕事に従事するものは、巫女（058-99）に分類する。
- ③ウェブサイトの制作、ゲームソフトの制作、広告の制作、音楽 CD の制作などの舞台芸術・映画・テレビ以外の分野におけるプロデューサー／ディレクターは、020-99（他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業）に分類する。

中分類 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 図書館司書

図書館資料の収集・分類、レファレンスサービスなどの専門的な仕事

② 学芸員

博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示、調査研究などの専門的な仕事

③ カウンセラー

学校・就労支援機関・事業所などにおけるカウンセリングによる専門的な援助を行う仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）

— 図書館資料の収集・分類、レファレンスサービス — 図書館司書（019-01）

— 博物館等での資料の収集・展示、調査研究 — 学芸員（019-02）

— 専門的なカウンセリング — カウンセラー（医療・福祉施設を除く）（019-03）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 019 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 24（その他の専門的職業）に含まれる 3 つの小分類（241 図書館司書、242 学芸員、243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く））に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

019-01 から 019-03 までの 3 つの小分類は、旧中分類 24 の 3 つの小分類（241、242、243）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類基準、配列

この中分類の下の小分類のうち図書館司書と学芸員の分類は、仕事に必要なとされる資格・免許の種類を基準にして、カウンセラーの分類は仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にしてそれぞれ区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 24（その他の専門的職業従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(イ)職務の類似性

この職業分類では小分類項目の設定だけではなく、大・中分類の設定にあたっては職務の類似性原則を適用することが基本になっている。この中分類では実務利用の便宜を考慮して職務の類似性と異なる要素を取り入れ、司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）の3つの職業が同一の中分類に設定されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)図書館司書、学芸員

図書館司書（019-01）と学芸員（019-02）の分類は、司書または学芸員の資格名をもって分類項目としているため、これらの項目に分類されるのは司書（司書補）あるいは学芸員（学芸員補）の資格保持者のみである。ただし、図書館、博物館等の職員である者に本職業分類を適用するとき、司書または学芸員の資格を有していなくても司書・学芸員に相当する仕事に従事している場合にはこれらの項目に該当する。

(イ)カウンセラーの位置づけ

カウンセラーの仕事は就業分野別に3か所（医療分野、福祉分野、それ以外）に分類されている³。

①医療分野のカウンセラー（027-99）

病院の精神科・心療内科などにおいてカウンセリング、心理療法などの仕事に従事するカウンセラーが該当する。

②福祉分野のカウンセラー（049-99）

児童福祉施設および障害者施設（障害福祉サービスを提供する施設・事業所）においてカウンセリング、心理療法などの仕事に従事するカウンセラーが該当する。児童福祉施設のカウンセラーは児童福祉施設指導専門員（049-05）に、障害者施設のカウンセラーは障害者福祉施設指導専門員（049-04）にそれぞれ該当するが、職業の横断的な分類のため中分類049の雑分類（049-99）に心理カウンセラー（福祉施設）として分類されている。049-99の(4)の(ウ)②③参照。

③その他のカウンセラー（019-03）

学校・就労支援機関・事業所などのカウンセラー、およびカウンセリングを個人事業として行っているカウンセラーが該当する。

³ 複数の分類項目にカウンセラーの仕事が分類されているのは大分類の構成が関係している。大分類03に法務・経営・文化芸術等の専門的職業、大分類04に医療・看護・保健の職業、大分類08に福祉・介護の職業がそれぞれ設定されている。そのため、カウンセラーのうち医療分野での仕事に従事するものは大分類04に、社会福祉の分野での仕事に従事するものは大分類08に、それ以外の分野での仕事に従事するものは大分類03にそれぞれ分類される。

(ウ)類似職業

- ①福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所などの行政機関において相談・援助の仕事に従事するものは、福祉相談・指導専門員（049-02）に分類する。
- ②老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの福祉施設において相談・援助・指導などの仕事に従事するものは、施設の種類の即して、049-03～049-06のうち該当する分類項目に分類する。

中分類 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

中分類 012～019 に含まれない専門的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

プロスポーツの選手・監督、通訳、その他の専門的性質の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

020	その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	
├	プロスポーツ選手、監督、審判	職業スポーツ家 (020-01)
├	通訳	通訳 (020-02)
└	その他	他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業 (020-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 020 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 24（その他の専門的職業）に設定されている 2 つの小分類（245 職業スポーツ家、249 他に分類されない専門的職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

020-02（通訳）は、実務での取扱件数を考慮して旧小分類 249 の下の細分類（通訳）が小分類として新たに設定されている。

③ 項目名の変更

020-99（他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業）は、旧小分類 249 に対応して設定されているが、大分類の項目名の変更にもなって名称が変更されている。

④ 職務範囲の変更

020-99（他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業）は、旧小分類 249 の下の 9 つの細分類うち通訳を除いた 8 つの細分類を統合して設定されているため、旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。

⑤ 雑分類（020-99）の職業定義

この項目には旧小分類 249 の下の細分類のうち廃止された 7 項目（行政書士、不動産鑑定士、ラジオ・テレビアナウンサー、速記者、調律師、調教師、通関士）が含まれるので、職業定義にはそれらの職務が優先して記述・配列されている。

⑥ 旧中分類 24 の下の小分類の分割・移設

旧中分類 24 の下に設定されていた 7 つの小分類項目のうち 5 項目は次のとおり分割・

移設されている。

分割された小分類	移設先
241 図書館司書	大分類 03 (中分類 019)
242 学芸員	大分類 03 (中分類 019)
243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)	大分類 03 (中分類 019)
244 個人教師	大分類 05 (中分類 032)
246 通信機器操作員	大分類 02 (中分類 011)

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の中分類 24 (その他の専門的職業従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。通訳は、雑分類に含まれる職業が小分類として新たに設定されているため雑分類の前に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

- ① スポーツ施設でスポーツの実演指導の仕事に従事するものは、スポーツインストラクター (032-02) に分類する。
- ② 保健医療に関する国の免許を有し、トレーニング方法の指導、けがの応急処置、健康管理などスポーツ選手を指導する仕事に従事するものは、免許の種類に即して大分類 04 (医療・看護・保健の職業) のうち該当する分類項目に分類する。
- ③ 行政書士、不動産鑑定士はこの中分類に該当するが、その補助業務に従事する行政書士補助者、不動産鑑定士補助者は、いずれも他に分類されない総務等事務の職業 (035-99) に分類する。

大分類 04 医療・看護・保健の職業

1. 総説

この大分類には、保健医療の専門的な仕事および補助的な仕事が分類される。

(1) 職務の範囲および具体的内容

(ア) 保健医療の専門的な仕事⁴

① 保健医療の専門的・技術的な仕事

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

② 保健医療の専門的な仕事

保健師、助産師、看護師、准看護師

③ 保健衛生に関連する技術的な仕事

診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士

④ 保健衛生に関連する仕事

栄養士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

(イ) 保健医療の補助的な仕事

① 仕事の性質

医師・歯科医師・獣医師・看護師などの専門的な仕事に従事するものから指示を受けて行う。

② 補助的な仕事の位置づけ

資格や免許の名称が分類項目の名称になっている場合、その項目には資格を持っていない助手や補助者などを分類できないので、従事する仕事に即して他の分類項目に分類するのが原則である（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。この大分類において補助的な仕事が保健医療分野の免許を必須とする専門的な仕事とは異なる中分類に分類されているのはこの原則による。

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

04 医療・看護・保健の職業

— 診断・治療、調剤	—— 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師（021）
— 保健指導、助産	—— 保健師、助産師（022）
— 傷病者の療養上の世話	—— 看護師、准看護師（023）
— 放射線の照射、臨床検査、 理学療法、歯科技工等	—— 医療技術者（024）

⁴ 保健医療の専門的な仕事に従事するためには国の免許が必要である。

— 栄養指導	—— 栄養士、管理栄養士（025）
— あん摩マッサージ指圧等の施術	—— あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師（026）
— その他	—— その他の医療・看護・保健の専門的職業（027）
— 保健医療の補助業務	—— 保健医療関係助手（028）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 04 のうち中分類 021～027 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 12～15 に、中分類 028 は旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 37（保健医療サービスの職業）にそれぞれ対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 022（保健師、助産師）は、旧中分類 13（保健師、助産師、看護師）の下の 2 つの小分類（131 保健師、132 助産師）で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・ 023（看護師、准看護師）は、実務利用における取扱件数を考慮して旧中分類 13 の下の小分類 133（看護師、准看護師）が中分類として新たに設定されている。
- ・ 025（栄養士、管理栄養士）は、旧中分類 15（その他の保健医療の職業）の下の 4 つの小分類が仕事の違いによって 3 つの中分類に再編され、そのうち小分類 151（栄養士、管理栄養士）が中分類として新たに設定されている。
- ・ 026（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）は、旧中分類 15 の下の 2 つの小分類（152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、153 柔道整復師）で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・ 027（その他の医療・看護・保健の専門的職業）は、旧中分類 15 の下の雑分類 159（他に分類されない保健医療の職業）が中分類として新たに設定されている。

③ 項目名の変更

028（保健医療関係助手）は、旧中分類 37 の名称を変更して設定されている。旧中分類 12～15 の項目名は職業に従事する人を表す表現になっているので、旧中分類 37 の項目名も同様に人を表す表現にするために名称が変更されている。

④ 雑分類の配列と項目名

中分類 027 は大分類 04 の下の一連の中分類に挟まれて配置されている雑分類項目である。この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。

・ 中分類の雑分類

中分類である雑分類項目の名称は、当該雑分類項目が一の大分類の下最後のの中分類項目として配置されている場合、または一連の中分類に挟まれて配置されている場合を問

わず「その他の～」が共通名称として使用されている。

(例) 中分類 027 は、大分類 04 の下の一連の中分類に挟まれて配置されているが、項目名には共通名称の「その他の～」が適用されている。

・小分類の雑分類

一方、小分類である雑分類項目の名称は、雑分類項目の配列によって異なる。当該雑分類が一の中分類の下最後の小分類項目として配置されている場合、項目名には「その他の～」が使用され、一連の小分類に挟まれて配置されている場合には「他の～」が使用される。

(例) 小分類 036-03 は、中分類 036 の下の一連の小分類に挟まれて配置されているため項目名には「その他の～」ではなく、「他の～」が適用されている。雑分類項目の配列と項目名については、「総説および一般原則」の 4 の(2)④および 5(1)④にそれぞれ原則が定められている。

⑤職業分類の一般原則との関係

・一般原則

この職業分類では最小単位の分類項目の設定だけではなく、大・中分類の編成にも基本的に職務の類似性原則が適用されている。

・大分類 04 の下の中分類の構成

実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる観点から中分類が編成され、専門的な仕事（中分類 021～027）と補助的な仕事（中分類 028）の両者が併存する構成になっている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

(ア)分類の基準

この大分類の下の中分類は、旧大分類 B の一部の中分類と旧大分類 E の一部の中分類によって構成されているため中分類全体を対象とした統一的な分類基準が適用されているわけではない。中分類 021～027 の専門的な仕事は、仕事に必要とされる資格・免許の種類を基準にして設定され、中分類 028 の補助的な仕事は仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして設定されている。

この職業分類では最小単位の分類項目の設定だけではなく、大・中分類の編成にも基本的に職務の類似性原則が適用されているが、大分類 04 の下の中分類は実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる観点から中分類が編成されている。

(イ)分類項目の配列

①中分類の配列は、仕事の性質の違いを重視した順序になっている。資格・免許を必要とする専門的な仕事が先に配置され、その後に専門的な仕事の従事者から指示を受ける補助的な仕事が置かれている。専門的な仕事の配列は日本標準職業分類の大分類 B（専門

的・技術的職業従事者）における保健医療の中分類（12～15）の慣行的な順序が適用されている。

②新たに設定された中分類のうち保健師、助産師（022）と看護師、准看護師（023）の配列は、旧中分類13（保健師、助産師、看護師）における小分類の配列に準じている。

③栄養士、管理栄養士（025）とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師（026）の配列は、旧中分類15（その他の保健医療の職業）における小分類の配列に準じている。

(4) 医療・看護・保健の職業と他の大分類との関係

①医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師などの保健医療の専門的な仕事に従事する自衛官は、自衛官（060）に分類する。大分類01の(4)(7)②参照。

②試験・研究施設において医学・歯学・獣医学・薬学の知識をもって試験・研究の仕事に従事する医師・歯科医師・獣医師・薬剤師は、研究者（004）に分類する。

③医師または保健師の免許を有し、保健所において内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものは、管理的公務員（003-01）ではなく医師（021-01）または保健師（022-01）に分類する。

④整体師、カイロプラクターの仕事に従事するものは、その他のサービスの職業（058）に分類する。

⑤治験関連の仕事のうち治験コーディネーターはこの大分類（中分類027）に分類されるが、治験実施中のモニタリングなどの仕事に従事する臨床開発モニターは、医療・介護事務の職業（037）に分類する。

⑥高齢者の介護施設において、介護員の指示を受けて介護にかかる各種の補助的な仕事に従事する介護助手は、施設介護の職業（050）に分類する。

2. 中分類別の主な職務および小分類体系

中分類 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 医師

医師の免許を有して行う、診断・治療などの医学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事

② 歯科医師

歯科医師の免許を有して行う、診断・治療などの医学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事

③ 獣医師

獣医師の免許を有して行う、診断・治療などの獣医学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事

④ 薬剤師

薬剤師の免許を有して行う、調剤などの薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	
— 身体の疾患の診断・治療	—— 医師 (021-01)
— 歯の疾患の診断・治療	—— 歯科医師 (021-02)
— 家畜等の疾患の診断・治療	—— 獣医師 (012-03)
— 医薬品の調剤・供給管理・ 製造管理	—— 薬剤師 (012-04)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 021 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 12（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

21-01 から 021-04 までの 4 つの小分類は、旧中分類 12 の下の 4 つの小分類（121、122、123、124）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要なとされる資格・免許の種類を基準にして区分され、

配列は日本標準職業分類の大分類 B（専門的・技術的職業従事者）の下の中分類 12（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師と研究者

研究所、試験場などの試験・研究施設において、医学的知識、獣医学的知識、または薬学的知識にもとづいて専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事する医師、歯科医師、獣医師、または薬剤師は自然科学系研究者（004-01）に分類する。

(イ) 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許と仕事の位置づけ⁵

① 免許ではなく仕事が優先される職業

保健医療の免許を有して次の仕事に従事するものは、免許よりも仕事を優先して分類される。分類先はいずれも中分類 027（その他の医療・看護・保健の専門的職業）の雑分類（027-99）である。

- ・ 医師、歯科医師、獣医師、または薬剤師の免許を有し、薬事監視員、食品衛生監視員、環境衛生監視員、家庭用品衛生監視員の仕事に従事するもの
- ・ 医師、獣医師、または薬剤師の免許を有し、環境衛生指導員の仕事に従事するもの
- ・ 薬剤師の免許を有し、治験コーディネーターの仕事に従事するもの

② 仕事よりも免許が優先される職業

保健医療の免許を有して次の仕事に従事するものは、仕事よりも免許を優先して分類される。

- ・ 医師、歯科医師、または薬剤師の免許を有し、衛生管理者の仕事に従事するもの
- ・ 獣医師の免許を有し、家畜防疫員の仕事に従事するもの
- ・ 医師の免許を有し、検疫所の検疫官の仕事に従事するもの
- ・ 医師の免許を有し、労働衛生コンサルタントの仕事に従事するもの

(ウ) 保健医療の補助的な仕事の位置づけ

この職業分類では日本標準職業分類における分類原則が準用されている。分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類される（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。たとえば、

- ① 病院などで医師・看護師の指示のもとに患者の看護にかかる補助的な仕事などに従事するものは、看護助手（028-01）に分類する。
- ② 歯科診療所などで歯科医師の指示のもとに診療の補助的な仕事などに従事するものは、歯科助手（028-02）に分類する。

⁵ 『職業名索引』における慣行的な位置づけによる。

- ③動物病院で獣医師の指示のもとに診療の補助的な仕事などに従事するものは、動物病院助手（028-99）に分類する。
- ④調剤薬局などで薬剤師の指示のもとに調剤の補助的な仕事などに従事するものは、調剤助手（028-99）に分類する。

中分類 022 保健師、助産師

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

保健師、助産師が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

①保健師

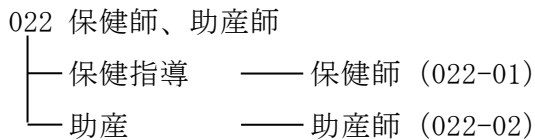
保健師の免許を有して行う、疾病予防の指導、傷病者の療養指導、その他の保健指導

②助産師

助産師の免許を有して行う、助産、妊婦・新生児等の保健指導

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 022 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 13（保健師、助産師、看護師）の下の3つの小分類項目のうち2つの項目（131 保健師、132 助産師）に対応して設定されている。

②旧分類との異同

小分類 022-01 と 022-02 は、旧中分類 13 の下の2つの小分類（131、132）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要とされる資格・免許の種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 B（専門的・技術的職業従事者）の下の中分類 13（保健師、助産師、看護師）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 保健師の免許と仕事の位置づけ⁶

次の仕事に従事するものは、仕事よりも免許を優先して分類される。

- ・保健師の免許を有し、衛生管理者の仕事に従事するもの
- ・保健師の免許を有し、労働衛生コンサルタントの仕事に従事するもの

(イ) 養護教諭

⁶ 『職業名索引』における慣行的な位置づけによる。

学校の養護教諭は、仕事に従事する学校種に即して中分類 029（保育士、幼稚園教員）または中分類 031（学校等教員）に分類する。

中分類 023 看護師、准看護師

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

看護師、准看護師が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 看護師

看護師の免許を有して行う、傷病者等に対する療養上の世話、診療の補助業務

② 准看護師

准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて行う、傷病者等に対する療養上の世話、診療の補助業務

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

023 看護師、准看護師	
— 病者の療養上の世話、療の補助業務	—— 看護師・准看護師（病院・診療所）（023-01）
— 齢者の健康管理	—— 看護師・准看護師（介護施設）（023-02）
— 訪問看護	—— 看護師・准看護師（訪問看護）（023-03）
— その他	—— その他の看護師・准看護師（023-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 023 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 13（保健師、助産師、看護師）に含まれる 3 つの小分類のうち小分類 133（看護師、准看護師）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

旧小分類 133 の下には免許別に 2 つの細分類（看護師、准看護師）が設定されていたが、実務利用の便宜を考慮して就業場所や職務遂行形態などを重視した 4 つの小分類に再編成されている。

・ 就業場所を重視して設定された項目

病院・診療所での仕事 → 023-01 看護師・准看護師（病院・診療所）

介護施設での仕事 → 23-02 看護師・准看護師（介護施設）

・ 職務遂行形態を重視して設定された項目

訪問看護の仕事 → 023-03 看護師・准看護師（訪問看護）

・ その他

他の看護師、准看護師の仕事 → 023-99 その他の看護師・准看護師

③雑分類項目（023-99）の名称

小分類である雑分類の名称は、当該雑分類が一の中分類の下の最後の小分類項目として配置されている場合、「その他の」＋「中分類項目名」にするのが原則である。中分類 023 の項目名は「看護師、准看護師」なので 023-99 の項目名は本来であれば「その他の看護師、准看護師」になる。「総説および一般原則」の 5 の(1)の④参照。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に従事する場所および仕事の形態を基準にして区分され、配列は実務利用における取扱件数が考慮された順序になっている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)複数の小分類に該当する職務の位置づけ

大分類 04 の下の複数の小分類に該当する職務は、それぞれの小分類に分類するのではなく、職業の横断的分類の観点から中分類 027（その他の医療・看護・保健の専門的職業）の雑分類（027-99）に分類する。たとえば、

①看護師または准看護師の免許を有し、高齢者の介護施設などで機能訓練指導員の仕事に従事するもの

②看護師または准看護師の免許を有し、治験コーディネーターの仕事に従事するもの

(イ)訪問看護の仕事（023-03）の範囲

023-03（看護師・准看護師（訪問看護））の職業定義は、医師の指示にもとづいて行われる傷病者を対象にした訪問看護業務に限定した記述になっており、介護保険制度の下で介護の必要な高齢者の居宅を訪問して入浴サービスを提供する訪問入浴業務にかかる看護師・准看護師の仕事は、023-03 の職業定義に該当しない。このため訪問入浴における看護師の仕事は本来であれば 023-99 に分類されるが、この職業分類の実務利用の観点から 023-03 に分類されている。

(ウ)補助的な仕事の位置づけ

この職業分類では日本標準職業分類における分類原則が準用されている（「総説および一般原則」の 6 の(2)イ参照）。

①分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類する。たとえば、

・病院などにおいて、看護師の指示のもとに看護にかかる各種の補助的な仕事に従事するものは、看護助手（028-01）に分類する。

②分類項目が資格や免許を要件としない仕事で構成されている場合、助手や補助者の仕事内容が本務者の仕事に類似しているときには本務者と同一の項目に分類し、仕事内容が本務者と異なるときにはその仕事内容に即して該当する分類項目に分類するのが原則

である。高齢者の介護施設などの介護員と、介護員の指示を受けて介護にかかる各種の補助的な仕事に従事する介護助手が同一の分類項目（中分類 50）に分類されているのはこの原則による。

中分類 024 医療技術者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師・歯科医師の指示の下に行う、放射線の人体照射

② 臨床工学技士

臨床工学技士の免許を有し、医師の指示・指導の下に行う、生命維持管理装置の操作

③ 臨床検査技師

臨床検査技師の免許を有し、医師・歯科医師の指示の下に行う、検体検査、生理学的検査

④ 理学療法士

理学療法士の免許を有し、医師の指示の下に行う、身体運動機能に障害のあるものに対する日常生活動作の訓練

⑤ 作業療法士

作業療法士の免許を有し、医師の指示の下に行う、精神に障害のあるものに対する各種の作業・動作の訓練・指導

⑥ 視能訓練士

視能訓練士の免許を有し、医師の指示の下に行う、視機能に障害のあるものに対する検査・矯正

⑦ 言語聴覚士

言語聴覚士の免許を有し、医師・歯科医師の指示の下に行う、音声・言語・聴覚機能に障害のあるもの、および摂食・嚥下障害のあるものに対する検査・評価・訓練・指導

⑧ 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の指導の下に行う、歯垢・歯石の除去

⑨ 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、歯科医師の指示の下に行う、歯科医療用の補てつ物の製作

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

024 医療技術者

— 放射線の人体照射	— 診療放射線技師 (024-01)
— 生命維持管理装置の操作	— 臨床工学技士 (024-02)

— 検体検査、生理学的検査	—— 臨床検査技師 (024-03)
— 日常生活動作の訓練	—— 理学療法士 (024-04)
— 作業・動作を用いた訓練・指導	—— 作業療法士 (024-05)
— 視機能の検査・矯正	—— 視能訓練士 (024-06)
— 音声・言語機能の検査・訓練	—— 言語聴覚士 (024-07)
— 歯垢の除去、歯科保健指導	—— 歯科衛生士 (024-08)
— 歯科医療用の補てつ物の製作	—— 歯科技工士 (024-09)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 024 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 14（医療技術者）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 024-06（視能訓練士）は、実務利用の観点から旧中分類 14 の下の小分類 146（視能訓練士、言語聴覚士）に含まれる 2 つの細分類項目のうち視能訓練士が小分類として新たに設定されている。
- ・ 024-07（言語聴覚士）は、実務利用の観点から旧中分類 14 の下の小分類 146（視能訓練士、言語聴覚士）に含まれる 2 つの細分類項目のうち言語聴覚士が小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要なとされる資格・免許の種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 B（専門的・技術的職業従事者）の下の中分類 14（医療技術者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。新たに設定された視能訓練士と言語聴覚士の配列は、旧小分類 146 における細分類の順序に準じている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 中分類の定義

中分類 024 は 9 項目の小分類で構成されている。中分類項目の定義には中分類に含まれる小分類職業とその主な仕事を記述するのが基本であるが、9 項目の小分類をすべて列挙し、その主な仕事を記述すると定義が長くなりすぎるので 4 つの職業を例示として掲載し、それら 4 職業に対応してそれぞれの特徴的な職務が記述されている。

(イ) 複数の小分類に該当する職務の位置づけ

大分類 04 の下の複数の小分類に該当する職務は、それぞれの小分類に分類するのではなく、職業の横断的 분류の観点から中分類 027（その他の医療・看護・保健の専門的職業）の雑分類（027-99）に分類する。

たとえば、

①理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士の免許を有し、高齢者の介護施設などで機能訓練指導員の仕事に従事するもの

②臨床検査技師の免許を有し、治験コーディネーターの仕事に従事するもの

(ウ) 補助的な仕事の位置づけ

この職業分類では日本標準職業分類における分類原則が準用されている、分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類する（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。たとえば、

- ・ 指示を受けて、理学療法、作業療法、臨床検査、歯科技工などの補助的な仕事に従事するものは、その他の保健医療関係助手（028-99）に分類する。

中分類 025 栄養士、管理栄養士

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

栄養士、管理栄養士が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 栄養士

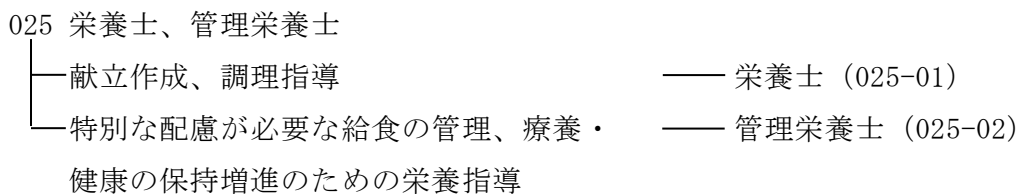
栄養士の免許を有して行う、給食施設における献立の作成、栄養価の計算、調理指導

② 管理栄養士

管理栄養士の免許を有して行う、特別な配慮が必要な給食の管理、療養・健康の保持増進のための栄養指導

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 025 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 15（その他の保健医療の職業）に含まれる 4 つの小分類のうち小分類 151（栄養士、管理栄養士）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 025-01（栄養士）は、旧小分類 151 に含まれる 2 つの細分類のうち栄養士が小分類として新たに設定されている。
- ・ 025-02（管理栄養士）は、旧小分類 151 に含まれる 2 つの細分類のうち管理栄養士が小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要なとされる資格・免許の種類を基準にして区分され、配列は旧小分類 151 における細分類の順序に準じている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 複数の小分類に該当する職務の位置づけ

大分類 04 の下の複数の小分類に該当する職務は、それぞれの小分類に分類するのではなく、職業の横断的 분류の観点から中分類 027（その他の医療・看護・保健の専門的職業）の雑分類（027-99）に分類する。

たとえば、

- ・栄養士の免許を有し、保健所において飲食店の監視・指導、食中毒の調査、食品の検査などを行う食品衛生監視員の仕事に従事するもの

(イ)給食施設の調理員の位置づけ

給食施設の調理員は、調理する給食の種類に即して学校給食調理員（055-06）または給食等調理員（学校を除く）（055-07）のいずれかに分類する。

中分類 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① あん摩マッサージ指圧師

あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、施術所などにおいて行う、あん摩・マッサージ・指圧の施術

② はり師

はり師の免許を有し、施術所などにおいて行う、はり（鍼）の施術

③ きゅう師

きゅう師の免許を有し、施術所などにおいて行う、きゅう（灸）の施術

④ 柔道整復師

柔道整復師の免許を有し、施術所などにおいて行う、柔道整復の施術

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	
— あん摩・マッサージ・指圧の施術	—— あん摩マッサージ指圧師（026-01）
— はり（鍼）の施術	—— はり師（026-01）
— きゅう（灸）の施術	—— きゅう師（026-01）
— 柔道整復の施術	—— 柔道整復師（026-02）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 026 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 15（その他の保健医療の職業）に含まれる 4 つの小分類のうち 2 つの小分類（152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、153 柔道整復師）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 026-01 と 026-2 は、旧分類の 2 つの小分類（152、153）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要なとされる資格・免許の種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 B（専門的・技術的職業従事者）の下の中分類 15（その他の保健医療従事者）に含まれる小分類 152（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）における 4 つの職業の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 大分類 04 に含まれる複数の小分類に該当する職務の位置づけ

大分類 04 の下の複数の小分類に該当する職務は、それぞれの小分類に分類するのではなく、職業の横断的分類の観点から中分類 027（その他の医療・看護・保健の専門的職業）の雑分類（027-99）に分類する。

たとえば、

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、または柔道整復師の免許を有し、高齢者の介護施設などで機能訓練指導員の仕事に従事するもの

(イ) はり師、きゅう師、鍼灸師

旧分類でははり師ときゅう師がそれぞれ細分類に設定されていたため、鍼灸師の仕事进行分类することができず、鍼灸師は鍼と灸のうち従事する時間の長い仕事に分類されていた。この職業分類では実務利用の観点からはり師、きゅう師、鍼灸師を同一の項目に分類できるように小分類（026-01）が設定されている。

(ウ) 類似職業

整体師、カイロプラクター、リフレクソロジストの仕事に従事するものは、他に分類されないサービスの職業（058-99）に分類する。

(エ) 補助的な仕事の位置づけ

この職業分類では日本標準職業分類における分類原則が準用されている、分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類する（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。たとえば、

- ・指示を受けて、マッサージ、鍼灸、柔道整復における補助的な仕事に従事するものは、その他の保健医療関係助手（028-99）に分類する。

中分類 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業

(1) 職務の範囲

保健医療の専門的な仕事のうち中分類 021～026 に含まれない仕事分類される。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

027 その他の医療・看護・保健の専門的職業

└─ 021～026 に該当しない ── その他の医療・看護・保健の専門的職業 (027-99)
保健医療の専門的な仕事

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 027 は、旧大分類 B (専門的・技術的職業) の下の中分類 15 (その他の保健医療の職業) に含まれる 4 つの小分類のうち小分類 159 (他に分類されない保健医療の職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

027-99 (その他の医療・看護・保健の専門的職業) は、旧小分類 159 に含まれる 2 つの細分類項目 (義肢装具士、他に分類されないその他の保健医療の職業) を統合して小分類の雑分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

中分類 (027) およびその下に設定されている唯一の小分類 (027-99) はいずれも雑分類である。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 職業定義

中分類 027 は小分類が 1 項目のみの分類項目である。原則は中分類の定義＝小分類の定義であるが、中分類の定義にはこの項目に分類される職業の性質と職務範囲が簡潔に記述され、小分類の定義には実務利用の便宜を考慮してこの項目に分類される具体的な職務が例示されている。

(イ) カウンセラーの位置づけ

カウンセラーの仕事は、就業分野別に 3 か所 (医療分野、福祉分野、それ以外) に分類されている。中分類 019 の(4) (イ) 参照。

(ウ) 類似職業および補助者の位置づけ

① 類似職業

整体師、カイロプラクター、リフレクソロジストの仕事に従事するものは、他に分類されないサービスの職業 (058-99) に分類する。

② 補助者

保健医療の分野において、専門的職業の従事者から指示を受けて各種の補助的な仕事に従事するものは中分類 028 に分類する。

中分類 028 保健医療関係助手

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

保健医療の補助的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、看護師などの保健医療の専門的な仕事に従事するものから指示を受けて行う、保健医療にかかる各種の補助的な仕事

① 看護助手

医師・看護師から指示を受けて行う、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、カルテの受け渡し・保管、食事の配ぜんなど

② 歯科助手

歯科医師から指示を受けて行う、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、腔内の唾液吸引、歯型用石膏の準備など

③ その他

理学療法士の指示の受けて行うリハビリの補助など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

028 保健医療関係助手

— 看護の補助業務	—— 看護助手 (028-01)
— 歯科の補助業務	—— 歯科助手 (028-02)
— その他	—— その他の保健医療関係助手 (028-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 028 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 37（保健医療サービスの職業）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

028-99（その他の保健医療関係助手）は、中分類の項目名の変更にもなつて旧小分類 379（その他の保健医療サービスの職業）の項目名を変更して設定されている。

③ 旧分類との異同

028-01 から 028-99 までの 3 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 37 の下の 3 つの小分類（371、372、379）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 37（保健医療サービス職業

従事者)における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)保健医療の補助的な仕事

看護助手と歯科助手を除いて、それ以外の補助的な仕事はすべて028-99に分類する。

(イ)補助的な仕事と紛らわしい仕事

- ・病院の用務員は099-04に分類する。
- ・歯科衛生士は024-08に分類する。

(ウ)助手と受付を兼務する場合

歯科医院や動物病院において助手が受付の仕事を兼務する場合、複合的職務の分類原則が適用されるので、主に従事する仕事に分類する。

大分類 05 保育・教育の職業

1. 総説

この大分類には、保育および保育の補助的な仕事、児童の世話・支援の仕事、教育の仕事、個人教授の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 保育および保育の補助的な仕事

- ① 保育士、保育教諭
- ② 保育所などにおける保育の補助業務

(イ) 児童の世話・支援の仕事

- ① 学童保育施設における児童の生活指導・世話
- ② 児童館・児童遊園における児童の支援

(ウ) 教育の仕事

- ① 幼稚園から大学までの学校の教員
- ② 専修学校、各種学校の教員
- ③ 職業訓練施設において職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの
- ④ 事業体の従業員研修施設において業務上必要な知識・技術・技能の教育に従事するもの
- ⑤ 一定の資格・免許を取得するための教育に従事するもの
- ⑥ その他、矯正施設において教育に従事するものなど

(エ) 個人教授の仕事

個人教授とは教育施設以外の場所で各種分野の指導に従事するものをいう。

- ① 学習塾・個人家庭における学習指導
- ② スポーツ施設などにおけるスポーツの指導
- ③ 個人教授所における舞踊・語学・茶道・生花・書道・囲碁・将棋・音楽などの趣味・習い事の指導

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

05 保育・教育の職業

— 乳幼児の保育・養護	—— 保育士、幼稚園教員 (029)
— 児童の世話・支援、保育の補助業務	—— 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者 (030)
— 学校・教育施設での教育	—— 学校等教員 (031)
— 学習指導、スポーツ・習い事の指導	—— 習い事指導等教育関連の職業 (032)

(イ) 旧分類からの変更点

①対応する旧分類

大分類 05 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）および旧大分類 E（サービスの職業）の下の次の分類項目および職業に対応して設定されている。

- ・旧大分類 B

中分類 16（社会福祉の専門的職業）の下の小分類 163（保育士）および小分類 162（福祉施設指導専門員）に含まれる細分類（児童福祉施設指導専門員）に位置づけられている児童館の指導員

中分類 19（教育の職業）

中分類 24（その他の専門的職業）の下の小分類 244（個人教師）

- ・旧大分類 E

中分類 42（その他のサービスの職業）の下の小分類 429（他に分類されないサービスの職業）の細分類（学童保育指導員）および雑分類に位置づけられている保育補助者

②職務範囲の変更

- ・031（学校等教員）は、旧中分類 19 の下の学校種別の小分類のうち幼稚園教員が中分類 029 に移設されたため、幼稚園教員以外の分類項目で構成されている。このため、中分類 031 は旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。

- ・中分類 031 には旧中分類 19 に設定されていない義務教育学校教員が小分類として新たに設定されているが、学校の範囲を幼稚園から大学までと定義している旧分類に比べ、小学校から大学までとなっている点で職務範囲は狭くなっている。

③新たに設定された項目

- ・029（保育士、幼稚園教員）は、旧中分類 19 の下の小分類 191（幼稚園教員）、旧中分類 16 の下の小分類 163（保育士）、更に旧分類に設定されていない保育教諭を加えた 3 つの職業で構成される新たな中分類として設定されている。この中分類は、乳幼児の保育・保護・養護の仕事で構成される分類項目である。社会福祉の分野の職業（保育士）と教育の分野の職業（幼稚園教員）が同一中分類に併置されており、職務の類似性原則と異なる観点から編成されている。

- ・030（学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 42 の下の小分類 429 に含まれる細分類（学童保育指導員）と細分類の雑分類（他に分類されないその他のサービスの職業）に位置づけられている保育補助者などによって構成される新たな中分類として設定されている。

- ・032（習い事指導等教育関連の職業）は、実務での取扱件数を考慮して旧中分類 24 の下の小分類 244（個人教師）が中分類として新たに設定されている。

④職業分類の一般原則との関係

- ・一般原則

この職業分類では最小単位の分類項目の設定だけではなく、大・中分類の編成にも基本的に職務の類似性原則が適用されている。

・大分類 05 の下の中分類の構成

実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる観点から中分類が編成され、同一大分類の下に専門的な仕事（中分類 029、031、032）とサービスの仕事（中分類 030）が併置された構成になっている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この大分類の下の中分類は、統一的な基準が適用されて分類項目が区分されているわけではなく、旧分類の複数の中・小分類の一部を組み合わせて中分類体系が構成されているため、適用されている分類基準は中分類ごとに異なっている。中分類 029 と 031 では主に仕事に必要とされる資格・免許の種類、中分類 30 では提供されるサービスの種類、中分類 032 では仕事の遂行に必要とされる知識・技能をそれぞれ基準にして中分類が設定されている。

(イ) 分類項目の配列

中分類は、仕事の種類の観点から保育の仕事（029、030）と教育の仕事（031、032）に大別され、配列は仕事の対象者の年齢層順に保育、教育になっている。このうち保育の仕事の配列は、仕事の性質の違いを重視して、旧分類の専門的職業に相当する項目（中分類 029）を先に置き、その後にサービスの職業に相当する項目（中分類 030）を配置する順序になっている。教育の仕事の配列は、旧大分類 B の下の中分類の順序に準じて教員（中分類 031）を先に、その後に学校教育の補習指導やスポーツ・習い事の指導員（中分類 032）が配置されている。

(4) 保育・教育の職業と他の大分類との関係

- ① 児童福祉施設（児童館、児童遊園を除く）において児童の生活指導などの仕事に従事するものは、児童福祉施設指導専門員（049-05）に分類する。
- ② 障害福祉サービスを提供する事業所において職業指導・作業指導の仕事に従事するものは、障害者福祉施設指導専門員（049-04）に分類する。
- ③ 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所・肢体不自由児更生施設・重症心身障害児施設において児童・障害者の心理判定の仕事に従事する心理判定員は、就業場所に即して 049-02（福祉相談・指導専門員）または 049-05（児童福祉施設指導専門員）に分類する。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 029 保育士、幼稚園教員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

保育士、幼稚園教員、保育教諭が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 保育士

保育士の資格を有し、保育所などにおける乳幼児の保育・養育・保護の仕事

② 幼稚園教員

幼稚園教諭の免許を有し、幼稚園における幼児の保育・養護の仕事

③ 保育教諭

保育士資格および幼稚園教諭免許を有し、認定こども園における乳幼児の保育、保護、養護の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

029 保育士、幼稚園教員	
├ 主に乳幼児の保育・保護	—— 保育士 (029-01)
├ 幼児の保育・養護	—— 幼稚園教員 (029-02)
└ 乳幼児の保育・保護・養護	—— 保育教諭 (029-03)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 029 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 16（社会福祉の専門的職業）に含まれる小分類 163（保育士）および中分類 19（教育の職業）の下の小分類 191（幼稚園教員）に対応して設定されている。旧分類には保育教諭の仕事が位置づけられていない。

② 新たに設定された項目

旧分類に分類項目が設定されていない保育教諭は、小分類（029-03）として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に必要とされる資格・免許の種類を基準にして区分され、仕事の対象者の年齢層順に配列されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 職務の類似性

この中分類は、乳幼児の保育・保護・養護の仕事で構成される分類項目である。同一中分

類内に職業分野の異なる小分類（社会福祉の分野の保育士、教育の分野の幼稚園教員）が併置され、職務の類似性原則と異なる観点から設定されている。

(イ) 教員の範囲

日本標準職業分類では学校の校長を管理的職業ではなく学校種別の分類項目に分類することを原則にしている。このため学校種別の分類項目には、校長・副校長・教頭・教諭等が一堂に分類されている。この原則は幼稚園および幼保連携型認定こども園に次のとおり適用されている。

①幼稚園は日本標準職業分類における学校に該当する。このため幼稚園教員（029-02）には、幼稚園教諭だけでなく園長も含まれる。幼稚園の園長は幼稚園教諭免許を有するものに限定されないため、029-02の項目名には幼稚園教諭ではなく幼稚園教員が使用されている。

②幼保連携型認定こども園は、法的には学校と児童福祉施設の両方に位置づけられており、保育教諭の分類項目（029-03）には保育教諭だけではなく園長も含まれる。幼保連携型認定こども園の園長は幼稚園教諭免許と保育士資格を併有するものに限定されないが、029-03の項目名には他の学校種別の項目に共通して使用されている教員ではなく教諭が用いられている。

(ウ) 管理的職業の位置づけ

① 保育所の所長

- ・社会福祉施設において管理的職業に従事するものは、日本標準職業分類における分類の原則に準じてそれぞれの施設の専門的職業従事者と同じ分類項目に分類するのが原則であるが、この職業分類では大分類 08（福祉・介護の職業）の下の小分類に社会福祉施設の管理者を一括して分類する項目（049-01 社会福祉施設管理者）を設定しているため、児童福祉施設の管理者は 049-01 に分類される。
- ・保育所も児童福祉施設である。保育所の専門的職業従事者（保育士）は、中分類 029 の下の小分類 029-01 に分類されている。この項目は資格名を持って分類項目が設定されているため、保育所の所長（保育士の有資格者に限定されない）をこの項目に分類することはできない。しかし中分類 029 には雑分類が設定されていないので中分類 029 に分類することはできない。このため、実務利用の便宜を考慮して他の児童福祉施設の管理者が分類されている 049-01 に保育所所長も分類されている。

② 幼稚園の園長、幼保連携型認定こども園の園長

学校の教員（校長を含む）は、日本標準職業分類の分類の原則に準じて学校の種類ごとに設定された分類項目に分類される。そのため幼稚園園長、幼保連携型認定こども園園長はそれぞれ幼稚園教員（029-02）、保育教諭（029-03）の項目に分類される。

(エ) 補助的な仕事の位置づけ

この職業分類では日本標準職業分類における分類の原則が準用されている。分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類する（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。たとえば、

- ・保育所などで保育士の補助的な仕事に従事するものは、保育補助者（030-03）に分類する。

中分類 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

児童・幼児の世話・指導・支援、保育の補助業務が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 学童保育指導員

学童保育施設における児童の生活指導・世話

② 児童館指導員

児童館・児童遊園における子どもの遊びに対する援助、子どもの成長への支援

③ 保育補助者

保育所などにおける保育の補助業務

④ 家庭的保育者

保育者の居宅などにおける幼児の世話

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者

— 児童の生活指導	—— 学童保育指導員 (030-01)
— 子どもの支援	—— 児童館指導員 (030-02)
— 保育の補助業務、幼児の 世話	—— 保育補助者、家庭的保育者 (030-03)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 030 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 42（その他のサービスの職業）に含まれる小分類 429（他に分類されないサービスの職業）の 4 つの細分類のうち学童保育指導員（児童館指導員を含む）と雑分類（他に分類されないその他のサービスの職業）に位置づけられている保育補助者、保育ママに対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 030-01（学童保育指導員）は、実務での取扱件数を考慮して旧小分類 429 の下の 4 つの細分類のうち学童保育指導員が小分類として新たに設定されている。
- ・ 030-02（児童館指導員）は、旧小分類 429 の下の細分類（学童保育指導員）に位置づけられている児童館指導員が小分類として新たに設定されている。日本標準職業分類では児童館・児童遊園の指導員（児童厚生員）が大分類 B（専門的・技術的職業従事者）の下の中分類 16（社会福祉専門職業従事者）に含まれる小分類 162（福祉施設指導専門員）に位置づけており、日本標準職業分類の小分類 162 との対応をとるために児童館指導員

(030-02) が小分類として設定されている。

- ・ 030-03 (保育補助者、家庭的保育者) は、実務利用の便宜を考慮して旧小分類 429 の下の雑分類に位置づけられている保育補助者と家庭的保育事業の仕事 (保育ママ、家庭保育員) が小分類として新たに設定されている。家庭的保育事業は 2010 年から法律にもとづく保育事業として位置づけられ、2015 年からは小規模保育事業が法律にもとづく国の認可事業として位置づけられている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類を基準にして区分され、配列は旧小分類 429 の下の細分類の順序に準じている。旧分類では学童保育指導員に含まれる職業として児童館指導員が設定されているため、学童保育指導員が先に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 家庭的保育者

家庭的保育事業の従事者は地方自治体が行う研修を終了している家庭的保育者であり、小規模保育事業 (C 型) の従事者も地方自治体が行う研修を終了している家庭的保育者である。これらの事業の従事者が家庭的保育者 (030-03) に該当する。小規模保育事業のうち A 型の職員は全員保育士であり、B 型の職員は半数が保育士である。これらの保育士は 030-03 ではなく 029-01 に分類される。

(イ) 補助的な仕事の位置づけ

この職業分類では日本標準職業分類における分類の原則が準用されている (「総説および一般原則」の 6 の (2) イ 参照)。

- ① 分類項目が資格や免許を要件とする仕事で構成されている場合、当該資格や免許を有しない助手や補助者は当該分類項目に該当しないため、本務者と別の分類項目に分類される。保育補助者 (030-03) と保育士 (029-01) が異なる項目に分類されているのはこの原則による。
- ② 分類項目が資格や免許を要件としない仕事で構成されている場合、助手や補助者の仕事内容が本務者の仕事に類似しているときには本務者と同一の項目に分類され、仕事内容が本務者と異なるときにはその仕事内容に即して該当する分類項目に分類する。家庭的保育者とその補助者が同一の分類項目 (030-03) に分類されているのはこの原則による。

中分類 031 学校等教員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

学校、学校教育に類する教育を行う施設、その他の教育施設における児童・生徒・学生などの教育・養護の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 学校

大分類 05 における学校とは学校教育法に規定された教育施設（幼稚園から大学までの教育施設、および専修学校）をいう。ただし、幼稚園の教員はこの中分類ではなく、中分類 029 に分類する。

② 学校教育に類する教育を行う施設

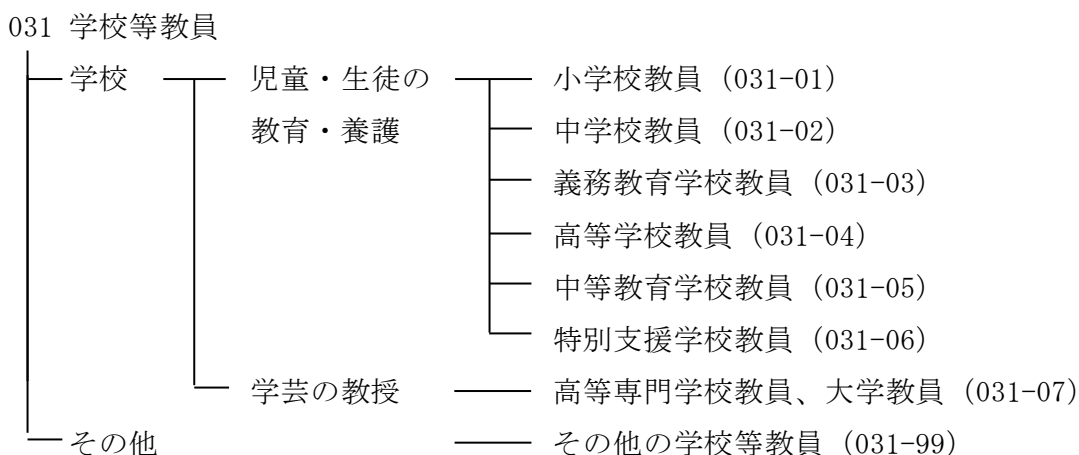
各種学校が該当する。

③ その他の教育施設

- ・ 法律に特別の規定があるもの（省庁の大学校など）
- ・ 職業訓練施設
- ・ 事業体附属の従業員研修施設
- ・ 少年院などの矯正施設
- ・ 就業について一定の資格を必要とするものの養成施設など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 031 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 19（教育の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・義務教育学校は 2016 年に新設された学校教育制度である。旧分類には義務教育学校教員の項目は設定されていないが小分類（031-03）として新たに設定されている。
- ・031-07（高等専門学校教員、大学教員）は、実務での取扱件数の観点から旧中分類 19 の下の 2 つの小分類（197 高等専門学校教員、198 大学教員）を統合して新たな小分類として設定されている。

③他の大分類に移設された項目

旧中分類 19 の下の小分類 191（幼稚園教員）は、乳幼児の保育・保護・養護の仕事で構成される新たな中分類（029）が設定されたため中分類 029 に移設されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（学校教育法における学校の種類）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 B（専門的・技術的職業従事者）の下の中分類 19（教員）における小分類の慣行的な順序が適用されている。義務教育学校教員は日本標準職業分類に設定されていないが、学校教育法における学校種の配列順にもとづいて中学校教員の後に配置されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)教員の範囲

- ①この職業分類では日本標準職業分類における分類の原則が準用され、学校の校長は管理的職業ではなく学校種別の分類項目に分類する。このため学校種別の分類項目（031-01～031-07）には、校長・副校長・教頭・教諭等が一堂に分類されている。
- ②学校の校長は教諭免許を有するものに限定されないため、031-01～031-07 の項目名には教諭ではなく教員が使用されている。
- ③小学校教員から特別支援学校教員までの項目に掲載されている○例示職業は、五十音順ではなく、わかりやすさを重視して管理職、教諭、栄養教諭、養護教諭の順に配列されている。

(イ)補助者の位置づけ

この職業分類では日本標準職業分類における分類の原則が準用されている（「総説および一般原則」の 6 の(2)イ参照）。

分類項目が資格や免許を要件としない仕事で構成されている場合、助手や補助者の仕事内容が本務者の仕事に類似しているときには本務者と同一の項目に分類され、仕事内容が本務者と異なるときにはその仕事内容に即して該当する分類項目に分類する。たとえば、

- ・学校において配慮の必要な児童・生徒に対する授業中の補助、日常生活上の介助、理科の授業における観察・実験の補助など教員の仕事にかかる各種の補助的な仕事に従事するのは、他に分類されないサービスの職業（058-99）に分類する。

(ウ)特別支援学級の教員

小学校・中学校の特別支援学級において児童・生徒の教育、養護に従事するものは、学校の種類に即して小学校教員（031-01）または中学校教員（031-02）のうち該当する分類項目に分類する。

(エ) 類似職業

児童自立支援施設において児童の学科指導、自立支援などの仕事に従事するものは、児童自立支援専門員（049-05）に分類する。

中分類 032 習い事指導等教育関連の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

教育施設以外の場所で行われる、学校教育の補習指導、および個人教授の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 学校教育の補習指導

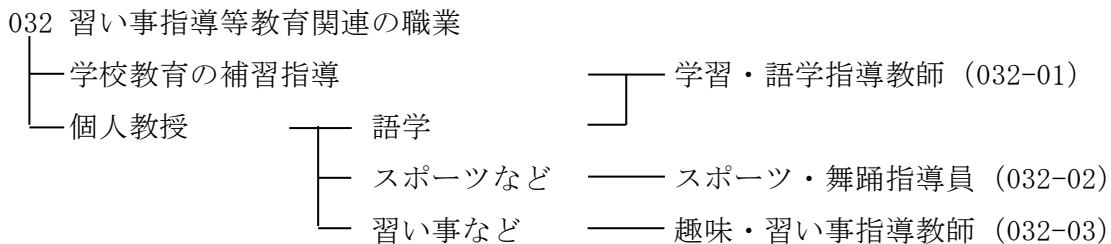
学習塾（各種学校を除く）および個人家庭における学習指導

② 個人教授

スポーツ施設などにおけるスポーツの指導、個人教授所における舞踊・語学・茶道・生花・書道・囲碁・将棋・音楽などの趣味、習い事の指導

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 032 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 24（その他の専門的職業）に含まれる小分類 244（個人教師）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 032-01（学習・語学指導教師）は、旧小分類 244 の下の細分類（教科学習補習教師）と同じく細分類（他に分類されない個人教師）の一部（語学の指導）で構成される新たな小分類として設定されている。
- ・ 032-02（スポーツ・舞踊指導員）は、旧小分類 244 の下の細分類（スポーツ個人教師）と同じく細分類（他に分類されない個人教師）の一部（舞踊の指導）で構成される新たな小分類として設定されている。
- ・ 032-03（趣味・習い事指導教師）は、旧小分類 244 の下の細分類（パーソナルコンピュータ教室教師）と同じく細分類（他に分類されない個人教師）の一部（語学・舞踊を除く）で構成される新たな小分類として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（指導対象の分野）を

基準にして区分され、配列は旧小分類 244 における細分類の順序を基本にしている。日本標準職業分類における個人教師の項目は小分類(244)であり、中分類として設定されていない。

(4)分類適用上の留意点

大分類 05 では同じ教育に関する仕事であっても仕事の遂行される場所によって分類先が異なっている。教育施設で行われる場合には主に中分類 031 に、教育施設以外の場所で行われる場合には中分類 032 にそれぞれ分類される。たとえば、

- ①学校教育の補習指導を各種学校である予備校・学習塾の教員が行う場合には 031-99 に分類され、各種学校ではない学習塾の教師が行う場合には 032-01 に分類する。
- ②音楽、外国語、和洋裁などの教育・指導を専修学校や各種学校の教員が行う場合には 031-99 に分類され、個人教授所の教師などが行う場合には、032-01 または 032-03 に分類する。
- ③パーソナルコンピュータの操作方法などの指導を教育施設の教員が行う場合には中分類 031 の小分類のうち該当する教育施設の教員に分類され、教育施設以外の場所で行う場合には 032-03 に分類する。

大分類 06 事務的職業

1. 総説

この大分類には、事務の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 事務の仕事

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、主として机上で行われる仕事が該当する。この職業分類では事務の仕事を3つに分けている。

① 事務独自の分野の仕事

総務、人事、企画、一般事務、秘書、受付、会計など経営体に共通する仕事

② 特定分野の事務の仕事

医療、介護、生産、営業、販売、運輸、郵便のそれぞれの分野に特有な事務の仕事、および職務遂行の手段（電話・インターネット）や形態（外勤）が特有な事務の仕事

③ 事務用機器の操作の仕事

指示を受けて事務用機器の操作にもっぱら従事する仕事が該当する。

(イ) 職務範囲と分類上の位置づけ

この職業分類に設定されている分類項目は、それぞれの職業分野ごとに特定の分類基準が適用されているため、それぞれの項目の職務範囲は一定の仕事領域に限定されている。しかし、分類項目の中には複数の項目に含まれる職務を職務範囲としているものもある。この大分類の下に設定されている一般事務員はその代表的な例である。事務に該当する仕事の全般が職務範囲になっている。そのため、事務に該当する各種の仕事に従事するものは一般事務員に分類し、職務範囲が限定されている場合は主に従事する仕事に即して分類することを原則としている。

(ウ) 補助的な仕事の位置づけ

補助的な仕事は、その内容が本務者の仕事に類似している場合には本務者と同一の分類項目に分類し、本務者の仕事と異なる場合にはその仕事内容に即して該当する分類項目に分類するのが原則である。この原則にもとづいて事務の補助業務は以下のとおり位置づけられている。

① 各種の定型的な仕事に従事する補助者

図書館、博物館、大学の研究室などにおいて各種の定型的な仕事に従事する補助者は一般事務の職業（034）に分類する。

② 特定の定型的な仕事に従事する補助者

送付物の宛名書き・宛名張り、社内のメール係など特定の定型的な仕事に従事する補助者は事務独自の分野の雑分類項目（035）に分類する。

③ 事務に該当する仕事に従事する土業の補助者

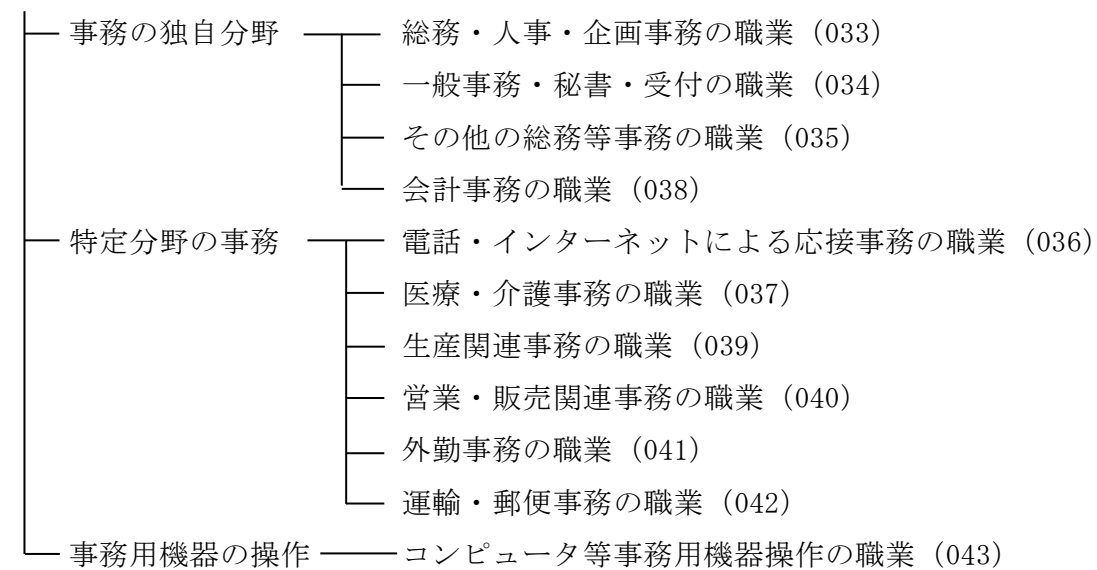
士業の補助業務は仕事内容に即して本務者以外の項目に分類するのが原則である（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。

- ・税務会計の補助業務に従事する公認会計士助手や税理士補助者は会計事務の職業（038）に分類する。
- ・文書や書類作成の補助業務に従事する弁護士補助者、司法書士補助者、社会保険労務士補助者、行政書士補助者はいずれも事務独自の分野の雑分類項目（035）に分類する。

(2)分類体系

(ア)中分類の体系

06 事務的職業



(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

大分類 06 は、旧大分類 C（事務的職業）の下の中分類 25～31 に対応して設定されている。

②項目名の変更

043（コンピュータ等事務用機器操作の職業）は、実務利用の観点から旧大分類 C の下の
中分類 31（事務用機器操作の職業）の名称を変更して設定されている。

③新たに設定された項目

旧大分類 C の下の中分類 25（一般事務の職業）は、実務利用の便宜を考慮して 5 つの中
分類（033～037）に分割されている。以下は新たに設定された中分類項目である。

- ・033（総務・人事・企画事務の職業）は、旧中分類 25 の下の 3 つの小分類（251 総務事務員の一部、252 人事事務員、253 企画・調査事務員）で構成されている。
- ・中分類 034（一般事務・秘書・受付の職業）は、旧中分類 25 の下の 3 つの小分類（254 受付・案内事務員、255 秘書、257 総合事務員）で構成されている。

- ・中分類 035（その他の総務等事務の職業）は、旧中分類 25 の下の小分類 251（総務事務員）の一部と雑分類（259）の一部を統合して設定されている。
- ・中分類 036（電話・インターネットによる応接事務の職業）は、旧中分類 25 の下の小分類 256（電話応接事務員）と雑分類（259）の一部を統合して設定されている。
- ・中分類 037（医療・介護事務の職業）は、旧中分類 25 の下の小分類 258（医療・介護事務員）が中分類として設定されている。

④雑分類の配列と項目名

中分類 035 は大分類 06 の下の一連の中分類に挟まれて配置されている雑分類項目である。この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。大分類 04 の 1(2)(イ)④参照。

(3)分類の基準および分類項目の配列

(ア)分類の基準

事務的職業の分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。

(イ)分類項目の配列

配列は日本標準職業分類の大分類 C（事務従事者）における中分類の慣行的な順序を基本にしている。日本標準職業分類に設定されていない中分類（033～037）は、基本的に旧中分類 25 における小分類の配列に準じている。中分類 038～043 は、日本標準職業分類の大分類 C の下の中分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類構造

(ア)中分類の雑分類項目

この大分類の構造上の特徴のひとつは雑分類項目の位置である。通常、一の大分類項目に含まれる職業を区分して中分類項目を設定する際、設定された中分類項目に含まれない職業を分類する項目として雑分類が設けられる。雑分類に分類される職業は、他の中分類項目に含まれない残余の職業である。このため雑分類は、たとえば大分類 09（サービスの職業）の下の中分類レベルの雑分類のように中分類の中で最後の項目として配置されるのが通例である。

(イ)日本標準職業分類との関係

大分類 06 では雑分類項目（035）が一連の中分類（033～043）に挟まれて配置されている。これは厚生労働省編職業分類が日本標準職業分類に準拠していたことに起因している。これまで厚生労働省編職業分類は日本標準職業分類の体系に準拠して設定され、大・中分類は日本標準職業分類の大・中分類と一対一に対応していた。日本標準職業分類の大分類 C（事務的職業）の下の中分類は、事務の独自分野の項目、特定分野の事務の項目、事務用機器操作の項目の3つに分かれ、その順序で中分類が配列されている。特定分野の事務の仕事と事務用機器操作の仕事は、それぞれの分野の職業を網羅した形で分類項目が設定されているため、

設定されている分類項目に該当しない事務の仕事はすべて事務の独自分野の項目（中分類 25 の一般事務従事者）の雑分類に分類される構造になっている。厚生労働省編職業分類は現在も日本標準職業分類のこの特徴を引き継いでおり、雑分類 035 は旧分類の中分類 25 を分割して設定されているため一連の中分類に挟まれた形で配置されている。

(ウ) 雑分類項目の配列

中分類レベルの雑分類項目が一連の中分類に挟まれて配置されている例は他にもある。たとえば、大分類が複数の職業分野で構成されている場合である。それぞれの職業分野ごとに雑分類を設定すると、雑分類は一連の中分類に挟まれた形で配置されることになる。しかし、この場合も当該分野の中の最後の項目として配置される。

大分類 04（医療・看護・保健の職業）はその一例である。中分類は保健医療の専門的な仕事と補助的な仕事で構成され、その順序で配列されている。このため保健医療の専門的な仕事の雑分類が補助的な仕事の前に配置され、一連の中分類に挟まれた形になっている。しかし、この場合でも雑分類は保健医療の専門的な仕事の中で最後の項目として配置されている。

(5) 事務的職業と他の大分類との関係

(ア) 事務の仕事管理・監督する仕事

事務の仕事管理・監督する課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは、管理的職業 01 に分類する。

(イ) 受付の仕事の位置づけ

受付を主な課業とする職業は、仕事の類似性原則にもとづいて3つの大分類（事務の職業、販売の職業、サービスの職業）に大別され、更にそれぞれの職業分野において仕事に従事する場所・環境、使用する道具・機械器具の種類、仕事の遂行に必要とされる知識・技能などの類似性にもとづいて該当する小分類に分類する。主な受付の仕事の位置づけは以下のとおりである。

① 事務の仕事としての受付

- ・ 会社や団体の受付の仕事 → 034-03 受付・案内事務員

（例）会社受付係、団体受付係、図書館・博物館の受付係、図書館カウンター受付係、マンションの受付案内係、歯科医院・動物病院の受付係、美容室の受付係（美容師でないもの）など

- ・ 電話による受付の仕事 → 036-01 コールセンターオペレーター

（例）電話による通信販売の受付の仕事、電話によるユーザーサポート受付の仕事など

- ・ インターネットによる受付の仕事 → 036-04 インターネット応接等事務員

（例）通信販売のECサイトでの受付の仕事など

- ・ 特定分野（保健医療）での受付の仕事 → 037-01 医療事務員、037-02 調剤薬局事務員

(例) 病院受付係、調剤薬局受付係

- ・ 特定分野（営業・販売関連事務）での受付の仕事 → 040-99 その他の営業・販売関連事務の職業

(例) 消費者金融の受付の仕事

②販売の仕事としての受付

- ・ クリーニング取次所などにおける注文受付の仕事 → 047-03 クリーニング等受入係員

(例) クリーニング受付・受渡事務員、デジタル写真プリント注文受入係員など

③サービスの仕事としての受付

- ・ 浴場の受付の仕事 → 054-01 浴場従事人

(例) 温泉施設受付係、温浴施設フロント係、健康ランド受付係、サウナ風呂受付係、岩盤浴フロント係など

- ・ 旅館やホテルでの受付の仕事 → 056-04 旅館・ホテルフロント係

(例) ホテルフロント係、旅館フロント係

- ・ 娯楽場やスポーツ施設での受付の仕事 → 056-08 娯楽場・スポーツ施設等接客員

(例) スポーツ施設・フィットネスクラブでの受付の仕事、インターネットカフェ・漫画喫茶での受付の仕事、ボーリング場受付係、ゴルフ場フロント係など

(ウ) 営業の仕事

この職業分類では営業の仕事を事務の仕事と販売の仕事に分けて設定している。

①事務の仕事としての営業：電話による営業の仕事

- 電話による商品販売・サービス提供に関する勧誘の仕事 → 036-02 テレフォンアポインター

②販売の仕事としての営業：訪問して、取引上の勧誘・交渉を行う仕事

- ・ 商品の仕入れにかかる営業の仕事 → 046-01 商品仕入営業員
- ・ 商品の販売やサービスの提供にかかる営業の仕事 → 048 営業の職業
- ・ 不動産、金融、保険などの営業の仕事 → 048 営業の職業

(エ) 特定分野の事務の仕事

中分類 037、039、040、042 は、他の大分類の職業が行う財・サービスの生産活動に伴う事務の仕事である。

①医療・介護事務の職業（037）

医療機関における診療・調剤、介護サービスの提供に伴う事務の仕事

②生産関連事務の職業（039）

工場などにおける生産活動に伴う事務の仕事、製造した製品の出荷・受荷に関する事務の仕事

③営業・販売関連事務の職業（040）

商品・サービスの販売、営業活動に伴う事務の仕事

④運輸・郵便事務の職業（042）

鉄道・自動車・船舶・航空機による旅客、貨物の運送に伴う事務の仕事、郵便物の集配に伴う事務の仕事

2. 中分類別の主な職務および小分類体系

中分類 033 総務・人事・企画事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

総務、人事、企画の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 総務の仕事

文書、固定資産、株式、株主総会などの組織全体に関する仕事

② 人事の仕事

採用、評価、給与、教育研修、福利厚生、労務などの人事の仕事

③ 企画の仕事

所管業務の企画、業務計画の作成、調査の企画および調査結果の分析などの仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

033 総務・人事・企画事務の職業

— 総務の仕事	—— 総務事務員 (033-01)
— 人事の仕事	—— 人事事務員 (033-02)
— 企画の仕事	—— 企画・調査事務員 (033-03)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 033 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 25 (一般事務の職業) に含まれる 3 つの小分類 (251 総務事務員、252 人事事務員、253 企画・調査事務員) に対応して設定されている。

② 職務範囲の変更

033-01 (総務事務員) は、旧小分類 251 のうち広報の仕事が他の中分類 (035) に移設されているため旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 C (事務従事者) の下の中分類 25 (一般事務従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 庶務と総務

「庶務」という言葉は、「総務」の同義語として使用されることもあれば、一般事務と同様に各種の定型的な仕事に従事するものを指す言葉として用いられることもある。庶務という

言葉だけではどちらに分類するのか正確な判断が難しいため、その仕事内容を確認して総務の同義語として用いられている場合には総務事務員（033-01）に、各種の定型的な仕事に従事するものを表している場合には一般事務員（034-01）にそれぞれ分類する。『職業名索引』の 033-01 には庶務係事務員（総務事務の仕事に従事するもの）、034-01 には庶務係事務員（一般事務の仕事に従事するもの）が採録されている。前者は庶務を総務の同義語として使用している場合、後者は一般事務に該当する庶務をそれぞれ表している。

(イ) 事務補助の仕事の位置づけ

補助的な仕事は、その内容が本務者の仕事に類似している場合には本務者と同一の分類項目に分類し、本務者の仕事と異なる場合にはその仕事内容に即して該当する分類項目に分類するのが原則である。この原則にもとづいて事務の補助業務は以下のとおり位置づけられている（「総説および一般原則」の6の(2)イ参照）。

- ・各種の定型的な仕事に従事する補助者は一般事務員 034-01 に分類する。
- ・送付物の宛名書き、社内のメール係など仕事内容が限定されている場合には事務独自の分野の雑分類項目（035-99）に分類する。

(ウ) 調査の仕事

調査の仕事は企画段階、実施段階、集計段階別に分類されている。

① 企画段階

調査の企画および調査結果の分析は、調査事務員（033-03）に分類する。

② 実施段階

電話による調査の仕事は電話調査員（036-01）に、調査対象者を訪問して調査票を配布・回収する仕事は訪問調査員（041-02）にそれぞれ分類される。

③ 集計段階

回収した調査票の回答をコンピュータに入力する仕事は、データ入力オペレーター（043-02）に分類する。

中分類 034 一般事務・秘書・受付の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

一般事務、秘書、受付の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 一般事務の仕事

各種の定型的な仕事によって構成され、仕事内容が限定されていないもの

② 秘書

管理的な仕事や専門的な仕事に従事するものの日常業務を補助する仕事

③ 受付の仕事

来訪者の受付、案内、応接の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

034 一般事務・秘書・受付の職業

— 各種の定型的事務	—— 一般事務員 (034-01)
— 秘書	—— 秘書 (034-02)
— 受付、案内	—— 受付・案内事務員 (034-03)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 034 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 25 (一般事務の職業) に含まれる 3 つの小分類 (254 受付・案内事務員、255 秘書、257 総合事務員) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

034-01 (一般事務員) は、旧小分類 257 (総合事務員) の名称を変更して設定されている。総合事務員は、この仕事の一般的な名称である一般事務員に変更されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 C (事務従事者) の下の中分類 25 (一般事務従事者) における小分類の慣行的な順序 (254 受付・案内事務員、255 秘書、257 総合事務員) ではなく、実務での取扱件数を考慮して一般事務員が先頭に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 庶務係の仕事

仕事内容が限定されず各種の定型的な仕事に従事する庶務係事務員は、一般事務員 (034-01) に該当するが、文書など仕事内容が限定されている場合は、主に従事する仕事に

即して該当する分類項目に分類する。主な仕事が文書であれば総務事務員（033-01）に該当する。

(イ)秘書の仕事

医療秘書の主な仕事は医療事務と秘書業務である。これらの仕事は複数の分類項目に該当するので、主に医療事務の仕事に従事する場合は037-01（医療事務員）に、主に秘書業務に従事する場合は034-02（秘書）にそれぞれ分類する。

(ウ)受付の仕事

大分類06では、受付の仕事を対面での応接の仕事と電話・インターネットによる応接の仕事に分けて設定している。

①対面での応接の仕事

- ・会社や団体などの受付の仕事

会社、団体、図書館、美容室、ショールームなどの受付 → 034-03

- ・医療機関の受付の仕事

病院・診療所（歯科を除く）の受付 → 037-01

調剤薬局の受付 → 037-02

歯科診療所の受付⁷ → 034-03

- ・動物病院の受付の仕事⁸ → 034-03

- ・受付の仕事は必ずしも受付と表記されるわけではなく、フロントやカウンターの用語が使用されることもある。このため『職業名索引』の034-03には受付の仕事を表す職業名として「～受付係」だけでなく、受付事務員、フロント係、カウンター受付係などの語尾の異なる名称が採録されている。

②電話・インターネットによる応接の仕事

- ・電話による受付の仕事 → 036-01

- ・インターネットによる応接の仕事 → 036-04

⁷ 歯科助手が歯科受付の仕事を兼務している場合は、主に従事する仕事に分類する。中分類037の(4)(イ)参照。

⁸ 動物病院助手が受付の仕事を兼務している場合は、主に従事する仕事に分類する。

中分類 035 その他の総務等事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

中分類 033～034 に含まれない総務等の事務の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

法務・広報・知的財産に関する事務、弁護士などの専門業務の補助、事務の補助業務など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

035	その他の総務等事務の職業	
├	法務・広報・知財事務	—— 法務・広報・知的財産事務の職業 (035-01)
└	その他	—— 他に分類されない総務等事務の職業 (035-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 035 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 25 (一般事務の職業) に含まれる小分類 251 (総務事務員) の一部 (広報の仕事) と雑分類 259 (その他の一般事務の職業) の一部 (診療情報管理係事務員、他に分類されない一般事務の職業) に対応して設定されている。

② 職務範囲の変更

035-99 (他に分類されない総務等事務の職業) は、旧雑分類 259 に含まれる、法務事務の仕事が 035-01 に、知的財産権の管理事務の仕事が 035-01 に、電話以外の通信手段による通信販売の受付事務の仕事が 036-01 と 036-04 にそれぞれ移設されているため旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。項目名は、中分類の名称変更にもなって変更されている。

③ 新たに設定された項目

035-01 (法務・広報・知的財産事務の職業) は、旧小分類 251 の一部 (広報の仕事) と雑分類 259 の一部 (法務係の仕事、知的財産権の管理の仕事) で構成される小分類として新たに設定されている。

④ 他の分類項目から移設された職業

小分類 035-01 (法務・広報・知的財産事務の職業) に含まれる職業のうち広報の仕事は、旧小分類 251 に位置づけられている広報の仕事が移設されている。

⑤ 小分類の項目名

小分類項目の名称については「総説および一般原則」の 5 の (1) の ③ に原則が定められている。その原則は、「職業に従事する人を表す表現を使用し、仕事の種類に応じた共通の名称を用いる」となっている。したがって、035-01 の項目名は本来であれば人を表す表

現（法務・広報・知的財産事務員）になる。035-01 は一般原則の 5(1)③に適合しない唯一の項目である。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。分類項目は小分類と雑分類の 2 項目で構成されており、配列は小分類、雑分類の順になっている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 補助的な仕事

事務の補助的な仕事は、仕事内容によって一般事務員（034-01）またはこの中分類の下の雑分類（035-99）のいずれかに分類する。事務の補助業務に該当する定型的な仕事に従事するもののうち各種の定型的な仕事に従事するものは一般事務員に分類され、送付物の宛名書き、社内のメール係などの特定の定型的な仕事に従事するものは 035-99 に分類する。事務補助員や補助事務員は、仕事内容が限定されているか否かによって一般事務員または 035-99 に分類する。

(イ) 士業の補助者

事務に該当する仕事に従事する士業の補助者のうち主に文書・書類作成の補助業務に従事するもの（弁護士補助者、司法書士補助者、社会保険労務士補助者、行政書士補助者）は雑分類（035-99）に分類する。

中分類 036 電話・インターネットによる応接事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

電話・インターネットによる応接の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① コールセンター業務

商品の注文受付、各種予約の受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応、電話による調査など

② テレフォンアポインター業務

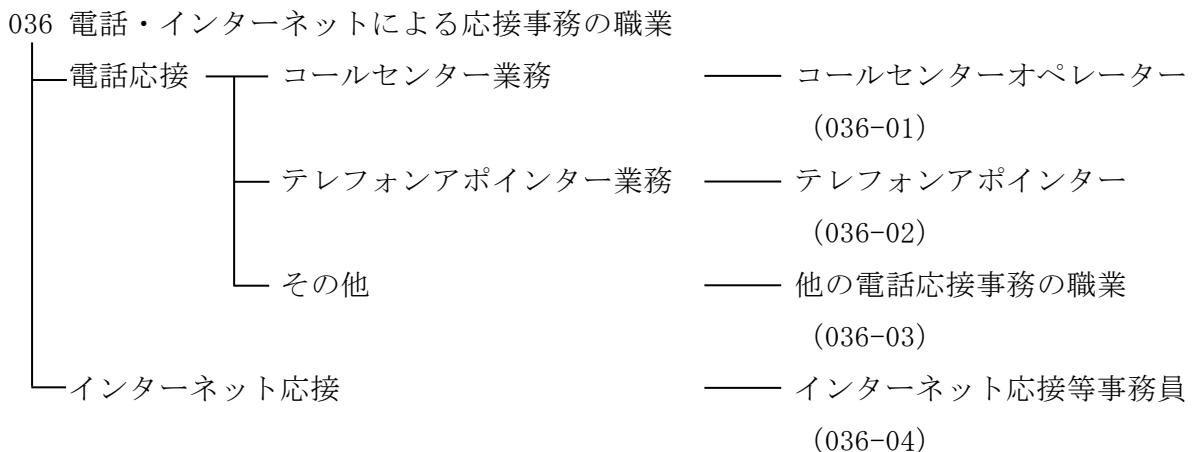
勧誘を伴う商品・サービスの紹介、商品の販売・サービスの提供に関する取引上の勧誘など

③ インターネット応接業務

商品の注文受付、各種予約の受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 036 は、旧大分類 C（事務的職業）の下の中分類 25（一般事務の職業）に含まれる小分類 256（電話応接事務員）と雑分類（259 その他の一般事務の職業）に含まれる細分類（通信販売受付事務員（電話を除く））に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 036-01（コールセンターオペレーター）は、旧小分類 256 の下の細分類（コールセンターオペレーター）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 036-02（テレフォンアポインター）は、旧小分類 256 の下の細分類（テレフォンアポインター）が小分類として新たに設定されている。

- ・036-03（他の電話応接事務の職業）は、旧小分類 256 の下の 2 つの細分類（電話交換手、他に分類されない電話応接事務員）を統合して雑分類として新たに設定されている。
- ・036-04（インターネット応接等事務員）は、旧小分類 259 の下の細分類（通信販売受付事務員（電話を除く））が小分類として新たに設定されている。

③雑分類の配列と項目名

- ・雑分類である小分類 036-03 は、中分類 036 の下の一連の小分類に挟まれて配置されているため、名称は「その他の～」ではなく、「他の～」になっている。また、5桁数字の分類符号のうち4・5桁目に使用されている数字は99ではなく、中分類036の下の小分類に適用されている一連の通し番号になっている。
- ・この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。大分類04の1(2)(イ)④参照。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類C（事務従事者）の下の中分類25（一般事務従事者）における小分類の慣行的な順序（256 電話応接事務員、259 その他の一般事務従事者）が基本になっている。電話応接に関する3つの小分類の配列は、実務での取扱件数を考慮してコールセンターオペレーターが先頭に配置され、次いでテレフォンアポインター、それ以外の電話応接事務の順になっている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)コールセンターの業務と仕事の位置づけ

コールセンターの業務を電話の発信業務と受信業務に分けると、それぞれの業務の分類先は以下のとおりである。

- ・インバウンドコール（受信業務） → 036-01
 （例）商品の注文受付、宿泊などの予約受付、商品・サービスに関する問い合わせ対応、受付など
- ・アウトバウンドコール（発信業務）
 （例）調査、勧誘を伴わない商品・サービスの案内など → 036-01
 （例）商品・サービスの紹介、取引上の勧誘など → 036-02

(イ)受付の仕事

大分類06では、受付の仕事を対面での受付の仕事と電話・インターネットによる受付の仕事に分けて設定している。

①対面での受付の仕事

- ・仕事に従事する場所、仕事の遂行に必要とされる知識・技能の違いにもとづいて中分類034または037に分類する

会社・団体の受付の仕事 → 034-03

保健医療分野の受付の仕事 → 037-01、037-02、または 034-03 (中分類 034 の(4)(イ)①参照)

②電話・インターネットによる受付の仕事は中分類 036 に分類する。

・電話による受付の仕事 → 036-01

・インターネットによる応接の仕事 → 036-04

(ウ) ネットショップ店長の位置づけ

この職業分類では職務の類似性原則にもとづいて分類項目の設定、分類の体系化が行われている。この原則はインターネットによる通信販売の事業者である EC サイト管理者にも適用される。EC サイト管理者のうち主に経営・管理の仕事に従事するものは大分類 01 (管理的職業) に、主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものはインターネット応接等事務員 (036-04) にそれぞれ分類される。この扱いは、大分類 07 (販売・営業の職業) における小売店店長の扱いと同じである。

(エ) 営業の仕事

この職業分類では営業による販売の仕事の仕事の形態によって2つ (電話による営業、主に訪問による営業) に大別し、更に後者は仕入れのための営業と販売のための営業に区分されている。訪問販売の仕事 (045-16: 販売対象の商品を持って訪問し販売する) は営業に類似しているが、この職業分類では営業の仕事ではなく、商品販売の仕事として位置づけられている。

①電話による営業の仕事

勧誘を伴う商品・サービスの紹介、電話による商品販売・サービス提供に関する取引上の勧誘 → テレフォンアポインター (036-02)

②訪問して、取引上の勧誘・交渉を行う仕事

・商品の仕入れにかかる営業の仕事 → 商品仕入営業員 (046-01)

・商品の販売、サービスの提供にかかる営業の仕事 → 営業の職業 (中分類 048)

中分類 037 医療・介護事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

医療事務の仕事と介護保険事務の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 医療事務の仕事

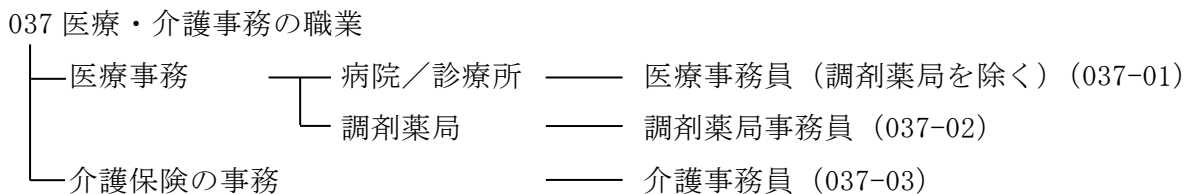
- ・ 病院／診療所における外来診療の受付（歯科を除く）、診療費の請求、診療報酬明細書の作成、入退院の手続きなど
- ・ 調剤薬局における処方せんの受付、調剤費の請求、調剤報酬明細書の作成、調剤録の作成など

② 介護保険事務の仕事

介護サービスを提供する施設・事業所における新規利用者の受付、介護給付費明細書の作成、利用者に対する自己負担金の請求など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 037 は、旧大分類 C（事務的職業）の下の中分類 25（一般事務の職業）に含まれる小分類 258（医療・介護事務員）と小分類 259（その他の一般事務の職業）に含まれる細分類（診療情報管理係事務員）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

実務利用の便宜を考慮して医療事務、調剤事務、介護事務がそれぞれ小分類として新たに設定されている。

- ・ 037-01（医療事務員（調剤薬局を除く））は、旧小分類 258 の下の細分類（医療事務員）のうち調剤薬局事務以外の仕事と小分類 259 の下の細分類（診療情報管理係事務員）が統合され、小分類として新たに設定されている。
- ・ 037-02（調剤薬局事務員）は、旧小分類 258 の下の細分類（医療事務員）のうち調剤薬局事務の仕事が小分類として新たに設定されている。
- ・ 037-03（介護事務員）は、旧小分類 258 の下の細分類（介護事務員）が小分類として新たに設定されている。

③位置づけの変更された項目

医療機関において診療情報・診療録を管理する仕事は、旧小分類 259 に位置づけられていたが、医療事務員（調剤薬局を除く）（037-01）に移設されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は実務における取扱件数の観点から医療事務員が先頭に配置されている。調剤薬局事務員は医療事務員を分割して設定されているので医療事務員（調剤薬局を除く）の後に置かれている。日本標準職業分類ではこれら3つの職業を雑分類（小分類 259）に位置づけている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)職務範囲

①医療事務員（調剤薬局を除く）（037-01）

旧分類の医療事務員の職務範囲に以下の仕事が新たに付け加えられている。

- ・健康診断の予約管理、受診者の受付・案内などの仕事
- ・診断書などの文書の請求受付・受渡しの仕事
- ・レセプト点検員（審査支払機関などにおいてレセプトを点検する仕事）
- ・医師事務作業補助者（医療文書の作成補助、診療記録の入力代行、診療データの整理などの医師の事務作業の補助者）
- ・臨床開発モニター（CRA）（治験の実施状況をモニタリングする仕事）
- ・治験事務局担当者（SMA）（治験書類の作成など治験に関する事務の仕事）

②介護事務員（037-03）

旧分類の介護事務員の職務範囲に以下の仕事が新たに付け加えられている。

- ・審査支払機関において介護給付費等請求書を点検する仕事

(イ)医療分野における外来診療の受付の仕事の位置づけ

①病院および診療所（歯科を除く）の受付の仕事 → 医療事務員（037-01）

- ・037-01 の職業定義には外来診療の受付が主な職務のひとつとして記述されているが、以下の②のとおり歯科の受付係は 034-03 に分類されるため、歯科受付の仕事は 037-01 の定義の「外来診療の受付」から実質的に除外されている。

②歯科診療所の受付の仕事 → 受付・案内事務員（034-03）

- ・旧分類では歯科診療所の受付係が2箇所位置づけられている。
 - a. 歯科助手が受付の仕事を兼務する場合 → 歯科助手に分類する。
 - b. 受付の仕事に従事するもの → 医療事務員に分類する。
- ・この分類表では、職務の類似性原則にもとづいて歯科受付の仕事が受付係の項目（034-03）に新たに分類されている。

a. 受付の仕事に従事するもの → 034-03

b. 受付係と他の職務（歯科助手、診療情報明細書の作成など）を兼務している場合
→ 主に従事する仕事に分類する。

（例）受付と歯科助手の兼務

主に受付の仕事に従事 → 034-03（受付・案内事務員）

主に歯科助手の仕事に従事 → 028-02（歯科助手）

（例）受付と医療保険事務の兼務

主に受付の仕事に従事 → 034-03（受付・案内事務員）

主に医療保険事務の仕事に従事 → 037-01（医療事務員）

(ウ) 介護事務の仕事

介護事務員が作成する介護給付費明細書とは、事業者（介護保険施設や介護サービス提供事業所など）が利用者（要介護者または要支援者）に提供した介護サービスについて、その内訳や保険者および利用者への請求額を算定したものをいう。

中分類 038 会計事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

会計に関する事務の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① 現金の受払いや小口現金の管理などの現金出納の仕事
- ② 銀行などの預貯金窓口における現金などの受払いの仕事
- ③ 会計帳簿・決算書類の作成などの経理の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

038 会計事務の職業	
— 現金等の受払、小口現金の管理	—— 現金出納事務員 (038-01)
— 銀行等の窓口での現金等の受払	—— 預・貯金窓口事務員 (038-02)
— 会計帳簿・決算書類等の作成	—— 経理事務員 (038-03)
— その他	—— その他の会計事務の職業 (038-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 038 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 26 (会計事務の職業) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

038-02 (預・貯金窓口事務員) は、旧中分類 26 の下の小分類 262 (銀行等窓口事務員) の項目名を変更して設定されている。旧小分類 262 の職務範囲は銀行などの預貯金窓口の事務の仕事に限定されているので職務範囲にあわせて項目名が変更されている。

③ 旧分類との異同

038-01 から 038-99 までの 4 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 26 の下の 4 つの小分類 (261、262、263、269) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 C (事務従事者) の下の中分類 26 (会計事務従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 小分類の構成

中分類 038 の下の小分類を職務遂行場所の視点から区分すると以下のとおりである。

- ・ 会社や団体の会計経理部門

現金出納の管理：038-01

会計帳簿の作成、決算書類の作成など：038-03

・銀行の預貯金窓口

現金、小切手、為替、振替などの受け払い：038-02

なお、銀行などにおける貸付・融資に関する事務の仕事は中分類 040（営業・販売関連事務の職業）の下の雑分類 040-99 に分類する。

(イ) 預・貯金窓口事務員

①職務範囲

旧分類の銀行等窓口事務員に以下の仕事が付け加えられている。

・窓口で受け付けた、預貯金の入出金、振込・振替、税金の納付などの事務処理の仕事

②職業定義との対応

預・貯金窓口という名称のうち預金は銀行や信用金庫などで使用され、貯金はゆうちょ銀行や JA バンク（農業協同組合）などで使われている。

(ウ) 物品の仕入れに関する仕事

物品の仕入れに関する仕事は、物品の種類や仕事の形態などにもとづいて 4 項目に分類されている。

①事業所で使用する事務用品・文房具などを調達する仕事 → 用度係事務員（038-99）

②工場などの生産現場において生産に必要な原材料・部品を調達する仕事 → 原材料仕入事務員（039-01）

③小売店において販売する商品を仕入れるための事務の仕事 → 商品仕入事務員（040-99）

④小売店において販売する商品を仕入れるための営業の仕事 → 商品仕入営業員（046-01）

(エ) 現金などの受払いの仕事

保険会社における保険金支払いの仕事は会計事務の仕事（038-99）に該当するが、保険契約の締結後の事故や保険金に関する仕事が営業・販売関連事務の職業（040-99）に分類されている関係で 040-99 にも保険金支払いの仕事が分類されている。保険金の支払いにかかる事務の仕事は現金などの受払いの仕事なので本来であれば 038-99 に分類されるが、職務の類似性ではなく実務利用の観点から保険関係の仕事は 040-99 に一括して分類されている。

中分類 039 生産関連事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

生産に関連する事務の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

①工場などの生産現場や建設工事現場における事務の仕事

②資材・製品などの受入・保管・出荷に関する事務の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

039 生産関連事務の職業

└─ 生産現場の事務	── 生産現場事務員 (039-01)
└─ 資材・製品の受荷・出荷	── 出荷・受荷係事務員 (039-02)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 039 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 27 (生産関連事務の職業) に対応して設定されている。

② 他の大分類に移設された項目

旧小分類 272 (出荷・受荷係事務員) の下の細分類 (クリーニング等受入係員) は、クリーニング取次所においてクリーニング事業者とクリーニング注文客との仲立ちをする仕事である。この仕事はこの職業分類の販売類似の概念に該当するため大分類 07 (販売・営業の職業) の下の中分類 47 (販売類似の職業) に移設されている (047-03 クリーニング等受入係員)。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 C (事務従事者) の下の中分類 27 (生産関連事務従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 出荷・受荷に関する事務の仕事 (039-02)

この仕事には、資材・製品などを倉庫などで受け入れ、検収・検品を行い、保管・管理し、出荷・発送するまでの一連の事務の仕事が含まれる。この全体に関わる事務の仕事に従事するものが倉庫事務員や物流管理事務員であり、個々の職務に従事するものが検収・検品係員、保管・管理係員、出荷・発送係員などである。

(イ) 物品の仕入れに関する仕事の位置づけ

物品の仕入れに関する仕事は、物品の種類や仕事の形態などにもとづいて 4 項目に分類されている。中分類 038 の (4) の (ウ) 参照。

中分類 040 営業・販売関連事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

営業・販売活動に伴う事務の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

営業活動に伴う納品書・請求書などの書類の作成、貨物の輸出入に伴う通関書類の作成など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

040 営業・販売関連事務の職業	
├ 営業活動に伴う事務	—— 営業事務員 (040-01)
├ 貨物の輸出入に伴う事務	—— 貿易事務員 (040-02)
└ その他	—— その他の営業・販売関連事務の職業 (040-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 040 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 28 (営業・販売関連事務の職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 040-01 (営業事務員) は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 28 の下の小分類 281 (営業・販売事務員) に含まれる細分類 (営業事務員) が小分類として新たに設定されている。
- ・ 040-02 (貿易事務員) は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 281 の下の細分類 (貿易事務員) が小分類として新たに設定されている。

③ 職務範囲の変更

- ・ 040-99 (その他の営業・販売関連事務の職業) は、旧小分類 281 の下の 3 つの細分類 (仕入係事務員、販売係事務員、金融・保険事務員) と旧小分類 289 (その他の営業・販売関連事務の職業) を統合して設定されているため、旧分類よりも職務範囲が広がっている。

④ 他の大分類に移設された職業

- ・ ブライダルコーディネーター

旧小分類 281 の下の細分類 (販売係事務員) に位置づけられているブライダルコーディネーターは、結婚式・披露宴の企画、衣裳・料理の手配など個人に対するサービスの仕事であるため大分類 09 (サービスの職業) に移設され、実務利用の便宜を考慮して小分類として設定されている (058-08 ブライダルコーディネーター)。

⑤分類先が変更されている職業

・ラウンダー

ラウンダーは、小売店を訪問して担当する商品の陳列方法や陳列棚の場所の提案、商品説明などを行う仕事である。この仕事は店舗を巡回して販売指導などを行う店舗巡回指導員の職務と類似しており、旧分類では両者とも小分類 289（その他の営業・販売関連事務の職業）に位置づけられている。このうちラウンダーは小売店を訪問して行う仕事であるという点が重視され、仕事の形態が営業に類似しているため大分類 07（販売・営業の職業）の下の中分類 048（営業の職業）に分類されている。しかし、ラウンダーの仕事の目的は商品そのものを販売することではない。本来であれば本職業分類にいう営業や販売の仕事には該当しないが、実務利用の観点から中分類 048 に分類されている。分類先の中分類 048 は商品・サービス別に小分類が設定されており、ラウンダーの仕事は販売する商品に即して該当する分類項目に分類される。『職業名索引』の 048-04（機械器具営業員）にはラウンダー（家電製品）が、048-06（通信・情報システム営業員）にはラウンダー（携帯電話機販売）がそれぞれ採録されている。

・旅行会社カウンター係

旧小分類 281 の下の細分類（販売係事務員）には旅行会社カウンター係が位置づけられている。この項目は事務の職業として設定されているので、仕事内容は事務である。このため 040-99 に○例示されている旅行会社のカウンター係の仕事は、事務の仕事に限定されていることを表すために項目名が「旅行会社カウンター係（事務の仕事に従事するもの）」に変更されている。一方、旅行会社の店舗において旅行相談、旅行商品の紹介・販売・仲介などの仕事に従事するものは、有体的商品以外の商品の販売や仲介を行うので販売類似の仕事（中分類 047）に該当する。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 C（事務従事者）の下の中分類 28（営業・販売事務従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類に設定されていない営業事務員と貿易事務員の配列は、実務での取扱件数を考慮して営業事務員が先に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 物品の仕入れに関する仕事の位置づけ

物品の仕入れに関する仕事は、物品の種類や仕事の形態などにもとづいて 4 項目に分類されている。中分類 038 の(4)の(ウ)参照。

(イ) 金融・保険事務の仕事

金融・保険分野の事務の仕事のうち 040-99 には営業・販売活動に伴う事務の仕事が分類さ

れる。しかし、『職業名索引』の040-99には、営業・販売活動に伴う事務の仕事だけではなく、生命保険事務員、損害保険事務員、証券事務員、金融・保険事務員のような大括りの職業名（この名称の下に分類先の異なる各種の事務の仕事が含まれる）や、保険事故の損害査定調査員のような専門的知識や技能の必要な職業名も掲載されている。本来であれば営業・販売活動に伴う事務の仕事以外の仕事は職務の類似性原則にもとづいてそれぞれ該当する分類項目に分類すべきであるが、実務利用の観点からこの項目に一括して分類されている。

中分類 041 外勤事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

外勤事務の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 集金

電気・ガス・水道の料金、新聞の購読料などの集金

② 調査

調査対象者を訪問して行う調査の依頼、調査票の配布・回収・点検など

③ 検針

電気・ガス・水道メーターなどの検針

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

041 外勤事務の職業

├ 集金	—— 集金人 (041-01)
├ 調査	—— 調査員 (041-02)
└ その他	—— その他の外勤事務の職業 (041-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 041 は、旧大分類 C（事務的職業）の下の中分類 29（外勤事務の職業）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

041-02（調査員）は、旧中分類 29 の下の小分類 292（訪問調査員）の名称を変更して設定されている。小分類 292 には、訪問調査の仕事だけではなく交通量調査などの戸外での調査の仕事が含まれている。

③ 旧分類との異同

041-01 から 041-99 までの 3 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 29 の下の 3 つの小分類（291、292、299）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 C（事務従事者）の下の中分類 29（外勤事務従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 外勤事務の範囲

外回りの事務の仕事が必ずしもすべてこの中分類に該当するわけではない。たとえば、

①集金の仕事の場合、集金そのものが仕事の目的になっているときには集金人に該当するが、職務の一部に集金を含む仕事の場合には、主な仕事に即して集金人以外の分類項目に分類する。たとえば、

- ・ 時間貸しのコインパーキングを巡回して、売上金の回収や設備機器の保守・点検などを行うものは、集金人ではなくコインパーキング管理人（057-04）に分類する。

②調査の仕事の場合、介護保険の認定調査など調査員が調査対象者を訪問して行う仕事であっても専門的な知識・技能を必要とする調査の仕事は、仕事の行われる職業分野に即して該当する分類項目に分類する。たとえば、

- ・ 介護保険認定調査員（049-99）
- ・ 福祉事務所ケースワーカー（049-02）
- ・ 企業信用調査員（020-99）

(イ) 調査の仕事

この職業分類では、調査の仕事を次の3つに大別している。

①調査の企画や調査結果の分析の仕事 → マーケティングリサーチャー、調査事務員（033-03）

②実査の仕事

電話調査の仕事 → 電話調査員（036-01）

訪問調査およびそれ以外の外勤の調査の仕事 → 調査員（041-02）

③回収した調査票の回答をコンピュータに入力する仕事 → データ入力オペレーター（043-02）

(ウ) 屋外での調査の仕事

環境や土質などの技術的な調査の仕事（011-99）、埋蔵文化財などの専門的な知識・技能が必要な調査の仕事（020-99）、建設工事にとまなう地盤調査の仕事（091-99）、自動車の保管場所の確認の仕事（041-99）などの屋外での調査の仕事は、仕事の種類に即して該当する分類項目に分類する

中分類 042 運輸・郵便事務の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

運輸交通機関における事務の仕事および郵便局における郵便に関する事務の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 運輸交通機関における事務の仕事

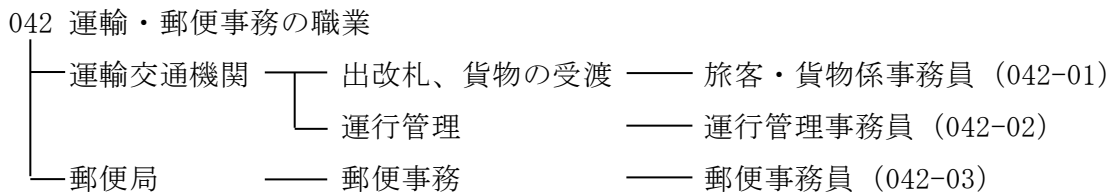
出札・改札、荷物・貨物の受け渡し手続き、運行管理など

② 郵便局における郵便に関する事務の仕事

郵便物の引き受け、切手・印紙などの販売、郵便物の仕分け・継ぎ送りなど

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 042 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 30 (運輸・郵便事務の職業) に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

042-01 から 042-03 までの 3 つの小分類は、旧中分類 30 の下の 3 つの小分類 (301、302、303) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 C (事務従事者) の下の中分類 30 (運輸・郵便事務従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

郵便局の主な仕事と職業分類上の位置づけ

① 事務の仕事 (大分類 06)

郵便窓口の仕事 → 042-03

郵便物の仕分け・継ぎ送り → 042-03

貯金窓口の仕事 → 038-02

保険窓口の仕事 → 040-99

②集配・輸送の仕事（大分類 13）

宅配貨物（ゆうパック）の配達 → 082-03

ゆうメールの配達 → 082-03

郵便物の集配 → 082-03

郵便物の地域内・地域間輸送 → 運転するトラックの種類によって分類先が異なる
(083-01 または 083-02)

③仕分けの仕事（大分類 15）

宅配貨物（ゆうパック）の仕分け → 095-02

中分類 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

コンピュータなどの事務用機器を操作する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

コンピュータを操作して以下のような仕事を行う。

- ① 定型的な文書・表などの作成・編集
- ② インターネットホームページの情報更新
- ③ データの入力

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

043 コンピュータ等事務用機器操作の職業

— 文書等の作成、 ウェブサイトの情報更新	— パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ 関連事務員 (043-01)
— データの入力	— データ入力事務員 (043-02)
— その他	— その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業 (043-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 043 は、旧大分類 C (事務的職業) の下の中分類 31 (事務用機器操作の職業) に
対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

043-01 (パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員) のうちパーソナル
コンピュータ操作員は、旧中分類 31 の下の小分類 311 (パーソナルコンピュータ操作員)
と同じである。ホームページ関連事務員は旧小分類 319 (その他の事務用機器操作の職
業) に該当する職業である。後者は、実務利用の便宜を考慮して小分類に設定されてい
るが、単独の小分類項目とするまでには至らないため職務の類似性の観点からパーソナ
ルコンピュータ操作員の項目に併記されている。

③ 廃止された項目

旧中分類 31 の下の小分類 313 (コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く))
は、実務利用の観点から廃止され雑分類 (043-99) に移設されている

④ 職務範囲の変更

043-99 (その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業) は、旧小分類 313 (コンピ
ュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)) と旧小分類 319 (その他の事務用機器操

作の職業)を統合して設定されている。このため旧分類に比べて職務範囲が広がっている。

⑤項目名の変更

- ・043-02 (データ入力事務員)は、旧小分類312 (データ入力係員)の名称を変更して設定されている。
- ・043-99 (その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業)は、中分類項目の名称変更に伴って旧小分類319 (その他の事務用機器操作の職業)の名称を変更して設定されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類C (事務従事者)の下の中分類31 (事務用機器操作員)における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)コンピュータの使用と職業分類

事務の分野では多くの職業でパーソナルコンピュータが使用されている。パーソナルコンピュータを使用して仕事に従事するもののうち本務の仕事の遂行する手段としてパーソナルコンピュータを使用するものは、043-01のパーソナルコンピュータ操作員ではなく、本務の仕事に分類する。043-01に該当するのは、指示を受けて定型的文書・表などを作成するためパーソナルコンピュータを操作すること自体が目的になっている仕事である。

(イ)複数の職業名で構成されている分類項目

この職業分類には043-01のように小分類の項目名が複数の職業で構成されている項目があるが、その理由は大別すると次のとおりである。

- ①実務での取扱件数が限定的な職業であっても廃止せず、日本標準職業分類に設定されている分類項目との対応をとるため小分類項目として残されている場合

- (例) 012-01 裁判官、検察官、弁護士
- 018-02 舞踊家、俳優、演芸家
- 054-02 クリーニング職、洗張職
- 061-01 警察官、海上保安官

- ②対応する日本標準職業分類の小分類が複数の職業名で構成されている場合

- (例) 015-03 記者、編集者
- 026-01 あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師
- 047-02 保険代理人、保険仲立人
- 058-06 葬儀師、火葬係
- 071-08 鉄工、製缶工
- 091-02 ブロック積工、タイル張工

③対応する日本標準職業分類の小分類を統合して項目が設定されている場合

(例) 016-01 美術家、イラストレーター

④この職業分類の独自の小分類であって、実務利用の便宜を考慮して類似職業を併記している場合

(例) 030-03 保育補助者、家庭的保育者

043-01 パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員

049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

053-03 理容師補助者、美容師補助者

080-03 画工、看板制作工

大分類 07 販売・営業の職業

1. 総説

この大分類には、販売の仕事および営業の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

この大分類には、有体的商品の販売の仕事、販売類似の仕事、営業の仕事が含まれる。

販売の仕事	┌	有体的商品の販売	—— 店舗、移動性店舗、無店舗での販売
		販売類似の仕事	—— 不動産等の売買、売買の仲介・代理・取次
営業の仕事	└		—— 有体的商品の販売、製造・サービスの提供、不動産・有価証券の売買などに関する取引上の勧誘・交渉、保険の募集など

(ア) 有体的商品の販売

① 有体的商品

有体的商品とは、製品や農林水産物などの生産された財をいう。中分類 044～046 の販売対象商品が有体的商品である。

② 商品販売の仕事の職務範囲

- 商品販売の仕事（中分類 044～046）には、店舗での接客販売の仕事だけではなく商品の仕入れの仕事も含まれる。このため百貨店のバイヤーなどの商品の仕入れ営業の仕事は、営業の職業（中分類 048）ではなく商品仕入れの職業（中分類 046）に分類されている。
- 営業の仕事と商品販売の仕事は、ともに商品の販売に関する仕事である点で共通しているが、商品を販売する対象が異なっている。主に店舗に来店する客を対象にして商品を販売するのが商品販売の仕事であり、事業所・個人などの商品購入の見込客を対象にして取引上の勧誘・交渉を行うのが営業の仕事である。

③ 商品販売の形態

- 商品の販売方法は、店舗で接客して販売する方法（中分類 044～046）、見込客のもとを訪れて勧誘・販売する方法（中分類 048）、カタログやインターネットなどによる通信販売（中分類 036）などがある。このうち前二者がこの大分類に該当する。
- 店舗での商品販売は、卸売店・小売店の店舗での販売、移動性店舗（移動販売車、屋台、露店など）での販売に分けることができる。無店舗の形態（呼売り、立売り、訪問販売など）もある。カタログ・インターネットなどによる通信販売も無店舗での商品販売であるが、接客販売ではないため販売の職業には該当しない。なお、無店舗販売では、販売する場所そのものは無店舗でも、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などはある。
- 卸売店には、有体的商品を購入して卸売する事業所（仕入卸）と製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（製造卸）の両者が含まれる。

④小売店または卸売店の店長

小売店または卸売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事する店長のうち主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事する店長もこの大分類に含まれる。

(イ)販売類似の仕事

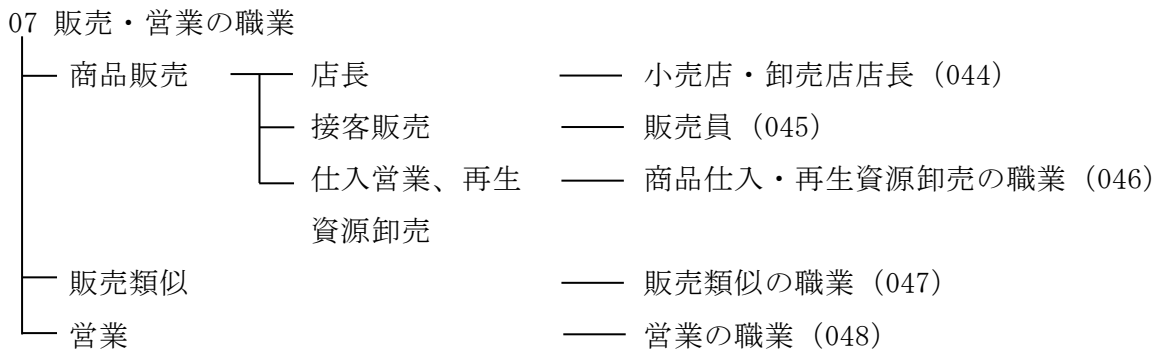
- ①この職業分類では、不動産・有価証券の売買、他人の間に立った売買の取次・斡旋、他人のための売買の代理などを販売類似としている。
- ②販売類似の仕事（中分類 047）には、不動産（土地、建物）、保険、有価証券の売買や売買の仲介・代理・取次、クリーニング取次所での注文受付、質屋の業務、競売による販売などが含まれる。
- ③宝くじ、商品券等の金券類などは有体的商品に該当しないため中分類 044～046 に分類することができない。これらの有体的商品以外の物品を販売する仕事は中分類 047 に分類される。

(ウ)営業の仕事

この職業分類にいう営業（中分類 048）とは、商品の販売やサービスの提供などを目的として事業所や個人などの見込客との間で取引上の勧誘・交渉・契約締結を行う活動である。営業による取引の対象は、有体的商品、金融・保険商品、不動産、サービスなどである。

(2)分類体系

(ア)中分類の体系



(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

大分類 07 は、旧大分類 D（販売の職業）の下の中分類 32～34 に対応して設定されている。

②新たに設定された項目

旧大分類 D の下の中分類 32（商品販売の職業）に含まれる 7 つの小分類が以下のとおり 3 つの中分類に組み換えられている。旧中分類 32 の下の小分類はいずれも有体的商品を販売する職業である

- ・044（小売店・卸売店店長）は、旧中分類 32 の下の 2 つの小分類（321 小売店主・店長、

322 卸売店主・店長)で構成される新たな中分類として設定されている。この項目には、主に商品の仕入れ・販売の仕事に従事する卸売店および小売店の店長が該当する。

- ・045 (販売員) は、旧中分類 32 の下の 3 つの小分類 (323 小売店販売員、324 卸売・商品実演販売員、325 商品訪問・移動販売員) で構成される新たな中分類として設定されている。この項目には、卸売店または小売店の店舗、移動性店舗 (移動販売車、屋台など)、無店舗 (呼売り、立売り、訪問販売など) で販売の仕事に従事する販売員が該当する。
- ・046 (商品仕入・再生資源卸売の職業) は、旧中分類 32 の下の 2 つの小分類 (326 再生資源回収・卸売人、327 商品仕入営業員) で構成される新たな中分類として設定されている。これら 2 つの小分類は、旧中分類 32 の残余の項目である。商品仕入営業員は、仕入れに特化した営業の仕事である。他方、再生資源回収・卸売人は、一人の人が仕入れから接客販売まで一貫して行う仕事である。この職業分類では、中分類の設定にあたっては職務の類似性原則が適用されているが、この中分類は職務の類似性原則とは異なる観点から設定されている。
- ・中分類 045 と 046 は、いずれも有体的商品の販売に関する仕事である。中分類 045 には店舗・無店舗・移動性店舗での販売の仕事が設定され、中分類 046 には仕入営業の仕事、仕入れから販売まで一貫して行う仕事が分類されており、これら 2 つの中分類を区分する基準がわかりにくくなっている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

販売・営業の職業の分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 D (販売従事者) における中分類の慣行的な順序が適用されている。日本標準職業分類に設定されていない中分類 044~046 の配列は、日本標準職業分類の大分類 D の下の中分類 32 (商品販売従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 販売の職業と他の大分類との関係

(ア) 管理職 (小売店・卸売店の店長) の位置づけ

- ① 小売店・卸売店の店長のうち経営・管理の仕事と販売の仕事 (仕入れ・接客販売など) の両方に従事するものは、一般原則に定められた職業の決定方法にもとづいて従事する時間の長いほうの仕事に該当する分類項目に分類する。
- ② 経営・管理の仕事に従事する時間のほうが長い場合、法人の店舗の店長は大分類 01 (管理的職業) の会社管理職員 (002-01) に、個人事業の店舗の店長は大分類 01 の他に分類されない管理的職業 (003-99) にそれぞれ分類する。
- ③ 販売の仕事に従事する時間のほうが長い場合は、中分類 044 の小売店店長 (044-01) または卸売店店長 (004-02) に分類する。

(イ) 販売方法と職業分類

①販売の職業に該当しない商品販売の仕事

カタログ、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などを通じて商品を販売する方法（通信販売）は、販売員が接客して商品を販売する形態ではないためこの大分類に該当しない。通信販売は、各種の通信手段（電話、FAX、またはインターネット）を通じて客が選択した商品の注文を受け付ける販売方法である。この職業分類では、商品の注文受付の仕事は事務の職業に分類し、客の使用する通信手段によって分類先が異なる。電話・FAXによる注文受付は電話応接の仕事（036-01）に、インターネットによる注文受付はインターネット応接の仕事（036-04）にそれぞれ分類する。

②訪問販売

訪問販売は通信販売と同じく無店舗での商品販売である。販売する商品を携行して客のもとを訪れ、商品説明、取引上の勧誘、販売を行う仕事なので仕事の形態が営業に類似している。両者の主な違いは、販売する商品そのものを携行しているかどうかである。有体的商品を販売する営業の仕事では必ずしも商品を携行するわけではない。商品を携行して販売する形態の仕事には行商や呼売りがある。訪問販売と行商・呼売りはこの点で類似しており、そのため訪問販売は商品販売の仕事に分類されている。

(ウ) 事務の職業との関係

販売・営業の仕事は事務の仕事を伴っている。営業の分野には、受注品の発注、請求書など各種書類の作成、納期管理など営業事務の仕事（040-01）がある。外国企業との取引では、通関書類の作成や運送・倉庫の手配など貨物の輸出入に伴う貿易事務の仕事（040-02）がある。金融・保険の分野には、有価証券の売買に伴う証券事務の仕事、保険契約に伴う保険事務の仕事、銀行の融資に伴う事務の仕事などがある。金融・保険分野の事務の仕事はいずれ040-99に分類する。

(エ) サービスの職業との関係

①小売店のサービスカウンターにおける売場案内、領収証の発行、返品・返金の受付などの仕事、および百貨店の売場案内所における売場案内の仕事はいずれもサービスの職業（058-99 カウンター係（小売店）、056-99 案内係（百貨店））に分類する。

②接客サービスの仕事は大分類 09（サービスの職業）に分類される。このため小売店において接客の仕事に従事するものは中分類 056（接客・給仕の職業）に分類する。

(オ) 製造・修理の仕事との関係

靴などの商品販売の仕事と同種商品の修理の仕事の両方に従事する場合、あるいは菓子・パンなどの製造の仕事と商品販売の仕事の両方に従事する場合は、一般原則に定められた職業の決定方法にもとづいて分類先を決定する。第一原則は、従事する時間の長いほうの仕事である。しかし、従事する時間の長さでは判断しがたい場合は、財の生産に直接かかわる仕

事を優先するという観点から修理あるいは製造の仕事に分類する。

(カ)包装の仕事との関係

商品販売に伴う包装の仕事は、包装作業員（097）に分類する。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 044 小売店・卸売店店長

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

小売店または卸売店の店長が分類される。

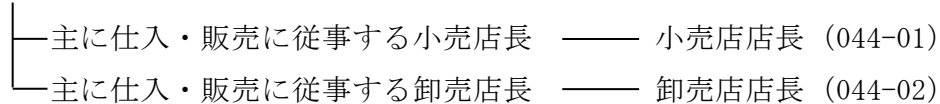
(イ) 職務の具体的内容

経営・管理の仕事と商品の仕入れ・販売などの仕事に従事する小売店・卸売店の店長のうち主に仕入れ・販売の仕事に従事する店長が該当する。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

044 小売店・卸売店店長



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 044 は、旧大分類 D（販売の職業）の下の中分類 32（商品販売の職業）に含まれる 2 つの小分類（321 小売店主・店長、322 卸売店主・店長）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

- ・ 044-01（小売店店長）は、実務利用の便宜を考慮して旧小分類 321 の名称を変更して設定されている。
- ・ 044-02（卸売店店長）も同様に、実務利用の便宜を考慮して旧小分類 322 の名称を変更して設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、事業所の中で果たす役割（事業所の種類別）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 D（販売従事者）の下の中分類 32（商品販売従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 店長

小売店または卸売店の店長であって主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類 01（管理的職業）に該当するが、事業が法人によるものか、個人事業かによって位置づけが異なる。法人の店舗の店長は会社管理職員（002-01）に、個人事業の店長は他に分類されない管理的職業（003-99）にそれぞれ分類する。

(イ) 卸売市場における仲卸の仕事の扱い

仲卸業者は、卸売市場において卸売業者と小売業者を仲介する役割を果たしていることから、その機能は販売類似の職業（中分類 047）に似ている。このため 047-99（その他の販売類似の職業）の職業定義には「卸売市場の仲卸」の仕事が例示されている。しかし、職務内容をみると、卸売市場内で卸売業者から商品を仕入れ、小売業者や飲食店に販売する仕事である。したがって、卸売市場の仲卸人（卸売市場によっては仲買人の呼称が使用されている）は主に商品の仕入れ・販売に関する仕事であるため、『職業名索引』では仲卸人を卸売店長（044-02）に、仲卸店舗の店員を商品別の分類項目（青果・水産物・食肉の仲卸は 045-06 の飲食料品販売店員、花卉類の仲卸は 045-14 の他の商品販売店員）にそれぞれ分類している。

中分類 045 販売員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

有体的商品を販売する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 販売の形態

- ・ 店舗での接客販売
- ・ 店舗での実演販売
- ・ 商品を携行して販売する訪問販売または呼売・立売販売
- ・ 移動性店舗での販売

② 販売する商品

新品および中古品の有体的商品

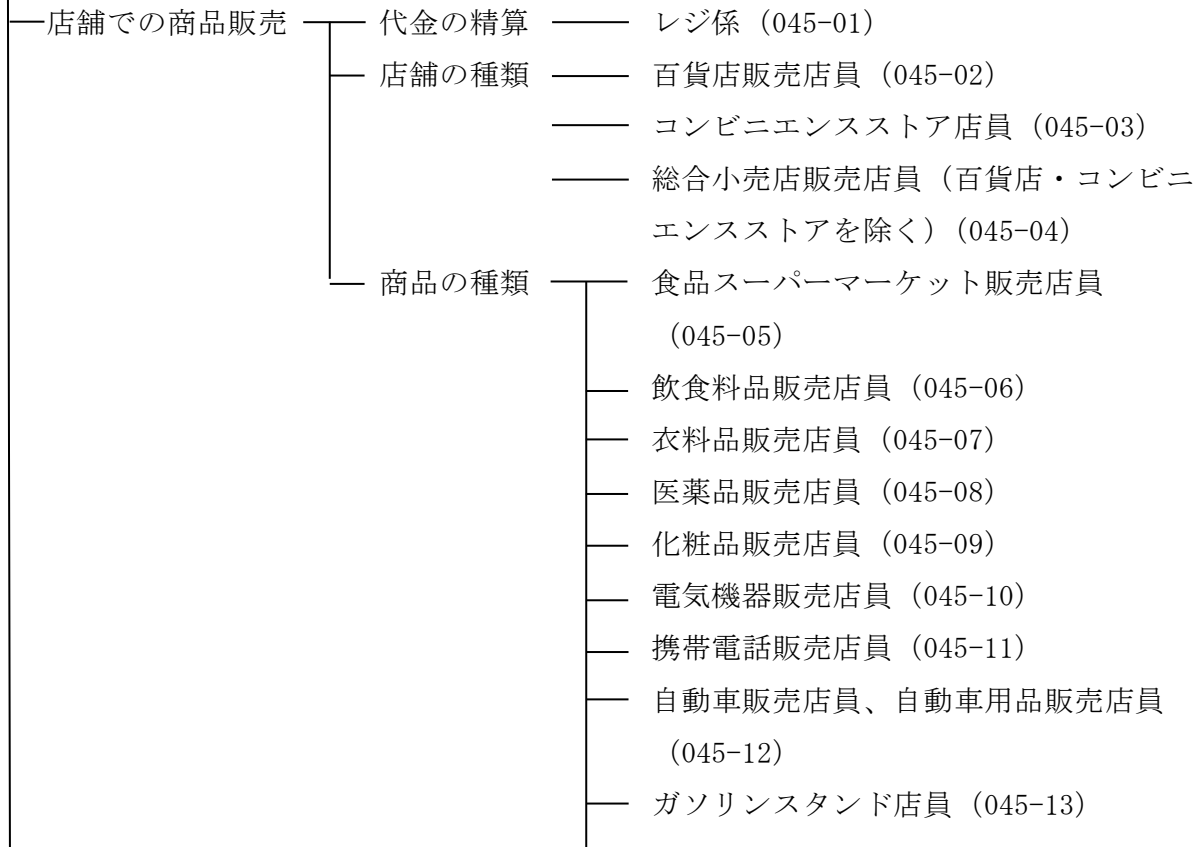
③ 仕事に従事する場所

店舗（小売店、卸売店）、移動性店舗（自動車、屋台、露店）、無店舗（訪問販売、呼売・立売販売）

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

045 販売員



— 実演販売 — 訪問販売、呼売・立売販売、 移動性店舗での販売	— 他の商品販売店員 (045-14)
	— 商品実演販売員 (045-15)
	— 商品訪問・移動販売員 (045-16)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 045 は、旧大分類 D（販売の職業）の下の中分類 32（商品販売の職業）に含まれる 3 つの小分類（323 小売店販売員、324 卸売・商品実演販売員、325 商品訪問・移動販売員）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

045-01～045-15 は、基本的に旧小分類 323 の下の細分類が小分類として設定されている。

a. 旧細分類がそのまま小分類になっている項目

- ・ 045-01（レジ係）
- ・ 045-03（コンビニエンスストア店員）
- ・ 045-06（飲食料品販売店員）
- ・ 045-10（電気機器販売店員）

b. 旧細分類が分割されている項目

- ・ 045-02（百貨店販売店員）は、実務利用の観点から旧小分類 323 の下の細分類（百貨店・スーパーマーケット販売店員）のうち百貨店の販売店員が小分類として新たに設定されている。
- ・ 045-05（食品スーパーマーケット販売店員）は、実務利用の観点から旧細分類（百貨店・スーパーマーケット販売店員）のうち食品スーパーマーケットの販売店員が小分類として新たに設定されている。
- ・ 045-07（衣料品販売店員）は、実務利用の観点から旧細分類（衣服・身の回り品販売店員）のうち衣料品販売の店員が小分類として新たに設定されている。身の回り品の販売店員は雑分類（045-14）に移設されている。
- ・ 045-08（医薬品販売店員）は、実務利用の観点から旧細分類（医薬品・化粧品販売店員）のうち医薬品販売の店員が小分類として新たに設定されている。
- ・ 045-09（化粧品販売店員）は、実務利用の観点から旧細分類（医薬品・化粧品販売店員）のうち化粧品販売の店員が小分類として新たに設定されている。

c. 旧細分類の組み換えが行われている項目

- ・ 旧細分類（百貨店・スーパーマーケット販売店員）は、百貨店販売店員、総合スーパーマーケット販売店員、食品スーパーマーケット販売店員に分割され、このうち百貨

店の販売店員は百貨店販売店員（045-02）として設定されている。スーパーマーケット販売店員は、総合スーパーマーケットの販売店員と食品スーパーマーケットの販売店員に分割されている。このうち総合スーパーマーケットの販売店員は雑分類に含まれるホームセンター、ディスカウントストア、ドラッグストア（各種商品を販売するもの）の各店員と統合して、総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）（045-04）が設定されている。総合小売店とは各種商品小売業（各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所）の店舗を指している。

- ・045-12（自動車販売店員、自動車用品販売店員）は、実務利用の観点から旧細分類（自動車販売店員）と雑分類（他に分類されない小売店販売員）に含まれる自動車用品販売店員で構成される小分類として新たに設定されている。なお、自動車販売店員は、新車・中古車を問わず自動車会社の店舗で販売の仕事に従事するものが分類される。
- ・045-14（他の商品販売店員）は、旧雑分類（他に分類されない小売店販売員）の一部（総合小売店販売店員、携帯電話販売店員、自動車用品販売店員を除く）と細分類（衣服・身の回り品販売店員）の一部（身の回り品販売店員）を統合して雑分類として設定されている。

d. 旧雑分類に含まれている職業が小分類として設定されている項目

- ・045-11（携帯電話販売店員）
- ・045-12（自動車販売店員、自動車用品販売店員）のうち自動車用品販売店員

③項目名の変更

- ・045-13（ガソリンスタンド店員）は、実務利用の観点から旧小分類 323 の下の細分類（ガソリンスタンド販売員）の名称を変更して設定されている。
- ・045-14（他の商品販売店員）は、旧小分類 323 の下の雑分類（他に分類されない小売店販売員）の名称を変更して設定されている。
- ・045-05（商品実演販売員）は、旧小分類 324（卸売・商品実演販売員）のうち卸売販売員が商品別の販売店員の項目に分類されているため項目名から卸売が削除されている。

④雑分類の配列と項目名

- ・雑分類である小分類 045-14 は、中分類 045 の下の一連の小分類に挟まれて配置されているため、名称は「その他の～」ではなく、「他の～」になっている。また、5桁数字の分類符号のうち4・5桁目に使用されている数字は99ではなく、中分類 045 の下の小分類に適用されている一連の通し番号になっている。
- ・この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。大分類 04 の 1(2)(イ)④参照。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（店舗の種類、商品の種類、販売の形態）を基準にして区分されている。

(イ)分類項目の配列

配列は日本標準職業分類の大分類 D（販売従事者）の下の中分類 32（商品販売従事者）における小分類の慣行的な順序を基本にしている。日本標準職業分類に設定されている販売店員の項目は小分類 323（販売店員）だけである。このため小分類 045-01～14 の配列は旧小分類 323 における細分類の順序を基本にしつつ、新たに設定された小分類とあわせて全体の順序が調整されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)新品・中古品の販売と分類上の位置づけ

中分類 45 に含まれる小分類（045-02～045-14）は販売店舗別または販売商品別に項目が設定されている。後者の場合、同じ種類の商品であれば新品・中古品を問わず同一の項目に分類する。たとえば、衣料品販売の仕事（045-07 衣料品販売店員）には古着のリサイクルショップ店員も分類される。同様に、店舗での自動車販売であれば新車も中古車も同じく 045-12 に分類する。この考え方は中分類 048 の営業の職業でも同じである。048-05 の自動車販売営業員には新車ディーラーの営業員だけではなく中古車の営業員も該当する。

(イ)古物の扱い

古物（古物商の許可を受けた事業者によって販売される物品）を販売する仕事は、以下のいずれかの項目に分類する。

①古物商の店舗における古物の販売

- ・衣類、自動車、書籍、事務機器、機械工具などの古物を販売する仕事は、商品の種類別に設定された分類項目（045-05～14）のうち該当する項目に分類する。
- ・古物としての金券類を販売する仕事は、販売類似の仕事（047-99 その他の販売類似の職業）に分類する。

②質屋における古物の販売

質屋の仕事に従事するものは、質屋店員（047-99）に分類する。

(ウ)有体的商品以外の物品の販売

商品券、宝くじ、イベントのチケットなど有体的商品以外の物品を販売する仕事は、販売類似の職業（047-99 その他の販売類似の職業）に分類する。

(エ)食品スーパーマーケットの仕事の位置づけ

食品スーパーマーケットの主な仕事とその分類先は以下のとおりである⁹。この分類は、

⁹ 以下の仕事のうち複数の仕事に従事するものは、複合的職務の分類原則（「総説および一般原則」

総合スーパーマーケットの食品部門の仕事にも適用される。

①店長

044-01 スーパーマーケット店長（主に販売の仕事に従事するもの）

②店員

- ・生鮮品（精肉・鮮魚）の加工の仕事

精肉部門における鳥獣肉の加工、包装（トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充などの仕事

→ 072-02 食肉加工係（スーパーマーケット）

鮮魚部門における水産物の加工、包装（トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充などの仕事

→ 072-03 鮮魚加工係（スーパーマーケット）

- ・生鮮品（精肉・鮮魚・青果）を扱う仕事のうち加工以外の仕事

生鮮品（精肉・鮮魚・青果）の小分け、包装、値札貼付の仕事

→ 097-01 生鮮食品包装係（食品スーパーマーケット）

青果部門において野菜・果物の小分け、包装（袋詰め、トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充の仕事

→ 097-01 青果加工・包装係（食品スーパーマーケット）

- ・一般食品（加工食品、日配品、菓子など）の品出し、在庫管理などの仕事

→ 099-02 品出係（食品スーパーマーケット）

(オ)キッチンカーなどでの飲食物の調理・販売の仕事

自動車などを不特定の場所において、客の注文に応じ調理した飲食物を持ち帰る状態で提供する仕事は販売の仕事に分類され、小分類 045-16 に位置づけられている。調理の仕事と紛らわしいが、中分類 055 の調理の仕事は調理を行うための事業所があることを前提としている。キッチンカーでの飲食物の調理はこれに該当しないため中分類 055 の調理の仕事には分類されない。

の6の(1)(イ)にもとづいて主に従事する仕事に分類する。

中分類 046 商品仕入・再生資源卸売の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

商品販売の仕事のうち、商品の仕入れの仕事および再生資源の卸売の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

①他人を訪問するなどして商品の仕入れを行う仕事

②再生資源の回収・買入・卸売の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

046 商品仕入・再生資源卸売の職業

├	仕入れ営業	——	商品仕入営業員 (046-01)
└	再生資源の回収・卸売	——	再生資源回収・卸売人 (046-02)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 046 は、旧大分類 D（販売の職業）の下の中分類 32（商品販売の職業）に含まれる 2 つの小分類（326 再生資源回収・卸売人、327 商品仕入営業員）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 046-01 と 046-02 は、旧中分類 32 の下の 2 つの小分類（326、327）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。配列は、実務利用の便宜を考慮して商品仕入営業員が先に配置され、日本標準職業分類の大分類 D（販売従事者）の下の中分類 32（商品販売従事者）における小分類の順序と逆になっている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 営業の仕事

大分類 07（販売・営業の職業）では、商品の営業に関する仕事を「商品を売る仕事」と「商品を買う仕事」に分けている。商品を販売するための営業の仕事は、中分類 048（営業の職業）に設定されている商品別の分類項目のうち該当する商品の項目に分類する。商品の仕入れ、買い付けのための営業の仕事は、商品仕入営業員（046-01）に分類する。

(イ) 再生資源の卸売

中分類 045 の商品別の小分類（045-05～045-14）に分類される仕事は、店舗の種類（小売、卸売）に関係しないので同じ種類の商品を販売する仕事であれば小売店の販売店員も、卸売

店の販売店員も同じ項目に分類される。したがって再生資源の卸売の仕事は、職務の観点からみると中分類 045 の商品販売の仕事との類似性が高い。しかし、日本標準職業分類の小分類 325 に再生資源回収・卸売従事者が設定されているため、日本標準職業分類の項目との対応をとる必要上、小分類 046-02（再生資源回収・卸売人）が設定されている。

(ウ) 物品の仕入れに関する仕事の位置づけ

物品の仕入れに関する仕事は、物品の種類や仕事の形態などにもとづいて 4 項目に分類されている。中分類 038 の(4)の(ウ)参照。

中分類 047 販売類似の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

販売に類似する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

この中分類における販売類似の仕事とは、以下の仕事をいう。

- ① 店舗における不動産の売買・交換、不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介
- ② 保険業者のための保険の代理業務
- ③ 保険の仲立
- ④ クリーニングの注文受け入れ
- ⑤ その他
 - ・ 店舗における有価証券の売買、売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受
 - ・ 金融の仲立
 - ・ 質屋の業務
 - ・ 他人の間に立った売買の取次・斡旋
 - ・ 他人のための売買の代理など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

047 販売類似の職業

— 不動産の仲介・売買	—— 不動産仲介・売買人 (047-01)
— 保険の代理・仲立	—— 保険代理人、保険仲立人 (047-02)
— クリーニング注文受入	—— クリーニング等受入係員 (047-03)
— その他	—— その他の販売類似の職業 (047-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

分類 047 は、旧大分類 D（販売の職業）の下の中分類 33（販売類似の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

047-03（クリーニング等受入係員）は、実務における取扱件数を考慮して旧大分類 C（事務的職業）の下の中分類 27（生産関連事務の職業）に含まれる小分類 272（出荷・受荷係事務員）の細分類（クリーニング等受入係員）が小分類として新たに設定されている。クリーニング取次所での仕事は事務的な受付の仕事ではなく、クリーニング業者と顧客との間に立ったクリーニングの取次の仕事であるため、大分類を越えて販売類似の職業

に移設されている。

③廃止された項目

旧中分類 33 の下の 2 つの小分類（333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人、334 質屋店主・店員）は、実務における取扱件数を考慮して項目が廃止され、雑分類（047-99）に移されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 D（販売従事者）の下の中分類 33（販売類似職業従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。クリーニング等受入係員（047-03）は大分類 C から移設された項目であるため旧中分類 33 に設定されている小分類の後に配置されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)雑分類（047-99）に含まれる職業

中分類 045 は有体的商品を販売する仕事に限定されるため、有体的商品に該当しない物品を販売する仕事は中分類 045 に分類することができない。そのため中分類 047 の雑分類（047-99）には 047-01～03 に含まれない販売類似の職業だけではなく、中分類 045 に該当しない物品を販売する仕事も分類される。047-99 の○例示に掲載されている職業のうち商品券販売員、金券ショップ販売員、宝くじ等販売人、プレイガイドチケット販売員は有体的商品に該当しない物品を販売する仕事である。

(イ)クリーニングの注文受付の仕事

クリーニングの注文受付の仕事は、クリーニング店とクリーニング取次所にみられる。職務の類似性の原則を厳密に適用すると、クリーニング取次所での仕事はクリーニング業者と顧客との間に立ったクリーニングの取次の仕事なので中分類 047 に該当する。しかし、クリーニング店でのクリーニングの注文受付は、取次の仕事ではなく、倉庫における商品などの受入の仕事と同じく事務の仕事である。しかし、職務遂行の場所は違っていても仕事内容はほぼ同じである。このため実務利用の便宜を考慮して中分類 047 にクリーニング等受入係員（047-03）が設定され、クリーニング店の注文受付の仕事もこの小分類に分類されるように職業定義の冒頭に「クリーニング店・クリーニング取次所において」が挿入されている。

(ウ)販売類似の仕事と営業の仕事

不動産の売買や売買の仲介の仕事と、有価証券の売買や売買の媒介・取次などの仕事は、店舗における来店客を対象にした仕事（047-01、047-99）と、事業所や個人を訪問するなどして見込客を対象にした仕事（048-08、048-07）に分かれる。前者は販売類似の職業、後者は営業の職業にそれぞれ該当する。両者の違いが明確になるように販売類似の職業の場合には職業定義の文頭に「店舗において」が、営業の職業の場合には定義の文頭に「他人を訪問

するなど」がそれぞれ挿入されている。

中分類 048 営業の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

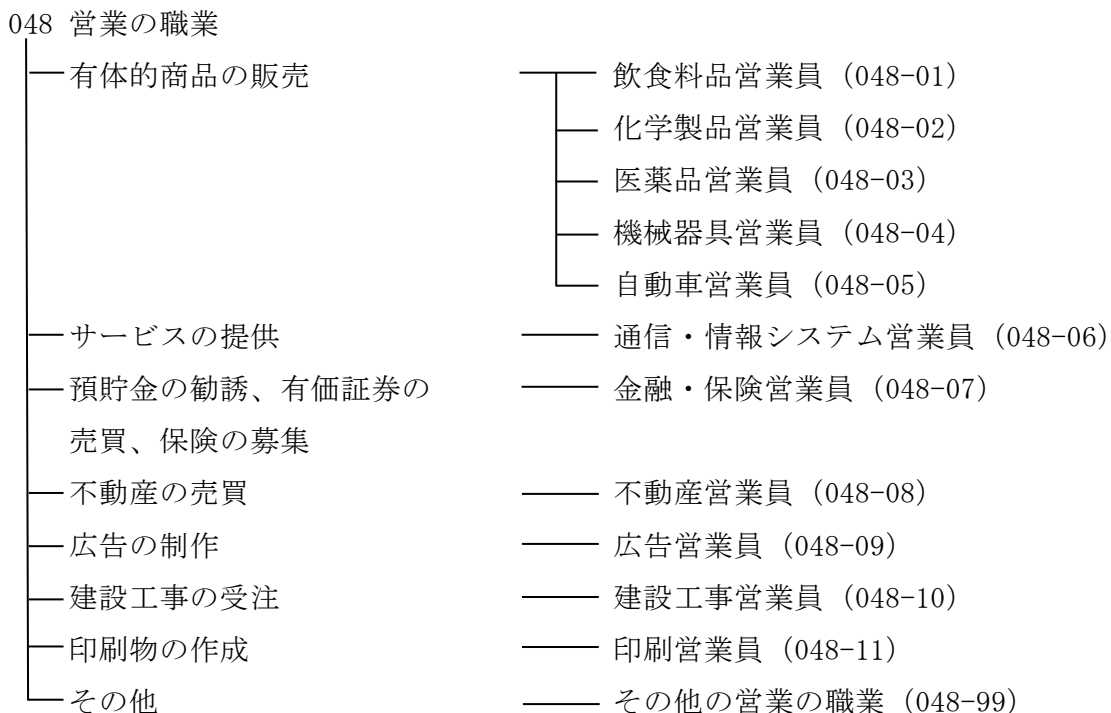
事業所や個人などの見込客に対して訪問などを通じて有体的商品の販売、サービスの提供などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結を行う仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ①有体的商品の販売
- ②サービスの提供（通信回線の利用、情報システムの運用に必要なサービス）
- ③預貯金の勧誘、有価証券の売買、保険の募集
- ④不動産の売買・賃借
- ⑤広告の制作
- ⑥製造受注（建設工事、印刷物）

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 048 は、旧大分類 D（販売の職業）の下の中分類 34（営業の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・048-05（自動車営業員）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 34 の下の小分類

344（機械器具販売営業員）に含まれる細分類（自動車販売営業員）の項目名を変更して小分類として設定されている。

- ・048-09（広告営業員）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 34 の下の小分類 349（その他の営業の職業）に含まれる細分類（広告営業員）が小分類として設定されている。
- ・048-10（建設工事営業員）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 34 の下の小分類 349（その他の営業の職業）に含まれる細分類（製造受注営業員）に位置づけられている建設工事営業員が小分類として設定されている。
- ・048-11（印刷営業員）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 34 の下の小分類 349（その他の営業の職業）に含まれる細分類（製造受注営業員）に位置づけられている印刷営業員が小分類として設定されている。

③職務範囲の変更

- ・048-04（機械器具営業員）は、旧中分類 34 の下の小分類 344（機械器具販売営業員）に含まれている 4 つの細分類のうち自動車販売営業員を除く 3 つの細分類を統合して小分類として設定されているため旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。

④項目名の変更

実務利用の観点から以下の 3 職業は項目名が「～販売営業員」から「～営業員」に変更されている。

- ・048-01（飲食料品営業員）は、旧中分類 34 の下の小分類 341（飲食料品販売営業員）の項目名を変更して設定されている。
- ・048-02（化学製品営業員）は、旧中分類 34 の下の小分類 342（化学品販売営業員（医薬品を除く））の項目名を変更して設定されている。
- ・048-04（機械器具営業員）は、旧中分類 34 の下の小分類 344（機械器具販売営業員）の項目名を変更して設定されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 D（販売従事者）の下の中分類 34（営業職業従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。自動車は機械器具に含まれるので、機械器具営業員（048-04）の次に自動車営業員（048-05）が配置されている。広告営業員（048-09）、建設工事営業員（048-10）、印刷営業員（048-11）の 3 つの小分類は、いずれも旧中分類 34（営業の職業）の雑分類（349）に位置づけられている職業である。このため不動産営業員（048-08）とその他の営業の職業（048-99）の間に配置し、その順序は旧分類の雑分類における細分類の順序に準じている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)営業員と事務の仕事

営業の仕事は、販売する商品や提供するサービスの種類などを問わずすべて中分類 048 のいずれかの分類項目に分類されるが、営業活動に伴う事務の仕事は、仕事の分野によって分類先の中分類（040 営業・販売関連事務の職業）の下の小分類が異なる。金融・保険分野の事務の仕事は 040-99（その他の営業・販売関連事務の職業）に分類され、それ以外の分野における営業活動に伴う事務の仕事は 040-01（営業事務員）に分類される。

(イ) 営業員と販売の仕事

有体的商品、不動産、有価証券、保険などの販売の仕事は、主に販売の形態を基準にして店舗での販売の仕事（中分類 045、047）と営業による販売の仕事（中分類 048）に分けて設定されている。以下は両者の小分類項目であるが、必ずしも販売対象ごとに店舗での販売と営業による販売の両方の項目が設定されているわけではない。これは、それぞれの職業における就業者数や実務における取扱件数などが考慮されて項目が設定されていることによる。

店舗での販売の仕事	営業による販売の仕事
飲食料品販売店員（045-06）	飲食料品営業員（048-01）
衣料品販売店員（045-07）	-
-	化学製品営業員（048-02）
医薬品販売店員（045-08）	医薬品営業員（048-03）
化粧品販売店員（045-09）	-
-	機械器具営業員（048-04）
電気機器販売店員（045-10）	-
携帯電話販売店員（045-11）	-
自動車販売店員（045-12）	自動車営業員（048-05）
ガソリンスタンド店員（045-13）	-
-	通信・情報システム営業員（048-06）
不動産仲介・売買人（047-01）	不動産営業員（048-08）
保険代理人、保険仲立人（047-02）	金融・保険営業員（048-07）
-	広告営業員（048-09）
-	建設工事営業員（048-10）
-	印刷営業員（048-11）
他の商品販売店員（045-14）	その他の営業の職業（048-99）

大分類 08 福祉・介護の職業

1. 総説

この大分類には、福祉・介護の専門的な仕事および介護保険施設や高齢者の居宅などにおける介護の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 福祉・介護の専門的な仕事

① 行政機関

社事務所・児童相談所などにおける専門的な調査・判定、相談、助言、指導などの仕事

② 社会福祉施設

老人福祉施設・障害者支援施設・児童福祉施設などにおける専門的な保護、援護、育成、自立支援、相談、助言などの仕事

③ 居宅介護支援事業所・介護保険施設など

介護サービス計画の作成の仕事

④ 訪問介護事業所

訪問介護計画の作成の仕事

⑤ 障害福祉サービスの提供事業所、障害児通所支援事業所など

利用者のアセスメント、個別支援計画の作成の仕事

⑥ 福祉用具貸与・販売事業所

福祉用具の貸与の仕事

(イ) 施設・居宅における介護の仕事

① 施設における介護

介護保険施設・障害者支援施設などにおける高齢者・障害者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話を行う仕事

② 居宅における介護

高齢者・障害者の居宅における入浴・排せつ・食事の介助などの身体の世話、および掃除・洗濯・調理・買い物などの日常生活の援助を行う仕事

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

08 福祉・介護の職業

— 福祉・介護の専門的な仕事	—— 福祉・介護の専門的職業 (049)
— 施設での身体介護	—— 施設介護の職業 (050)
— 居宅での身体介護および生活援助	—— 訪問介護の職業 (051)

(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

大分類 08 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 16（社会福祉の専門的職業）および旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 36（介護サービスの職業）に対応して設定されている。

②新たに設定された項目

- ・ 049（福祉・介護の専門的職業）は、旧分類の異なる大分類に位置づけられている職業によって構成されている。旧中分類 16 の下の小分類項目が中心になり、旧大分類 A（管理的職業）から福祉施設管理者、旧大分類 E から介護サービス提供責任者をそれぞれ移設して新たな中分類として設定されている。
- ・ 050（施設介護の職業）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 36 の下の小分類 361（施設介護員）を施設の種類を基準にして分割し、施設別の介護員によって構成される新たな中分類として設定されている。
- ・ 051（訪問介護の職業）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 36 の下の小分類 362（訪問介護職）に含まれる 2 つの細分類（訪問介護員、訪問入浴介助員）がそれぞれ小分類となり、これら 2 職業によって構成される新たな中分類として設定されている。

③職業分類の一般原則との関係

・ 一般原則

この職業分類では最小単位の分類項目の設定だけではなく、大・中分類の編成にも基本的に職務の類似性原則が適用されている。

・ 大分類 08 の下の中分類の構成

実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる観点から中分類が編成され、同一大分類の下に専門的な仕事（中分類 049）と介護サービスを提供する仕事（中分類 050、051）が併置された構成になっている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

(ア)分類の基準

この大分類の下の中分類は、旧大分類 B の一部の中分類と旧大分類 E の一部の中分類によって構成されているため中分類全体を対象とした統一的な分類基準が適用されているわけではない。中分類 049 は、主に仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして設定され、中分類 050 と 051 は提供されるサービスの種類を基準にして設定されている。

この職業分類では最小単位の分類項目の設定だけではなく、大・中分類の編成にも基本的に職務の類似性原則が適用されているが、大分類 08 の下の中分類は実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる観点から中分類が編成されている。

(イ)分類項目の配列

配列は、日本標準職業分類の大分類の順序に準じて福祉・介護の専門的職業が先に配置され、介護の職業は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 36（介護サービス職業従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 福祉・介護の職業と他の大分類との関係

(ア) 管理者

日本標準職業分類には、大分類 B（専門的・技術的職業従事者）に位置づけられている専門的職業従事者を統べる者（病院長、校長など）は大分類 B に該当するとの特例がある。この特例が社会福祉施設の管理者にも準用されているため、日本標準職業分類では社会福祉施設の管理者を大分類 A の管理的職業従事者ではなく、大分類 B の下の中分類 16（社会福祉専門職業従事者）に含まれる小分類 162（福祉施設指導専門員）に分類している。この職業分類には日本標準職業分類の一般原則が適用されているため社会福祉施設の管理者は日本標準職業分類と同様に大分類 01（管理的職業）ではなく、大分類 08（福祉・介護の職業）に分類される。

(イ) 障害者の支援の仕事

個人に対してサービスを提供する仕事は、大分類 09（サービスの職業）に分類される。高齢者・障害者に対する介護の仕事は個人に対するサービスの提供であるが、新たな大分類 08 が設定されたためサービスの職業から大分類 08 に移設されている。一方、障害者の移動支援（ガイドヘルパー）や生活支援（障害者グループホーム世話人）の仕事はサービスの職業に分類されている。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 049 福祉・介護の専門的職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

福祉・介護の専門的な仕事分類される。

(イ) 職務の具体的内容

①行政機関

社事務所・児童相談所などにおける専門的な調査・判定、相談、助言、指導などの仕事

②社会福祉施設

老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などにおける専門的な保護、援護、育成、自立支援、相談、助言などの仕事

③居宅介護支援事業所・介護保険施設など

介護サービス計画の作成の仕事

④訪問介護事業所

訪問介護計画の作成の仕事

⑤障害福祉サービスの提供事業所、障害児の通所支援事業所など

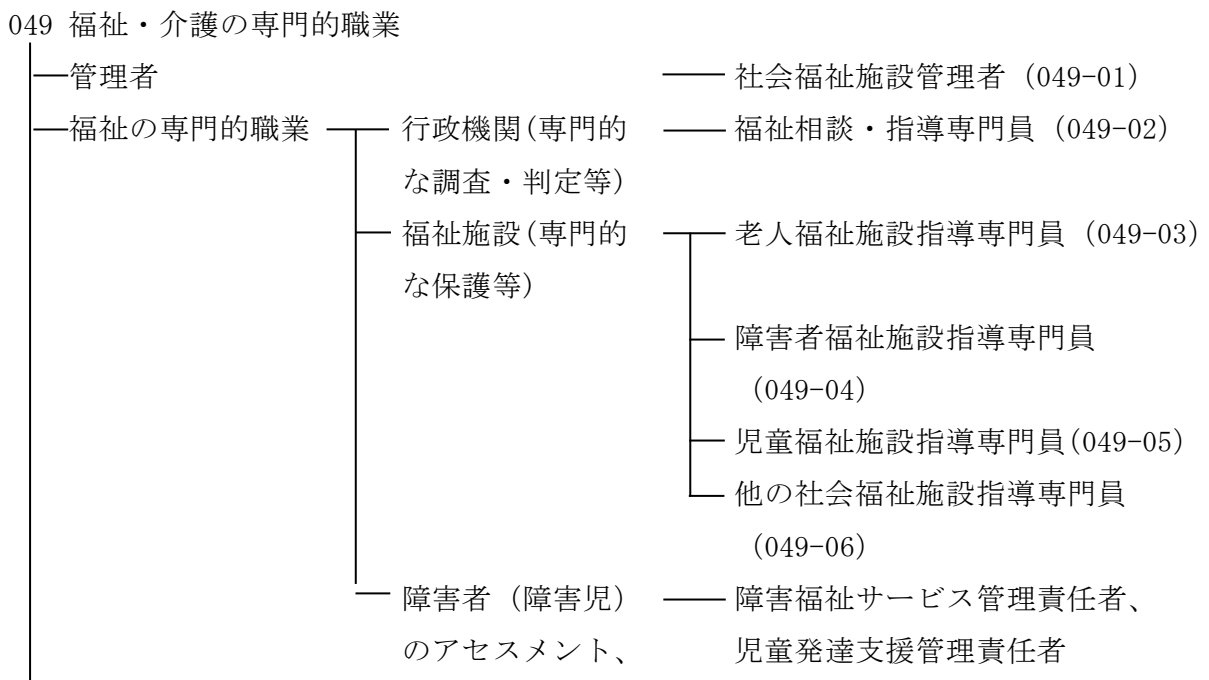
利用者のアセスメント、個別支援計画の作成の仕事

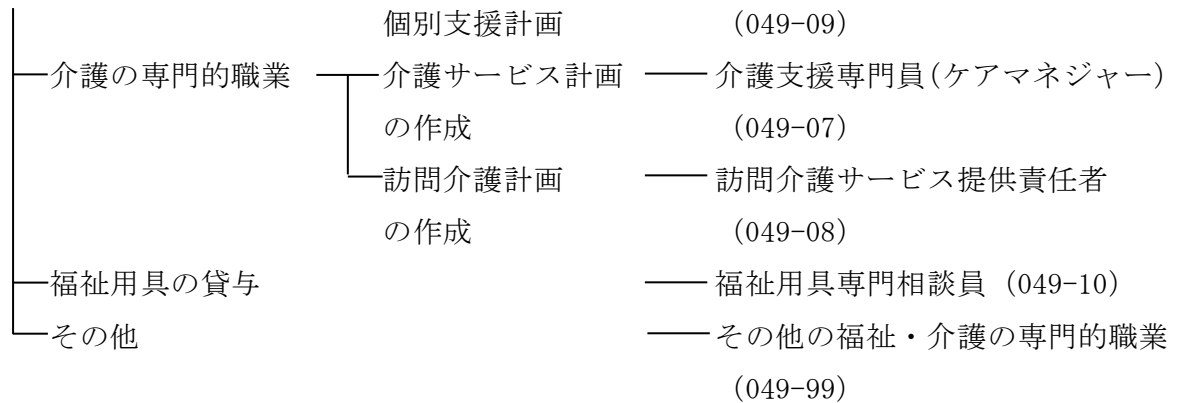
⑥福祉用具貸与・販売事業所

福祉用具の貸与の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系





(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 049 は、旧大分類 B（専門的・技術的職業）の下の中分類 16（社会福祉の専門的職業）、ならびに旧大分類 A（管理的職業）に分類されている福祉施設管理者および旧大分類 E の下の中分類 36（介護サービスの職業）に分類されている介護サービス提供責任者に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 旧中分類 16 の下の小分類 162（福祉施設指導専門員）に含まれる 3 つの細分類は、実務利用の観点から社会福祉施設の種類ごとに以下のとおり分割され、それぞれが小分類として新たに設定されている。
 - 049-03（老人福祉施設指導専門員）
 - 049-04（障害者福祉施設指導専門員）
 - 049-05（児童福祉施設指導専門員）
 - 049-06（他の社会福祉施設指導専門員）
- ・ 049-07（介護支援専門員（ケアマネジャー））は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 16 の下の小分類 169 に含まれる細分類（介護支援専門員）が小分類として新たに設定されている。項目名は、介護保険法における名称（介護支援専門員）にカタカナ表記の通称（ケアマネジャー）が新たに付け加えられている。
- ・ 049-09（障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者）は、旧分類には位置づけられていないが、介護支援専門員や介護サービス提供責任者が介護の分野における計画作成の仕事であることに対して、障害者の福祉分野における計画作成の仕事であり、福祉の専門的職業として新たに設定されている。
- ・ 049-10（福祉用具専門相談員）は、旧小分類 169 の下の雑分類（他に分類されない社会福祉の専門的職業）に位置づけられている福祉用具専門相談員が小分類として新たに設定されている。

③ 他の大分類から移設された項目

- ・049-01（社会福祉施設管理者）は、日本標準職業分類の分類項目との対応をとるため旧大分類 A の下の中分類 03（法人・団体の管理職員）から移設されている。
- ・049-08（訪問介護サービス提供責任者）は、訪問介護計画の作成などを担っているため旧中分類 36 の下の小分類 362（訪問介護職）から移設されている。

④職務範囲の変更

049-99（その他の福祉・介護の専門的職業）は、旧中分類 16 の下の小分類 169（その他の社会福祉の専門的職業）に位置づけられている職業（介護支援専門員と福祉用具専門相談員を除く）で構成されており、旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。項目名は中分類の名称変更にもなっており変更されている。

⑤雑分類の配列、項目名、対象範囲

・配列

雑分類である小分類 049-06 は、中分類 049 の下の一連の小分類に挟まれて配置されているため、名称は「その他の～」ではなく、「他の～」になっている。また、5桁数字の分類符号のうち4・5桁目に使用されている数字は99ではなく、中分類049の下の小分類に適用されている一連の通し番号になっている。大分類04の1(2)(イ)④参照。

・項目名

この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。大分類04の1(2)(イ)④参照。

・対象範囲

小分類である雑分類には対象となる小分類の範囲が記述される。049-06の職業定義では対象範囲が049-02～049-05になっているが、049-06は社会福祉施設指導専門員の雑分類なので対象となる小分類の範囲は049-03～049-05である。

(3)分類の基準および分類項目の配列

(ア)分類の基準

この中分類の下の小分類は、主に仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されており、必ずしも職務の類似性原則にもとづいて統一的な基準が全体に適用されているわけではない。社会福祉施設管理者（049-01）は、管理的職業に該当し、事業所の中で果たす役割を基準にして設定されている項目であるが、日本標準職業分類との対応をとるために社会福祉の専門的職業に移設されている。福祉用具専門相談員（049-10）は、福祉用具の貸与が主な仕事であり、この仕事は職業分類上福祉用具の利用者に対するサービスの提供に該当するが、この職業分類の実務利用の観点からサービスの職業ではなく福祉分野の職業として位置づけられている。

(イ)分類項目の配列

配列は、日本標準職業分類の大分類 B（専門的・技術的職業従事者）の下の中分類 16（社

会福祉専門職業従事者)における小分類の慣行的な順序が基本になっている。この配列に他の大分類から移設された職業と新たに設定された職業が挿入されている。この中分類では社会福祉の専門的職業が福祉・介護の専門的職業に変更され、福祉と介護が別のものとして扱われている。中分類の下の小分類が複数の職業分野で構成されている場合、中分類の名称と小分類項目の配列を対応させることが原則である(「総説および一般原則」の5の(1)②参照)。したがって、小分類は福祉の専門的職業、介護の専門的職業、その他の職業の順序で配列するのが基本であるが、中分類の項目名と小分類項目の配列とが対応していない項目もある。

他の大分類から移設された職業のうち社会福祉施設管理者(049-01)は施設運営全般の管理・監督の仕事であるため小分類の中で先頭の位置に配置されている。訪問介護サービス提供責任者(049-08)は、介護支援専門員(049-07)と同じく介護分野の専門的職業であるためケアマネージャーの次の位置に配置されている。

新たに設定された小分類(049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者)は、いずれも障害者の福祉分野における計画作成の仕事であるが、旧分類に設定されている介護分野の計画作成の仕事の次に配置されている。

老人福祉施設指導専門員(049-03)、障害者福祉施設指導専門員(049-04)、児童福祉施設指導専門員(049-05)、他の社会福祉施設指導専門員(049-06)の4項目は、旧小分類162の下の細分類が小分類として設定されているため細分類の配列順が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 社会福祉施設管理者の位置づけ

社会福祉施設の運営全般を管理・監督する仕事に従事する施設長・管理者などは、この職業分類上、管理的職業(大分類01)ではなく、福祉・介護の専門的職業(中分類049)に位置づけられている。これは、社会福祉施設の長に任用されるための要件が法令で規定され、社会福祉に関する知識・経験が求められていることなどによる。

(イ) 地方自治体における福祉相談の業務

福祉に関する相談は、福祉事務所や児童相談所など法律にもとづいて設置されている福祉の専門機関だけではなく、市区町村が独自に設置している相談窓口でも行われている。049-02は福祉事務所や児童相談所などでの相談業務に限定されるため、市区町村が独自に設置している福祉の相談窓口で相談業務に従事するものは雑分類(049-99 その他の福祉・介護の専門的職業)に分類する。

(ウ) カウンセラーの位置づけ

① この職業分類ではカウンセラーの仕事を医療分野、福祉分野、それ以外の3つの分野に分けて設定している。中分類019の(4)の(i)参照。

② 児童相談所の児童心理司

・ 児童心理司(049-02)は、主に心理診断、心理療法、カウンセリングなどの仕事に従事

する福祉分野のカウンセラーであるが、中分類 049 では福祉施設（049-03～049-06）のカウンセラーを総称して心理カウンセラーとし、雑分類（049-99）に分類しているため児童心理司はこの職業分類にいう心理カウンセラーに該当しない。下記③参照。

- ・049-02（福祉相談・指導専門員）の○例示職業には、児童心理司とともに心理判定員（児童相談所）が掲載されているが、心理判定員の名称は2005年から児童心理司に変更されている。

③福祉施設におけるカウンセラーの名称および配置

- ・名称： 心理療法担当職員
配置施設：児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設
- ・名称： 心理指導担当職員
配置施設：福祉型障害児入所施設
- ・名称： 心理指導を担当する職員
配置施設：医療型障害児入所施設

(エ)機能訓練指導員の位置づけ

機能訓練指導員の位置づけについては、大別すると3つの考え方がある。

- ①仕事に必要な資格を重視して資格別の項目（理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師など）に位置づける。この場合には資格別の職業になる。
- ②主な就業場所を重視して福祉施設別の項目に位置づける。この場合には施設別の職業になる。
- ③仕事の類似性を重視して位置づけを一本化する。

旧分類では②の考え方を採用して旧小分類 162（福祉施設指導専門員）の下の細分類（老人福祉施設専門指導員）に位置づけられている。しかし、職業分類の本来の考え方（仕事の類似性にもとづく職業の区分）を重視して中分類 027（その他の医療・看護・保健の専門的職業）の下の雑分類（027-99）に位置づけが変更されている。

(オ)介護保険認定調査員の位置づけ

介護保険の認定調査は自治体の職員や委託された介護支援専門員などが実施している。分類先としては、自治体職員が行う場合は049-99、介護支援専門員が行う場合は049-07が考えられるが、機能訓練指導員の位置づけと同様に職務を基準にして位置づけが一本化され、049-99に分類されている。

(カ)児童福祉施設の範囲

- ①049-05（児童福祉施設指導専門員）における児童福祉施設とは、児童福祉法における児童福祉施設を指しているが、保育所および児童厚生施設（児童館、児童遊園）の専門的職業は大分類 05（保育・教育の職業）の下の小分類 029-01（保育士）、030-02（児童館

指導員) にそれぞれ分類されているため、049-05 の児童福祉施設から除外されている。

②社会福祉施設の管理者は、各施設の専門的職業に従事するものと同じ分類項目に分類されるため中分類 049 の下に管理者と専門的職業従事者がそれぞれ位置づけられている。児童福祉施設のうち保育所と児童厚生施設は上述①の通り中分類 049 から除外され、その管理者である保育所長、児童館館長はそれぞれ保育士、児童館指導員の分類先(ともに大分類 05) に位置づけられる。本来であればこのように分類されるが、これではわかりにくいため実務利用の観点から保育所長と児童館館長は他の福祉施設管理者と同じく 049-01 に分類されている。

中分類 050 施設介護の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

施設における介護の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 施設の種類

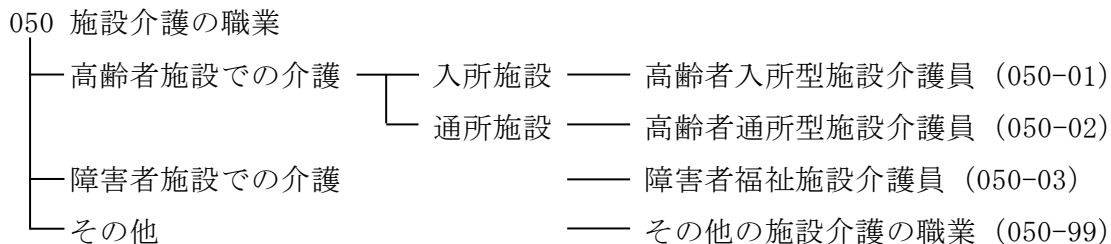
介護の必要な高齢者・障害者などに介護サービスを提供する施設であれば、入所・通所のいかににかかわらず中分類 050 の施設に該当する。具体的には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付き有料老人ホーム、老人デイサービスセンター、障害者支援施設、デイケア事業所（通所リハビリテーション事業所）、グループホーム（認知症対応型老人共同生活援助施設）などである。

② 介護従事者の範囲

中分類 050 の仕事は介護サービスを提供するために必要な資格などを要件にしていなため、資格を有する介護員だけではなく、指示を受けて介護の補助業務に従事する介護補助も含まれる。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 050 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 36（介護サービスの職業）に含まれる小分類 361（施設介護員）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

この中分類に含まれる 4 つの小分類（050-01～050-99）は、いずれも旧小分類 361 が施設の種類ごとに分割され、それぞれ小分類として新たに設定されている。高齢者の介護施設は、実務利用の便宜を考慮して入所型と通所型に分けて設定されている。

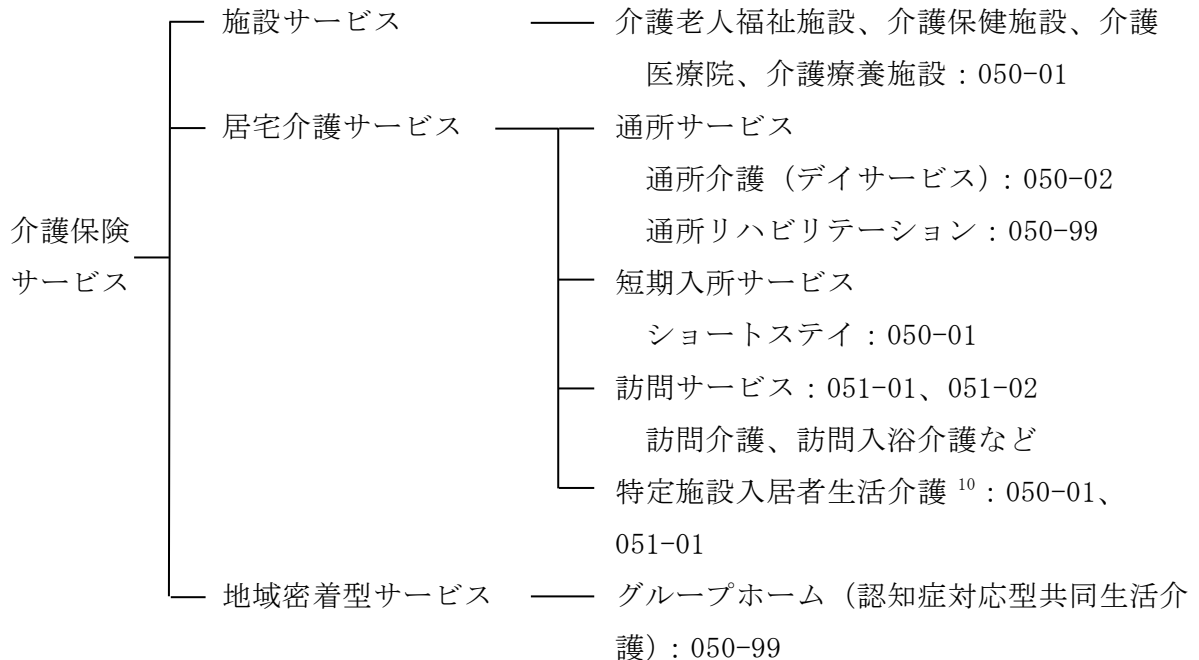
(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に従事する場所を基準にして区分されている。日本標準職業分類の大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 36（介護サービス職業従事者）に含まれる小分類 361（介護職員（医療・福祉施設等））は細分化されていないため、小分類の配列

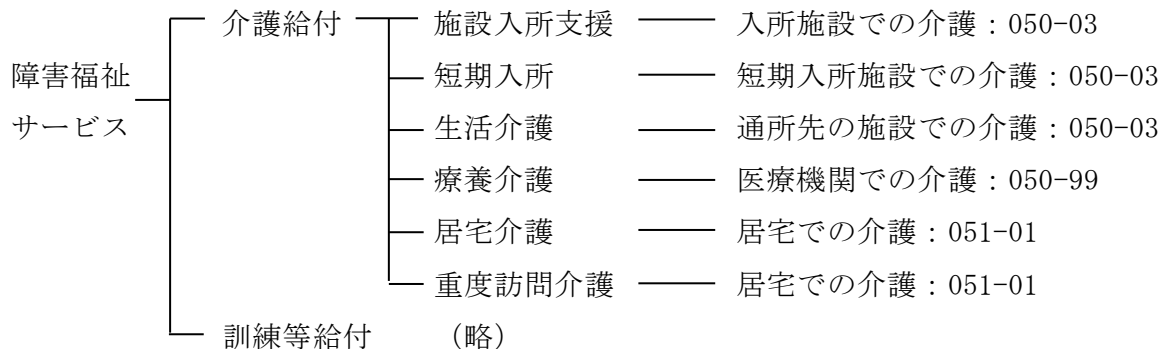
は中分類 049 における福祉施設の種類の順序が適用され、高齢者施設は入所型施設、通所型施設の順に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 介護保険によるサービスの区分と施設介護の仕事との対応は以下のとおりである。



(イ) 障害者総合支援法による障害福祉サービスの種類と介護の仕事との対応は以下のとおりである。



(ウ) 入所、通所の区分

① 介護保険によるサービスの種類は、介護サービス利用者の生活の拠点を基準にして区分され、在宅が基本である居宅介護サービス（訪問介護、通所介護、短期入所など）、施設

¹⁰ 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち職員や設備に関する基準を満たし都道府県知事の指定を受けた事業者は、介護保険による介護（特定施設入居者生活介護）を提供することができるので、介護職員は050-01に該当する。しかし、これら3種類の施設のうち介護が必要になったとき外部の指定居宅サービス事業者による訪問介護を利用する施設では、介護が外部の事業者によって提供されるため介護の仕事は051-01に該当する。

サービス（特別養護老人ホームなどへの入所）、地域密着型サービスに大別される。この中分類では、介護保険サービスの区分とは異なり、介護サービスを提供する視点から入所型施設と通所型施設に区分されている。利用者に一日を通して介護サービスが提供される場合には入所型施設、一日のうち特定の時間帯のみ介護サービスが提供される施設を通所型としている。

②高齢者の短期入所施設（ショートステイ）の扱い

ショートステイのうち短期入所生活介護サービスを提供する事業所には、ショートステイ事業を専門に行う事業所と特別養護老人ホームなどの入所型施設に併設されているショートステイの事業所がある。ショートステイ利用者の生活の拠点は自宅にあり、入所は一定期間であるが、いずれの事業所も介護サービスが終日提供されるため入所型施設（050-01）に位置づけられている。

③障害者福祉施設で介護業務に従事するものは、事業の種類（入所・通所・ショートステイ）を問わずすべて 050-03 に分類する。

(エ)デイケア、グループホームの介護職員の位置づけ

①デイケア事業所（通所リハビリテーション事業所）は、基本的に要介護または要支援の認定を受けている高齢者の通所施設であるが、40～64歳の特定疾病を原因として要介護認定を受けているものも利用することができるため、高齢者の利用に限定している通所施設（050-02）ではなく雑分類（050-99）に分類されている。

②グループホーム（認知症対応型老人共同生活援助施設）は、基本的に要介護または要支援の認定を受け、認知症と診断されている高齢者の入所施設であるが、40～64歳の特定疾病を原因として要介護認定を受けているもの、若年性認知症と診断されているものも利用することができるため、高齢者の利用に限定している入所施設（050-01）ではなく雑分類（050-99）に分類されている。

(オ)職場のリーダーの位置づけ

介護サービスを提供する施設において介護員と同じ仕事に携わりながら管理的な性質の仕事にも従事する介護リーダーやユニットリーダーは、当該介護員と同じ分類項目に分類する。「総説および一般原則」の6の(2)ウ参照。

中分類 051 訪問介護の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

高齢者・障害者などの居宅における身体介護・生活援助の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 居宅

自宅だけではなく、介護が必要になったとき外部サービスを利用する施設の居室も含まれる。

② 身体介護

- ・ 利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（排泄、食事、入浴、移動、外出、服薬などの介助）
- ・ 自立生活支援、重度化防止のための見守りの援助

③ 生活援助

掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理などの日常生活の援助

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

051 訪問介護の職業	
├ 身体介護・生活援助	—— 訪問介護員 (051-01)
└ 入浴介助	—— 訪問入浴介助員 (051-02)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 051 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 36（介護サービスの職業）に含まれる小分類 362（訪問介護職）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

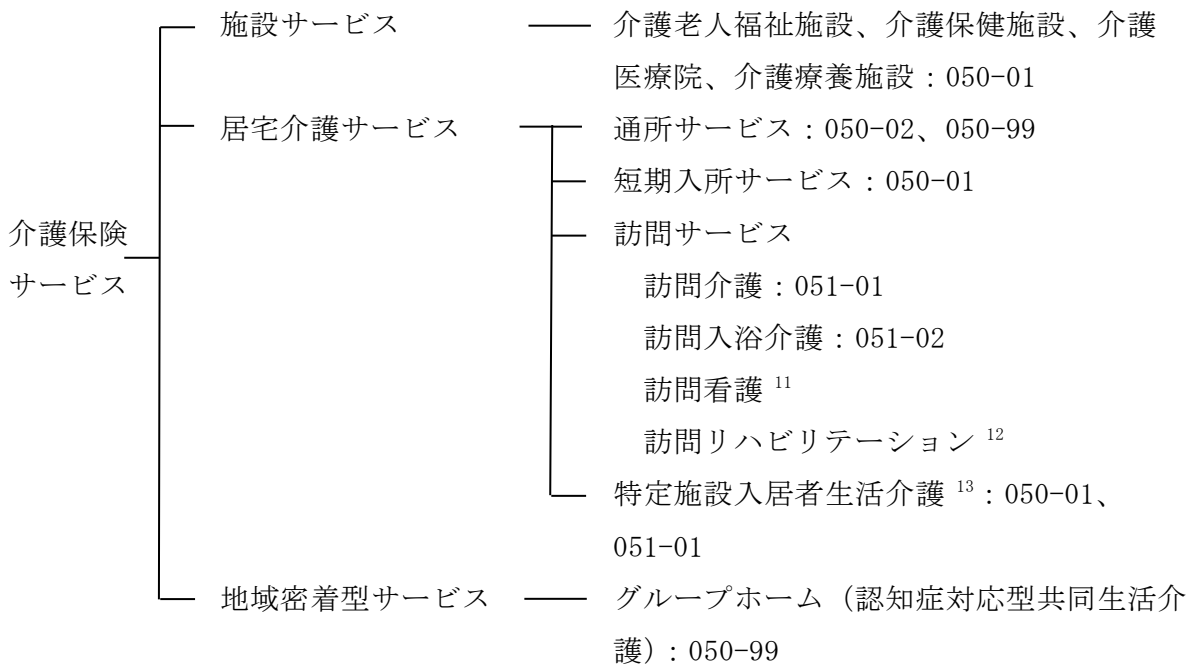
この中分類に設定されている 2 つの小分類（051-01、051-02）は、いずれも旧小分類 362 の下の細分類（訪問介護員、訪問入浴介助員）が小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供するサービスの種類を基準にして区分されている。日本標準職業分類の大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 36（介護サービス職業従事者）に含まれる小分類 362（訪問介護従事者）は細分化されていないため、小分類の配列は旧小分類 362 における細分類の順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

介護保険によるサービスの区分と訪問介護の仕事の位置づけは下表のとおりである。



¹¹ 訪問サービスのうち訪問看護は、看護師、保健師など保健医療分野の免許所持者が居宅を訪問して療養にかかわる世話を行う仕事である。従事者の所持している免許の種類に即して分類する。

¹² 訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など保健医療分野の免許所持者が居宅を訪問して心身の機能の維持回復、日常生活の自立支援を目的とするリハビリテーションを行う仕事である。従事者の所持している免許の種類に即して分類する。

¹³ 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち特定施設入居者生活介護を提供する施設では、入居者の介護が必要になったとき外部の指定居宅サービス事業者による訪問介護を利用する場合、介護が外部の事業者によって提供されるため介護の仕事は051-01に分類する。施設が介護サービスを提供する場合、介護の仕事に従事するものは050-01に分類する。

大分類 09 サービスの職業

1. 総説

この大分類には、家事サービス、個人に対するサービス、施設管理サービス、および他に分類されないサービスの仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 家事サービスの仕事

個人の家庭における調理・育児・洗濯・掃除・介護などの生活を支援するためのサービスの仕事：家政婦、家事代行など

(イ) 個人に対するサービスの仕事

①生活衛生サービスの仕事：理美容、浴場、クリーニングなど

②調理の仕事：飲食物の調理、調酒

③接客・給仕の仕事：飲食物の給仕、ホテル・旅館・娯楽場などでの接客

(ウ) 施設管理サービスの仕事

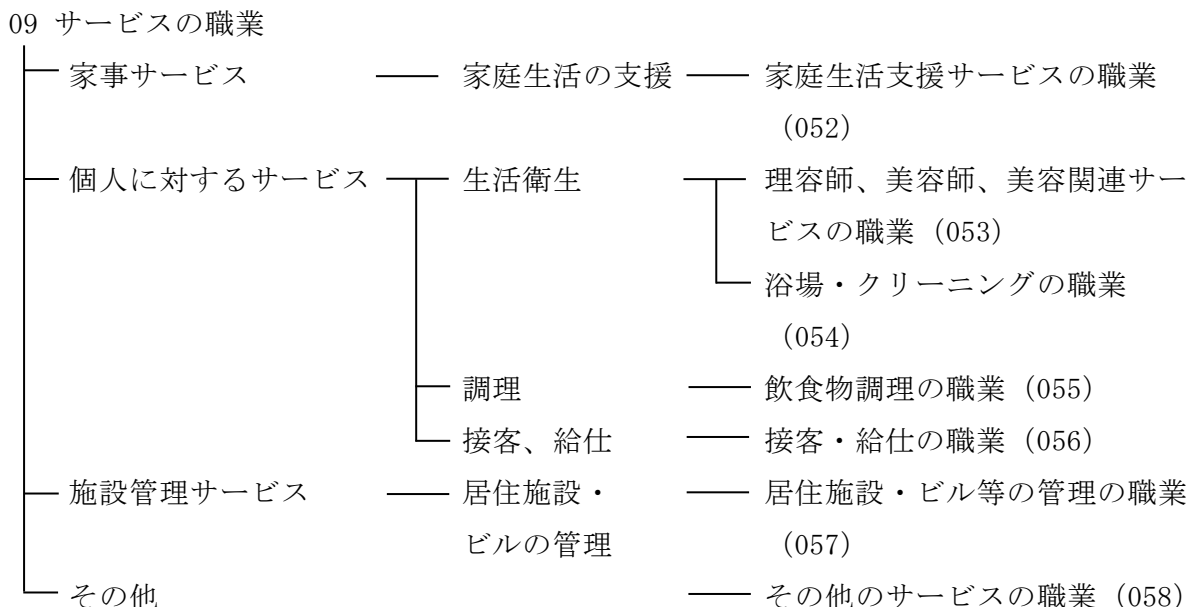
居住施設、ビル、駐車場の管理の仕事

(エ) 他に分類されないサービスの仕事

上記(ア)、(イ)、(ウ)以外のサービスの仕事：旅行・観光案内、物品の一時預り・賃貸、広告宣伝、葬儀、トリマー、ブライダルコーディネーターなど

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系



(イ) 職務と分類項目

この大分類におけるサービスの仕事は、家事サービスの仕事、個人に対するサービスの仕事、施設管理サービスの仕事、他に分類されないサービスの仕事に大別されている。家事サ

サービスの仕事は中分類 052 に、個人に対するサービスの仕事は中分類 053～056 に、施設管理サービスの仕事は 057 に、他に分類されないサービスの仕事は 058 にそれぞれ分類されている。雑分類である 058 には、サービスの仕事であって中分類 052～057 に該当しないものが分類される。

(ウ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

大分類 09 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類（35、38～42）に対応して設定されている。

②新たに設定された項目

- ・053（理容師、美容師、美容関連サービスの職業）は、実務利用の便宜を考慮して旧大分類 E の下の中分類 38（生活衛生サービスの職業）に含まれる 3 つの小分類（理容師、美容師、美容サービス職）で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・054（浴場・クリーニングの職業）は、旧中分類 38 の残余の 2 つの小分類（浴場従事人、クリーニング職）で構成される新たな中分類として設定されている。

③廃止された項目

旧中分類 38 の下の小分類 389（その他の生活衛生サービスの職業）に分類されている職業は、中分類 053 または 054 に移設され、項目が廃止された。

④他の大分類に移設された項目

- ・旧中分類 36（介護サービスの職業）は、大分類 08（福祉・介護の職業）に移設され、中分類 050（施設介護の職業）と中分類 051（訪問介護の職業）に分割して設定されている。
- ・旧中分類 37（保健医療サービスの職業）は、大分類 04（医療・看護・保健の職業）に移設され、項目名を変更して中分類 028（保健医療関係助手）として設定されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

サービスの職業の分類は、提供されるサービスの種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）における中分類の慣行的な順序が適用されている。中分類 053 と 054 は、日本標準職業分類の中分類 38（生活衛生サービス職業従事者）に対応する旧中分類 38 を分割して設定されているため、旧中分類 39 に対応して設定されている中分類 055 の前に配置されている。中分類 053 と 054 の配列には日本標準職業分類の中分類 38 の下の小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)サービスの職業と他の大分類との関係

(ア)分類項目の設定原則と実務利用の観点

①職務の類似性原則

この職業分類の分類項目は、職務の類似性や求人・求職の取扱件数などにもとづいて、それぞれの職業に対して社会的にどの程度需給があるかを考慮して定められている。こ

の原則は分類の最小単位である小分類項目だけではなく、中分類および大分類の分類項目を設定する際にも適用されている。分類項目はこの原則を基本にして設定されているが、この職業分類はマッチングを指向した実務利用のための分類であることから実務利用の観点を重視して設定されている分類項目もある。

②実務利用の観点

- ・旧大分類 E の下の中分類 36（介護サービスの職業）と中分類 37（保健医療サービスの職業）は、サービスの職業である。このうち旧中分類 36 は大分類 08（福祉・介護の職業）に移設されている。大分類 08 の下の中分類は専門的職業とサービスの職業で構成され、職務の類似性原則ではなく実務利用の観点を考慮して職業分類上異なる性質の職業が組み合わされている。
- ・同様に、旧中分類 37 の移設先である大分類 04（医療・看護・保健の職業）の下の中分類も専門的職業とサービスの職業で構成され、実務利用の便宜上同一大分類に異なる性質の職業が設定されている。
- ・ホテルや旅館の部屋を清掃する仕事は、宿泊客に対するサービスの仕事なので旧分類ではサービスの職業（中分類 40（接客・給仕の職業））に分類されている。この仕事は、旧中分類 76（清掃の職業）に分類されている職業と職務の形態が類似しているため、実務利用の観点から中分類 096（清掃・洗浄作業員）に移設されている。

(イ)仕事の対象：個人、特定の多人数、不特定の多人数

①個人を対象にしたサービスの仕事

サービスの対象は基本的に個人であるが、仕事によっては多人数が対象であってもその範囲が限定的な場合には個人を対象にしたサービスの仕事に含まれる。たとえば、調理の仕事のうちレストランでの調理の仕事と給食施設での調理の仕事はともに中分類 055 に分類されている。それは、給食施設で調理した料理の提供先が多人数であっても、その範囲が限定されているからである。また、客が個人あるいは多人数の場合、客が持ち帰るための料理を店舗内で調理する仕事、あるいは多人数の客に届けるための料理を調理する仕事はともに個人を対象にしたサービスの仕事（中分類 055）に含まれる。中分類 055 の(1)の(イ)の①参照。

- ②製造業の事業所や販売用の惣菜・弁当などを製造する事業所において不特定の多人数に販売するために調理する仕事は、サービスの職業ではなく大分類 12（製造・修理・塗装・製図等の職業）に分類する。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 052 家庭生活支援サービスの職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

個人家庭の日常生活を支援するための仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

調理、洗濯、掃除、介護、病弱者の付き添い、乳幼児の世話など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

052 家庭生活支援サービスの職業

└ 家政婦など	——	家政婦（夫）、家事手伝い（052-01）
└ その他	——	その他の家庭生活支援サービスの職業（052-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 052 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 35（家庭生活支援サービスの職業）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 052-01 と 052-99 は、旧中分類 35 の下の 2 つの小分類（351、359）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類を基準にして分類され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 35（家庭生活支援サービス職業従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 052-01 と 052-99 との区分

052-01 には家政婦と複数の家事仕事に従事するものが分類され、052-99 には単一の家事仕事に従事するものが分類される。したがって、家事代行業者から指示を受けて個人家庭において家事を行う場合、調理や洗濯など単一の仕事に従事するものは 052-99 に、複数の仕事に従事するものは 052-01 にそれぞれ分類される。

(イ) 家事の範囲を越える仕事

この中分類に該当するのは、個人の家庭で日常的に行われる家事を依頼者・家族に代わって行う仕事である。仕事の遂行に技能や専門的知識が必要な場合には、この中分類ではなく従事する仕事に即して分類する。たとえば、技能が必要なエアコンや換気扇の内部掃除の仕事は中分類 096（清掃・洗浄作業員）に分類する。

(ウ)家事支援の仕事の区分法

052-01 と 052-99 は、主に従事者と職務範囲にもとづいて区分されている。家政婦など 052-01 に分類される職業の場合、仕事内容のいかんにかかわらず 052-01 に分類される。家事代行員の場合、各種の家事に従事するものは 052-01 に、調理や掃除などの単一の仕事に従事するものは 052-99 に分類される。同様に、単一の仕事に従事する家事代行員以外のものも 052-99 に分類される。

中分類 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

理容師、美容師、理美容の補助業務、美容関連サービスの仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

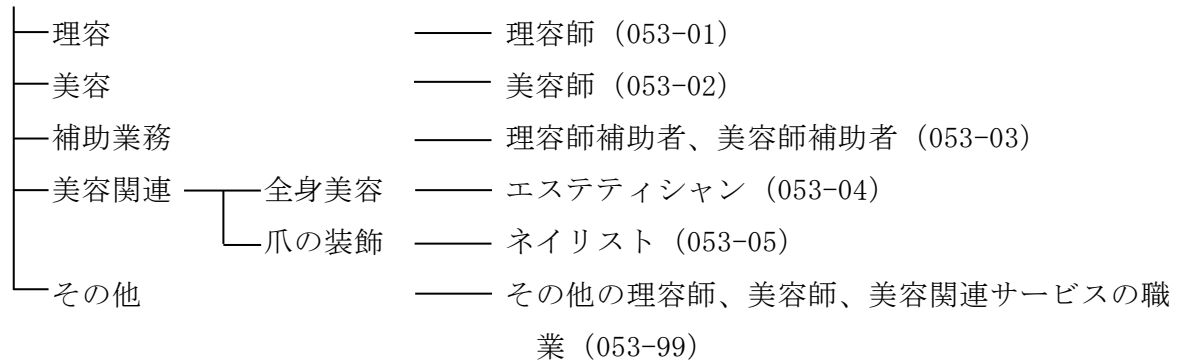
- ① 理容師
- ② 美容師
- ③ 理容師の補助業務、美容師の補助業務
- ④ 美容関連サービスの仕事

全身美容、爪の装飾、着付けなど

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 053 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 38（生活衛生サービスの職業）に含まれる 4 つの小分類（381 理容師、382 美容師、383 美容サービス職、389 その他の生活衛生サービスの職業の一部）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 053-03（理容師補助者、美容師補助者）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 389 の下の細分類（理容師・美容師補助者）が小分類として新たに設定されている。項目名はそれぞれの補助者を表す表現に変更されている。
- ・ 053-04（エステティシャン）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 383 の下の細分類（エステティシャン）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 053-05（ネイリスト）は、実務利用の観点から旧小分類 383 の下の細分類（ネイリスト）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 053-99（その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業）は、旧小分類 383 の下の

2つの細分類（着付師、他に分類されない美容サービス職）で構成される新たな小分類として設定されている。

③廃止された項目

旧小分類 389 は 2 つの細分類（洗張職、理容師・美容師補助者）で構成されているが、洗張職は中分類 054 の小分類として、理容師・美容師補助者は中分類 053 の小分類としてそれぞれ新たに設定されている。このため旧小分類 383 は項目が廃止されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 38（生活衛生サービス職業従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。理容師・美容師の補助者は、資格職業である理容師、美容師の後に配置されている。エステティシャンとネイリストの配列は旧小分類 383 の下の細分類における順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)かつら（ウィッグ）

①かつら（ウィッグ）に関する仕事は、デザインの仕事、製作の仕事、販売の仕事に大別される。ヘアスタイルなどのデザインの仕事に従事するものは中分類 017（デザイナー）に、かつら（ウィッグ）を製作する仕事に従事するものは中分類 073（製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く））に、店舗でかつら（ウィッグ）を販売する仕事に従事するものは中分類 045（販売員）にそれぞれ分類される。

②053-99 に分類されているかつら師、かつら結髪師、床山は、いずれも歌舞伎、日本舞踊、舞台などで使用されるかつらの髪を結い上げる仕事である。床山は、大相撲の力士の結髪を行う者の呼称でもある。

(イ)セラピスト

アロマセラピー、スパセラピー、タラソセラピー、リラクゼーションセラピーなど個人に対してサービスを提供する仕事に従事するものは、058-99（他に分類されないサービスの職業）に分類する。

(ウ)雑分類（053-99）の職務範囲

①053-99（その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業）は中分類 053 の全体を対象にした雑分類の名称になっているが、「分類項目新旧対照表」によると旧小分類 383 の下の 4 つの細分類のうち 2 つの項目（着付師、他に分類されない美容サービス職）で構成されている。したがって、本来であればこの項目は「その他の美容関連サービスの職業」になる。

②053-99 は中分類 053 の下の雑分類として設定されているので、職務範囲は 053-01～053-05 に該当しない職業を分類するための項目として位置づけられているが、実質的にはエ

ステーションとネイリスト以外の美容関連サービスの仕事を分類するための項目である。

- ③「職業名索引」の 053-99 にはエクステ施術スタッフ（美容師を除く）という職業名が採録されている。美容技術におけるエクステには、まつ毛エクステンション（人工まつ毛の装着、まつ毛のカール・パーマなど）やヘアーエクステンション（人工毛・人毛の編み込み、毛束の装着などの付け髪）などがあるが、まつ毛エクステンションは美容行為であり、施術には美容師の免許が必要である。ここにいうエクステとは、ヘアーエクステンションなどの美容師の免許を必要としないエクステンション技術を指している。

中分類 054 浴場・クリーニングの職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

浴場の仕事とクリーニングの仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 浴場の範囲

本項目における浴場とは、公衆または特定の多人数を対象にして入浴させる以下の施設である。

- ・ 公衆浴場（銭湯、温泉浴場、サウナ風呂、スパ、健康ランド、スーパー銭湯など）
- ・ ホテルや旅館などの入浴施設

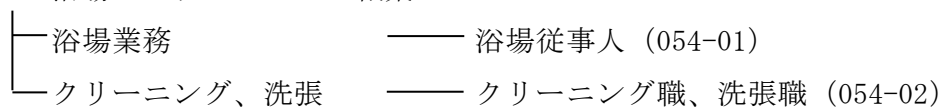
② クリーニング

- ・ 衣服などを原形のまま洗濯する仕事（リネンサプライ業の従事者のうち貸おしぼりや貸モップなどを洗濯する仕事も含まれる）
- ・ 衣服などを分解して洗張・湯のし・しみ抜きなどを行う仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

054 浴場・クリーニングの職業



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 054 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 38（生活衛生サービスの職業）に含まれる小分類（384 浴場従事人、385 クリーニング職、389 その他の生活衛生サービスの職業の一部）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 054-02 は、旧小分類 385 のクリーニング職と旧小分類 389 の下の細分類（洗張職）を併記した小分類として新たに設定されている。

③ 廃止された項目

旧小分類 389 は 2 つの細分類（洗張職、理容師・美容師補助者）で構成されているが、洗張職は中分類 054 の小分類として、理容師・美容師補助者は中分類 053 の小分類としてそれぞれ新たに設定されている。このため旧小分類 389 は廃止されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 38（生活衛生サービス職業

従事者)における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)フロントの仕事

大分類 09 (サービスの職業) に設定されている分類項目は、提供されるサービスの種類やサービスを提供する施設を基準にして区分されているので、仕事が類似していても異なる項目に分類されることがある。フロント係 (受付) の仕事は、施設の違いによって次のとおり位置づけられている。

浴場のフロント係	→ 054-01 浴場従事人
旅館、ホテルのフロント係	→ 056-04 旅館・ホテルフロント係
娯楽場のフロント係	→ 056-08 娯楽場・スポーツ施設等接客員
ゴルフ場、スポーツクラブのフロント係	→ 056-08 娯楽場・スポーツ施設等接客員

(イ)クリーニング関連の仕事

①クリーニング取次所

クリーニング取次所の受付の仕事は、サービスの仕事ではなく、客とクリーニング事業者との間に立った取次の仕事なので大分類 07 (販売・営業の職業) の下の中分類 047 (販売類似の職業) に分類されている。

②コインランドリー管理人

コインランドリーの管理人は、被服類の洗濯・乾燥の用に供するため客に洗濯機・乾燥機を使用させ、身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する仕事である。この仕事は 058-99 (他に分類されないサービスの職業) に分類されている。

中分類 055 飲食物調理の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

飲食物の調理の仕事、および酒類等の飲料の混合・調整の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 調理の仕事

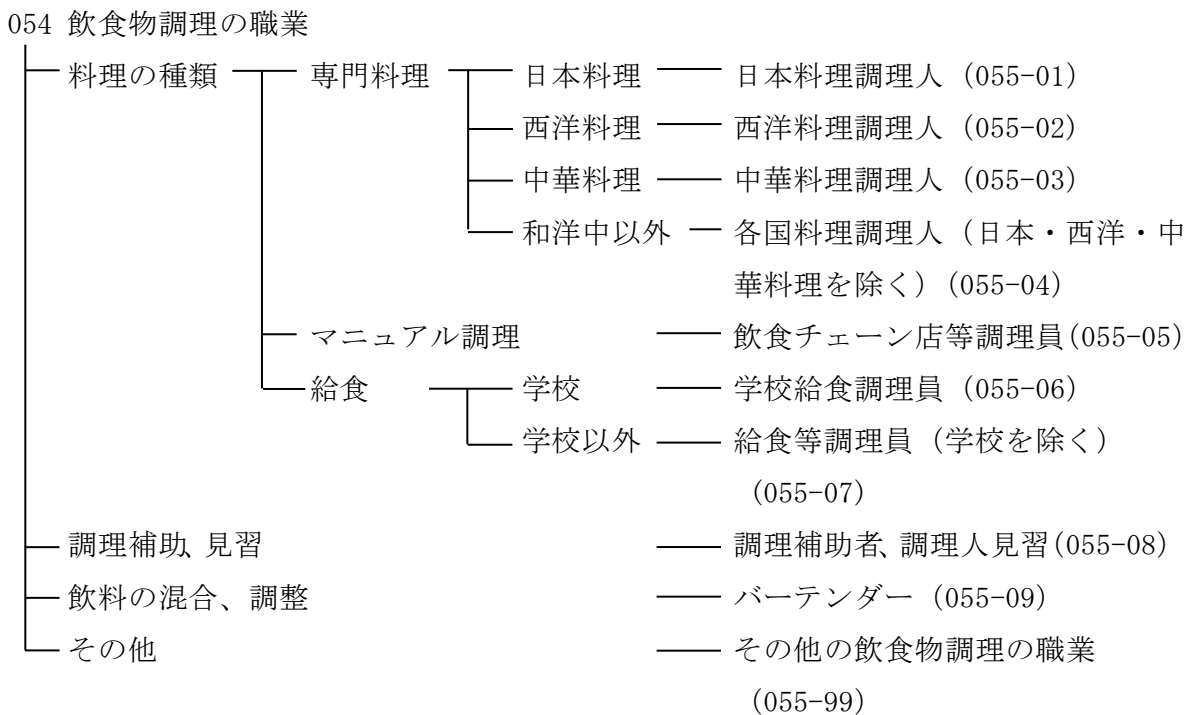
- ・ 飲食店、旅館、ホテルなど飲食サービスを提供する場所において客の注文に応じて飲食物を調理する仕事
- ・ 学校、病院、工場などにおいて特定の多人数を対象にして飲食物を調理する仕事
- ・ 特定の多人数を対象にして配達飲食物を調理する仕事（調理した飲食物は学校、病院、福祉施設などに配達される。）
- ・ 仕出し料理、宅配ピザなどの配達飲食物を調理する仕事（客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食物は客の求める場所に配達される。）
- ・ 持ち帰りのすし、弁当などの持ち帰り飲食物を調理する仕事（客の注文に応じ、その店舗内で調理した飲食物は持ち帰る状態で提供される。）
- ・ 調理の補助業務、調理人の見習

② 飲料の混合・調整の仕事

バー・クラブなど客に飲食させる場所において酒類等の飲料を混合・調整する仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 055 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 39（飲食物調理の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

旧中分類 39 の下の小分類は調理人（391）とバーテンダー（392）の 2 項目である。このうち調理人は主に料理の種類を基準にして細分類が 8 項目設定されており、その 8 項目を基本にして以下の統合・分割を行い 055-01～055-08 が設定されている。

- ・ 055-01（日本料理調理人）は、旧小分類 391 の下の 2 つの細分類（日本料理調理人、すし職人）を統合して小分類として新たに設定されている。
- ・ 055-04（各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く））は、旧小分類 391 の下の雑分類から和洋中以外の専門料理の調理人を分割して新たな小分類として設定されている。
- ・ 055-05（飲食チェーン店等調理員）は、旧小分類 391 の下の雑分類から飲食チェーン店の調理員を分割して新たな小分類として設定されている。
- ・ 055-06（学校給食調理員）は、旧小分類 391 の下の細分類（給食調理人）から学校給食の調理員を分割して新たな小分類として設定されている。
- ・ 055-07（給食等調理員（学校を除く））は、旧小分類 391 の下の細分類（給食調理人）から学校以外の給食調理員を分割して新たな小分類として設定されている。
- ・ 055-08（調理補助者、調理人見習）は、旧小分類 391 の下の 2 つの細分類（調理補助者、調理人見習）で構成される小分類として新たに設定されている。
- ・ 055-99（その他の飲食物調理の職業）は、旧小分類 391 の下の雑分類（他に分類されない調理人）の一部が小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類（主に料理・給食の種類）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 39（飲食物調理従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類の中分類 39 の下の小分類は調理人とバーテンダーの 2 項目で構成され、調理人の項目が細分化されていないため、調理人の配列は旧中分類 39 の下の小分類 391 における細分類の順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 調理の仕事の体系

調理人／調理員の分類は以下のような構成になっている。

	[調理の場所]	[分類先]
調理人／員	専門料理店、 レストラン	—— 料理の種類別：055-01～04
	飲食チェーン店	—— セントラルキッチン方式、マニュアルにもと づく調理：055-05
	給食施設	┌ 学校給食の調理：055-06 └ 学校給食以外の給食の調理：055-07
	その他	—— 持ち帰り・宅配飲食物の調理、喫茶店での調理 など：055-99

(イ) 給食以外の調理の仕事と分類先

- ①来店した客に店内で飲食するための料理を提供する場合、飲食チェーン店・多店舗展開の飲食店における調理の仕事は 055-05 に、それ以外の店舗での調理の仕事は 055-01～04 のうち該当する料理の種類に即してそれぞれ分類する。
- ②店舗内に飲食することを主な目的とした設備がなく、客の注文に応じ、持ち帰りで提供される飲食物をその場で調理する仕事は 055-99 に分類する。
- ③客の注文に応じ、客の求める場所に配達される飲食物を事業所内で調理する仕事は 055-99 に分類する。

この分類法を弁当の調理に適用すると弁当を作る仕事は、大分類の異なる次の項目に分類される。

- ・店舗や調理のための事業所において持ち帰り弁当、宅配弁当、仕出し弁当を作る仕事は、個人に対して飲食サービスを提供する仕事であるため大分類 09 に該当し、055-99 または 055-07 に分類する。
- ・製造業の事業所や販売用の惣菜・弁当などを製造する事業所において不特定の多人数を対象にして販売するための弁当を作る仕事は、職務の類似性の観点から飲食料品の製造の仕事（072-05 弁当・惣菜類製造工）に分類する。

(ウ) 給食の調理

給食の調理の仕事は学校（055-06）と学校以外（055-07）に分かれて設定されている。給食は、それが提供される施設内で調理される場合と、外部の調理施設で調理された給食が当該施設に配達される場合がある。

①学校給食の調理（055-06）

055-06 には、学校内における給食の調理の仕事と、学校給食として提供される外部の調理施設における給食の調理の両方が含まれる。

②給食等調理員（学校を除く）（055-07）

055-07 には、病院、福祉施設、工場など給食が提供される施設内での調理の仕事と、給

食として提供される外部の調理施設での調理の仕事の両方が含まれる。

(エ) 複数の分類基準が適用された仕事

055-01～05 の 5 項目には、料理の種類と店舗の種類の方々の分類基準が適用されている。ひとつの職業分野に複数の分類基準が適用されていると往々にして両者の一部が重複する。飲食チェーン店や多店舗展開の飲食店は、セントラルキッチン方式が採用されている店舗と採用されていない店舗に大別される。セントラルキッチン方式が採用されている店舗では、セントラルキッチンから供給される半調理済み食品の加熱やマニュアルに沿った調理によって料理が提供され、セントラルキッチン方式が採用されていない店舗では、店舗内の調理場で材料の準備から料理の盛り付けまで行われ、料理が提供される。055-05 の定義はセントラルキッチン方式による調理に限定している。このためセントラルキッチン方式が採用されていない店舗での調理の仕事は 055-05 には該当せず、料理の種類に即して 055-01～04 のうち該当する項目に分類する。

(オ) キッチンカーなどでの飲食物の調理・販売の仕事

自動車などを不特定の場所において、客の注文に応じて調理した飲食物を持ち帰る状態で提供する仕事は販売の仕事に分類され、大分類 07（販売・営業の職業）の下の中分類 045（販売員）の小分類（045-16 商品訪問・移動販売員）に位置づけられている。中分類 055 において分類の対象となる調理の仕事は、調理を行うための事業所があることを前提にしている。キッチンカーでの飲食物の調理はこれに該当しないため中分類 055 の調理の仕事には分類されない。

(カ) 雑分類（055-99）の範囲と配列

055-99（その他の飲食物調理の職業）は、中分類 055 の全体を対象にした雑分類の名称になっているが、この雑分類に分類される職業は、055-99 の職業定義にあるとおり「055-01～055-08 に含まれない調理の仕事に従事するもの」である。本来であれば「その他の調理人」などの名称で 055-08 の次に配置されるべき項目であるが、中分類 055 の全体を対象にした雑分類の名称で小分類の最後の項目として配置されている。

中分類 056 接客・給仕の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

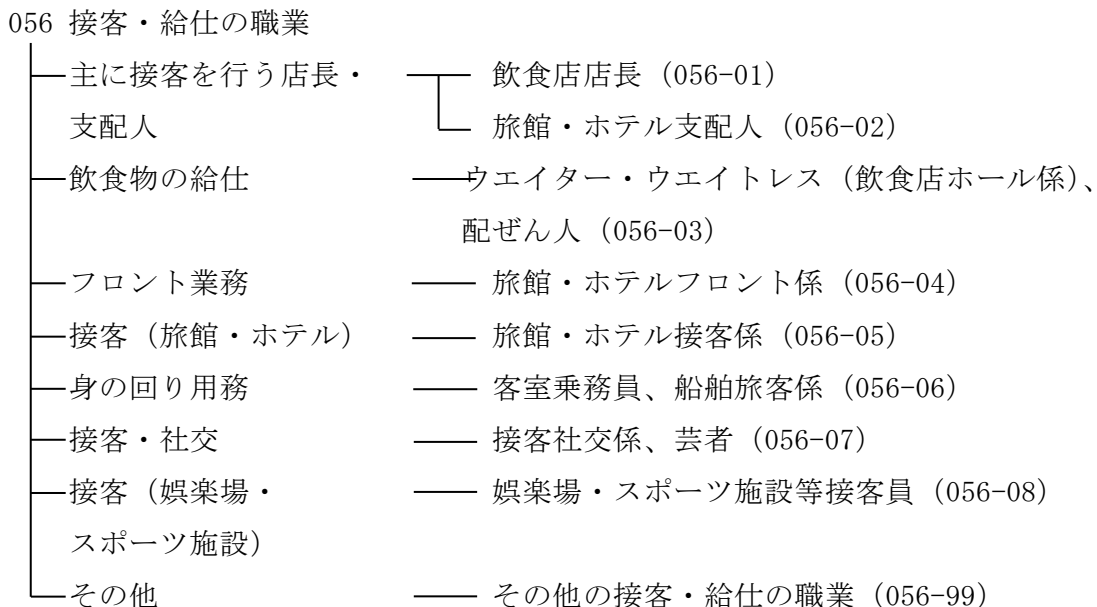
接客の仕事と給仕の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① 飲食店店長のうち主に接客などを行う店長
- ② 旅館・ホテルの支配人のうち主に接客などを行う支配人
- ③ 飲食店などでの飲食物の給仕
- ④ 旅館・ホテル・娯楽場・スポーツ施設などでの接客
- ⑤ 乗物などでの客の身の回り用務

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 056 は、旧大分類 E (サービスの職業) の下の中分類 40 (接客・給仕の職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

056-04、05、06 の 3 項目は、旧中分類 40 の下の小分類 404 (旅館・ホテル・乗物接客員) を以下のとおり分割して設定されている。

- ・ 056-04 (旅館・ホテルフロント係) は、旧小分類 404 の下の細分類 (旅館・ホテルフロント係) が小分類として新たに設定されている。
- ・ 056-05 (旅館・ホテル接客係) は、旧小分類 404 の下の 2 つの細分類 (旅館・ホテル接

客係、旅館・ホテル客室係)を統合して小分類として新たに設定されている。この統合の過程で細分類(旅館・ホテル客室係)は、部屋の清掃の仕事とそれ以外の仕事に分割され、部屋清掃の仕事は大分類15に移設され、清掃以外の仕事が056-05に分類されている。

- ・056-06(客室乗務員、船舶旅客係)は、旧小分類404の下の細分類(乗物客室係)の項目名を変更して小分類として新たに設定されている。この職業の実務での取扱件数は、小分類として設定するのが適当だと判断されるほどの件数ではないが、日本標準職業分類の分類項目との対応を図る観点から小分類として設定されている。

③項目名の変更

- ・056-01(飲食店店長)は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類40の下の小分類401(飲食店主・店長)の名称を変更して設定されている。
- ・056-03(ウェイター・ウェイトレス(飲食店ホール係)、配ぜん人)は、旧中分類40の下の小分類403(飲食物給仕係)の名称を変更して設定されている。旧小分類403に設定されている3つの細分類のうち実務における取扱件数を考慮してウェイター・ウェイトレス(飲食店ホール係)と配ぜん人が項目名になっている。この2つの職業名は実務における取扱件数の多い順に配列されている。
- ・056-07(接客社交係、芸者)は、旧中分類40の下の小分類405(接客社交係、芸者、ダンサー)の名称を変更して設定されている。旧小分類405には2つの細分類(接客社交係と、芸者、ダンサー)が設定されているが、このうち芸者、ダンサーは、芸者で代表されている。
- ・056-08(娯楽場・スポーツ施設等接客員)は、旧中分類40の下の小分類406(娯楽場等接客員)の名称を変更して設定されている。旧小分類406に設定されている5つの細分類のうち実務における取扱件数を考慮して2つの細分類(娯楽場等接客係、スポーツ施設係)を併記して項目名としている。

④他の大分類に移設された職業

旧小分類404の下の2つの細分類(旅館・ホテル接客係、旅館・ホテル客室係)が統合された際に、細分類(旅館・ホテル客室係)は、客室の清掃の仕事(客室清掃、ベッドメイキング、備品補充など)とそれ以外の仕事(ルームサービスなど)に分割されている。後者は接客をとまなう仕事であるためサービスの職業に残り、客室清掃の仕事も宿泊客に対するサービスの仕事として位置づけられているが、仕事の形態が一般的な清掃の仕事に類似しているため大分類15(運搬・清掃・包装・選別等の職業)に移設され、中分類096(清掃・洗浄作業員)の下の小分類096-03(ホテル・旅館客室清掃整備係員)として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、事業所またはその他の組織の中で果たす役割、および提供されるサービスの種類を基準にして区分されている。配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 40（接客・給仕職業従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。056-04～06 の 3 項目は日本標準職業分類の小分類 404（身の回り世話従事者）に対応して設定されているため、その配列は日本標準職業分類の小分類 404 に対応する旧小分類 404 における細分類の順序が適用されている。日本標準職業分類の中分類 40 には 056-99 に対応する項目が設定されていない。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 飲食店の店長、旅館・ホテルの支配人の位置づけ

店長と支配人は従事する仕事にもとづいて以下のとおり分類される¹⁴。

	仕事内容	所属	分類先
飲食店店長	主に管理的な仕事	会社	中分類 002
		個人事業	中分類 003
	主に接客の仕事		中分類 056
	調理の仕事		中分類 055
旅館・ホテル 支配人	主に管理的な仕事	会社	中分類 002
		個人事業	中分類 003
	主に接客の仕事		中分類 056

(イ) 娯楽場の範囲

娯楽場は、一般に人の心を楽しませる場所を指す総括的な名称である。その範囲を明確に定義することは困難であるが、056-08 の娯楽場に該当する施設には以下のものが含まれる（『職業名索引』による。）。

映画館、劇場、動物園、水族館、植物園、博物館、美術館、遊園地、公園、神社、仏閣、野球場、競馬場、競輪場、競艇場、オートレース場、釣り堀、ゲームセンター、インターネットカフェ、漫画喫茶店、パチンコ店、カラオケ店

(ウ) 雑分類に含まれる職業

056-99（その他の接客・給仕の職業）は、この中分類の全体を対象にした雑分類として設定されているが、例示されている職業はいずれも百貨店のサービスの仕事である。中分類 56 に含まれる接客の仕事は、旅館、ホテル、娯楽場、スポーツ施設などに限定され、小売店の

¹⁴ 管理的な仕事とサービスの仕事の両方に従事している店長・支配人は、管理的職業（大分類 01）とサービスの職業（大分類 09）の両方に該当するので、ひとつの分類項目に決定する際には従事する時間の長い仕事によることが原則である。表中の「主に」という表現は従事する時間が長いことを意味している。

接客の仕事は該当しない。本来であれば 056-99 ではなく、大分類 09 の雑分類（058-99）に分類されるべき職業である。しかし、実務利用の観点から百貨店のサービスの仕事もこの中分類に分類されている。

中分類 057 居住施設・ビル等の管理の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

居住施設、ビル、駐車場を管理する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 居住施設

アパート、マンション、下宿、学校の寄宿舎・寮、事業所の社宅・寮、合宿所などにおける管理の仕事

② ビル

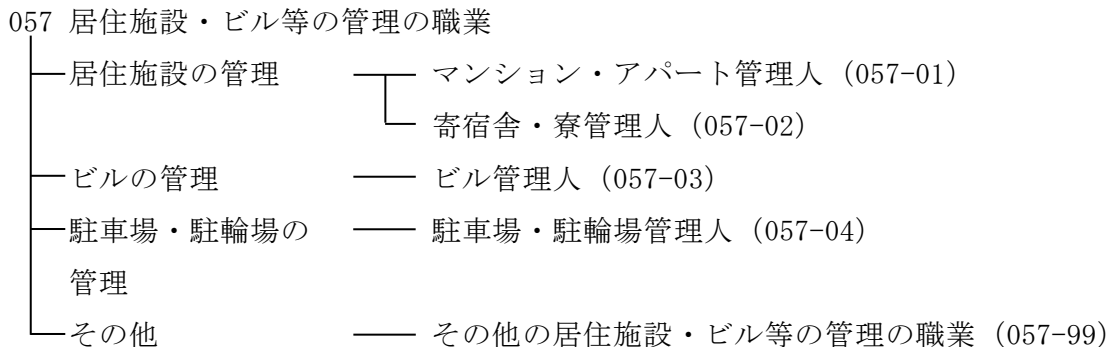
事務用ビル、事業用ビル（マンションなどの居住施設を除く）などにおけるビル管理全般の仕事

③ 駐車場

自動車の駐車場、自転車の駐輪場、コインパーキングなどにおける管理の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 057 は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 41（居住施設・ビル等の管理の職業）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

057-01（マンション・アパート管理人）は、実務利用の観点から旧中分類 41 の下の小分類 411（マンション・アパート・下宿管理人）の名称を変更して設定されている。職務範囲は旧小分類 411 と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 41（居住施設・ビル等管理人）における小分類の慣行的な順序が適用されている。日本標準職業分類の中分類 41 には

057-99 に対応する項目が設定されていない。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 中分類の項目名

中分類 057 の項目名（居住施設・ビル等の管理の職業）のうち「等」は、小分類項目として設定されているが中分類の項目名にその名称が列挙されていない「駐車場・駐輪場」が省略されたものである。そのため、この中分類に分類される職業は居住施設、ビル、駐車場・駐輪場のそれぞれの管理人に限定される。

(イ) 雑分類（057-99）に分類される職業

①057-99 は、この中分類の全体を対象にした雑分類として設定されているが、この中分類に含まれる3つの職業分野（居住施設、ビル、駐車場・駐輪場）のうちビル管理人と駐車場・駐輪場管理人はそれぞれの項目にすべてのビル管理人、すべての駐車場・駐輪場管理人が含まれるため、その他のビル管理人やその他の駐車場・駐輪場管理人は存在しない。このため 057-99 の対象は、職業が網羅されていない居住施設の管理人である。057-01 に含まれない居住施設の管理人が 057-99 に分類される。

②各種の施設の管理人の仕事は、仕事の性質や仕事内容を基準にして分類される。このうちサービスの職業として分類されているのは、中分類 057 の居住施設、ビル、駐車場・駐輪場の管理人、058-99 に分類されているコインランドリーやコイン駐車場の管理人などである。『職業名索引』の 057-99 に分類されている管理人の仕事は、その施設が居住施設であれば 057-99 に分類され、居住施設ではないがサービスの性質の仕事の場合は 058-99（他に分類されないサービスの職業）に分類される。居住施設でもなく、サービスの性質を有する仕事でもない場合は、仕事内容に即して大分類 15（運搬・清掃・包装・選別等の職業）の用務員（099-04）や 099-99（他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業）に分類される。

中分類 058 その他のサービスの職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

中分類 052～057 に含まれないサービスの仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① 旅行客の案内
- ② 物品の一時預かり
- ③ 物品の賃貸し
- ④ 商品の宣伝
- ⑤ チラシの配布
- ⑥ 葬儀の準備、死体の火葬
- ⑦ 犬・猫の毛のトリミング
- ⑧ 結婚式・披露宴の企画、料理・衣裳等の提案
- ⑨ その他

送迎バスの添乗業務、障害者の外出支援、ペットの世話、霊園の管理など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

058 その他のサービスの職業

— 旅行客の案内	—— 添乗員、観光案内人 (058-01)
— 物品の一時預かり	—— 物品一時預り人 (058-02)
— 物品の賃貸し	—— 物品レンタル係 (058-03)
— 商品の宣伝	—— 広告宣伝員 (058-04)
— チラシの配布	—— チラシ配布員 (058-05)
— 葬儀の準備、死体の火葬	—— 葬儀師、火葬係 (058-06)
— 犬・猫の毛のトリミング	—— トリマー (058-07)
— 結婚式・披露宴の企画、 料理・衣裳等の提案	—— ブライダルコーディネーター (058-08)
— その他	—— 他に分類されないサービスの職業 (058-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 058 は、旧大分類 E (サービスの職業) の下の中分類 42 (その他のサービスの職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 058-04 (広告宣伝員) は、旧中分類 42 の下の小分類 424 (広告宣伝人) に含まれる細分

類（広告宣伝員）が小分類として新たに設定されている。

- ・058-05（チラシ配布員）は、旧小分類 424 の下の細分類（チラシ配布員）が小分類として新たに設定されている。

③項目名の変更

058-03（物品レンタル係）は、実務利用の便宜を考慮して旧中分類 42 の下の小分類 423（物品賃貸人）の名称を変更して設定されている。

④移設された項目

- ・058-08（ブライダルコーディネーター）は、旧大分類 C（事務的職業）の下の中分類 28（営業・販売関連事務の職業）に含まれる小分類 281（営業・販売事務員）の細分類（販売係事務員）に分類されている職業である。この職業は個人に対するサービスの仕事に該当するため、実務利用の便宜を考慮してこの中分類に小分類として移設されている。
- ・旧中分類 42 の下の小分類レベルの雑分類（429 他に分類されないサービスの職業）に含まれる細分類（学童保育指導員）は、大分類 05（保育・教育の職業）の新設にともなって中分類 030（学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者）に小分類として移設されている。
- ・旧中分類 42 の下の雑分類（429）に含まれる細分類レベルの雑分類に位置づけられている保育補助者、保育ママ、家庭保育員は、大分類 05（保育・教育の職業）の新設にともなって中分類 030（学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者）に小分類として移設されている。

⑤廃止された項目

旧雑分類 429 の下の細分類として設定されているポーターとカイロプラクティック・アロマセラピー等従事人は、実務における取扱件数を考慮して廃止され、058-99（他に分類されないサービスの職業）に分類されている。

⑥職務範囲の変更

058-99（他に分類されないサービスの職業）は、対応する旧雑分類 429 のうち細分類（学童保育指導員）と 429 の下の細分類レベルの雑分類に位置づけられている保育補助者、保育ママ、家庭保育員が他の分類項目に移設されているため、旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、提供されるサービスの種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 E（サービス職業従事者）の下の中分類 42（その他のサービス職業従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。小分類の 8 項目のうち日本標準職業分類に設定されていないのは、広告宣伝員、チラシ配布員、トリマー、ブライダルコーディネーターの 4 項目である。広告宣伝員、チラシ配布員の配列については、日本標準職

業分類の小分類 424（広告宣伝員）に対応しているため旧小分類 424（広告宣伝人）における細分類の順序が適用されている。トリマーとブライダルコーディネーターは、いずれも日本標準職業分類の小分類 429（他に分類されないサービス職業従事者）に対応しているため雑分類（058-99）の直前に配置されている。このうちトリマーは旧分類では小分類 426 として設定されているためブライダルコーディネーターの前に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) サービス提供の対象と分類項目

この大分類は家事サービスの職業（052）、個人に対するサービスの職業（053～056）、施設管理サービスの職業（057）、それ以外のサービスの職業（058）で構成されている。ペットの毛のトリミングやペットの世話などサービスの対象が動物の場合は中分類 052～056 に該当しないため中分類 058 に分類されている。

(イ) 各種の施設の管理人

施設を管理する仕事のうち居住施設、ビル、駐車場、駐輪場の管理の仕事は中分類 057 に分類され、コインランドリー、コイン洗車場、霊園の管理人は同じくサービスの職業のうち 058-99（他に分類されないサービスの職業）に分類する。

- ① コインランドリーは、被服類の洗濯・乾燥のための貸し洗濯機・乾燥機を利用できる施設である。その管理人は、クリーニングの仕事に直接従事するわけではなく、洗濯機・乾燥機を使用させることによって個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するのが主たる職務であるためサービスの職業に該当し、058-99 に分類されている。
- ② コインロッカーは一時的に手荷物などを保管することのできる貸しロッカーである。その管理人は、手荷物・身の回り品を一時的に保管するためのサービスを提供するのが主たる職務であるためサービスの職業に該当する。物品を一時的に預かる仕事に直接従事しているわけではないので 058-02（物品一時預り人）には該当しないが、実務利用の便宜を考慮して 058-02 に分類されている。

(ウ) 小売店におけるサービスの仕事

百貨店などの小売店におけるサービスの仕事は、中分類 053～056 のいずれの項目にも該当しないため中分類 058 に分類するのが基本である。このうち接客の仕事は中分類 056 との類似性を考慮し、実務利用の観点から 056-99 に分類されている。それ以外のサービス仕事は中分類 058 に分類されている。

(エ) 療術、セラピーの仕事

整体やカイロプラクティックの仕事は、個人に対するサービス提供の性質を有しているため中分類 058 に分類する。同様に、アロマセラピー、スパセラピー、タラソセラピー、リラクゼーションセラピーなどの各種セラピーの仕事も中分類 058 に分類する。

大分類 10 警備・保安の職業

1. 総説

この大分類には、警備の仕事と保安の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 警備の仕事

施設の警備、道路交通の誘導、雑踏の警備など

(イ) 保安の仕事

国家の防衛（自衛官）、個人・財産の保護や法と秩序の維持（警察官、海上保安官）、刑事施設の被収容者の監視（看守）、火災の鎮圧や傷病者の緊急搬送（消防員）など

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

10 警備・保安の職業

— 施設の警備、道路交通の誘導、 雑踏の警備	—— 警備員（059）
— 国家の防衛	—— 自衛官（060）
— 個人・財産の保護、法と秩序の維持	—— 司法警察職員（061）
— 刑事施設の被収容者の監視、火災の 鎮圧、傷病者の緊急搬送	—— 看守、消防員（062）
— その他	—— その他の保安の職業（063）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 10 は、旧大分類 F（保安の職業）の下の中分類 43～45 に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 059（警備員）は、旧大分類 F の下の中分類 45（その他の保安の職業）に含まれる小分類 453（警備員）と雑分類 459（他に分類されない保安の職業）に分類されている 2 つの細分類（道路交通警備員、雑踏警備員）で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・ 062（看守、消防員）は、旧中分類 45 の下の小分類 451（看守）と 452（消防員）の 2 項目で構成される新たな中分類として設定されている。

③ 職務範囲の変更

063（その他の保安の職業）は、旧中分類 45 に対応して設定されている。旧中分類 45 に分類されている職業のうち小分類 451（看守）、452（消防員）、453（警備員）、459（他に分類されない保安の職業）の下の 2 つの細分類（道路交通誘導員と雑踏警備員）は他の

中分類に小分類として設定されており、063 は旧小分類 459 の下の 3 つの細分類（道路管理員、プール・海水浴場監視員、他に分類されないその他の保安の職業）で構成される雑分類として設定されている。このため職務範囲は旧分類に比べて狭くなっている。

④大分類の定義

大分類項目に含まれる主な仕事については、当該大分類の下の中分類に共通する特徴的な仕事を記述する場合と、中分類の職業分野ごとに特徴的な仕事を記述する場合とがある（「総説および一般原則」の 5 の(2)ア①参照）。大分類 10 は警備と保安の 2 つの職業分野で構成されているためそれぞれの特徴的な仕事が記述される必要があるが、定義の記述はいずれも保安に関する仕事であり、警備の仕事が記述されていない。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この大分類の下の中分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 F（保安職業従事者）における慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類に設定されていない中分類（059 警備員、062 看守、消防員）のうち警備員は、実務利用の便宜を考慮してこの大分類の下の先頭の中分類として配置され、中分類 062 は日本標準職業分類の小分類 45（その他の保安職業従事者）に含まれる職業であるため中分類 063（その他の保安の職業）の前に配置されている。

(4)警備・保安の職業と他の大分類との関係

(ア)管理的職業に分類されない職業

経営・管理の仕事に従事するものは大分類 01（管理的職業）に分類するのが基本であるが、管理的職業ではなく一般の従事者と同じ分類項目に分類される職業がある。そのような特例職業のひとつがこの大分類のうち自衛官、警察官、海上保安官、消防員である。これらの職業において階級を有するものは、従事する仕事の内容のいかんにかかわらず、自衛官、警察官、海上保安官、消防員のそれぞれの分類項目に分類する。

(イ)委託業務従事者の職業分類上の位置づけ

①警察の委託

警察から委託を受けた事業者には雇用され、道路上に放置された自動車の放置駐車違反の確認、放置駐車確認標章の取り付けなどの仕事に従事するものは、職務の類似性の観点から保安の仕事に該当する。分類先は 063-99（駐車監視員）である。

②国の委託

国から委託を受けた事業者には雇用され、刑事施設において被収容者の監視、施設内の巡視などの仕事に従事するものは、職務の類似性の観点から警備の仕事に該当する。分類先は 059-01（刑事施設警備員）である。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 059 警備員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

警備の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ①施設の警備
- ②道路工事現場における歩行者・車両の誘導
- ③催事来場者の誘導
- ④その他

貴重品の運搬警備、個人の身辺警備、機械警備の管制など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

059 警備員	
— 施設の警備	—— 施設警備員 (059-01)
— 道路交通の誘導、 催事来場者の誘導	—— 道路交通誘導員、雑踏警備員 (059-02)
— その他	—— その他の警備員 (059-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 059 は、旧大分類 F（保安の職業）の下の中分類 45（その他の保安の職業）に含まれる 2 つの小分類（453 警備員、459 他に分類されない保安の職業の一部）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 059-01（施設警備員）は、旧小分類 453 の下の細分類（施設警備員）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 059-02（道路交通誘導員、雑踏警備員）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 459 の下の 2 つの細分類（道路交通警備員、雑踏警備員）で構成される新たな小分類として設定されている。
- ・ 059-99（その他の警備員）は、旧小分類 453 の下の細分類（他に分類されない警備員）が小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 F（保安職業従事者）の下の中分類 45（その他の保安職業

従事者)における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類の中分類 45 における小分類の配列は、453 警備員 (059-01 と 059-99 に対応)、459 他に分類されない保安職業従事者 (059-02 に対応) の順になっている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 警備の仕事と警備業法との関係

警備業法に規定された警備業務のうち施設の警備、道路交通の誘導、雑踏の警備に従事する警備員は 059-01 または 059-02 に、貴重品の運搬警備、個人の身辺警備、機械警備の管制業務に従事する警備員は 059-99 にそれぞれ分類される。これらの 3 つの小分類は警備業法に規定された警備業務を基準にして設定されているわけではない。職務の類似性を基準にして警備の仕事が 3 つに区分され、警備の仕事に該当するものであれば 3 つの小分類のいずれかに分類される。

(イ) 警備員との区別が紛らわしい仕事

① ビル管理人 → 057-03

仕事内容：設備管理・清掃・警備・苦情受付などのビル管理全般

② ビル設備管理員 → 089-01

仕事内容：ビルの電力・空調・給排水などの設備の操作・監視・調整

③ 駐車場誘導員 → 057-04

仕事内容：駐車場における自動車の誘導

④ プール監視員 → 063-99、ライフガード → 063-99

仕事内容：プール・海水浴場における遊泳者の監視、事故発生時の救助・救命処置

⑤ 道路パトロール隊員 → 063-99

仕事内容：道路を巡視し、道路設備の点検、路上障害物の除去、事故・災害発生時における交通整理

(ウ) 機械警備員 (059-01) と機械警備管制員 (059-99)

機械警備が行われている場合、出動指令を出す仕事 (機械警備管制員) と実際に現場に駆けつける仕事 (機械警備員) では職務が違っているので、両者は職務を基準にして分類されている。

中分類 060 自衛官

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

自衛官が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

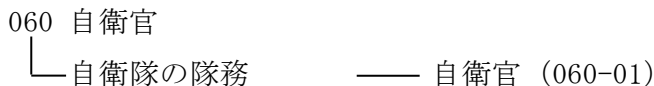
自衛官として任用されているものは、その仕事内容のいかんにかかわらず、すべて本中分類に分類される。

- ①陸上自衛隊の隊務に従事するもの（陸上自衛官）
- ②海上自衛隊の隊務に従事するもの（海上自衛官）
- ③航空自衛隊の隊務に従事するもの（航空自衛官）
- ④防衛大学校学生、防衛医科大学校学生
- ⑤その他

防衛省内部部局の自衛官、防衛医科大学病院の医務官・看護官など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 060 は、旧大分類 F の下の中分類 43（自衛官）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 060-01 は、旧中分類 43 の下の小分類 431（自衛官）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

060-01 は、中分類 060 の下に設定されている唯一の小分類である。

(4) 分類適用上の留意点

○ 自衛官の分類の特例

自衛官として任用されているものは、階級や自衛隊内における仕事の違いにかかわらず、また、事務（防衛省内部部局）、医療（医務官、看護官など）、教育（防衛大学校教員）など他の分類項目に該当する仕事に従事している場合であっても、この中分類に分類する。

中分類 061 司法警察職員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

警察官、海上保安官など主として司法警察権を行使する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

①警察官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りなど

②海上保安官

海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助など

③その他

麻薬の取り締まり、鳥獣保護・狩猟適正化のための取り締まりなど

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

061 司法警察職員	
├ 公共の安全・秩序の維持、	—— 警察官、海上保安官 (061-01)
├ 海上の安全確保	
└ その他	—— その他の司法警察職員 (061-99)

(イ) 旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 061 は旧大分類 F（保安の職業）の下の中分類 44（司法警察職員）に対応して設定されている。

②新たに設定された項目

061-01（警察官、海上保安官）は、実務利用の観点から旧中分類 44 の下の 2 つの小分類（441 警察官、442 海上保安官）で構成される新たな小分類として設定されている。項目名の配列は、旧中分類 44 における警察官と海上保安官の順序が適用されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 F（保安職業従事者）の下の中分類 44（司法警察職員）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

○司法警察権と分類上の位置づけ

司法警察権の行使が職務上認められている仕事の位置づけは以下のとおりである。

①主として司法警察権の行使によって職務を遂行する職業

中分類 061 に分類する。

②職務上必要な場合に捜査・逮捕などの司法警察権を行使できる職業

職務の類似性の原則にもとづいて中分類 061 以外の項目に分類する。たとえば、

- ・労働基準監督官、船員労務官、漁業監督官、漁業監督吏員、鉱務監督官：大分類 03
- ・刑事施設の長：大分類 01
- ・船舶の船長、機関長：大分類 13

ただし、②に該当する職業のうち皇宮護衛官と自衛隊警務官は、それぞれ警察官、自衛官として任用されているため、それぞれ警察官、自衛官に分類する。

また、管理職以外の刑務官はその職務が大分類 10 に該当するため中分類 062 に分類する。

中分類 062 看守、消防員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

看守、消防の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 看守

刑事施設における被収容者の監視・処遇、作業の指揮監督など

② 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、傷病者の緊急搬送など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

062 看守、消防員	
├ 刑事施設の被収容者の監視	—— 看守 (062-01)
└ 火災の鎮圧、緊急搬送	—— 消防員 (062-02)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 062 は、旧大分類 F（保安の職業）の下の中分類 45（その他の保安の職業）に含まれる 2 つの小分類（451 看守、452 消防員）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 062-01 と 062-02 は、旧中分類 45 の下の 2 つの小分類（451、452）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 F（保安職業従事者）の下の中分類 45（その他の保安従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 刑務官の分類上の位置づけ

① 刑務官には看守から矯正監までの 7 つの階級があり、このうち管理職に相当する階級の刑務官は大分類 01 の管理的職業（003-01 管理的公務員）に分類され、それ以外の階級の刑務官がこの中分類（062）に分類される。

② 062-01 の項目名は刑務官の階級のひとつである看守と同じであるが、管理職以外の刑務官全体を表す名称として使用されている。

(イ) 消防の仕事

- ① 消防吏員には消防士から消防総監まで 10 の階級があり、消防吏員として任用されているものは階級のいかんにかかわらず 062-02 に分類する。
- ② 062-02 には市町村の消防本部・消防署の消防吏員だけでなく、空港での消火救難業務などの民間の消防従事者も含まれる。そのため項目名は消防吏員の階級名称ではなく民間の消防従事者を含んだ名称（消防員）が使用されている。

中分類 063 その他の保安の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

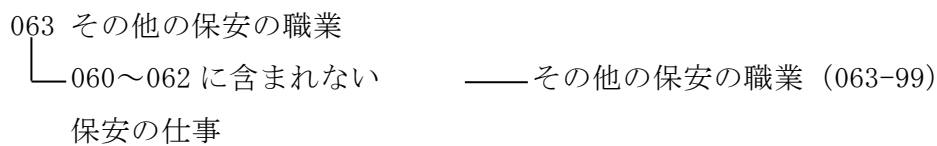
中分類 060～062 に含まれない保安の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

道路上の障害物の除去、プール・海水浴場などにおける遊泳者の監視、不法入国・滞在者の摘発、列車の見張りなど

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 063 は、旧大分類 F（保安の職業）の下の中分類 45（その他の保安の職業）に含まれる小分類 459（他に分類されない保安の職業）に設定されている 3 つの細分類（道路管理員、プール・海水浴場監視員、他に分類されないその他の保安の職業）に対応して設定されている。

② 職務範囲の変更

小分類 063-99 は、旧中分類 45 と同じ項目名であるが、職務範囲は旧小分類 459 の下の 3 つの細分類に限定されており、旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

063-99 は中分類 063 の下に設定されている唯一の小分類である。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 雑分類の対象範囲

雑分類の定義には、対象となる分類項目の範囲が記述される。中分類レベルの雑分類の定義には対象となる中分類の範囲が、また小分類レベルの雑分類には対象となる小分類の範囲がそれぞれ記述される。中分類レベルの雑分類である 063 には対象となる分類項目の範囲が中分類で表示されている。一方、小分類レベルの雑分類である 063-99 には本来であれば対象となる分類項目の範囲が小分類で表示されるが、中分類で表示されている。

(イ) 保安の概念の変更にもなう雑分類の範囲の変更

① 旧大分類 F と大分類 10 では中分類の体系が異なるが、職務範囲は同一である。旧大分類 F では保安の概念の中に警備の概念が含まれ、大分類 10 では項目名が警備・保安の職業に変更されたため、保安の概念と警備の概念は別のものとして扱われている。

- ②このため旧大分類 F の雑分類（459）は保安の仕事の全体を対象にして設定されていたが、大分類 10 では警備と保安が別概念であるため警備の仕事の雑分類（059-99）と保安の仕事の雑分類（063-99）が別々に設定されている。

大分類 11 農林漁業の職業

1. 総説

この大分類には、農業、林業、漁業の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 農業の仕事

農作物の栽培・収穫、家畜・家きん・その他の動物（水産動物を除く）の飼育、農業類似・農業関連の仕事

(イ) 林業の仕事

林木の育成・伐採・搬出、林業類似・林業関連の仕事

(ウ) 漁業の仕事

水産動植物の捕獲・採取・養殖、漁業類似・漁業関連の仕事

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

11 農林漁業の職業

— 農作物の栽培・収穫、 家畜・家きんの飼育	—— 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）（064）
— 林木の育成・伐採・搬出	—— 林業の職業（065）
— 水産動植物の捕獲・採取・養殖	—— 漁業の職業（066）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 11 は、旧大分類 G（農林漁業の職業）の下の中分類 46～48 に対応して設定されている。

② 項目名の変更

- ・064（農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む））は、旧中分類 46（農業の職業）の名称を変更して設定されている。旧中分類 46 に設定されている小分類には家畜、家きんやそれ以外の動物の飼育、植木職や造園師の仕事も含まれており、これらの職業が農業の職業に含まれていることがわかりにくいため、実務利用の観点から中分類 064 の項目名に「養畜・動物飼育・植木・造園を含む」が付け加えられている。
- ・分類項目の名称および項目名に職務範囲を表示する方法については、「総説および一般原則」の 5 の(1)イ②とその脚注の 16 を参照していただきたい。

③ 旧分類との異同

064 から 066 までの 3 つの中分類は、②の項目名の変更を除いて旧大分類 G の下の 3 つの中分類（46、47、48）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この大分類の下の中分類は、仕事に従事する場所・環境を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 G（農林漁業従事者）における中分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 農林漁業の職業と他の大分類との関係

(ア) 産業分類との関係

①職業分類に設定される分類項目は産業分類の区分とは独立して設けられるのが一般的であるが、農林水産業については産業と職業の内容が密接であると考えられるため、職業分類上の農業・林業・漁業の分類項目と産業分類上の農業・林業・漁業の分類項目はほぼ対応して設定されている。

②農業の職業についてみると、農業に該当するのがわかりにくいとされる実験用・愛がん用動物の飼育の仕事は、産業分類では農業の畜産類似業に対応し、植木職や造園師の仕事は農業の園芸サービス業に対応している。このように両者は分類項目が対応しているだけでなく職務／事業活動の範囲も対応している。産業分類では酪農業・養豚業・養鶏業などとは別に畜産類似業（実験用・愛がん用動物の飼育など）が設定され、職業分類でも家畜・家きんの飼育の仕事とは別にそれ以外の動物の飼育の仕事が設定されている。

(イ) 職務範囲

農林漁業の職業には農業、林業、漁業のそれぞれの仕事に直接従事するものだけではなく、類似する仕事や関連する仕事に従事するものも含まれ、他の職業分野に設定されている職業と比べて職務範囲が広がっている。この職業分類において類似職業や関連職業が分類項目として設定されている分類は大分類 11（農林漁業の職業）の下の 3 つの中分類、大分類 12（製造・修理・塗装・製図等の職業）の下の中分類 081（生産類似の職業）と中分類 080（生産関連の職業）である。大分類 13（配送・輸送・機械運転の職業）の下の中分類 088（その他の輸送の職業）の職業定義には輸送関連の職業であることが明記されていないが、この中分類には主に輸送に関連する仕事分類されている。

(ウ) 農林漁業の本務者の職務の前後の仕事の位置づけ

①種苗・苗木を栽培する仕事は農業・林業の本務者と同じ中分類に分類する。

②農作物を出荷・選別する仕事、水揚げされた魚介類・海藻を選別する仕事は、職務の類似性にもとづいて設定されている次の分類項目に分類する。

- ・ 出荷時の箱詰めの仕事

大分類 15 の中分類 95 の下の小分類 095-04（梱包作業員）

- ・ 選果場や漁協などでの選別の仕事

大分類 15 の中分類 98 の下の小分類 098-01（選別作業員）

(エ) 機械を運転して行う農林業の仕事

① 農業用機械を運転して農作業に従事する場合、大分類 13 (配送・輸送・機械運転の職業) の機械運転の仕事 (中分類 089) ではなく中分類 064 の農業の職業に分類する。

② 同様に、林業用機械を運転して伐木・造材・集材・運材の仕事に従事する場合も、大分類 13 の機械運転の仕事 (中分類 089) ではなく中分類 065 の林業の職業に分類する。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

農業の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① 農作物の栽培・収穫
- ② 家畜・家きんの飼育
- ③ 実験用・愛がん用などの動物の飼育、動物園・競馬場などでの動物の飼育
- ④ 植木の植え込み・手入れ
- ⑤ 苑地の造築

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）	
— 稲作物・畑作物の栽培、収穫	—— 稲作・畑作作業員（064-01）
— 稲作・畑作以外の農作物の栽培、収穫	—— 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）（064-02）
— 家畜・家きんの飼育	—— 家畜・家きん飼育作業員（064-03）
— 実験用・愛玩用動物の飼育、動物園・競馬場での動物の飼育	—— 動物飼育員（家畜・家きんを除く）（064-04）
— 植木の植込・手入、苑地の造築	—— 植木職、造園師（064-05）
— その他	—— その他の農業の職業（064-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 064 は、旧大分類 G（農林漁業の職業）の下の中分類 46（農業の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 064-01（稲作・畑作作業員）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 46 の下の小分類 461（農耕作業員）に含まれる 5 つの細分類のうち稲作・畑作作業員が小分類として新たに設定されている。
- ・ 064-02（農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く））は、旧小分類 461 の下の細分類のうち稲作・畑作作業員以外の 4 項目を統合して小分類として新たに設定されている。
- ・ 064-03（家畜・家きん飼育作業員）は、旧中分類 46 の下の小分類 462（養畜作業員）に含まれる 7 つの細分類のうち 4 項目（肉牛・乳牛、養豚、養鶏、養蚕）と雑分類の一部

を統合して小分類として新たに設定されている。

- ・064-04（動物飼育員（家畜・家きんを除く））は、旧小分類 462 の下の 2 つの細分類（動物飼育係、きゅう務員）と雑分類の一部を統合して小分類として新たに設定されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

大分類 11 の下の中分類 064 は、仕事に従事する場所・環境を基準にして区分されているが、中分類 064 の下の小分類は仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。配列は日本標準職業分類の大分類 G（農林漁業従事者）の下の中分類 46（農業従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類に設定されていない 064-01～064-04 は旧小分類 461 と 462 をそれぞれ分割して設定されているので、これらの項目の配列は旧小分類 461 と 462 における細分類の順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)農作物の選別・梱包

農作物を選別・梱包する仕事は、農家が収穫後の作業として行う場合と、農協・出荷組合などが行ってから市場に出荷する場合には位置づけが異なっている。農作物の選別・梱包の仕事は次のように分類される。

①収穫後、農家が選別を行う場合

農産物の収穫

↓

農家による選別・箱詰め

収穫の延長作業としての選別・箱詰め → 064-01 または 064-02 に分類する。

もっぱら選別・梱包を行う従事者がいる場合 → 098-01（選別作業員）または
095-04（梱包作業員）に分類する。

↓

集出荷場などに持ち込む

↓

各地の市場に出荷

②収穫後、農家が選別せずに出荷する場合

農産物の収穫

↓

選別せずに集荷場・農協・出荷組合などに持ち込む

↓

選別・梱包

人手または機械操作による選別 → 098-01（選別作業員）に分類する。

梱包の作業 → 095-04（梱包作業員）に分類する。



各地の市場に出荷

(イ) 農業用機械による農耕作業

農業用機械を運転して農作業に従事するものは、大分類 13（配送・輸送・機械運転の職業）の機械運転の仕事（中分類 089）ではなく従事する仕事に即して 064-01 または 064-02 に分類する。

(ウ) 雑分類の項目名

064-99 は中分類 064（農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む））の下の雑分類である。中分類が雑分類でない場合、当該中分類の下の最後の小分類として設定されている雑分類の項目名は「その他の」＋「中分類項目名」になる（「総説および一般原則」の 5 の(1) ④参照）。064-99 の項目名は「その他の農業の職業」になっているが、本来であれば「その他の農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）」になる。

中分類 065 林業の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

林業の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 育林の仕事

地ごしらえ、山林用苗木の植え付け、下刈り・枝打ちなど

② 伐木の仕事

生育した林木の伐採

③ 造材の仕事

伐採された林木の枝払い・皮はぎ・玉切りなど

④ 集材・運材の仕事

伐採された原木を集め、集積所まで搬出する。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

065 林業の職業	
├ 苗木の植付、下刈りなどの手入れ	—— 育林作業員 (065-01)
├ 林木の伐採、造材、集材、運材	—— 伐木・造材・集材作業員 (065-02)
└ その他	—— その他の林業の職業 (065-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 065 は、旧大分類 G (農林漁業の職業) の下の中分類 47 (林業の職業) に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

065-01 から 065-99 までの 3 つの小分類は、旧中分類 47 の下の 3 つの小分類 (471、472、479) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

大分類 11 の下の中分類 065 は、仕事に従事する場所・環境を基準にして区分されているが、中分類 065 の下の小分類は仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして区分されている。配列は日本標準職業分類の大分類 G (農林漁業従事者) の下の中分類 47 (林業従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 種苗の栽培

林業用の種苗を栽培する仕事は 065-99 に該当するが、植木や盆栽の苗木を栽培する仕事

は、農業の職業（064-02）に分類する。

(イ) 林業用機械による作業

林業用機械を運転して伐木・造材・集材・運材の仕事に従事するものは、大分類 13 の機械運転の仕事（中分類 089）ではなく 065-02 に分類する。

中分類 066 漁業の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

漁業の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 水産動物の捕獲

自然繁殖している水産動物を捕獲する仕事、漁労作業に従事する漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

② 水産植物の採取

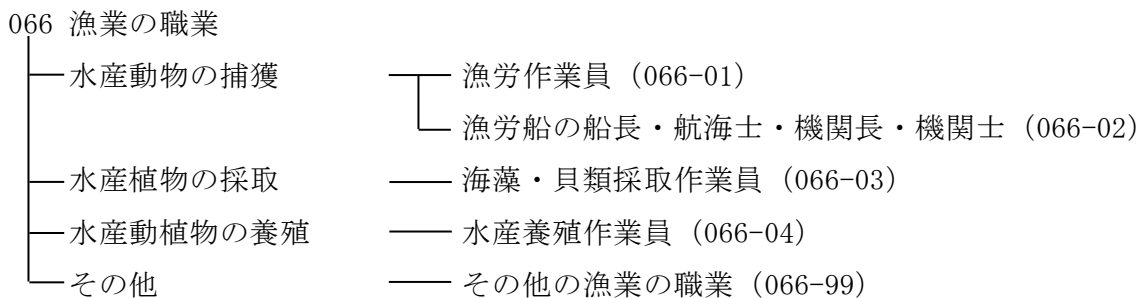
自然繁殖している水産植物を採取する仕事

③ 水産動植物の養殖

人工的に水産動植物を育成し、収穫・採取する仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 066 は、旧大分類 G（農林漁業の職業）の下の中分類 48（漁業の職業）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

066-01 から 066-99 までの 5 つの小分類は、旧中分類 48 の下の 5 つの小分類（481、482、483、484、489）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

大分類 11 の下の中分類 066 は、仕事に従事する場所・環境を基準にして区分されているが、中分類 066 の下の小分類は仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。配列は日本標準職業分類の大分類 G（農林漁業従事者）の下の中分類 48（漁業従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 船舶の船長・航海士・機関長・機関士の分類上の位置づけ

①漁労船以外の船舶の船長・航海士・機関長・機関士

・一般の船舶

大分類 13（配送・輸送・機械運転の職業）の下の中分類 087（鉄道・船舶・航空機運転の職業）に含まれる小分類 087-02（船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人）または 087-03（船舶機関長・機関士（漁労船を除く））に分類する。

・保安の職業の特例

海上保安官として任用され、海上保安庁の船舶に船長・航海士・機関長・機関士として乗り組むものは海上保安官（061-01）に分類する。

消防吏員として任用され、消防船に船長として乗り組むものは消防員（062-02）に分類する。

・自航船でない作業船の船長は、作業に即して分類される。

（例）自航船でない浚渫船船長は、建設機械運転工（089-05）に分類する。

②漁労船の船長・航海士・機関長・機関士（066-02）

066-02 は、漁労船の運用・航海や機関の運転とともに漁労作業にも直接従事することが前提とされている分類項目である。そのため漁労船の船長・航海士・機関長・機関士はすべて 066-02 に分類される。

③母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士

これらの船舶は漁労船に該当しないため船長・航海士・機関長・機関士は 066-02 ではなく中分類 087 の下の小分類 087-02 または 087-03 に分類する。

(イ)水族館の飼育員

中分類 064（農業の職業）には動物飼育の仕事が分類され、この項目に該当する動物は水産動物以外とされている¹⁵。水族館では魚介類・海獣類・は虫類・両生類などを飼育・繁殖しているが、このうち水産動物の飼育が小分類 066-04（水産養殖作業員）に該当し、それ以外の動物の飼育は中分類 64 に分類される。このため 066-04 の○職業例示では職務範囲が限定された職業名（水族館飼育係（魚介類））になっている。

¹⁵ 中分類 064 の定義では「家畜・家きん（禽）・その他の動物（水産動物を除く）の飼育の仕事」となっており、動物の種類が限定されている。

大分類 12 製造・修理・塗装・製図等の職業

1. 総説

この大分類には、生産工程における仕事（生産設備の制御・監視、製品製造・加工処理、検査）、機械の整備・修理の仕事、生産関連・生産類似の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 生産工程における仕事

① 生産設備の制御・監視

材料に触れて直接処理や加工などは行わず、自動化された生産設備を制御・監視する仕事

② 製品製造・加工処理

機械器具・手道具などを用いて、原材料の処理、製品製造・加工処理を行う仕事

③ 検査

製品の検査の仕事

(イ) 機械の整備・修理の仕事

機械器具の整備・修理の仕事

(ウ) 生産関連・生産類似の仕事

① 生産に関連する技能的な仕事

塗装、製図など

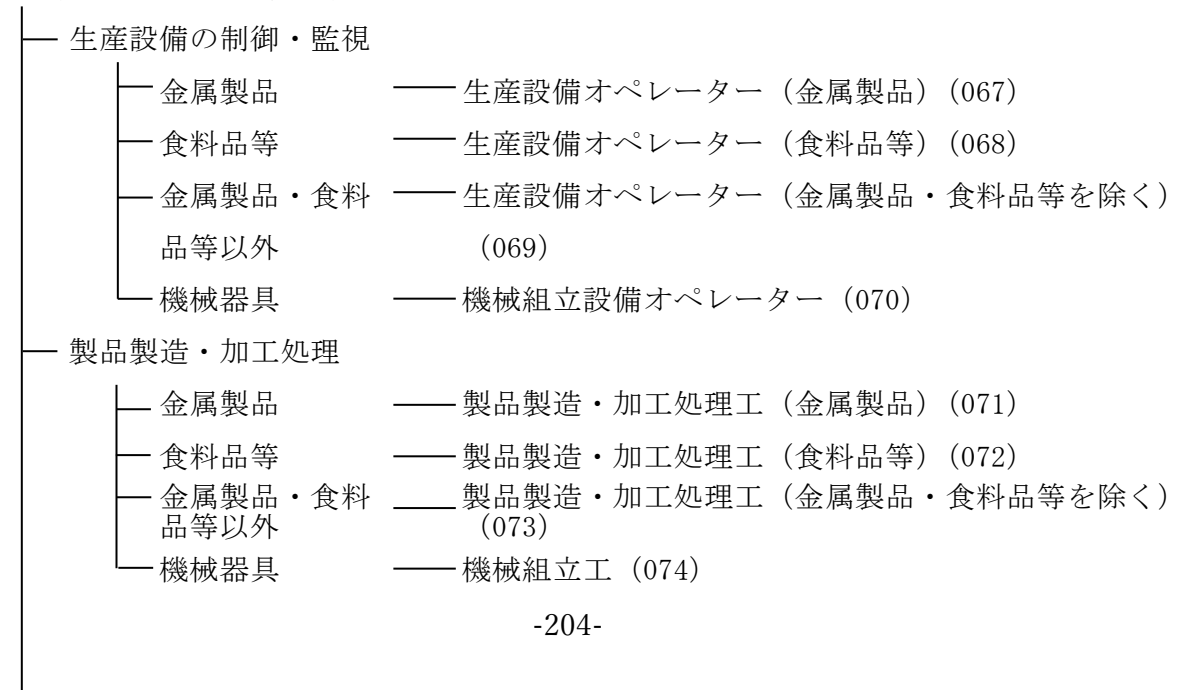
② 生産に類似する技能的な仕事

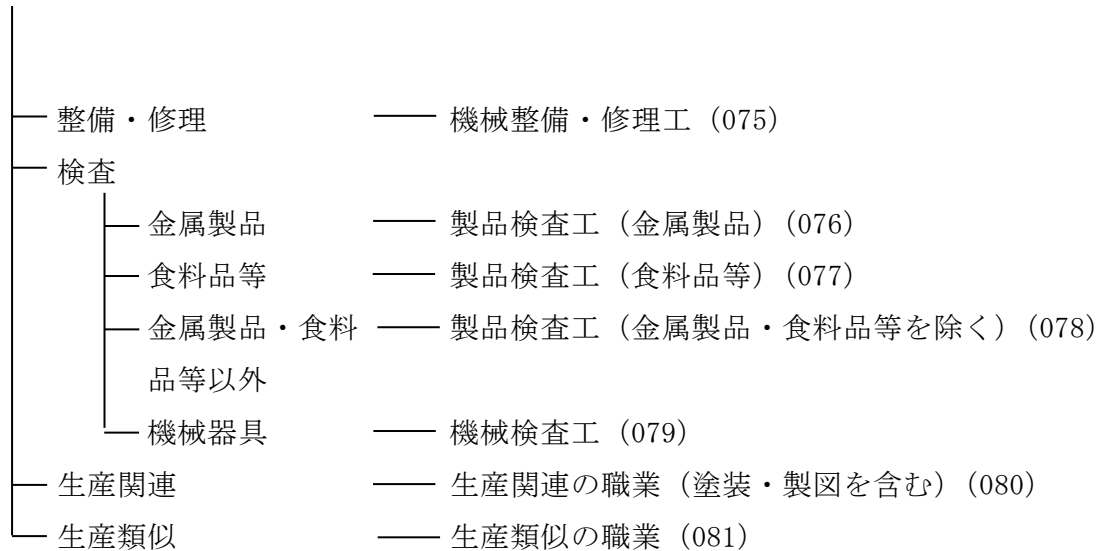
舞台の照明係、音響係など

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系

12 製造・修理・塗装・製図等の職業





(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 12 は、旧大分類 H (生産工程の職業) の下の中分類 49～64 に対応して設定されている。

② 中分類の構成

- ・ 中分類の分類項目は、旧大分類 H の下の中分類と同様に、まず仕事の遂行に必要とされる知識・技能によって 6 つに区分 (生産設備の制御・監視、製品製造・加工処理、整備・修理、検査、生産関連、生産類似) され、次にこのうちの生産工程の仕事 (生産設備の制御・監視、製品製造・加工処理、検査) は生産される財の種類を基準にして細分化されている。旧分類に比べて区分が細かくなり、財の種類を表す表現も変更されている。
- ・ 旧分類では、財の種類が「金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断」とそれ以外の 2 つに区分されていたが、実務における取扱件数等を考慮して「それ以外」に該当する財の中から「食料品等」が分割され、全体で 3 つに区分されている。
- ・ 財の種類を表す表現では、旧分類に採用されている具体的な職業分野を表す表現 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断) が簡略化され、これらの分野の特徴を表す表現 (金属製品) に変更されている。このため生産される財の種類は、「金属製品」、「食料品等」、「金属製品・食料品等を除く」の 3 区分になっている。

③ 項目名の変更

- ・ 旧分類の中分類項目名は職業分野を表す表現 (～の職業) で統一されているが、実務利用の観点から項目名の末尾は仕事に従事する人を表す表現に変更されている。制御・監視の仕事はオペレーターに、それ以外の仕事は「～工」にそれぞれ変更されている。
- ・ 中分類のうち生産設備の制御・監視の仕事と手作業による製品製造・加工処理の仕事は生産される財の種類ごとに対応して設定されているが、旧分類では生産設備の制御・監視の仕事に統一名称が使用され、手作業による製品製造・加工処理の仕事には統一名称が使用されていない。このため、機械組立以外の項目では、「生産設備オペレーター」、

「製品製造・加工処理工」に統一され、機械組立の項目は、生産設備の制御・監視の仕事と手作業による製品製造・加工処理の仕事が対応関係にあることがわかりやすくなるように前者を機械組立設備オペレーター、後者を機械組立工としている。

- ・この結果、生産工程の仕事（生産設備の制御・監視、製品製造・加工処理、検査）の項目名は、「仕事の種類を表す表現（末尾はオペレーターまたは工）＋生産される財の種類を表す表現」に統一されている。機械器具については、日本標準職業分類で使用されている名称にならって生産設備の制御・監視の仕事に機械組立設備オペレーター、製品製造・加工処理の仕事に機械組立工、検査の仕事に機械検査工の名称がそれぞれ使用されている。

④新たに設定された項目

- ・068（生産設備オペレーター（食料品等））は、実務利用の観点から旧中分類 50（生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））の下の 9 つの小分類のうち 503（食料品生産設備制御・監視員）と 504（飲料・たばこ生産設備制御・監視員）の 2 つの項目で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・069（生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く））は、旧中分類 50 の下の 9 つの小分類のうち 503 と 504 を除いた他の 7 つの項目で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・072（製品製造・加工処理工（食料品等））は、旧中分類 54（製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））の下の 22 項目の小分類のうち食料品等の 12 項目（543～556）で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・073（製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く））は、旧中分類 54 の下の 22 項目の小分類のうち食料品等の 12 項目（543～556）を除いた他の 10 項目で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・077（製品検査工（食料品等））は、旧中分類 62（製品検査の職業）の下の 9 項目の小分類のうち食料品等の 2 項目（623 食料品検査工、624 飲料・たばこ検査工）で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・078（製品検査工（金属製品・食料品等を除く））は、旧中分類 62 の下の 9 項目の小分類のうち食料品等の 2 項目（623、624）を除いた他の 7 項目で構成される新たな中分類として設定されている。
- ・080（生産関連の職業（塗装・製図を含む））と 081（生産類似の職業）は、日本標準職業分類の分類項目との対応を図るため旧中分類 64（生産関連・生産類似の職業）が生産関連の仕事と生産類似の仕事に分割され、それぞれが新たな中分類として設定されている。塗装や製図の仕事は生産関連の職業に含まれるが、それがわかりにくいため実務利用の便宜を考慮して中分類 080 の項目名にこれらの職務が書き添えられている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この大分類の下の中分類のうち生産工程の仕事は、2種類の基準が適用されている。ひとつは仕事の遂行に必要とされる知識・技能による区分である。この基準にもとづいて生産設備の制御・監視、製品製造・加工処理、修理、検査の仕事が区分されている。もうひとつの基準は生産される財の種類による区分である。この基準にもとづいて金属製品、食料品等、金属製品・食料品等を除く、機械器具が区分されている。このように（仕事の種類）×（製品の種類）の枠組みの下で12個の中分類が設定されている（以下の図表参照）。

(イ) 分類項目の配列

配列は、日本標準職業分類の大分類Hにおける中分類の慣行的な順序が基本になっている。

①日本標準職業分類に設定されていない項目は、いずれも生産される財を基準にして区分されている項目である。財を基準にして設定されている項目には、「金属製品」、「食料品等」、「金属製品・食料品等を除く」がある。このうち「食料品等」と「金属製品・食料品等を除く」の2項目は該当する旧中分類を食料品等とそれ以外に分割して設定されている。分割には実務利用における取扱件数等が考慮されており、「食料品等」が「金属製品・食料品等を除く」の前に配置されている。

②生産関連の職業（塗装・製図を含む）（080）と生産類似の職業（081）は、日本標準職業分類では1項目（中分類59 生産関連・生産類似作業従事者）であるが、中分類59の下の小分類は591 生産関連作業従事者、592 生産類似作業従事者の順に配列されているため、中分類080と081は日本標準職業分類における小分類（591、592）の配列順に配置されている。

(4) 製造・修理・塗装・製図等の職業と他の大分類との関係

○大分類12の体系

大分類12は、生産工程における仕事（生産設備の制御・監視、製品製造・加工処理、検査）が分類項目の中心になっているが、それ以外に機械器具の整備・修理の仕事、生産関連・生産類似の仕事が設定されている。全体を俯瞰すると次のようになる。

[生産工程における仕事]

		仕事の種類		
		生産設備の操作	直接の製造・加工処理	検査 ¹⁶
製品の種類	金属製品	中分類 067	中分類 071	中分類 076
	食料品等	中分類 068	中分類 072	中分類 077
	金属・食料品以外	中分類 069	中分類 073	中分類 078
	機械器具	中分類 070	中分類 074	中分類 079

[その他の仕事]

仕事の種類	分類先
機械の整備・修理 ¹⁷	中分類 075
生産関連の仕事	中分類 080
生産類似の仕事	中分類 081

¹⁶ 中分類 076～079 の検査の仕事は、生産工程における完成品の検査の仕事である。製品の出荷後における検査の仕事はこの大分類に該当しない。たとえば、計量計測機器の校正の仕事は事務の仕事（035-99）に分類する。

¹⁷ 機械の整備・修理の仕事には、工場などの生産現場において生産設備の整備・修理の仕事に従事するものも含まれる。機械以外の製品の修理の仕事は、当該製品を製造する仕事に直接従事するものと同じ分類項目に分類する。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 067 生産設備オペレーター（金属製品）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

自動化された生産設備を操作して、金属製品の製造にかかる原材料処理、製品製造、加工処理の工程を監視・調整する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 自動化された生産設備の監視・調整の仕事

原材料処理・製品製造・加工処理の工程において、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、生産設備の稼働状況の監視や運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作する。

② 製造・加工の対象

・ 金属材料の製造

製銑、製鋼、非鉄金属製錬、鋳造、鍛造

・ 金属の加工

金属工作機械・金属プレス機械による加工、鉄工、製缶、板金、めっき、金属研磨

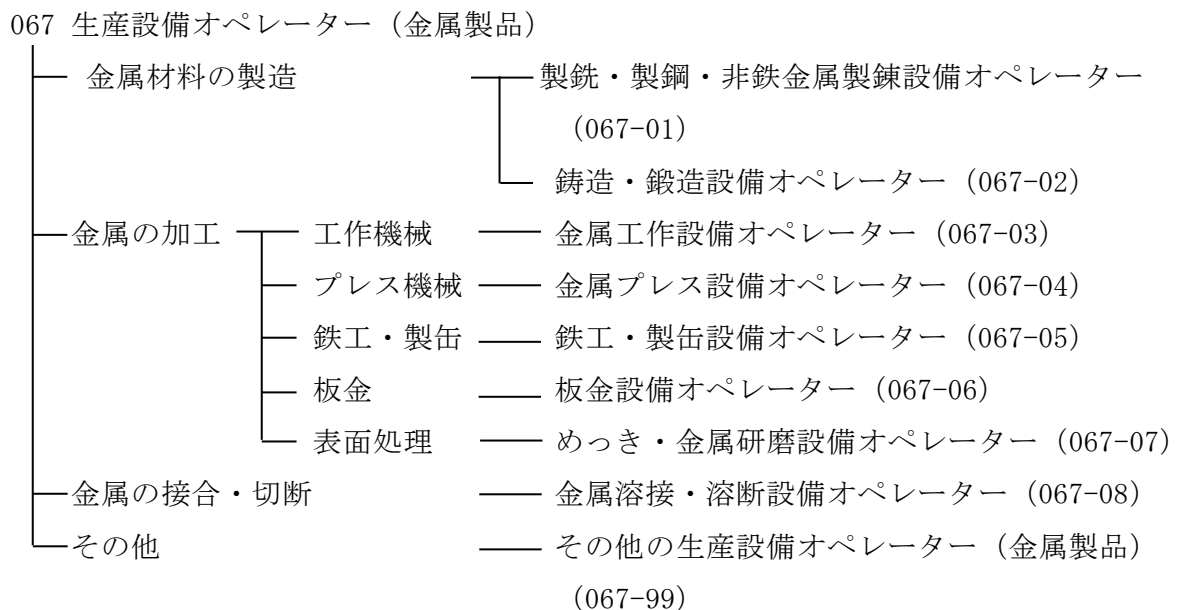
・ 金属の接合、切断

金属の溶接、溶断

・ その他

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 067 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 49（生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断））に対応して設定されている。

②項目名の変更

小分類（067-01～067-99）の項目名のうち従事する人を表す表現は、実務利用の観点から旧中分類 49 の下の小分類（491～498）の制御・監視員がオペレーターに変更されている。

③旧分類との異同

067-01 から 067-99 までの 9 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 49 の下の 9 つの小分類（491～499）と同じである。

(3)分類の基準および分類項目の配列

(ア)分類の基準

この中分類の下の小分類は、生産される財の種類（製品の種類）を基準にして区分されている。

(イ)分類項目の配列

配列は日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 49（生産設備制御・監視従事者（金属製品））における小分類の慣行的な順序が適用されている。067-07（めっき・金属研磨設備オペレーター）は、日本標準職業分類の小分類 497（金属彫刻・表面処理設備制御・監視員）と名称が異なっているが、職務範囲は同一である。

(4)分類適用上の留意点

(ア)職業定義

中分類 067 およびその下の小分類の職業定義は、以下のとおり記述の順序と内容が統一されている。

①仕事の特徴

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作する。

②仕事の目的

製造する製品や加工処理の具体的な記述

③具体的な仕事

製品製造や加工処理の工程を監視・調整する。

(イ)雑分類項目の定義

雑分類の定義は、当該項目に含まれる典型的な職務の例示、該当しない職務範囲の順に記述されるのが通例であるが、067-99 では例示される職務の数が多いため、まず該当しない職

務範囲が提示され、次に具体的な職務が例示されている。

(ウ) 金属製品の製造・加工の仕事と分類体系

① 分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。金属製品の製造・加工に関する分類項目（中分類 067、071、076）は、次のような対応関係になっている¹⁸。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター (067)	製造工 (071)	検査工 (076)
製品の種類／小分類	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬 (067-01)	製鉄、製鋼、非鉄金属製錬 (071-01)	金属材料 (076-01)
	鋳造・鍛造 (067-02)	鋳物、鍛造 (071-02)	
		金属熱処理 (071-03) 圧延 (071-04)	
	金属工作設備 (067-03)	汎用金属工作機械 (071-05) 数値制御金属工作機械 (071-06)	金属加工・溶接 (076-02)
	金属プレス (067-04)	金属プレス (071-07)	
	鉄工・製缶 (067-05)	鉄工・製缶 (071-08)	
	板金 (067-06)	自動車板金 (071-09)	
		板金(自動車を除く) (071-10)	
	めっき・金属研磨 (067-07)	めっき、金属研磨 (071-11)	
		金属製器具・建具・金型等 (071-12)	
	金属溶接・溶断 (067-08)	金属溶接・溶断 (071-13)	
	その他 (067-99)	その他 (071-99)	

② オペレーターの仕事と製造・加工の仕事との対応

オペレーターの仕事は、製造・加工の仕事に比べて分類の網の目が粗く設定されている。このため製造工に設定されている製品製造・加工処理の項目に対応するオペレーターの項目が設定されていない場合は、オペレーターの雑分類（067-99）に分類する。なお、オペレーターの項目と製造工の項目は、基本的に日本標準職業分類に設定されている分類項目との対応をとって設定されている。

¹⁸ 製造工に対応する項目が設定されていないオペレーターの仕事は「その他」分類にされている。

(エ) 溶接・溶断

① 溶接・溶断と接合・切断

溶接とは金属素材を加熱または圧力を加えて接合することをいう。一方、溶断とは金属素材を加熱して切り離すことを指している。溶接・溶断は概念であり、その具体的表現が接合・切断である。このため 067-08 の定義には溶接・溶断ではなく接合、切断が使用されている。

② 溶接法

溶接は融接、圧接、ろう接（ろう付、はんだ付）に大別される。このうち融接と圧接は 067-08 に該当し、ろう接は 067-99 に分類する。

中分類 068 生産設備オペレーター（食料品等）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

自動化された生産設備を操作して、食料品・飲料・たばこの製造にかかる原材料処理、製品製造、加工処理の工程を監視・調整する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 自動化された生産設備の監視・調整の仕事

原材料処理・製品製造・加工処理の工程において、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、生産設備の稼働状況の監視や運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作する。

② 製造・加工の対象

・食料品

精穀、製粉、砂糖、味そ、しょう油、めん類、パン、菓子、豆腐、かん詰・びん詰・レトルト食品、乳、乳製品、鳥獣肉・水産物の加工処理製品、保存食品、冷凍加工食品、弁当、惣菜類など

・飲料

茶、酒類、清涼飲料など

・たばこ

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

068 生産設備オペレーター（食料品等）	
├ 食料品の製造	—— 食料品生産設備オペレーター（068-01）
└ 飲料・たばこの製造	—— 飲料・たばこ生産設備オペレーター（068-02）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 068 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 50（生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））に含まれる 9 つの小分類のうち 2 つの小分類（503 食料品生産設備制御・監視員、504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

小分類（068-01、068-02）の項目名のうち従事する人を表す表現は、実務利用の観点から旧中分類 50 の下の小分類（503、504）の制御・監視員がオペレーターに変更されている。

③ 旧分類との異同

小分類 068-01 と 068-02 は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 50 の下の 2 つの小分類 (503、504) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、生産される財の種類（製品の種類）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 50（生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く））における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 職業定義

中分類 068 およびその下の小分類の職業定義は、以下のように記述の順序と内容が統一されている。

① 仕事の特徴

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作する。

② 仕事の目的

製造する製品や加工処理の具体的な記述

③ 具体的な仕事

製品製造や加工処理の工程を監視・調整する。

(イ) 食料品等の製造・加工の仕事と分類体系

① 分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。食料品等の製造・加工に関する分類項目（中分類 068、072、077）は、次のような対応関係になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター(068)	製造工 (072)	検査工 (077)
製品の種類／小分類	食料品 (068-01)	パン・菓子 (072-01)	食料品 (077-01)
		食肉加工 (072-02)	
		水産物加工 (072-03)	
		保存食品・冷凍加工食品 (072-04)	
		弁当・惣菜類 (072-05)	
	その他の食料品 (072-06)		
飲料・たばこ (068-02)	飲料・たばこ (072-07)	飲料・たばこ (077-02)	

②オペレーターの仕事と製造・加工の仕事との対応

オペレーターの仕事は製造・加工の仕事に比べて分類の網の目が粗く設定されている。食料品、飲料・たばこの生産設備オペレーターとして設定されている項目はそれぞれ 1 項目である。このため製造する製品が食料品であるか、あるいは飲料・たばこであるかによって 068-01 あるいは 068-02 に分類する。飲料は食料品に含まれない。

なお、オペレーターの項目と製造工の項目は、基本的に日本標準職業分類に設定されている分類項目との対応をとって設定されている。

中分類 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

自動化された生産設備を操作して、金属製品および食料品・飲料・たばこを除く、それ以外の製品の製造にかかる原材料処理、製品製造、加工処理の工程、または印刷・製本の工程を監視・調整する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 自動化された生産設備の監視・調整の仕事

原材料処理・製品製造・加工処理の工程または印刷・製本の工程において、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、生産設備の稼働状況の監視や運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作する。

② 製造・加工の対象

- ・ 化学製品
- ・ 窯業製品、土石製品
- ・ 繊維製品、衣服、繊維製品
- ・ 木製品、パルプ、紙製品
- ・ 印刷、製本
- ・ ゴム製品、プラスチック製品
- ・ その他

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	
— 化学製品	—— 化学製品生産設備オペレーター（069-01）
— 窯業製品、土石製品	—— 窯業・土石製品生産設備オペレーター（069-02）
— 繊維製品、衣服、繊維製品	—— 繊維製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター（069-03）
— 木製品、パルプ、紙製品	—— 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター（069-04）
— 印刷、製本	—— 印刷・製本設備オペレーター（069-05）
— ゴム製品、プラスチック製品	—— ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター（069-06）
— その他	—— その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）（069-99）

(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 069 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 50（生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））に含まれる 9 つの小分類のうち食料品、飲料・たばこ以外の 7 つの小分類（501、502、505～509）に対応して設定されている。

②項目名の変更

- ・小分類（069-01～069-99）の項目名のうち従事する人を表す表現は、実務利用の観点から旧中分類 50 の下の小分類（501、502、505～509）の制御・監視員がオペレーターに変更されている。
- ・069-03（繊維製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター）は、生産される財を表す部分の表現が旧小分類 505（繊維・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員）と異なっているが両者の職務範囲は同一である。衣服と繊維製品はともに製品を表し、一方、繊維は主に仕事を表す表現である。このため繊維を繊維製品に変更して項目名の統一が図られている。069-03 の職業定義では、繊維製品生産設備オペレーターと衣服・繊維製品生産設備オペレーターの職務が書き分けられている。
- ・069-04（木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター）も生産される財を表す部分の表現が旧小分類 506（木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員）と異なっているが両者の職務範囲は同一である。木製品は、製材、木材チップ・合板の製造、木工などを集約した表現として、紙製品は紙・加工紙・紙加工品を集約した名称としてそれぞれ使用されている。

③職務範囲の変更

069-02（窯業・土石製品生産設備オペレーター）に該当する仕事は窯業製品または土石製品を製造する生産設備のオペレーターであるが、この項目が対応する旧小分類 502（窯業製品生産設備制御・監視員）には窯業製品を製造する生産設備の制御・監視員だけが位置づけられ、土石製品の制御・監視員はそもそも職業分類表に記載されていなかった。日本標準職業分類の分類項目との対応を図るためこの項目に土石製品の生産設備オペレーターが追加され、それにもなって項目名にも土石製品が追加されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、生産される財の種類（製品の種類）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 50（生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く））における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)職業定義

中分類 069 およびその下の小分類の職業定義は、以下のとおり記述の順序と内容が統一されている。

①仕事の特徴

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作する。

②仕事の目的

製造する製品や加工処理の具体的な記述

③具体的な仕事

製品製造や加工処理の工程を監視・調整する。

(イ)雑分類項目の定義

雑分類の定義は、当該項目に含まれる典型的な職務の例示、該当しない職務範囲の順に記述されるのが通例であるが、069-99 では例示される職務の数が多いため、まず該当しない職務範囲が提示され、次に具体的な職務が例示されている。

(ウ)製造・加工の仕事と分類体系

①分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。金属製品・食料品等以外の製品の製造・加工に関する分類項目（中分類 069、073、078）は、次のような対応関係になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター（069）	製造工（073）	検査工（078）
製品の種類／小分類	化学製品（069-01）	化学製品（073-01）	化学製品（078-01）
	窯業・土石製品（069-02）	窯業・土石製品（073-02）	窯業・土石製品（078-02）
	紡織製品・衣服・繊維製品（069-03）	紡織製品・衣服・繊維製品（073-03）	紡織製品・衣服・繊維製品（078-03）
	木製品・パルプ・紙製品（069-04）	木製品（073-04）	木製品・パルプ・紙製品（078-04）
		パルプ・紙製品（073-05）	
	印刷・製本（069-05）	印刷・製本（073-06）	印刷・製本（078-05）
	ゴム・プラスチック製品（069-06）	ゴム製品（073-07）	ゴム・プラスチック製品（078-06）
プラスチック製品（073-08）			
その他（069-99）	その他（073-99）	その他（078-99）	

②オペレーターの仕事と製造・加工の仕事との対応

オペレーターの仕事は製造・加工の仕事にほぼ対応して設定されている。069-04 および069-06 の2項目のみ製品を集約した形で分類項目が設定され、それ以外の項目はオペレーターの項目と製造工の項目が一對一に対応している。

なお、オペレーターの項目と製造工の項目は、基本的に日本標準職業分類に設定されている分類項目との対応をとって設定されている。

中分類 070 機械組立設備オペレーター

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

自動化された生産設備を操作して、各種機械器具の組立にかかる工程を監視・調整する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 自動化された生産設備の監視・調整の仕事

機械器具の組立工程において材料に触れて直接組み立てを行うことはせず、生産設備の稼働状況の監視や運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作する。

② 機械器具の範囲

・はん用機械器具

原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など

・生産用機械器具

金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など

・業務用機械器具

営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など

・機械部品

・電気機械器具

回転電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品、電子回路、電球、電池など

・電気機械部品、電子部品

・輸送用機械器具

自動車、鉄道車両、船舶、航空機、自転車、フォークリフト、構内運搬車両など

・計量計測機器

電気計測器、計量器、測定器

・光学機械器具

デジタルカメラ、ビデオカメラ、双眼鏡、望遠鏡など

・光学機械器具用のレンズ、時計

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

070 機械組立設備オペレーター

はん用・生産用・業務用 機械器具の組立	—— はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター (070-01)
電気機械器具の組立	—— 電気機械器具組立設備オペレーター (070-02)

— 自動車の組立	—— 自動車組立設備オペレーター (070-03)
— 自動車以外の輸送用機械器具の組立	—— 輸送用機械器具組立設備オペレーター (自動車を除く) (070-04)
— 計量計測器・光学機械器具の組立	—— 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター (070-05)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 070 は、旧大分類 H (生産工程の職業) の下の中分類 51 (生産設備制御・監視の職業 (機械組立)) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

- ・小分類 (070-01～070-05) の項目名のうち従事する人を表す部分の表現は、実務利用の観点から旧中分類 51 の下の小分類 (511～515) の「制御・監視員」が「オペレーター」に変更されている。
- ・070-01 (はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター) は、旧小分類 511 (一般機械器具組立設備制御・監視員) の名称を変更して設定されている。生産される財を表す部分の表現が「一般機械器具」から「はん用・生産用・業務用機械器具」に変更されている。

③ 旧分類との異同

070-01 から 070-05 までの 5 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 51 の下の 5 つの小分類 (511、512、513、514、515) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、生産される財の種類 (機械の種類) を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H (生産工程従事者) の下の中分類 51 (機械組立設備制御・監視従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 職業定義

中分類 070 およびその下の小分類の職業定義は、以下のとおり記述の順序と内容が統一されている。

① 仕事の特徴

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作する。

② 仕事の目的

製造する機械器具の具体的な記述

③具体的な仕事

機械組立の工程を監視・調整する。

(イ)機械組立の仕事と分類体系

①分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。機械器具の組立に関する分類項目（中分類 069、073、078）は、次のような対応関係になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター（070）	製造工（074）	検査工（079）
製品の種類／小分類	はん用・生産用・業務用 機械器具（070-01）	はん用・生産用・業務用機械器具（074-01）	はん用・生産用・業務用機械器具（079-01）
	電気機械器具（070-02）	電気機械（074-02）	電気機械器具（079-02）
		電気通信機械器具（074-03）	
		電子応用機械器具（074-04）	
		民生用電子・電気機械器具（074-05）	
		半導体製品（074-06）	
		電球・電子管・電池（074-07）	
		電線（074-08）	
		電子機器部品（074-09）	
	他の電気機械器具（074-10）		
自動車（070-03）	自動車（074-11）	自動車（079-03）	
輸送用機械器具（自動車を除く）（070-04）	輸送用機械器具（自動車を除く）（074-12）	輸送用機械器具（自動車を除く）（079-04）	
計量計測機器・光学機械器具（070-05）	計量計測機器・光学機械器具（074-13）	計量計測機器・光学機械器具（079-05）	

②オペレーターの仕事と製造・加工の仕事との対応

オペレーターの仕事のうち特に電気機械器具の製造設備オペレーター（070-02）は、対応する製造工の9項目を一括して分類する項目になっており、分類の網の目が粗く設定されている。それ以外のオペレーターの仕事と製造工の仕事は一対一に対応している。なお、オペレーターの項目と製造工の項目は、基本的に日本標準職業分類に設定されている分類項目との対応をとって設定されている。

(ウ)職務範囲を限定する方法

この職業分類では、一の分類項目から特定の職務を除外するためにふたつの方法が用いられている。

①項目名での対応

除外される職務が小分類項目として設定されている場合、その職務が項目名からわかるように項目名の後に括弧書きで除外分野が付記される（表現は「～を除く」で統一されている。）。たとえば、070-04の輸送用機械器具には自動車が含まれるが、自動車は070-03に設定されているため070-04の項目名には除外分野として自動車が書き添えられている。

例) 070-03 自動車組立設備オペレーター

070-04 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）

②職業定義での対応

ある特定の分類項目に該当する職務であってもその項目に分類してはならない場合、当該分類項目の職業定義に除外される分野が記述される（表現は「ただし、～を除く」で統一されている。）。たとえば、070-01のはん用・生産用・業務用機械器具のうち業務用機械器具には070-05の計量計測機器と光学機械器具が含まれるため、以下のような除外規定が設けられている。

例) 070-01 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター

職業定義：ただし、(中略)計量計測機器・光学機械器具を製造するため、自動化された生産設備を操作して、組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの(中略)を除く。

以上の2つの方法のうち基本的には重複する職業が分類項目として設定されている場合には①の方法、重複する職業が項目として設定されていない場合には②の方法が用いられる。しかし、070-01と070-05の場合、重複する職業が分類項目として設定されているので①の方法で対応するのが原則であるが、①で対応すると070-01の項目名が長くなるため実務利用の観点から②の方法が採られている。

(エ)はん用・生産用・業務用機械器具

①一般機械器具

旧小分類511の項目名に使用されている一般機械器具という名称は、元々日本標準産業分類で使用されていた。産業分類の改定にともなってこの分野の機械器具がはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具に分割され、日本標準職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。これらの名称変更を受けてこの職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。ただし、日本標準産業分類における業務用機械器具には計量計測機器と光学機械器具が含

まれており、070-01 と 070-05 との重複を避けるため 070-01 に計量計測機器と光学機械器具を除外する旨の記述が新たに付け加えられている。

②機械器具の区分

日本標準職業分類では機械器具を区分する基準として日本標準産業分類の機械器具製造業の区分を採用している。産業分類では機械器具製造業を以下のように分類している。

日本標準産業分類（平成 19 年改定）	日本標準職業分類（平成 21 年改定）
はん用機械器具製造業 ¹⁹	はん用・生産用・業務用機械器具
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電気機械器具
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	自動車
	輸送用機械器具（自動車を除く）
-	計量計測機器・光学機械器具 ²⁰

(オ)職務範囲

①自動車組立設備オペレーター（070-03）

070-03 には各種の自動車と二輪自動車（原付（バイク・ミニバイク）、125cc 以上のオートバイ）の組立設備オペレーターが分類される。特殊自動車のうち建設機械や農耕作業用自動車の組立設備オペレーターは生産用機械器具（070-01）に、フォークリフトや構内運搬車両の組立設備オペレーターは輸送用機械器具（070-04）にそれぞれ分類される。

②計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター（070-05）

070-05 には、計量計測機器、光学機械器具だけではなく、光学機械器具用のレンズやプリズムの加工、時計の組立、メガネのフレームの組立・調整などの仕事も含まれる。

¹⁹ 日本標準産業分類では機械器具の区分に「はん用」という名称を使用している。この用語は一般的に「汎用」と漢字で表記されるが、「汎用」を使用した場合、汎用工作機械や汎用電子計算機なども含まれると解釈されるおそれがあるため「はん用」が使用されている。なお、産業分類では工作機械を生産用機械器具、電子計算機を情報通信機械器具にそれぞれ分類している。

²⁰ 日本標準職業分類には以前から機械器具の区分として計量計測機器・光学機械器具の項目が設定されている。平成 21 年の改定時に、はん用・生産用・業務用機械器具の項目が設定される際、統計の継続性を確保するため業務用機械器具に含まれる計量計測機器、光学機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具の項目から除外され、計量計測機器・光学機械器具の項目が維持されている。

中分類 071 製品製造・加工処理工（金属製品）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

機械器具・道具などを用いて、金属製品の製造にかかる原材料処理、製品製造、加工処理に直接従事する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 直接処理

原材料処理・製品製造・加工処理の工程において、機械器具・道具などを用いて直接処理や加工などを行う。

② 製造・加工の対象

・ 金属材料の製造

製鉄、製鋼、非鉄金属製錬、鋳造、鍛造、熱処理、圧延

・ 金属の加工

金属工作機械・金属プレス機械による加工、鉄工、製缶、板金、めっき、金属研磨、金属製器具・建具・金型の製造など

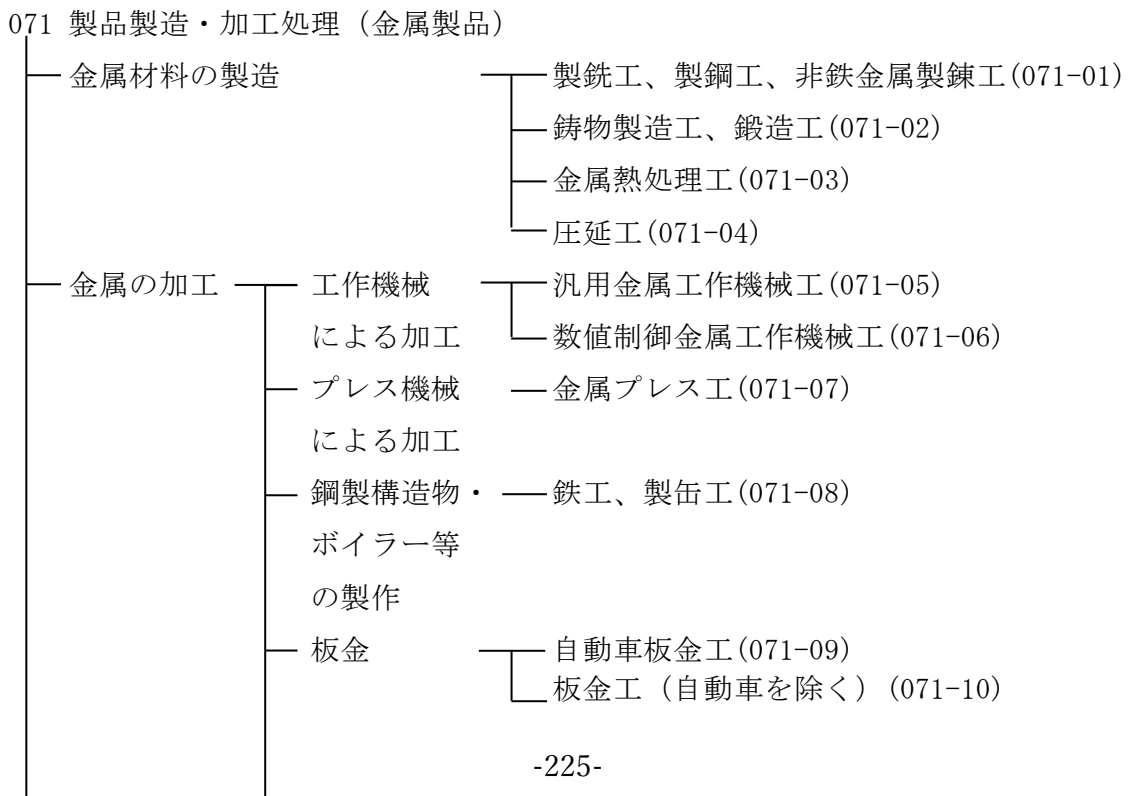
・ 金属の接合、切断

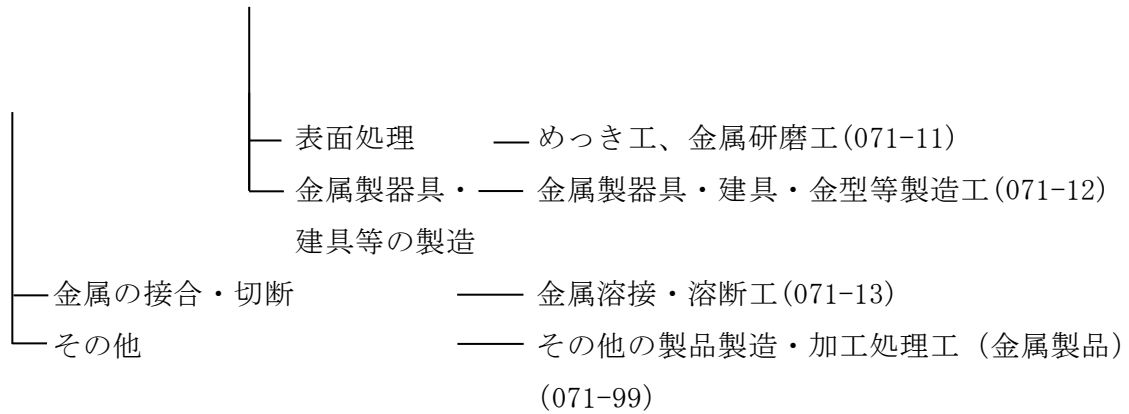
金属の溶接、溶断

・ その他

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系





(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 071 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 52（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 071-01（製鉄工、製鋼工、非鉄金属製錬工）は、実務における取扱件数等を考慮して旧中分類 52 の 2 つの小分類（521 製鉄工、製鋼工、522 非鉄金属製錬工）を統合して設定されている。
- ・ 071-02（鋳物製造工、鍛造工）は、実務における取扱件数等を考慮して旧中分類 52 の 2 つの小分類（523 鋳物製造工、524 鍛造工）を統合して設定されている。
- ・ 071-09（自動車板金工）は、日本標準職業分類の分類項目との対応をとるために旧中分類 52 の下の小分類 533（板金工）を分割して設定されている。旧小分類 533 のうち自動車板金以外の仕事は 071-10（板金工（自動車を除く））として設定されている。
- ・ 071-12（金属製器具・建具・金型等製造工）は、実務における取扱件数等を考慮して旧中分類 52 の 2 つの小分類（535 くぎ・ばね・金属線製品製造工、536 金属製品製造工）を統合して設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

(ア) 分類の基準

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。

(イ) 分類項目の配列

- ・ 配列は日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 52（製品製造・加工処理従事者（金属製品））における小分類の慣行的な順序を基本にしている。
- ・ 中分類 071 に設定されている小分類のうち金属熱処理工（071-03）、圧延工（071-04）、金属製器具・建具・金型等製造工（071-12）の 3 項目は、日本標準職業分類の中分類 52 に設定されていない。このため、これら 3 項目の配列はこの職業分類の旧中分類 52 における小分類の順序が適用されている。
- ・ 汎用金属工作機械工（071-05）と数値制御金属工作機械工（071-06）は、日本標準職業分類

の中分類 52 の下の小分類 523（金属工作機械作業従事者）に該当する。071-05 と 071-06 の配列は、日本標準職業分類ではなくこの職業分類の旧中分類 52 における小分類の順序が適用されている。

- ・自動車板金工（071-09）と板金工（自動車を除く）（071-10）は、旧中分類 52 の下の小分類 533（板金工）を分割して設定されている。両者は実務での取扱件数がほぼ同じであるが、日本標準職業分類との対応をとるために旧小分類 533 から分割された 071-09 が先に配置されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)職業定義

中分類 071 およびその下の小分類の職業定義は、基本的に次のような構成になっている。

①仕事の方法

機械器具・道具などを用いて、製品製造・加工処理に直接従事する。

②仕事の目的

製造する製品や加工処理の記述

③具体的な仕事

製造・加工工程における仕事の具体的な記述

(イ)雑分類項目の定義

雑分類の定義は、当該項目に含まれる典型的な職務の例示、該当しない職務範囲の順に記述されるのが通例であるが、071-99 では例示職務の数が多いため、まず該当しない職務範囲が提示され、次に具体的な職務が例示されている。

(ウ)金属製品の製造・加工の仕事と分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。金属製品の製造・加工に関する分類項目（中分類 067、071、076）は、次のような対応関係になっている²¹。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター（067）	製造工（071）	検査工（076）
製品の種類／小	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬（067-01）	製鉄、製鋼、非鉄金属製錬（071-01）	金属材料（076-01）
	鋳造・鍛造（067-02）	鋳物、鍛造（071-02）	
		金属熱処理（071-03）	
		圧延（071-04）	

²¹ 製造工に対応する項目が設定されていないオペレーターの仕事は「その他」に分類されている。

	金属工作設備 (067-03)	汎用金属工作機械 (071-05)	金属加工・溶接 (076-02)
		数値制御金属工作機械 (071-06)	
	金属プレス (067-04)	金属プレス (071-07)	
	鉄工・製缶 (067-05)	鉄工・製缶 (071-08)	
	板金 (067-6)	自動車板金 (071-09)	
		板金 (自動車を除く) (071-10)	
	めっき・金属研磨 (067-07)	めっき、金属研磨 (071-11)	
		金属製器具・建具・金型等 (071-12)	
	金属溶接・溶断 (067-08)	金属溶接・溶断 (071-13)	
その他 (067-099)	その他 (071-99)		

(エ) 溶接・溶断

① 溶接・溶断と接合・切断

溶接とは金属素材を加熱または圧力を加えて接合することをいう。一方、溶断とは金属素材を加熱して切り離すことを指している。溶接・溶断は概念であり、その具体的表現が接合・切断である。このため 071-13 の定義には溶接・溶断ではなく接合、切断が使用されている。

② 溶接法

溶接は融接、圧接、ろう接（ろう付、はんだ付）に大別される。このうち融接と圧接は 071-13 に該当し、ろう接は 071-99 に分類する。

(オ) 自動車板金工の位置づけ

自動車板金の仕事は、職務の類似性を判断する視点の違いによって、自動車の整備・修理の仕事（自動車修理工）に、あるいは取り扱う材料（金属薄板）の類似性を重視して板金工の仕事にそれぞれ位置づけられる。この職業分類では従来から取り扱う材料の類似性を重視して自動車板金を板金工の仕事とみなし、板金工の項目に分類している。

中分類 072 製品製造・加工処理工（食料品等）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

機械器具・道具などを用いて、食料品・飲料・たばこの製造にかかる原材料処理、製品製造、加工処理に直接従事する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 直接処理

原材料処理・製品製造・加工処理の工程において、機械器具・道具などを用いて直接処理や加工などを行う。

② 製造・加工の対象

・ 食料品

精穀、製粉、砂糖、味そ、しょう油、めん類、パン、菓子、豆腐、かん詰・びん詰・レトルト食品、乳、乳製品、鳥獣肉・水産物の加工処理製品、保存食品、冷凍加工食品、弁当、惣菜類など

・ 飲料

茶、酒類、清涼飲料など

・ たばこ

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

072 製品製造・加工処理工（食料品等）

— パン、菓子の製造	—— パン・菓子製造工（072-01）
— 鳥獣肉の加工	—— 食肉加工工（072-02）
— 水産物の加工	—— 水産物加工工（072-03）
— 保存食品、冷凍加工食品の製造	—— 保存食品・冷凍加工食品製造工（072-04）
— 弁当、惣菜類の製造	—— 弁当・惣菜類製造工（072-05）
— その他の食料品	—— 他の食料品製造・加工処理工（072-06）
— 飲料、たばこの製造	—— 飲料・たばこ製造工（072-07）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 072 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 54（製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））に含まれる 12 個の小分類（543～556）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

072-02（食肉加工工）は、旧小分類 551（食肉加工品製造工）の名称を変更して設定され

ている。この項目には加工の仕事（鳥獣のばら肉・ひき肉などの製造）と製品製造の仕事（ハム・ベーコン・ソーセージなどの製造）が含まれている。これらの仕事のうち旧分類では製品製造の仕事を重視した名称（食肉加工品製造工）になっていたが、実務における取扱件数を考慮して加工の仕事を重視した名称（食肉加工工）に変更されている。

③新たに設定された項目

072-06（他の食料品製造・加工処理工）は、実務における取扱件数等を考慮して旧中分類 54 の 6 つの小分類（543 精穀・製粉・調味食品製造工、544 めん類製造工、546 豆腐・こんにゃく・ふ製造工、547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、548 乳・乳製品製造工、555 野菜つけ物工）を統合して新たに雑分類として設定されている。

④雑分類の配列と項目名

- ・雑分類である小分類 072-06 は、中分類 072 の下の一連の小分類に挟まれて配置されているため、名称は「その他の～」ではなく、「他の～」になっている。また、5桁数字の分類符号のうち4・5桁目に使用されている数字は99ではなく、中分類072の下の小分類に適用されている一連の通し番号になっている。
- ・この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。大分類04の1(2)(イ)④参照。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、生産される財の種類（製品の種類）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類H（生産工程従事者）の下の中分類53（製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く））における小分類の慣行的な順序を基本にしている。日本標準職業分類の中分類53に設定されている小分類は2項目（553 食料品製造従事者、554 飲料・たばこ製造従事者）である。このため食料品の製造・加工処理に関する小分類の配列は、旧中分類54における順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)職業定義

中分類 072 およびその下の小分類の職業定義は、基本的に次のような構成になっている。

①仕事の方法

機械器具・道具などを用いて、製品製造・加工処理に直接従事する。

②仕事の目的

製造する製品や加工処理の記述

③具体的な仕事

製造・加工工程における仕事の具体的な記述

(イ)雑分類項目の定義

雑分類の定義は、当該項目に含まれる典型的な職務の例示、該当しない職務範囲の順に記

述されるのが通例であるが、072-06 では例示職務の数が多いため、まず該当しない職務範囲が提示され、次に具体的な職務が例示されている。

(ウ) 食料品等の製造・加工の仕事と分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。食料品等の製造・加工に関する分類項目（中分類 068、072、077）は、次のような体系になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター (068)	製造工 (072)	検査工 (077)
製品の種類／小分類	食料品 (068-01)	パン・菓子 (072-01)	食料品 (077-01)
		食肉加工 (072-02)	
		水産物加工 (072-03)	
		保存食品・冷凍加工食品 (072-04)	
		弁当・惣菜類 (072-05)	
	他の食料品 (072-06)		
飲料・たばこ (068-02)	飲料・たばこ (072-07)	飲料・たばこ (077-02)	

(エ) 食品スーパーマーケットの仕事

①食品スーパーマーケットおよび総合スーパーマーケットの食品部門の仕事のうち精肉・鮮魚の加工の仕事はこの中分類に分類する。

- ・主に加工の仕事に従事する場合

精肉部門において鳥獣肉の加工、包装（トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充などの仕事 → 072-02 食肉加工係（スーパーマーケット）

鮮魚部門において水産物の加工、包装（トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充などの仕事 → 072-03 鮮魚加工係（スーパーマーケット）

- ・主に加工以外の仕事（精肉・鮮魚の小分け、包装、値札貼付など）に従事する場合 → 097-01 生鮮食品包装係（食品スーパーマーケット）

②これ以外のスーパーマーケットの仕事のうち主なものは以下のとおりである。

- ・青果部門において野菜・果物の小分け、包装（袋詰め、トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充の仕事

→ 097-01 青果加工・包装係（食品スーパーマーケット）

- ・一般食品（加工食品、日配品、菓子など）の品出し、在庫管理などの仕事

→ 099-02 品出係（食品スーパーマーケット）

(オ) 弁当の調理と製造

弁当をつくる仕事は大分類の異なる2つの項目に分類されている。客の注文に応じて持ち帰り用の弁当をつくる仕事（調理の仕事：055-99）と販売用の弁当をつくる仕事（食料品の製造の仕事：072-05）である。両者の仕事内容は類似しているが、仕事の性質が異なっている。前者は個人に対するサービスの提供としての調理であるため大分類09（サービスの職業）に分類されている。これに対して後者は一般消費者向けの販売用弁当を製造する仕事であるため大分類12に分類されている。

中分類 073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

機械器具・道具などを用いて、金属製品および食料品・飲料・たばこを除く、それ以外の製品の製造にかかる原材料処理、製品製造、加工処理の工程、または印刷・製本の工程に直接従事する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 直接処理

原材料処理・製品製造・加工処理の工程または印刷・製本の工程において、機械器具・道具などを用いて直接処理や加工などを行う。

② 製造・加工の対象

- ・ 化学製品
- ・ 窯業製品、土石製品
- ・ 繊維製品、衣服、繊維製品
- ・ 木製品、パルプ、紙製品
- ・ 印刷、製本
- ・ ゴム製品、プラスチック製品
- ・ その他

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）

— 化学製品の製造	—— 化学製品製造工（073-01）
— 窯業製品・土石製品の製造	—— 窯業・土石製品製造工（073-02）
— 繊維製品、衣服、繊維製品の製造	—— 繊維製品・衣服・繊維製品製造工（073-03）
— 木製品の製造	—— 木製品製造工（073-04）
— パルプ、紙製品の製造	—— パルプ・紙製品製造工（073-05）
— 印刷、製本	—— 印刷・製本作業員（073-06）
— ゴム製品の製造	—— ゴム製品製造工（073-07）
— プラスチック製品の製造	—— プラスチック製品製造工（073-08）
— その他	—— その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）（073-99）

(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 073 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 54（製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））に含まれる 10 個の小分類（541、542、557～569）に対応して設定されている。

②項目名の変更

- ・073-04（木製品製造工）は、旧中分類 54 の下の小分類 561（木製製品製造工）の名称を変更して設定されている。生産される財を表す部分の表現が木製製品から木製品に修正されている。この小分類には、製材、木材チップ・合板・木製家具の製造、木工、木材の防虫・防腐処理などの仕事が含まれており、木製品はこれらを集約した表現として使用されている。
- ・073-05（パルプ・紙製品製造工）は、旧中分類 54 の下の小分類 562（パルプ・紙・紙製品製造工）の名称を変更して設定されている。生産される財を表す部分の表現が紙・紙製品から紙製品に修正されている。073-05 の紙製品は紙・加工紙・紙加工品を集約した名称として使用されている。

③新たに設定された項目

073-03（繊維製品・衣服・繊維製品製造工）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 54 の下の 2 つの小分類（557 繊維工、558 衣服・繊維製品製造工）を統合して設定されている。旧小分類 557 の繊維は仕事（糸を作る仕事、布を織る仕事、精練・漂白・染色の仕事など）を表す表現であるが、旧小分類 558 の衣服・繊維製品は製品を表している。両者の平仄を合わせるため、繊維は製品を表す表現に変更されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、生産される財の種類（製品の種類）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 53（製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く））における小分類の慣行的な順序を基本にしている。日本標準職業分類の中分類 53 に設定されている小分類 538（ゴム・プラスチック製品製造従事者）は、ゴム製品の製造工とプラスチック製品の製造工を統合した項目になっている。このため 073-07 と 073-08 の配列は旧中分類 54 におけるゴム製品製造工（564）とプラスチック製品製造工（565）の順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)職業定義

中分類 073 およびその下の小分類の職業定義は、基本的に次のような構成になっている。

①仕事の方法

機械器具・道具などを用いて、製品製造・加工処理に直接従事する。

②仕事の目的

製造する製品や加工処理の記述

③具体的な仕事

製造・加工工程における仕事の具体的な記述

(イ)雑分類項目の定義

雑分類の定義は、当該項目に含まれる典型的な職務の例示、該当しない職務範囲の順に記述されるのが通例であるが、073-99では例示職務の数が多いため、まず該当しない職務範囲が提示され、次に具体的な職務が例示されている。

(ウ)製造・加工の仕事と分類体系

大分類12のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。金属製品・食料品等以外の製品の製造・加工に関する分類項目（中分類069、073、078）は、次のような体系になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター（069）	製造工（073）	検査工（078）
製品の種類／小分類	化学製品（069-01）	化学製品（073-01）	化学製品（078-01）
	窯業・土石製品（069-02）	窯業・土石製品（073-02）	窯業・土石製品（078-02）
	紡織製品・衣服・繊維製品（069-03）	紡織製品・衣服・繊維製品（073-03）	紡織製品・衣服・繊維製品（078-03）
	木製品・パルプ・紙製品（069-04）	木製品（073-04）	木製品・パルプ・紙製品（078-04）
		パルプ・紙製品（073-05）	
	印刷・製本（069-05）	印刷・製本（073-06）	印刷・製本（078-05）
	ゴム・プラスチック製品（069-06）	ゴム製品（073-07）	ゴム・プラスチック製品（078-06）
		プラスチック製品（073-08）	
その他（069-99）	その他（073-99）	その他（078-99）	

中分類 074 機械組立工

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

機械器具・道具などを用いて、各種機械器具の組立・調整に直接従事する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 直接処理

機械器具の製造工程において、機械器具・道具などを用いて直接組立や調整などを行う。

② 機械器具の範囲

・はん用機械器具

原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など

・生産用機械器具

金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など

・業務用機械器具

営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など

・機械部品

・電気機械器具

回転電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品、電子回路、電球、電子管、電池、電線など

・電気機械部品、電子部品

・輸送用機械器具

自動車、鉄道車両、船舶、航空機、自転車、フォークリフト、構内運搬車両など

・計量計測機器

電気計測器、計量器、測定器

・光学機械器具

デジタルカメラ、ビデオカメラ、双眼鏡、望遠鏡など

・光学機械器具用のレンズ、時計、メガネのフレーム

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

074 機械組立工

— はん用・生産用・業務用 ——— はん用・生産用・業務用機械器具組立工 (074-01)

機械の組立

— 電気機械の組立 ——— 電気機械組立工 (074-02)

— 電気通信機械器具の組立	—— 電気通信機械器具組立工 (074-03)
— 電子応用機械器具の組立	—— 電子応用機械器具組立工 (074-04)
— 民生用電子・電気機械器具の組立	—— 民生用電子・電気機械器具組立工 (074-05)
— 半導体製品の製造	—— 半導体製品製造工 (074-06)
— 電球・電子管・電池の製造	—— 電球・電子管・電池製造工 (074-07)
— 電線の製造	—— 電線製造工 (074-08)
— 電子機器部品の組立	—— 電子機器部品組立工 (074-09)
— その他の電気機械器具の組立	—— 他の電気機械器具組立工 (074-10)
— 自動車の組立	—— 自動車組立工 (074-11)
— 自動車以外の輸送用機械器具の組立	—— 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く) (074-12)
— 計量計測器・光学機械器具の組立	—— 計量計測機器・光学機械器具組立工 (074-13)

(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 074 は、旧大分類 H (生産工程の職業) の下の中分類 57 (機械組立の職業) に対応して設定されている。

②項目名の変更

074-01 (はん用・生産用・業務用機械器具組立工) は、旧中分類 57 の下の小分類 571 (一般機械器具組立工) の名称を変更して設定されている。生産される財を表す部分の表現が「一般機械器具」から「はん用・生産用・業務用機械器具」に修正されている。

③新たに設定された項目

- 074-07 (電球・電子管・電池製造工) は、厚生労働省の政策の観点から旧小分類 577 (電球・電子管組立工) と 578 (乾電池・蓄電池製造工) が基本的に維持され、かつ両者を統合して新たな小分類として設定されている。
- 074-08 (電線製造工) は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 581 (被覆電線製造工) と 582 (束線工) を統合して新たな小分類として設定されている。
- 074-10 (他の電気機械器具組立工) は、日本標準職業分類の中分類 54 (機械組立従事者) の下の複数の小分類に該当する旧小分類 599 (その他の機械組立の職業) が廃止され、この項目に分類されている職業 (電気機械器具の組立の仕事、および計量計測機器・光学機械器具組立工に該当するメガネ枠の組立、メガネの調整・加工の仕事) のうち電気

機械器具の製造の仕事を分類するための項目として新たに設定されている。

- ・074-13（計量計測機器・光学機械器具組立工）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類の4つの項目（586 計量計測機器組立工、587 光学機械器具組立工、588 レンズ研磨工・加工工、589 時計組立工）を統合して新たな小分類として設定されている。

④雑分類の配列と項目名

- ・雑分類である小分類 074-10 は、中分類 074 の下の一連の小分類に挟まれて配置されているため、名称は「その他の～」ではなく、「他の～」になっている。また、5桁数字の分類符号のうち4・5桁目に使用されている数字は99ではなく、中分類 074 の下の小分類に適用されている一連の通し番号になっている。
- ・この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。大分類 04 の1(2)(イ)④参照。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、生産される財の種類（機械の種類）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 54（機械組立従事者）における小分類の慣行的な順序を基本にしている。日本標準職業分類の中分類 54 における電気機械器具の組立の仕事は 542 電気機械器具組立従事者だけであるが、この職業分類では 9 項目に分けて設定されている。そのため電気機械器具の組立工の配列は、旧中分類 57 における小分類の順序が適用されている。新たに設定された電気機械器具組立工の雑分類（074-10）は、電気機械器具の組立工のうち最後の項目として配置されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)職業定義

中分類 074 およびその下の小分類の職業定義は、基本的に次のような構成になっている。

①仕事の方法

機械器具・道具などを用いて、機械の組立・調整に直接従事する。

②仕事の目的

製造する機械器具の記述

③具体的な仕事

部分品の組立・加工、総組立、調整の仕事

(イ)機械組立の仕事と分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。機械器具の組立に関する分類項目（中分類 070、074、079）は、次のような体系になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター (070)	製造工 (074)	検査工 (079)
製品の種類／小分類	はん用・生産用・業務用機械器具 (070-01)	はん用・生産用・業務用機械器具 (074-01)	はん用・生産用・業務用機械器具 (079-01)
	電気機械器具 (070-02)	電気機械 (074-02)	電気機械器具 (079-02)
		電気通信機械器具 (074-03)	
		電子応用機械器具 (074-04)	
		民生用電子・電気機械器具 (074-05)	
		半導体製品 (074-06)	
		電球・電子管・電池 (074-07)	
		電線 (074-08)	
		電子機器部品 (074-09)	
	他の電気機械器具 (074-10)		
自動車 (070-03)	自動車 (074-11)	自動車 (079-03)	
輸送用機械器具 (自動車を除く) (070-04)	輸送用機械器具 (自動車を除く) (074-12)	輸送用機械器具 (自動車を除く) (079-04)	
計量計測機器・光学機械器具 (070-05)	計量計測機器・光学機械器具 (074-13)	計量計測機器・光学機械器具 (079-05)	

(ウ) 機械器具の区分

① はん用・生産用・業務用機械器具

旧小分類 571 の項目名に使用されている一般機械器具という名称は、元々日本標準産業分類で使用されていた。産業分類の改定にともなってこの分野の機械器具がはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具に分割され、日本標準職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。これらの名称変更を受けてこの職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。ただし、日本標準産業分類における業務用機械器具には計量計測機器と光学機械器具が含まれており、074-01 と 074-13 との重複を避けるため 074-01 に計量計測機器と光学機械器具を除外する旨の記述が新たに付け加えられている。

② 産業分類における機械器具の区分

日本標準職業分類では機械器具を区分する基準として日本標準産業分類の機械器具製造業の区分を採用している。産業分類では機械器具製造業を以下のように分類している。

日本標準産業分類（平成 19 年改定）	日本標準職業分類（平成 21 年改定）
はん用機械器具製造業 ²²	はん用・生産用・業務用機械器具
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電気機械器具
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	自動車
	輸送用機械器具（自動車を除く）
-	計量計測機器・光学機械器具 ²³

(エ) 電気機械器具組立工の分類

機械器具組立工の分類は日本標準職業分類の中分類 54（機械組立従事者）の区分に準じて設定されている。ただし、電気機械器具組立工の区分は統計の継続性の観点から旧分類と同様に細かな機械別の項目設定になっている。中分類 074 の下には 13 項目の小分類が設定されているが、そのうち 9 項目は電気機械器具の組立工の項目である

(オ) 職務範囲

①電球・電子管・電池製造工（074-07）

074-07 の項目名のうち電池は種類を限定していないので太陽電池や燃料電池などの乾電池・蓄電池以外の電池も含まれると解釈されるおそれがあるが、074-07 は旧小分類 577（電球・電子管組立工）と 578（乾電池・蓄電池製造工）を統合して設定されているので、項目名の電池は乾電池と蓄電池に限定され、定義も乾電池と蓄電池に限定した記述になっている。なお太陽電池と燃料電池は 074-10 に分類する。

②電線製造工（074-08）

- ・ 074-08 は、旧小分類 581（被覆電線製造工）と 582（束線工）を統合して設定された小分類である。したがって項目名の電線には、旧分類 581 と 582 の仕事が含まれる。
- ・ 電線は、裸電線、絶縁電線（裸線を被覆したもの）、ケーブル（複数の絶縁電線をひと束

²² 日本標準産業分類では機械器具の区分に「はん用」という名称を使用している。この用語は一般的に「汎用」と漢字で表記されるが、「汎用」を使用した場合、汎用工作機械や汎用電子計算機なども含まれると解釈されるおそれがあるため「はん用」が使用されている。なお、産業分類では工作機械を生産用機械器具、電子計算機を情報通信機械器具にそれぞれ分類している。

²³ 日本標準職業分類には以前から機械器具の区分として計量計測機器・光学機械器具の項目が設定されている。平成 21 年の改定時に、はん用・生産用・業務用機械器具の項目が設定される際、統計の継続性を確保するため業務用機械器具に含まれる計量計測機器、光学機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具の項目から除外され、計量計測機器・光学機械器具の項目が維持されている。

にまとめ、外装して1本にしたもの)に大別される。このうち裸電線の製造は071-99の伸線工に分類され、裸電線以外の電線がこの項目に分類される。

- ・束線の作業（絶縁電線・端子・コネクタなどで構成される、電気を外部に伝達するための部品）は、ワイヤーハーネス、ケーブルハーネス、ケーブル加工、コネクタ配線などさまざまな呼称が使用されている。電線の加工品なので職務の類似性にもとづいてこの項目に分類されている。

③自動車組立工（074-11）

074-11には各種の自動車と二輪自動車（原付（バイク・ミニバイク）、125cc以上のオートバイ）の組立の仕事が分類される。特殊自動車のうち建設機械や農耕作業用自動車の組立の仕事は生産用機械器具（074-01）に、またフォークリフトや構内運搬車両の組立の仕事は輸送用機械器具（074-12）にそれぞれ分類される。

④計量計測機器・光学機械器具組立工（074-13）

074-13には、計量計測機器、光学機械器具だけではなく、光学機械器具用のレンズやプリズムの加工、時計の組立、メガネのフレームの組立・調整などの仕事も含まれる。これは、日本標準職業分類の機械組立の体系に準じて分類項目を設定しているためである。

中分類 075 機械整備・修理工

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

機械器具の整備・修理の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 整備・修理の仕事

機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理

② 整備・修理の対象

・ はん用機械器具

原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など

・ 生産用機械器具

金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など

・ 業務用機械器具

営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など

・ 電気機械器具

回転電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具など

・ 輸送用機械器具

自動車、鉄道車両、船舶、航空機、自転車、フォークリフト、構内運搬車両など

・ 計量計測機器

電気計測器、計量器、測定器

・ 光学機械器具

デジタルカメラ、ビデオカメラ、双眼鏡、望遠鏡など

・ 時計

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

075 機械整備・修理工

— はん用・生産用・業務用 機械器具の整備・修理	—— はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工 (075-01)
— 電気機械器具の整備・修理	—— 電気機械器具整備・修理工 (075-02)
— 自動車の整備・修理	—— 自動車整備・修理工 (075-03)
— 自動車以外の輸送用機械 器具の整備・修理	—— 輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く) (075-04)
— 計量計測器・光学機械	—— 計量計測機器・光学機械器具整備・修理工

器具の整備・修理 (075-05)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 075 は、旧大分類 H (生産工程の職業) の下の中分類 60 (機械整備・修理の職業) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

- ・旧中分類 60 の下の小分類は、項目名の末尾に修理工、整備工、整備・修理工の 3 通りの表現が使用されているが、いずれの仕事も点検、部品交換、修理が主な職務であるため、中分類 075 の項目名に合わせて整備・修理工に統一されている。
- ・075-01 (はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工) は、旧小分類 601 (一般機械器具修理工) の名称を変更して設定されている。機械の種類を表す部分の表現が「一般機械」から「はん用・生産用・業務用機械器具」に変更されている。

③ 旧分類との異同

075-01 から 075-05 までの 5 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 60 の下の 5 つの小分類 (601、602、603、604、605) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H (生産工程従事者) の下の中分類 55 (機械整備・修理従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 機械器具の整備・修理工と検査工

両者を対比すると以下ようになる。

① 仕事の行われる場所

整備修理：機械器具の整備・修理を行う事業所、機械器具の設置されている現場など
検査： 機械器具の生産工程

② 対象

整備修理：整備・修理の必要な機械器具
検査： 機械器具の生産工程における最終生産物 (中間生産物を含む)

③ 仕事内容

整備修理：機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理
検査： 目視または測定機器などを用いた外観・動作・機能などの検査

④ 分類体系

整備・修理工と検査工の分類項目 (中分類 075、079) は、次のように機械器具の種類を基準にして同一の機械器具に対して整備・修理の項目と検査の項目がそれぞれ設定され

ている。

	仕事の種類／中分類	
	機械整備・修理工 (075)	検査工 (079)
製品の種類／小分類	はん用・生産用・業務用機械器具 (075-01)	はん用・生産用・業務用機械器具 (079-01)
	電気機械器具 (075-02)	電気機械器具 (079-02)
	自動車 (075-03)	自動車 (079-03)
	輸送用機械器具(自動車を除く) (075-04)	輸送用機械器具(自動車を除く) (079-04)
	計量計測機器・光学機械器具 (075-05)	計量計測機器・光学機械器具 (079-05)

(イ)はん用・生産用・業務用機械器具

旧小分類 601 の項目名に使用されている一般機械器具という名称は、元々日本標準産業分類で使用されていた。産業分類の改定にともなってこの分野の機械器具がはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具に分割され、日本標準職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。これらの名称変更を受けてこの職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。ただし、日本標準産業分類における業務用機械器具には計量計測機器と光学機械器具が含まれており、075-01/079-01 と 075-05/079-05 との重複を避けるため 075-01/079-01 に計量計測機器と光学機械器具を除外する旨の記述が新たに付け加えられている。

(ウ)職務範囲

①機械保全工

工場などの生産現場において機械・装置などの各種の生産設備を保全・整備する仕事は 075-01 に分類する。

②自動車板金工

自動車板金の仕事は、自動車の整備・修理工ではなく、板金工 (071-09) に分類する。中分類 071 の(4)(オ)参照。

③自動車整備・修理工 (075-03)

075-03 には各種の自動車と二輪自動車(原付(バイク・ミニバイク)と125cc以上のオートバイ)の整備・修理の仕事が分類される。特殊自動車のうち建設機械や農耕作業用自動車の整備・修理の仕事は生産用機械器具(075-01)に、またフォークリフトや構内運搬車両の整備・修理の仕事は輸送用機械器具(075-04)にそれぞれ分類される。

④計量計測機器・光学機械器具整備・修理工 (075-05)

075-05 には計量計測機器、光学機械器具だけではなく、時計や時計類似機器の修理の仕事も分類される。

中分類 076 製品検査工（金属製品）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

金属材料の製造・加工処理の工程、溶接・溶断の工程などにおいて生産物を検査する仕事
が分類される

(イ) 職務の具体的内容

① 検査の仕事

- ・金属材料の製造および加工処理の工程において、目視により、または測定機器などを用いて、生産物の品質・寸法・外観・数量などを検査する。
- ・金属の接合・切断の工程において、接合・切断部分の形状・強度などを検査する。

② 検査の対象

検査対象は、以下の製品の製造工程および加工処理工程、ならびに溶接・溶断における中間生産物および最終生産物である。

・金属材料の製造工程

銑鉄、合金鉄、鋼、特殊鋼、非鉄金属、鋳造、鍛造、熱処理、圧延

・金属材料の加工処理工程

金属工作機械・金属プレス機械による加工、鉄工、製缶、板金、めっき、金属研磨、金属製器具・建具・金型・金具など

・金属の接合・切断の工程

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

076 製品検査工（金属製品）

├ 生産された金属材料の検査	—— 金属材料検査工（076-01）
└ 金属材料の加工処理の検査、 金属の溶接・溶断の検査	—— 金属加工・溶接検査工（076-02）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 076 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 61（製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断））に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 076-01 と 076-02 は、旧中分類 61 の下の 2 つの小分類（611、612）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、

配列は日本標準職業分類の大分類H（生産工程従事者）の下の中分類56（製品検査従事者（金属製品））における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 金属製品の製造・加工の仕事と検査の仕事

大分類12のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。金属製品に関する製造・加工の仕事（中分類067、071）と検査の仕事（中分類076）は、次のような対応関係になっている²⁴。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター（067）	製造工（071）	検査工（076）
製品の種類／小分類	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬（067-01）	製鉄、製鋼、非鉄金属製錬（071-01）	金属材料（076-01）
	鑄造・鍛造（067-02）	鑄物、鍛造（071-02）	
		金属熱処理（071-03）	
		圧延（071-04）	
	金属工作設備（067-03）	汎用金属工作機械（071-05）	金属加工・溶接（076-02）
		数値制御金属工作機械（071-06）	
	金属プレス（067-04）	金属プレス（071-07）	
	鉄工・製缶（067-05）	鉄工・製缶（071-08）	
	板金（067-06）	自動車板金（071-09）	
		板金（自動車を除く）（071-10）	
	めっき・金属研磨（067-07）	めっき、金属研磨（071-11）	
		金属製器具・建具・金型等（071-12）	
金属溶接・溶断（067-08）	金属溶接・溶断（071-13）		
その他（067-99）	その他（071-99）		

(イ) 職務範囲

①076-01の検査対象は、067-01～067-02および071-01～071-04の生産工程における中間生産物および最終生産物である（上記の対応表参照）。

②076-02の検査対象は、067-03～067-99および071-05～071-99の生産工程における中間

²⁴ 製造工に対応する項目が設定されていないオペレーターの仕事は「その他」に分類されている。

生産物および最終生産物である（上記の対応表参照）。

中分類 077 製品検査工（食料品等）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

食料品・飲料・たばこの製造工程において製品を検査する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 検査の仕事

- ・食料品、飲料の検査では、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・充填量・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する。
- ・たばこの検査では、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・数量などを検査する。

② 検査の対象

検査対象は、以下の製品の製造工程、加工処理工程における中間生産物および最終生産物である。

・食料品

精穀、製粉、砂糖、味そ、しょう油、めん類、パン、菓子、豆腐、かん詰・びん詰・レトルト食品、乳、乳製品、鳥獣肉・水産物の加工処理による製品、保存食品、冷凍加工食品、弁当、惣菜類など

・飲料

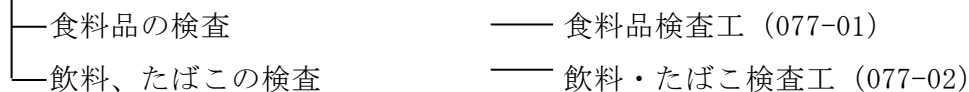
茶、酒類、清涼飲料など

・たばこ

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

077 製品検査工（食料品等）



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 077 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 62（製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））に含まれる小分類（623、624）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 077-01 と 077-02 は、旧中分類 62 の下の 2 つの小分類（623、624）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H (生産工程従事者) の下の中分類 57 (製品検査従事者 (金属製品を除く)) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 食料品等の製造・加工の仕事と検査の仕事

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能 (仕事の種類) によって中分類が区分され、生産される財 (製品) の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。食料品等の製造・加工の仕事 (中分類 068、072) と検査の仕事 (中分類 077) は、次のような対応関係になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター (068)	製造工 (072)	検査工 (077)
製品の種類／小分類	食料品 (068-01)	パン・菓子 (072-01)	食料品 (077-01)
		食肉加工 (072-02)	
		水産物加工 (072-03)	
		保存食品・冷凍加工食品 (072-04)	
		弁当・惣菜類 (072-05)	
		他の食料品 (072-06)	
	飲料・たばこ (068-02)	飲料・たばこ (072-07)	飲料・たばこ (077-02)

(イ) 職務範囲

- ①077-01 の検査対象は、068-01 および 072-01～072-06 の生産工程における製品 (半製品・原材料を含む) である (上記の対応表参照)。
- ②077-02 の検査対象は、068-02 および 072-07 の生産工程における製品 (半製品・原材料を含む) である (上記の対応表参照)。

中分類 078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

金属製品および食料品・飲料・たばこを除く、それ以外の製品の製造工程において、または印刷・製本の工程において、製品を検査する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 検査の仕事

- ・製品の検査では、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する。
- ・印刷、製本の検査では、目視により、または測定機器・検査装置などを用いて、印刷された用紙などの汚れ、印刷物の落丁・乱丁・重量・光沢加工などを検査する。

② 検査の対象

検査対象は、以下の製品の製造工程、加工処理工程、または印刷・製本工程における中間生産物および最終生産物である。

- ・化学製品
- ・窯業製品、土石製品
- ・繊維製品、衣服、繊維製品
- ・木製品、パルプ、紙製品
- ・印刷、製本
- ・ゴム製品、プラスチック製品
- ・その他

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）

— 化学製品の検査	—— 化学製品検査工（078-01）
— 窯業・土石製品の検査	—— 窯業・土石製品検査工（078-02）
— 繊維製品、衣服、 繊維製品の検査	—— 繊維製品・衣服・繊維製品検査工（078-03）
— 木製品、紙製品の検査	—— 木製品・パルプ・紙製品検査工（078-04）
— 印刷、製本の検査	—— 印刷・製本検査工（078-05）
— ゴム・プラスチック製品の検査	—— ゴム・プラスチック製品検査工（078-06）
— その他	—— その他の製品検査工（金属製品・食料品等を 除く）（078-99）

(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 078 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 62（製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））に含まれる小分類（621、622、625～629）に対応して設定されている。

②項目名の変更

- ・078-03（紡織製品・衣服・繊維製品検査工）は、旧小分類 625（紡織・衣服・繊維製品検査工）の名称を変更して設定されている。衣服と繊維製品はともに製品を表し、一方、紡織は主に仕事を表す表現である。このため紡織を紡織製品に変更して項目名の統一が図られている。078-03 の職業定義では、紡織製品検査工と衣服・繊維製品検査工の職務が書き分けられている。
- ・078-04（木製品・パルプ・紙製品検査工）は、旧小分類 626（木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工）の名称を変更して設定されている。検査対象を表す部分の表現が、木製製品・パルプ・紙・紙製品から木製品・パルプ・紙製品に修正されている。検査対象には製材、木材チップ・合板・木製家具の製造、木工、木材の防虫・防腐処理などの仕事が含まれており、木製品はこれらを集約した表現として使用されている。また、紙製品は紙・加工紙・紙加工品を集約した名称として使用されている。

③新たに設定された項目

078-02（窯業・土石製品検査工）は、旧中分類 62 の下の小分類 622（窯業製品検査工）と雑分類 629（その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く））に分類されている土石製品検査工を統合して新たな小分類として設定されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 57（製品検査従事者（金属製品を除く））における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)製造・加工の仕事と検査の仕事

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（仕事の種類）によって中分類が区分され、生産される財（製品）の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。金属製品・食料品等以外の製品の製造・加工の仕事（中分類 069、073）と検査の仕事（中分類 078）は、以下のような対応関係になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター (069)	製造工 (073)	検査工 (078)
製品の種類／小分類	化学製品 (069-01)	化学製品 (073-01)	化学製品 (078-01)
	窯業・土石製品 (069-02)	窯業・土石製品 (073-02)	窯業・土石製品 (078-02)
	紡織製品・衣服・繊維製品 (069-03)	紡織製品・衣服・繊維製品 (073-03)	紡織製品・衣服・繊維製品 (078-03)
	木製品・パルプ・紙製品 (069-04)	木製品 (073-04)	木製品・パルプ・紙製品 (078-04)
		パルプ・紙製品 (073-05)	
	印刷・製本 (069-05)	印刷・製本 (073-06)	印刷・製本 (078-05)
	ゴム・プラスチック製品 (069-06)	ゴム製品 (073-07)	ゴム・プラスチック製品 (078-06)
		プラスチック製品 (073-08)	
その他 (069-99)	その他 (073-99)	その他 (078-99)	

(イ) 雑分類項目の定義

雑分類の定義は、当該項目に含まれる典型的な職務の例示、該当しない職務範囲の順に記述されるのが通例であるが、078-99 では例示職務の数が多いため、まず該当しない職務範囲が提示され、次に具体的な職務が例示されている。

中分類 079 機械検査工

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

機械器具の製造工程において生産物を検査する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 検査の仕事

目視または測定機器などを用いて生産物の外観・動作・機能などを検査する。

② 検査の対象

検査対象は、以下の製品の製造工程、加工処理工程における中間生産物および最終生産物である。

- ・ はん用機械器具

原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など

- ・ 生産用機械器具

金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など

- ・ 業務用機械器具

営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など

- ・ 機械部品

- ・ 電気機械器具

回転電気機械、電気通信機械器具、電子応用機械器具、民生用電子・電気機械器具、半導体製品、電子回路、電球、電池、電線など

- ・ 電気機械部品、電子部品

- ・ 輸送用機械器具

自動車、鉄道車両、船舶、航空機、自転車、フォークリフト、構内運搬車両など

- ・ 計量計測機器

電気計測器、計量器、測定器

- ・ 光学機械器具

デジタルカメラ、ビデオカメラ、双眼鏡、望遠鏡など

- ・ 光学機械器具用のレンズ、時計、メガネのフレーム

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

079 機械検査工

— はん用・生産用・業務用 機械器具の検査 — はん用・生産用・業務用機械器具検査工 (079-01)

— 電気機械器具の検査	—— 電気機械器具検査工 (079-02)
— 自動車の検査	—— 自動車検査工 (079-03)
— 自動車以外の輸送用 機械器具の検査	—— 輸送用機械器具検査工 (自動車を除く) (079-04)
— 計量計測機器・光学 機械器具の検査	—— 計量計測機器・光学機械器具検査工 (079-05)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 079 は、旧大分類 H (生産工程の職業) の下の中分類 63 (機械検査の職業) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

079-01 (はん用・生産用・業務用機械器具検査工) は、旧中分類 63 の下の小分類 631 (一般機械器具検査工) の名称を変更して設定されている。機械の種類を表す部分の表現が「一般機械器具」から「はん用・生産用・業務用機械器具」に修正されている。

③ 旧分類との異同

これら 5 つの小分類は、旧中分類 63 に設定されている小分類 (631~635) と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 H (生産工程従事者) の下の中分類 58 (機械検査従事者) における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 機械組立の仕事と検査の仕事

① 分類体系

大分類 12 のうち生産工程の仕事は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能 (仕事の種類) によって中分類が区分され、生産される財 (製品) の種類にもとづいてそれぞれの中分類の下に小分類が設定されている。機械器具の組立の仕事 (中分類 070、074) と検査の仕事 (中分類 079) は、次のような対応関係になっている。

	仕事の種類／中分類		
	オペレーター (070)	製造工 (074)	検査工 (079)
製品の種類／小分類	はん用・生産用・業務用機械器具 (070-01)	はん用・生産用・業務用機械器具 (074-01)	はん用・生産用・業務用機械器具 (079-01)
	電気機械器具 (070-02)	電気機械 (074-02)	電気機械器具 (079-02)
		電気通信機械器具 (074-03)	
		電子応用機械器具 (074-04)	
		民生用電子・電気機械器具 (074-05)	
		半導体製品 (074-06)	
		電球・電子管・電池 (074-07)	
		電線 (074-08)	
		電子機器部品 (074-09)	
	他の電気機械器具 (074-10)		
自動車 (070-03)	自動車 (074-11)	自動車 (079-03)	
輸送用機械器具 (自動車を除く) (070-04)	輸送用機械器具 (自動車を除く) (074-12)	輸送用機械器具 (自動車を除く) (079-04)	
計量計測機器・光学機械器具 (070-05)	計量計測機器・光学機械器具 (074-13)	計量計測機器・光学機械器具 (079-05)	

②組立の仕事と検査の仕事

検査工の項目は、オペレーターの項目と同様に分類の網の目が粗く設定されている。一方、製造・加工の仕事は、電気機械器具の項目が特に詳細に分類されており、それ以外の機械器具の分類項目はオペレーターや検査工の項目と同一である。

なお、オペレーター、製造工、検査工の分類項目は基本的に日本標準職業分類に設定されている分類項目との対応をとって設定されている。

(イ)はん用・生産用・業務用機械器具

旧小分類 631 の項目名に使用されている「一般機械器具」という名称は、元々日本標準産業分類で使用されていた。産業分類の改定にもなつてこの分野の機械器具がはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具に分割され、日本標準職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。これらの名称変更を受けてこの職業分類でも一般機械器具がはん用・生産用・業務用機械器具に変更されている。ただし、日本標準産業分類における業務用機械器具には計量計測機器と光学機械器具が含まれており、079-01

と 079-05 との重複を避けるため 079-01 に計量計測機器と光学機械器具を除外する旨の記述が新たに付け加えられている。

(ウ)職務範囲

①自動車検査工（079-03）

079-03 には各種の自動車と二輪自動車（原付（バイク・ミニバイク）と 125cc 以上のオートバイ）の検査の仕事が含まれる。特殊自動車のうち建設機械や農耕作業用自動車の検査の仕事は生産用機械器具（079-01）に、またフォークリフトや構内運搬車両の検査の仕事は輸送用機械器具（079-04）にそれぞれ分類される。

②計量計測機器・光学機械器具検査工（079-05）

079-05 には、計量計測機器、光学機械器具の検査だけでなく、レンズの研磨・加工の検査、時計・時計類似機器の検査、メガネ枠の検査も含まれる。

中分類 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

生産に関連する技能的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

生産の前後の段階で行われる技能的な仕事などが該当する。

① 塗装の仕事

対象は建物、木製品、金属、プラスチックなど

② 絵・文字書きの仕事

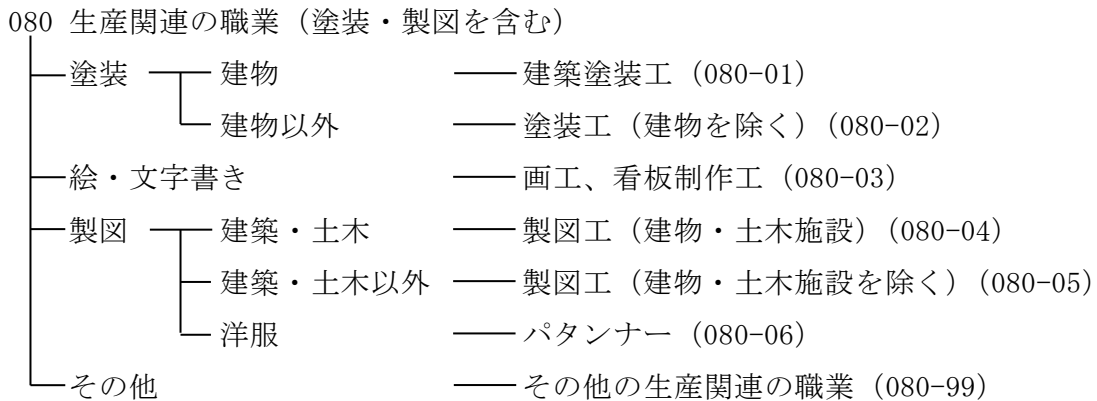
アニメーション、建築パース、看板、広告など

③ 製図の仕事

建築物、土木施設、機械、電気・電子回路、洋服など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 080 は、旧大分類 H（生産工程の職業）の下の中分類 64（生産関連・生産類似の職業）に含まれる 4 つの小分類（641、642、643、644）および小分類 649 の下の 3 つの細分類（写真工、写図工、現図工）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 080-01（建築塗装工）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 641（塗装工）の下の 2 つの細分類（建築塗装工、塗装工見習の一部）で構成される小分類として新たに設定されている。
- ・ 080-02（塗装工（建物を除く））は、旧小分類 641 の下の 4 つの細分類（木工塗装工、金属塗装工、塗装工見習の一部、雑分類）で構成される小分類として新たに設定されている。

- ・080-04（製図工（建物・土木施設））は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 643（製図工）の下の細分類（建築製図工）の名称を変更して小分類として新たに設定されている。
- ・080-05（製図工（建物・土木施設を除く））は、旧小分類 643 の下の2つの細分類（機械製図工、電気・電子製図工）を統合して小分類として新たに設定されている。
- ・080-99（その他の生産関連の職業）は、旧小分類 649（その他の生産関連・生産類類似の職業）の下の細分類（写真工）が雑分類として設定されている。

③職務範囲の拡大

- ・080-04（製図工（建物・土木施設））と080-05（製図工（建物・土木施設を除く））には、旧小分類 649 の下の2つの細分類（写図工、現図工）が建物・土木施設の写図工・現図工と建物・土木施設以外の写図工・現図工に分かれて移設されているため旧分類に比べて職務範囲が広がっている。

④職業定義

中分類 080 の小分類は、塗装、画工・看板制作、製図の仕事で構成されており、職業定義には小分類の職業分野ごとに特徴的な仕事を記述するのが原則である（「総説および一般原則」の5の(2)ア②参照）が、中分類 080 の職業定義には塗装の仕事のみ記述され、画工・看板制作工と製図工については定義に記述されていない。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は、日本標準職業分類の大分類 H（生産工程従事者）の下の中分類 59（生産関連・生産類似作業従事者）が2つの小分類（591 生産関連作業従事者、592 生産類似作業従事者）で構成されているため、旧中分類 64 の下の小分類におけ慣行的な順序が適用されている。小分類 080-01 と 080-02 の配列および 080-04 と 080-05 の配列は、実務における取扱件数の多い職業が先に配置されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)コンピュータの導入と職務

①職務内容の変化

- ・この職業分類では絵・文字を書（描）く仕事を主に芸術作品の創作とそれ以外とに分けている。前者は専門的職業の 016-01（美術家、イラストレーター）に、後者は 080-03 にそれぞれ該当する。画工の仕事は従来手書（描）きであったが、コンピュータの使用が多くの職業で一般化している現在、手書（描）きの仕事もコンピュータを使用する仕事に代替されつつある。このためコンピュータを操作して絵・文字を書（描）く仕事も 080-03 に分類される。
- ・080-03 に該当する伝統的な仕事には、団扇（うちわ）の絵付け・文字書き、提灯（ちよ

うちん) の絵書き・文字書き、扇子(せんす)の絵付け、和傘の絵付け・文字書き、人形・こけし・羽子板の彩色などがある。

②看板制作の仕事

- ・看板の仕事は、手書き看板を制作する仕事よりも看板の図案(デザイン)をコンピュータで作成し、図案の印刷されたシートを看板枠に貼り付ける仕事が一般的になっている。このため080-03にはコンピュータを使用した看板制作の仕事も分類される。
- ・看板の一般的な制作工程は次のとおりである。

コンピュータを操作して看板図案(文字・絵)の作成

↓

プリンタを使用して図案の出力

↓

看板枠に図案の印刷されたシートを貼り付け

↓

看板の組立、取り付け

(イ) 雑分類の設定

080-99(その他の生産関連の職業)に分類されている職業は、旧小分類649の下の子分類(写真工)に含まれる職業だけであるが、080-01~080-06に含まれない職業も分類できるようにするため実務利用の観点から雑分類として設定されている。

(ウ) 雑分類の項目名

080-99は中分類080(生産関連の職業(塗装・製図を含む))の下の子分類である。中分類が雑分類でない場合、当該中分類の下の子分類として設定されている雑分類の項目名は「その他の」+「中分類項目名」になる(「総説および一般原則」の5(1)④参照)。080-99の項目名は「その他の生産関連の職業」になっているが、本来であれば「その他の生産関連の職業(塗装・製図を含む)」になる。

中分類 081 生産類似の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

生産に類似する技能的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

劇の上演、映画の上映、演奏会・音楽会における演奏などをひとまとまりの活動とみなし、その活動に必要なとされる技能的な仕事が該当する。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

081 生産類似の職業

└─ 生産に類似する技能的仕事 ——— 生産類似の職業 (081-01)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 081 は、旧大分類 H (生産工程の職業) の下の中分類 64 (生産関連・生産類似の職業) に含まれる小分類 649 (その他の生産関連・生産類似の職業) の 2 つの細分類 (映写技師、他に分類されない生産関連・生産類似の職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

081-01 (生産類似の職業) は、旧小分類 649 の下の 2 つの細分類で構成される小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

中分類 081 の下に設定されている小分類は 1 項目のみである。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 職業定義

中分類 081 の下の小分類は 1 項目だけなので通常は中分類と小分類の定義が同じになるが、実務利用の観点から中分類の定義には職業の範囲だけが示され、小分類の定義に具体的な職務が例示されている。

(イ) ミキサーの位置づけ

音響調整卓 (ミキシングコンソール) を操作して複数の音声信号の音量・音質を調整する仕事は PA ミキサーと呼ばれている。PA は音響機器を意味するため音響ミキサーとも呼称される。この仕事は次のように分類されている。

① 放送業のミキサーの仕事 : 011-01

テレビ・ラジオの番組制作におけるミキサーの仕事は、通信機器操作員に分類する。

『職業名索引』にはミキサー (テレビ・ラジオ) が採録されている。

② 舞台、コンサート会場、レコード制作のミキサーの仕事 : 081-01

舞台やコンサート会場などにおけるミキサーの仕事や、CDなどの音楽録音物の制作におけるミキサーの仕事は、生産類似の職業に分類する。『職業名索引』には、音響係（コンサート会場）、音響係（舞台）、PA ミキサー、ミキサー（録音スタジオ）が採録されている。

なお、011-01 に分類されている PA（音響）オペレーターは、ミキサーだけではなくマイク、アンプ、スピーカーなどの音響機器を操作・調整する仕事である。081-01 の音響係（コンサート会場）、音響係（舞台）も職務範囲は PA（音響）オペレーターと同じである。しかし PA（音響）オペレーターは放送業の仕事として位置づけられているため 011-01 に分類されている。

大分類 13 配送・輸送・機械運転の職業

1. 総説

この大分類には、配送の仕事、および輸送用機械・施設機械設備・建設機械の運転の仕事が分類される。

(1) 職務の範囲

(ア) 配送の仕事

- ① 荷物などの配達
- ② 郵便物の集配
- ③ 新聞の配達

(イ) 輸送用機械の運転の仕事

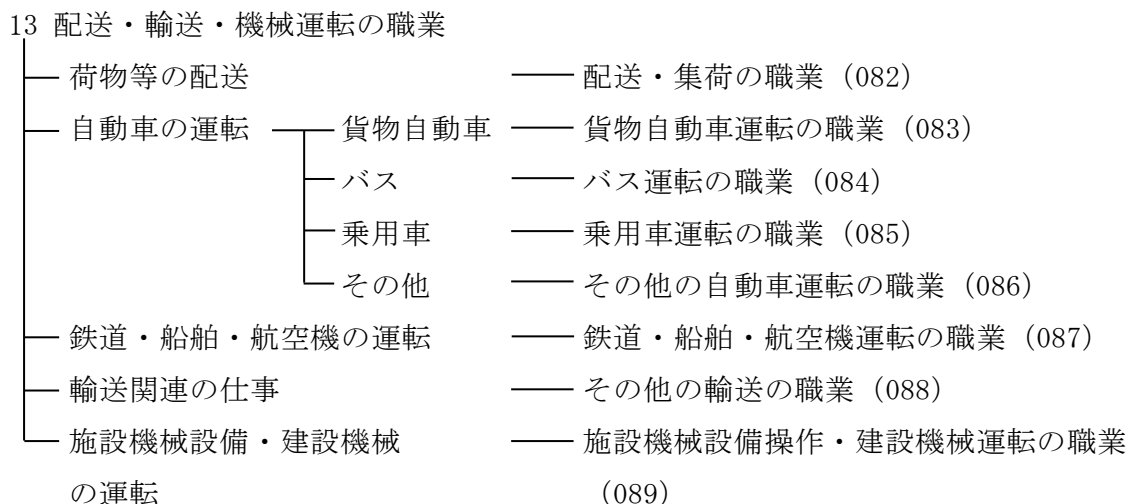
- ① 自動車（貨物自動車、バス、乗用車）の運転
- ② 鉄道車両（電車・機関車・気動車など）の運転
- ③ 船舶機関の運転（漁労船以外の船舶の船長・航海士・運航士、水先人）
- ④ 航空機の操縦

(ウ) 施設機械設備・建設機械の運転の仕事

- ① ビル設備の操作・監視
- ② 発電・変電装置の操作・監視
- ③ ボイラー・クレーン・巻上機の運転
- ④ 建設機械の運転

(2) 分類体系

(ア) 中分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

- ・ 大分類 13 のうち中分類 082 は、旧大分類 K（運搬・清掃・包装等の職業）の下の中分類

75（運搬の職業）に含まれる2つの小分類（751、755）に対応して設定されている。

- ・中分類083～089は、旧大分類I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類（65～69）に対応して設定されている。

②新たに設定された項目

- ・082（配送・集荷の職業）は、旧中分類75の下の2つの小分類（751 郵便集配員、電報配達員、755 配達員）で構成される中分類として新たに設定されている。
- ・083（貨物自動車運転の職業）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類66（自動車運転の職業）の下の小分類663（貨物自動車運転手）が中分類として新たに設定されている。
- ・084（バス運転の職業）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類66の下の小分類661（バス運転手）が中分類として新たに設定されている。
- ・085（乗用車運転の職業）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類66の下の小分類662（乗用自動車運転手）が中分類として新たに設定されている。
- ・086（その他の自動車運転の職業）は、実務利用の観点から旧中分類66の下の小分類669（その他の自動車運転の職業）が中分類として新たに設定されている。
- ・087（鉄道・船舶・航空機運転の職業）は、旧中分類の65（鉄道運転の職業）と67（船舶・航空機運転の職業）を統合して中分類として新たに設定されている。

③項目名の変更

- ・085（乗用車運転の職業）は、実務利用の観点から旧小分類662の名称を変更して設定されている。自動車の種類を表す部分の表現が「乗用自動車」から「乗用車」に修正されている。
- ・089（施設機械設備操作・建設機械運転の職業）は、旧中分類69（定置・建設機械運転の職業）の名称を変更して設定されている。機械を表す部分の表現が「定置機械」から「施設機械設備」に修正されている。

④雑分類の配列と項目名

中分類086と088はいずれも大分類13の下の一連の中分類に挟まれて配置されている雑分類項目である。この職業分類に設定されている雑分類項目は、分類段階（小分類あるいは中分類）や配列によって異なる項目名が使用されている。大分類04の1(2)(イ)④参照。

(3)分類の基準および分類項目の配列

(ア)分類の基準

この大分類の下の中分類は、旧大分類Kの下の小分類の一部と旧大分類Iの下の中分類によって構成されているため中分類全体を対象とした統一的な分類基準が適用されているわけではない。中分類082は仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、中分

類（083～089）は主に使用する機械器具・設備の種類を基準にして区分されている。

この職業分類では最小単位の分類項目の設定だけではなく、大・中分類の編成にも基本的に職務の類似性原則が適用されているが、大分類 13 の下の中分類は実務利用の便宜を考慮して職務の類似性原則と異なる観点から中分類が編成されている。

(イ) 分類項目の配列

配列は日本標準職業分類の大分類 I（輸送・機械運転従事者）における中分類の慣行的な順序を参考にしている。

- ・082 は、自動車運転の仕事との結びつきが重視されて旧中分類 75 から移設された項目であるため自動車運転の仕事の前に配置されている。
- ・旧中分類 66 の自動車運転の職業はバス、乗用車、貨物自動車の順に配置されていたが、実務における取扱件数（多い順に貨物自動車、乗用車、バス）を考慮して貨物自動車が先頭に配置され、バスと乗用車には旧中分類 66 の配列順が適用されている。
- ・087 は、旧中分類の 65（鉄道）と 67（船舶・航空機）を統合して設定されている項目である。実務における取扱件数なども考慮して自動車運転の項目の後に配置されている。
- ・旧大分類 I の下の輸送に関する中分類（65～67）は、鉄道、自動車、船舶、航空機の順に配列されているが、これは日本標準産業分類における大分類（運輸業）の下の中分類が鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業の順に配列されていることに対応している。この職業分類は実務利用の分類体系であるため、主に実務における取扱件数の観点から輸送関係の中分類の配列が変更されている。

(4) 配送・輸送・機械運転の職業と他の大分類との関係

(ア) 旧大分類間の移動

新たに設定された中分類 082 の配送・集荷の仕事（とりわけ荷物配達やルート配送の仕事）は主に貨物自動車を運転して行われるため、実務利用の便宜を考慮して自動車運転の仕事が設定されている大分類 13 に移設されている。

(イ) 施設機械設備と定置機械

- ①中分類 089 の施設機械設備と旧中分類 69 の定置機械は、同じ範囲の機械を指している。旧中分類 69 では、発電装置、ボイラー、クレーン、巻上機、ポンプ、送風機、圧縮機、ビル設備などが移動式の機械でないことを表すため「定置機械」の名称が用いられている（定置機械という機械器具の区分があるわけではなく、移動式の機械ではないことを表すための表現である）。定置機械の名称は、中分類 089 の中で実務での取扱件数が特に多いビル設備管理の仕事を反映した名称（施設機械設備）に変更されている。
- ②旧中分類 69 では定置機械を対象とした仕事の表現として「運転」が使用されているが、実務での取扱件数が多いビル設備などの仕事には「操作」が用いられている。このため施設機械設備を対象にした仕事の表現は運転から操作に変更されている。

(ウ) 輸送に関する事務の仕事

① 運行管理の仕事

自動車・鉄道車両・船舶・航空機の管理、運転・運航・飛行計画の作成、同計画の変更指示などの事務の仕事は、中分類 042（運輸・郵便事務の職業）の下の小分類 042-02（運行管理事務員）に分類する。

② 運輸交通機関における旅客や貨物に関する事務の仕事

出札・改札、旅客の案内、荷物・貨物の受け渡し手続きなどの仕事は、中分類 042（運輸・郵便事務の職業）の下の小分類 042-01（旅客・貨物係事務員）に分類する。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 082 配送・集荷の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

荷物などの配達・集荷の仕事、およびルート配送の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 配達の仕事

荷物・商品・郵便物・電報・新聞などを指定された宛先に届ける。

② 集荷の仕事

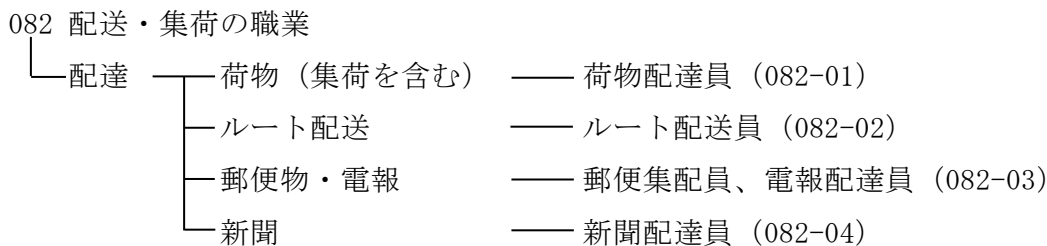
求めに応じて、配達の依頼された荷物を取りに行く。

③ ルート配送の仕事

取引先を巡回して荷物などを配達・回収する。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 082 は、旧大分類 K（運搬・清掃・包装等の職業）の下の中分類 75（運搬の職業）に含まれる 2 つの小分類（751 郵便集配員、電報配達員、755 配達員）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 082-01（荷物配達員）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 755 の下の細分類（荷物配達員）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 082-02（ルート配達員）は、旧小分類 755 の下の 2 つの細分類（ルート集配員、自動販売機商品補充員）を統合し、名称を共通の職務であるルート配送に変更して小分類として新たに設定されている。
- ・ 082-04（新聞配達員）は、旧小分類 755 の下の細分類（新聞配達員）が小分類として新たに設定されている。旧小分類 755 に設定されている 4 つの細分類のうち荷物配達員、ルート集配員、自動販売機商品補充員は、082-01、082-02 として設定されている。残りの細分類（新聞配達員）も分類先を確保する必要があり、そのため小分類として設定さ

れている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は実務における取扱件数を考慮して件数の多い職業が先に配置されている。日本標準職業分類の大分類 K（運搬・清掃・包装等従事者）の下の中分類 70（運搬従事者）における小分類の配列は郵便・電報外務員（小分類 701）、配達員（小分類 705）の順になっている。旧分類でも日本標準職業分類と同じ配列になっている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 荷物配達員（082-01）とトラック運転手（083-01、083-02）

両者の主な違いを整理すると以下ようになる。

① 運転する車両

配達員は、軽貨物自動車、普通免許で運転できるワンボックスカー・小型トラックなどを運転することが多く、トラック運転手はトラックを運転する。

② 運搬する荷物

配達員は主に小口の荷物を、トラック運転手は主に特定の荷主の、専用の車両を必要とする大きい荷物、重い荷物、数量の多い荷物などを運搬する。トラックのうち混載貨物を運搬する路線トラックには複数の荷主の小口荷物が積み込まれる。

③ 運搬する範囲

配達員は主に一定の地域を担当し、当該地域内の宛先に荷物を配達する。トラック運転手は荷主の指定する遠近さまざまな配送先に荷物を運搬する。

(イ) 集配と配送

082-02 の項目名は、旧分類のルート集配員がルート配送員に変更されている。集配の概念には配達と回収の両方が含まれているが、配送の概念には回収が含まれていない。082-02 の定義ではルート配送員の仕事を配達と回収としている。用語の概念とは別に実務利用の観点から 082-02 の項目名には配送が使用されている。

(ウ) 仕分けの仕事と分類先

郵便物や宅配便貨物などの配達に先だって行われる仕分けの仕事は次のように分類する。

- ・郵便物の仕分け : 042-03 郵便事務員
- ・宅配便事業者の営業所・中継所での
宅配便貨物の仕分け : 095-02 陸上荷役・運搬作業員
- ・トラックターミナルでの貨物の仕分け : 095-02 陸上荷役・運搬作業員

中分類 083 貨物自動車運転の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

貨物自動車を運転して資材・荷物などを運搬する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 貨物自動車の種類

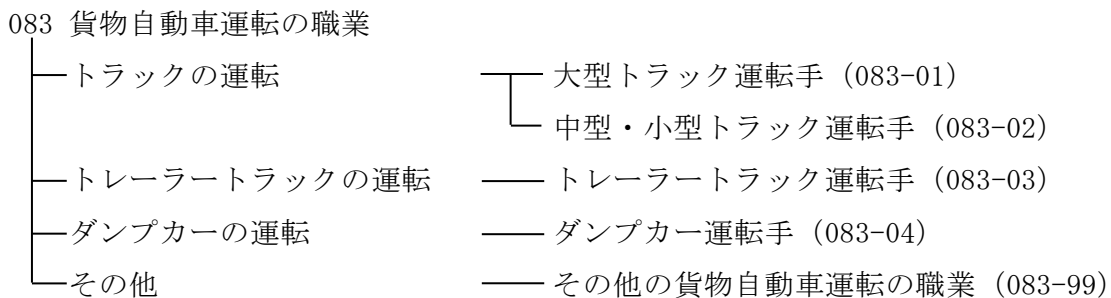
トラック、トレーラートラック、ダンプカー、コンクリートミキサー車、タンクローリー、車載専用車、ごみ収集車、し尿汲取車、霊きゆう車、脱着装置付コンテナ車などの物資を輸送するための自動車が該当する。

② 仕事内容

貨物自動車を運転して資材・荷物・土砂・生コンクリート・危険物・高圧ガス・廃棄物などを運搬する。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 083 は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類 66（自動車運転の職業）に含まれる小分類 663（貨物自動車運転手）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 083-01（大型トラック運転手）と 083-02（中型・小型トラック運転手）は、実務利用の便宜を考慮して旧小分類 663 の下の細分類（トラック運転手）を大型トラックと中型・小型トラックに分割し、それぞれが小分類として新たに設定されている。
- ・ 083-03（トレーラートラック運転手）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 663 の下の細分類（トレーラートラック運転手）が小分類として新たに設定されている。
- ・ 083-04（ダンプカー運転手）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 663 の下の細分類（ダンプカー運転手）が小分類として新たに設定されている。

③ 職務範囲の変更

旧小分類 663 の下の 4 つの細分類（コンクリートミキサー車運転手、タンクローリー運

転手、ごみ収集車運転手、自動車陸送員）は、実務における取扱件数の観点から廃止され雑分類に移設されている。このため 083-99 は旧分類の雑分類（663-99）よりも職務範囲が広がっている。083-99 の職業定義の冒頭にはこれら 4 種類の貨物自動車追加されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、使用する機械器具の種類（貨物自動車の種類）を基準にして区分されている。日本標準職業分類の大分類 I（輸送・機械運転従事者）の下の中分類 61（自動車運転従事者）に含まれる小分類 613（貨物自動車運転者）は項目が細分化されていないため、配列は旧小分類 663 における細分類の順序が適用されている。トラックの項目は最大積載量の多い順に配列されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) トラックの分類

	運転に必要な免許証	最大積載量
小型トラック	準中型免許 ^(注1)	3 トン未満
中型トラック	中型免許 ^(注2)	3 トン以上 6.5 トン未満
大型トラック	大型免許	6.5 トン以上

(注) 1. 普通免許の場合、免許の取得時期によって運転可能なトラックの最大積載量が異なる。

2. 準中型免許および普通免許の場合、免許の取得時期によっては最大積載量 5 トン未満のトラックを運転することができる。

(イ) 貨物自動車の範囲

貨物自動車は物資を輸送するための自動車である。それを運転する仕事は物資の輸送が目的になる。したがって物資を載せていても仕事の目的が輸送でない場合は、この中分類に該当しない。散水車、路面清掃車、航空機牽引車、検診車などはここにいう貨物自動車に該当しないため、その運転の仕事は中分類 086（その他の自動車運転の職業）に分類する。

中分類 084 バス運転の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

バスを運転して乗客を輸送する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① バスの種類

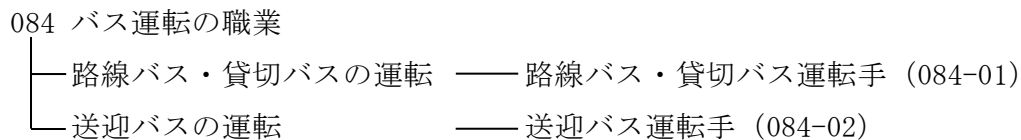
- ・ 路線バス：設定された路線を運行する。
- ・ 貸切バス：利用者の求めに応じて運行する。
- ・ 送迎バス：送迎用に運行する。

② 仕事内容

路線バス、貸切バス、または送迎バスを運転して乗客を輸送する。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 084 は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類 66（自動車運転の職業）に含まれる小分類 661（バス運転手）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 084-01（路線バス・貸切バス運転手）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 661 の下の 2 つの細分類（路線バス運転手、貸切バス運転手）を統合して小分類として新たに設定されている。
- ・ 084-02（送迎バス運転手）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 661 の下の細分類（送迎バス運転手）が小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして設定されている。日本標準職業分類の大分類 I（輸送・機械運転従事者）の下の中分類 61（自動車運転従事者）に含まれる小分類 611（バス運転者）は項目が細分化されていないため、配列は旧小分類 661 における細分類の順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) バス運転の養成生

路線バスや貸切バスの運転に必要な運転免許証を有せず、採用後に免許を取得してバスの

運転の仕事に従事する養成生は、以下の②にもとづいて 084-01 に分類する。

(イ) 資格・免許と分類項目

この職業分類では、公的資格やそれに準じる資格は次の原則にもとづいて取り扱われている（「総説および一般原則」の6の(2)ア参照）。

①公的資格やそれに準じる資格を要件とする仕事であって、当該資格名をもって分類項目が設定されている場合、当該分類項目には有資格者のみが分類される。

②公的資格やそれに準じる資格であっても、当該資格名をもって分類項目が設定されていない場合には、仕事内容に即して該当する分類項目に分類する。

バスの運転にはバス運転に必要な運転免許証を取得している必要があるが、084-01 はバス運転に必要な運転免許にもとづいて項目が設定されているわけではなく、養成生は必要な免許を取得したうえで運転の業務に従事することになるので 084-01 に分類される。

中分類 085 乗用車運転の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

乗用車を運転して人を輸送する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 乗用車の種類

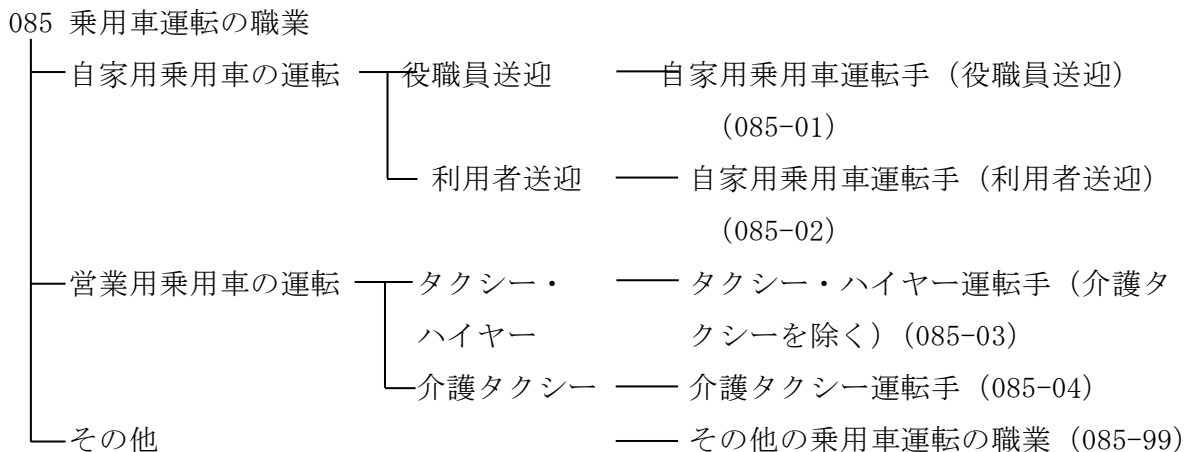
- ・ 自家用乗用車
- ・ 営業用乗用車（タクシー、ハイヤー）

② 仕事内容

- ・ 自家用乗用車を運転して人を送迎する。
- ・ タクシー、ハイヤーを運転して乗客を輸送する。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 085 は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類 66（自動車運転の職業）に含まれる小分類 662（乗用自動車運転手）の 3 つの細分類に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 085-01（自家用乗用車運転手（役員送迎））と 085-02（自家用乗用車運転手（利用者送迎））は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 662 の下の細分類（自家用乗用自動車運転手）が送迎の対象者別に分割され、それぞれが小分類として新たに設定されている。
- ・ 085-03（タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く））と 085-04（介護タクシー運転手）は、実務利用の便宜を考慮して旧小分類 662 の下の細分類（営業用乗用自動車運

転手) が介護タクシーとそれ以外のタクシー・ハイヤーに分割され、それぞれが小分類として新たに設定されている。

- ・085-99 (その他の乗用車運転の職業) は、旧小分類 662 の下の細分類 (自家用乗用自動車運転代行人) が雑分類として新たに設定されている。

③項目名の変更

- ・085-01 (自家用乗用車運転手 (役職員送迎)) と 085-02 (自家用乗用車運転手 (利用者送迎)) は、実務利用の観点から旧小分類 662 の名称を変更して設定されている。自動車の種類を表す表現が「自家用乗用自動車」から「自家用乗用車」に変更されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして設定されている。日本標準職業分類の大分類 I (輸送・機械運転従事者) の下の中分類 61 (自動車運転従事者) における小分類 612 (乗用自動車運転者) は項目が細分化されていないため、配列は旧小分類 662 における細分類の順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) タクシー運転の養成生

タクシーの運転に必要な運転免許証を有せず、採用後に必要な免許を取得してタクシー運転の仕事に従事する養成生は、以下の②にもとづいて 085-03 または 085-04 に分類する。

(イ) 資格・免許と分類項目

この職業分類では、公的資格やそれに準じる資格は次の原則にもとづいて取り扱われている (「総説および一般原則」の 6 の (2) ア参照)。

- ①公的資格やそれに準じる資格を要件とする仕事であって、当該資格名をもって分類項目が設定されている場合、当該分類項目には有資格者のみが分類される。
- ②公的資格やそれに準じる資格であっても、当該資格名をもって分類項目が設定されていない場合には、仕事内容に即して該当する分類項目に分類される。

タクシーの運転には、タクシー運転に必要な運転免許証を取得している必要があるが、085-03 と 085-04 はタクシー運転に必要な運転免許にもとづいて項目が設定されているわけではなく、養成生は必要な免許を取得したうえで運転の業務に従事することになるので 085-03 または 085-04 に分類される。

(ウ) 分類基準

自家用乗用車を使用した送迎の仕事は 085-01 と 085-02 の 2 つの項目に分かれて設定されている。これらの項目に適用されている分類基準は送迎の対象者である。085-01 は法人・団体などの役職員、085-02 は利用者が対象になっている。これ以外を対象者を送迎する場合は、対象者が明確な 085-01 ではなく、大きくくりになっている 085-02 に分類する。

(エ) 雑分類の設定

085-99（その他の乗用車運転の職業）には、旧小分類 662 の下の細分類（自家用乗用自動車運転代行人）に含まれる職業だけが分類されているが、実務利用の観点から 085-01～085-04 に含まれない職業も分類できるようにするため雑分類として設定されている。『職業名索引』の 085-99 に位置づけられている営業用乗用自動車運転者は、旧小分類 662 の細分類（営業用乗用自動車運転手）に分類されている職業名が誤って混入したものである。

中分類 086 その他の自動車運転の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

中分類 083～085 に含まれない自動車を運転する仕事が分類される²⁵。

(イ) 職務の具体的内容

① 仕事内容

主として人・貨物の輸送以外の目的で自動車を運転する²⁶。

② 該当する自動車・職務

・ 自動車

例) 散水車、放送宣伝車、航空機牽引車、検診車、電源車、路面清掃車、救急車（病院）、患者搬送車、レッカー車、レントゲン車

・ 職務

例) 自動車の試験運転（テストドライバー）、レンタカーの回送運転

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

086 その他の自動車運転の職業

└─ 083～085 以外の自動車の運転 ——— その他の自動車運転の職業（086-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 086 は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類 66（自動車運転の職業）に含まれる小分類 669（その他の自動車運転の職業）に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

小分類 086-99 は、旧小分類 669 と同じである。

③ 雑分類の対象範囲

雑分類の定義には、対象となる分類項目の範囲が記述される。中分類レベルの雑分類の定義には対象となる中分類の範囲が、また小分類レベルの雑分類には対象となる小分類の範囲がそれぞれ記述される。086-99 は小分類レベルの雑分類であるが、対象となる分類項目の範囲が中分類で表示されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

中分類 086 は雑分類であり、その下に設定されている唯一の小分類も雑分類である。

²⁵ 中分類 083～085 に該当する自動車は人・貨物を輸送するための自動車（貨物自動車、バス、乗用車）である。

²⁶ 医療機関の患者搬送用救急車など人の輸送に使用される自動車も中分類 086 に含まれる。

(4)分類適用上の留意点

以下の自動車は 086-99 に該当しない。

①産業廃棄物収集運搬車

産業廃棄物を収集運搬するための自動車は、基本的に廃棄物の性状にあわせてトラック、ダンプカー、タンクローリー、パッカー車、汚泥吸引車などが使用される。このため、産業廃棄物収集運搬車は運転する自動車の種類に即して分類する。

②建設用機械車両運搬車運転手

ショベルカーやブルドーザなどの建設機械を運搬するための自動車は、運搬する建設機械の大きさなどにあわせてトレーラートラック、ダンプカーなどが使用されるため、運転する自動車の種類に即して分類する。

③特殊自動車

特定の用途に使用するために特殊な形状・構造を持つ特殊自動車には、建設機械、クレーン、フォークリフト、農耕トラクタ・コンバイン・田植機などの農耕用特殊自動車、林内作業車などが含まれる。このため、運転する自動車の種類に即して分類する。農耕用特殊自動車を運転して農耕の作業に従事するものは 064-01（稲作・畑作作業員）に、林内作業車を運転して林業の作業に従事するものは 065-02（伐木・造材・集材作業員）にそれぞれ分類する。

中分類 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

鉄道車両の運転、船舶機関の運転、航空機の操縦の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 運転・操縦の対象

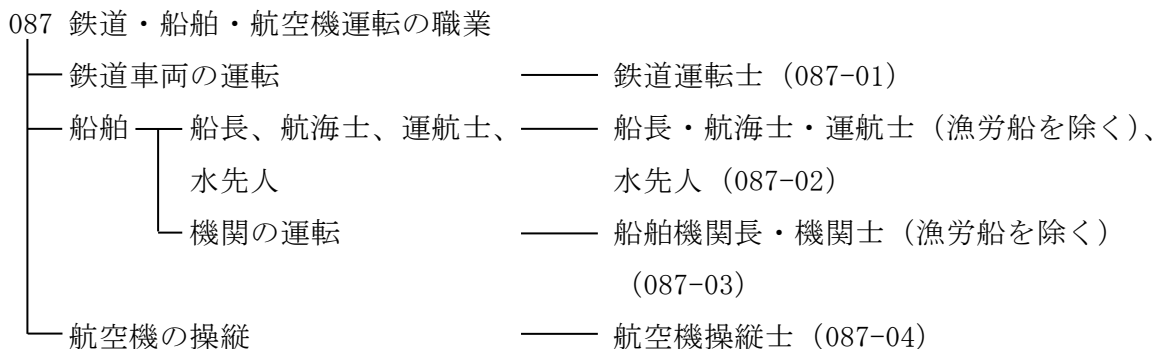
- ・ 鉄道車両（電車、機関車、気動車など）
- ・ 船舶（漁労船を除く）
- ・ 航空機（旅客機、ヘリコプターなど）

② 仕事内容

- ・ 鉄道車両の運転
- ・ 船舶機関の運転（船長・航海士・運航士、水先人を含む）
- ・ 航空機の操縦

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系



(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 087 は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類 65（鉄道運転の職業）および中分類 67（船舶・航空機運転の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 087-02（船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 67 の下の 2 つの小分類（671 船長（漁労船を除く）、672 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人）を統合して新たな小分類として設定されている。
- ・ 087-01（鉄道運転士）は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 65 の下の 2 つの小分類（651 電車運転士、659 その他の鉄道運転の職業）を統合して新たな小分類として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 I（輸送・機械運転従事者）における中分類の慣行的な順序および中分類 60（鉄道運転従事者）と中分類 62（船舶・航空機運転従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 船長の範囲

この職業分類の下の分類項目は日本標準職業分類の分類項目に対応するように設定されている。両者に対応させるためには職務範囲を同一にすることが基本になる。日本標準職業分類の小分類 621（船長（漁労船を除く））には次の職業が○例示として掲載されている。この職業分類ではこれらの職業を 087-02（船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人）ではなく、088-99（他に分類されない輸送の職業）に分類している。

日本標準職業分類（小分類 621）の例示職業：小型船舶操縦者、釣船船長、はしけ船長

(イ) 船長の分類

仕事的手段として船舶が使用される場合、船内所属員の指揮監督などの職務に加えて、目的とする仕事にも従事する船長は当該の仕事に即して分類される。その代表は漁労船の船長である。漁労船船長は 087-02 ではなく漁業の職業（066-02）に分類される。それ以外にも以下のような例がある。

・ 浚渫船船長

自航船でない浚渫船の船長は 087-02 ではなく建設機械運転工（089-05）に分類される。

・ 砂利採取船船長

砂利採取船に船長として乗り組み、砂利採取の作業に従事するものは、主に従事する仕事に分類される。

(エ) ロープウェイとケーブルカー

① ロープウェイは索道であり鉄道ではないため 087-01 には該当しない。ロープウェイの運転・操作の仕事は 089-99 に分類する。

② ケーブルカー（鋼索鉄道）の運行は鉄道事業であるが、ケーブルカー自体には動力源が搭載されておらず、乗車しているのは車掌である。車両の操作は麓の駅で巻上機操作員（巻上機を操作する仕事は 089-04 に該当する。）が行うが、実務利用の観点からケーブルカーの運転・操作の仕事は 089-99 に分類する。

中分類 088 その他の輸送の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

中分類 083～087 に含まれない、輸送に関連する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① 列車・バスの車掌業務
- ② 鉄道車両の操車・連結
- ③ 船舶の甲板員の仕事（貨物の積卸、操舵など）
機関員の仕事（船用機関の点検、調整など）
- ④ フォークリフトの運転
- ⑤ その他（航空機のターミナルへの誘導、構内運搬車の運転など）

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

088	その他の輸送の職業	
├	列車・バスの車掌業務	—— 車掌（088-01）
├	車両の編成・入れ換え	—— 鉄道車両入換・編成作業員（088-02）
├	船舶の甲板員・機関員	—— 甲板員、船舶機関員（088-03）
├	フォークリフトの運転	—— フォークリフト運転作業員（088-04）
└	その他	—— 他に分類されない輸送の職業（088-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 088 は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類 68（その他の輸送の職業）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

088-02（鉄道車両入換・編成作業員）は、旧中分類 68 の下の小分類 682（駅構内係）の名称を変更して設定されている。実務利用の観点から職務内容を把握しやすい名称に変更されている。

③ 旧分類との異同

088-01 から 088-99 までの 5 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 68 の下の 5 つの小分類（681、682、683、684、689）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

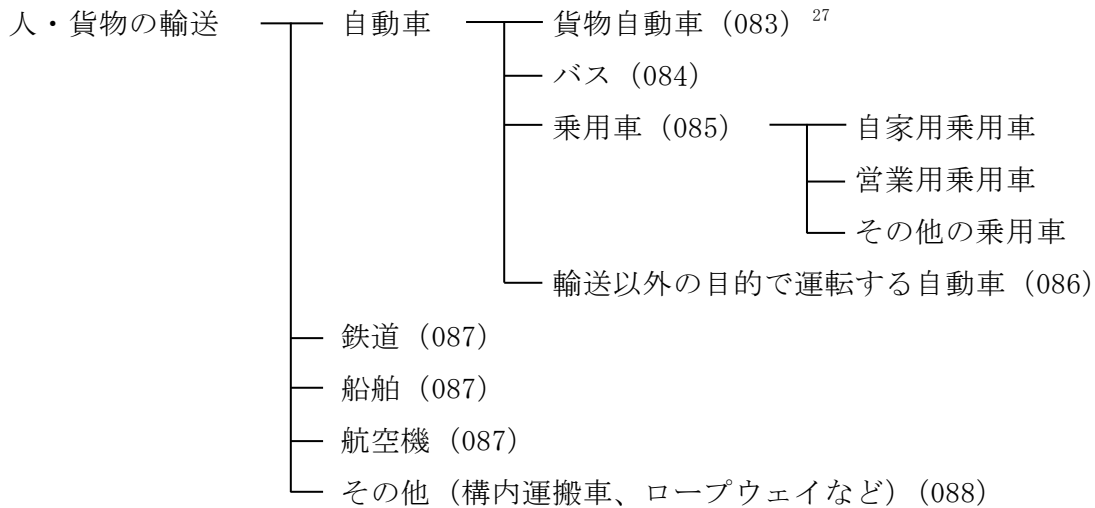
この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 I（輸送・機械運転従事者）の下の中分類 63（その他の輸送従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類ではフォ

ークリフト運転作業員（088-04）が小分類 639 の雑分類に位置づけられているので、フォークリフト運転作業員は雑分類（088-99）の前に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 輸送の仕事の分類体系

大分類 13 における輸送の仕事（中分類 083～088）を輸送用機械の視点から整理すると以下のとおりである。



(イ) 日本標準職業分類との対応

中分類 087 の(4) (ア) 参照

²⁷ 括弧内の数字は中分類番号を表す。

中分類 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

施設などに設置されている機械設備を操作する仕事、および建設機械を運転する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 施設機械設備

- ・ビルの電力、空調、給排水などの設備
- ・発電所、変電所、ビル・工場・病院などの電気動力室の発電・送電・変電・配電装置
- ・ボイラー、クレーン、巻上機など

② 建設機械

- ・掘削機械（ブルドーザ、油圧ショベルなど）
- ・整地／積込機械（モータグレーダ、ホイールローダなど）
- ・締固め機械（ロードローラ、タイヤローラ、ランマなど）
- ・舗装機械（アスファルトフィニッシャ、コンクリートフィニッシャなど）
- ・基礎工事用機械（杭打ち機など）
- ・せん孔機（ボーリング機械など）
- ・移動式クレーン（ホイールクレーン、トラッククレーンなど）
- ・その他

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業

— ビル設備の操作・監視	—— ビル設備管理員（089-01）
— 発電・変電装置の操作・監視	—— 発電員、変電員（089-02）
— ボイラーの操作	—— ボイラーオペレーター（089-03）
— クレーン・巻上機の運転	—— クレーン・巻上機運転工（089-04）
— 建設機械の運転	—— 建設機械運転工（089-05）
— その他	—— その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業（089-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 089 は、旧大分類 I（輸送・機械運転の職業）の下の中分類 69（定置・建設機械運転の職業）に対応して設定されている。

② 職務範囲の変更

- ・旧中分類 69 の下の 2 つの小分類 (694 ポンプ・送風機・圧縮機運転工、696 玉掛作業員) は実務における取扱件数の観点から廃止され雑分類に移設されている。このため 089-99 は旧中分類 69 の雑分類 (699) よりも職務範囲が広がっている。089-99 の職業定義の冒頭にこの 2 つの職業の主な職務が追加されている。

③旧分類との異同

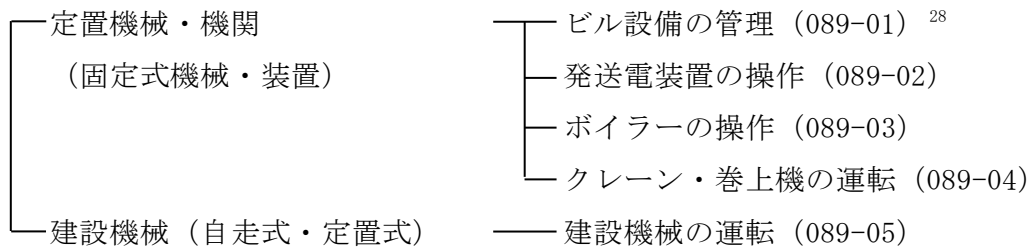
089-01 から 089-05 までの 5 つの小分類は、旧中分類 69 の下の 5 つの小分類 (691、692、693、695、697) と同じである。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、使用する機械器具・設備の種類を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 I (輸送・機械運転従事者) の下の中分類 64 (定置・建設機械運転従事者) における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類はビル設備管理員 (089-01) を小分類 649 の雑分類に位置づけているが、ビル設備管理員は実務における取扱件数の観点からこの中分類の下の先頭の小分類として配置されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)中分類 089 の体系



(イ)クレーン運転の仕事の位置づけ

クレーン運転の仕事はクレーンの種類にもとづいて以下のように分類されている。

①定置式クレーン → 089-04 クレーン運転工

②移動式クレーン

- ・レール上などの一定範囲内を移動するもの、またはキャタピラ走行のもの
 例) クローラクレーン、浮きクレーン、鉄道クレーン → 089-04 クレーン運転工
- ・公道の走行が可能なもの
 トラッククレーン車 → 089-05 建設機械運転工
 クレーンを架装した貨物自動車 (車両積載型トラッククレーン) → 083-01 または 083-02 (トラックの種類に即して分類する)
 クレーンの架装されたレッカー車 → 086-99 レッカー車運転手
 クレーン装置を搭載した自動車 (ホイールクレーン、ラフテレーンクレーン)

²⁸ 括弧内の数字は小分類番号を表す。

→ 089-05 建設機械運転工

(ウ) 建設機械の範囲

日本標準職業分類の小分類 645（建設・さく井機械運転従事者）および日本標準産業分類の細分類 2621（建設機械・鉱山機械製造業）では、建設機械とさく井機械を別々の機械として扱っているが、実務利用の観点から 089-05（建設機械運転工）ではさく井機械を建設機械に含めている。

(エ) 運転手と運転工

大分類 13 に設定されている自動車運転、機械運転の項目は、職業定義が「・・・を運転して、・・・の作業（仕事）に従事するもの」で統一されているが、職業名については運転が仕事の目的である場合（即ち、人や貨物の輸送・運搬）に「運転手」が、他方、運転が仕事遂行の手段となっている場合（車両や機械の運転・操作）に「運転工」がそれぞれ使用されている。

大分類 14 建設・土木・電気工事の職業

1. 総説

この大分類には、建設工事の仕事、土木の仕事、採掘の仕事、電気・通信工事の仕事が分類される。

(1)職務の範囲

(ア)建設工事の仕事

- ①建物などの建設工事における躯体関係の仕事（型枠、とび、解体、鉄筋）
- ②建物などの建設工事における躯体関係以外の仕事（大工、ブロック積み、タイル張り、屋根ふき、左官、畳の仕立て、配管、内装、防水など）

(イ)土木の仕事

- ①建設現場、土木工事現場における土砂の掘削・埋戻し、コンクリートの充填など
- ②道路の舗装
- ③鉄道・軌道のレールの敷設・保線
- ④ダム・トンネルの掘削・掘進

(ウ)採掘の仕事

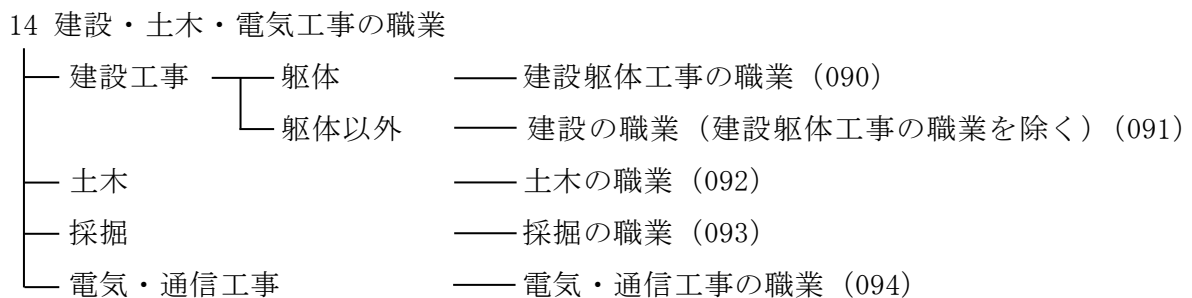
- ①砂利、砂、粘土などの採取
- ②鉱物の採取、石材の切り出しなど

(エ)電気・通信工事の仕事

- ①送電線、配電線、通信線の架設・保守
- ②電気通信設備の据え付け、端末設備の接続、保守
- ③電灯・電気照明設備などの配線・保守
- ④電気機械器具の据付にともなう電気工事

(2)分類体系

(ア)中分類の体系



(イ)旧分類からの変更点

①対応する旧分類

大分類 14 は、旧大分類 J（建設・採掘の職業）の下の中分類（70～74）に対応して設定されている。

②項目名の変更

094（電気・通信工事の職業）は、旧中分類 72（電気工事の職業）の名称を変更して設定されている。旧中分類 72 の下には小分類 725（電気工事作業員）が設定されているため旧中分類 72 と旧小分類 725 が重複して、論理的には旧小分類 721～724 を設定することができない。中分類と小分類との重複を避けるため中分類の項目名が変更されている。

③旧分類との異同

090 から 094 までの 5 つの中分類は、②の項目名の変更を除いて旧大分類 J の下の 5 つの中分類（70～74）と同じである。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この大分類の下の中分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 J（建設・採掘従事者）における中分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類では建設の仕事との関連を重視して電気工事従事者（中分類 67）を建設の仕事（中分類 65、66）の次に配置しているが、電気・通信工事の職業（中分類 094）は建設、土木、採掘のいずれの仕事とも性質が異なるため大分類 14 の下の最後の中分類項目として配置されている。

(4)建設・土木・電気工事の職業と他の大分類との関係

①建設機械の運転

建設機械を運転して各種の作業に従事するものは大分類 13（配送・輸送・機械運転の職業）の下の小分類 089-05（建設機械運転工）に分類する。

②建築・土木・測量の技術者

建築物・土木施設の設計・施工管理・検査、測量計画の作成などの技術的な仕事に従事するものは、大分類 02（研究・技術の職業）の下の中分類 008（建築・土木・測量技術者）に分類する。

③建設工事現場の事務の仕事

建設工事現場において各種の事務の仕事に従事するものは、大分類 06（事務的職業）の中分類 039（生産関連事務の職業）に含まれる小分類 039-01（生産現場事務員）に分類する。

④建設現場における車両の誘導

建設工事現場において工事車両を誘導する仕事や道路工事現場において歩行者・自動車等の交通の流れを誘導する仕事に従事するものは、大分類 10（警備・保安の職業）の下の中分類 059（警備員）に含まれる小分類 059-02 の建設現場誘導員または道路工事現場交通誘導員に分類する。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 090 建設躯体工事の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

建物・土木工作物の建設工事における躯体関係の仕事が分類される²⁹。

(イ) 職務の具体的内容

①型枠工事

コンクリート流し込み用型枠および型枠を支える支柱の組立て・取付け、型枠の解体など

②とび工事

足場の組立、鉄骨の組立、杭打ち、重量物の運搬、架橋など

③解体工事

建築物・土木工作物の解体、取り壊し

④鉄筋工事

鉄筋の切断・屈曲・結束など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

090 建設躯体工事の職業	
├ 型枠の組立	—— 型枠大工 (090-01)
├ 足場・鉄骨の組立	—— とび工 (090-02)
├ 建物の解体	—— 解体工 (090-03)
└ 鉄筋の結束・切断・屈曲	—— 鉄筋工 (090-04)

(イ) 旧分類からの変更点

①対応する旧分類

中分類 090 は、旧大分類 J (建設・採掘の職業) の下の中分類 70 (建設躯体工事の職業) に対応して設定されている。

②新たに設定された項目

090-03 (解体工) は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 70 の下の小分類 702 (とび工) に含まれる細分類 (取りこわし作業員) が新たに小分類として設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして区分され、

²⁹ 土木工作物とは、トンネル、ダム、橋梁、高速道路、道路造成、空港、下水道、鉄道軌道などをいう (建設業法)。

躯体工事とは、建物の主要構造部 (基礎、柱、梁、壁、床など) を作る工事をいう。

配列は日本標準職業分類の大分類 J（建設・採掘従事者）の下の中分類 65（建設躯体工事従事者）における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類では家屋の解体や取り壊しの仕事のとび職（小分類 652）に含まれる仕事として位置づけられており、解体工は設定されていない。このため、解体工はとび工の次に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 躯体工事の進行の順序

- ・ビルや土木工作物などの鉄筋コンクリート工事（RC 造）での作業の流れ
鉄筋組立 → 型枠組立 → コンクリート打設の順
- ・鉄筋鉄骨コンクリート工事（SRC 造）での作業の流れ
鉄骨組立 → 鉄筋組立 → 型枠組立 → コンクリート打設の順
- ・戸建て木造住宅の基礎工事での作業の流れ
鉄筋組立 → 型枠組立 → コンクリート打設の順

(イ) 解体工事の位置づけ

この中分類には躯体関係の仕事が分類される。建物の基礎、柱、梁、壁、床などの主要な構造体を造る仕事は躯体工事である。その中に建物を取り壊す解体の仕事が位置づけられているのは、実務における取扱件数が比較的多いこと、および解体工が元々とびの仕事の中に位置づけられていたことによる。建物などの解体や取り壊しを行う解体工事は、建設業法上とび・土工工事業に含まれていたが、平成 28 年にとび・土工工事業から分離され、建設業許可に係る新たな業種区分として解体工事業が設定されている。このため、解体工はとび工と並んで躯体工事の職業に位置づけられている。

(ウ) とび工の仕事

① 主な課業

- ・足場の組立、解体
- ・くい打ち、くい抜き
- ・鉄骨の組立
- ・重量物の運搬

例) タワークレーンなどの大型重機の搬入・組立・解体、設備用機械やエレベータ用巻上機の運搬

- ・木造住宅の棟上げ
- ・その他

例) 架橋、曳家

② 棟上げの仕事³⁰

³⁰ 棟上げは、建方、上棟、建前とも呼称される。

- ・在来軸組工法による木造住宅の建設工事では棟上げの仕事を大工、とび工が行っている。大工にとって棟上げは課業のひとつであり、建築工程上の節目の仕事である。一方、とび工にとって棟上げはクレーンで吊り上げられたプレカット材（柱・梁などの用途に応じて加工された木材）を組み上げる作業であり、建築とび工の職務のひとつである。
- ・この職業分類では、棟上げの仕事を次のとおり整理している。棟上げの仕事は大工の定義に記述され、棟上げの仕事にもっぱら従事するもの（とび工）が除外規定に明記されている（091-01 大工の定義参照）。

(エ) 解体作業と廃材処理

解体作業によって排出される廃材の処理の仕事の位置づけは以下のとおりである。

解体作業	: 090-03 建物解体工、または 089-05 建設機械運転工
↓	
廃材の整理、トラック積み込み	: 096-06 産業廃棄物収集作業員、または 089-05 建設機械運転工
↓	
廃材の運搬	: トラック運転手（中分類 083）
↓	
中間処理施設での選別	: 098-01 選別作業員（産業廃棄物中間処理施設）
↓	
中間処理施設での機械設備操作	: 089-99 産業廃棄物焼却設備操作員、 089-99 産業廃棄物破碎設備運転員
↓	
最終処分場での埋立処理	: 089-05 建設機械運転工

(オ) 解体工

- ・産業廃棄物運搬車の運転手

廃材の運搬は自治体の許可を受けた産業廃棄物運搬車で行う必要があるが、産業廃棄物運搬車として申請する自動車の種類には制限がない。一方、この職業分類では自動車の種類別に分類項目を設定している。このため産業廃棄物を運搬する仕事は、使用する自動車の種類に即して分類する。

- ・ブレーカ運転工

090-03 のただし書きにあるブレーカ運転工とは、ブレーカ（コンクリート構造物の解体などに使用される、油圧ショベルの先端にアタッチメント取り付けした特殊機械）を運転して解体の作業に従事するものをいう。

中分類 091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

建物などの建設工事における躯体関係以外の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

大工、ブロック積み、タイル張り、屋根ふき、左官、畳の仕立て、配管、内装、防水、潜水作業、熱絶縁など

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	
— 木材の加工・取付	—— 大工（091-01）
— ブロック・れんが積み タイル・石張り	—— ブロック積工、タイル張工（091-02）
— 屋根ふき	—— 屋根ふき工（091-03）
— 壁塗り	—— 左官（091-04）
— 畳の仕立て	—— 畳工（091-05）
— ガス管・水道管等の取付	—— 配管工（091-06）
— 建具の取付、ガラスのはめ 込み、床・壁の仕上げ	—— 内装工（091-07）
— 漏水防止、止水	—— 防水工（091-08）
— その他	—— その他の建設の職業（091-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 091 は、旧大分類 J（建設・採掘の職業）の下の中分類 71（建設の職業（建設躯体工事の職業を除く））に対応して設定されている。

② 旧分類との異同

091-01 から 091-99 までの 9 つの小分類は、旧中分類 71 の下の 9 つの小分類（711～719）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 J（建設・採掘従事者）の下の中分類 66（建設従事者（建設躯体工事従事者を除く））における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類には内装工と防水工が設定されていないので、両者の配列は旧中分類 71 における小分類の順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 建設の職業の職務範囲

中分類 090 と 091 には、建物および土木施設の建設・改修・維持のための仕事が分類される。中分類 090 の職業定義の文頭には「建物の躯体工事又は土木工作物の建設工事における」という記述が、中分類 091 の文頭には「建設工事における」という表現があるため、主に建物や土木施設を建設する際の仕事に結びつけがちであるが、建設時の工事だけではなく、改修や維持のための工事の際に行われる仕事も含んでいる。

(イ) 分類項目の区分と仕事の分類

建設の職業は、躯体関係の仕事(中分類 090 の下の 4 項目)とそれ以外の仕事(中分類 091)に大別されている。したがって、躯体関係の仕事なら 090 に、躯体関係の仕事に該当しない場合には 091 に分類する。090 には雑分類が設定されていないので 090 に分類できない仕事は必然的に 091 に分類される。090 と 091 の下にそれぞれ設定されている小分類に分類できない場合は、091 の雑分類 (091-99) に分類する。

(ウ) 雑分類の項目名

091-99 は中分類 091 (建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)) の下の雑分類である。中分類が雑分類でない場合、当該中分類の下の最後の小分類として設定されている雑分類の項目名は「その他の」+「中分類項目名」になる(「総説および一般原則」の 5 の(1)④参照)。091-99 の項目名は「その他の建設の職業」になっているが、本来であれば「その他の建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」になる。

(エ) 太陽光発電

① 太陽光発電パネルの据付工事

太陽光パネルは個人住宅の屋根、コンクリート造の建物の屋上、メガソーラー発電用地などに設置される。同じ仕事でも設置場所によって分類上の位置づけが異なると分類の利用者にとってわかりにくいので、この仕事は設置場所を問わず 091-99 に分類する。

② 太陽光発電のための電気設備・装置の取付

太陽光発電システムを稼働させるためにはセルで発電された電力を集めて自家消費や売電(送電網への送電)のための電気設備・装置を取り付ける必要がある。この仕事は、094-05 に太陽光発電装置据付作業員(電気工事)として分類されている。

(オ) 個別職業

① 大工 (091-01) : 棟上げの仕事

中分類 090 の(4)(ウ)②参照

② 左官 (091-04) : ○例示職業の用語解説

手元 : 職人の補助作業に従事する人をいう。

ラス張 : モルタル壁の下地となる金属製の網(ラス)を壁に張り付ける仕事をいう。

③配管工（091-06）と板金工（071-10）

ダクトの取り付けは板金工も配管工も行っている。両者の違いは職務内容にある。板金工は一般に自らダクトの製作・取付の一貫作業に従事するが、配管工は既にできあがったダクトを施工現場の状況にあわせて調整のうえ取り付ける仕事に従事する。取り付けという課業に焦点を当てると両者は重複しているようにみえるが、両者の仕事内容はかなり異なっている。

④内装工（091-07）

- ・自動ドアの取付は、074-01（はん用・生産用・業務用機械器具組立工）に分類する。はん用・生産用・業務用機械器具に該当するエレベータ、エスカレータなどの据付も074-01に分類する。
- ・サイディング取付の仕事はサイディングの材質によって分類先が異なる。
金属製サイディング → 091-07 に分類する。
窯業サイディング → 091-99 に分類する。

⑤その他の建設の職業（091-99）

○例示職業として新規に掲載されている地盤調査員（建設工事）は、建設工事に先立って建設予定地の地盤を調査する仕事である。

中分類 092 土木の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

土木の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 建設現場または土木工事現場における土木作業

例) 土砂の掘削・根切り・埋戻し・締固め、コンクリートの練り・流し込み、U字溝の埋設

② 道路の舗装・補修

例) アスファルト・コンクリートによる路面の舗装、補修

③ 鉄道線路工事

鉄道・軌道のレールの敷設、保線

④ ダム・トンネル工事

手持ちさく岩機・器具による、さく岩・掘進

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

092 土木の職業

— 土木作業	—— 建設・土木作業員 (092-01)
— 道路の舗装・補修	—— 舗装作業員 (092-02)
— 鉄道線路工事	—— 鉄道線路工事作業員 (092-03)
— ダム・トンネル工事	—— ダム・トンネル掘削作業員 (092-04)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 092 は、旧大分類 J (建設・採掘の職業) の下の中分類 73 (土木の職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

092-01 (建設・土木作業員) と 092-02 (舗装作業員) は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 73 の下の小分類 (731 土木作業員) に含まれる 2 つの細分類 (建設・土木作業員、舗装作業員) がそれぞれ小分類として新たに設定されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要なとされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 J (建設・採掘従事者) の下の中分類 68 (土木作業従事者) における小分類の慣行的な順序が基本になっている。日本標準職業分類の小分類 681 (土木従事者) は 092-01 と 092-02 に対応する分類項目であるが、項目が細分化されていないため

両者の配列は旧小分類 731 における細分類の順序が適用されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 用語の使い分け

中分類 (092) の項目名に「土木」という用語が使用され、その中分類の下に設定されている小分類 (092-01) の項目名にも同じく「土木」が用いられている。同じ「土木」であってもその内容は異なっている。中分類の「土木」は仕事の範囲を限定するために用いられている。土木作業、道路舗装、鉄道線路工事、ダム・トンネルの掘削の仕事全体を表す表現として土木が使用されている。一方、小分類の「土木」は仕事の種類を表している。「土木」の職務範囲に該当する4つの小分類のうち「土木作業」に該当する仕事を分類するための項目が092-01である。

(イ) 建設・土木作業員と舗装作業員の区分

建設・土木作業員 (092-01) と舗装作業員 (092-02) は、旧小分類 731 (土木作業員) の下の2つの細分類がそれぞれ小分類として設定されている。建設・土木作業員と舗装作業員はいずれも旧分類の土木作業員の一部であるため、舗装作業員以外の土木作業員が建設・土木作業員に該当する。図示すると以下のようなになる。



(ウ) 職務範囲

092-02 (舗装作業員) の職務は道路舗装の仕事に限定される。それ以外の道路工事の仕事は以下のとおり分類される。

道路標識・支柱の設置 → 建設の職業 (091-99)

道路標示・区画線の表示 → 生産関連の職業 (080-02 塗装工 (建物を除く))

(エ) 用語解説

092-03 (鉄道線路工事作業員) の職業定義および○例示職業の用語

軌条：レールをいう。

軌道：レール、レール締結装置、枕木、道床などによって構成される構造物をいう。

バラスト軌道 (道床に碎石や砂利を一定の厚さに敷き詰めた軌道) は列車の通過にともなう狂いが生じるので保線作業が必要になる。そのための機械がマルチプルタイタンパー (089-99: 線路の枕木の下其道床を突き固める機械) である。

中分類 093 採掘の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

採取・採掘の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

- ① 砂利・砂・粘土などの採取場において砂利・砂・粘土などを採取する仕事
- ② 採石場において石材を切り出す仕事
- ③ 採鉱場において鉱物を採取する仕事
- ④ これらに関連する仕事

(ウ) 職務遂行に使用する機械器具

鉱物、砂利、砂、粘土などの採取には手持ち機械・工具などが使用される。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

093 採掘の職業	
├ 砂利・砂・粘土などの採取	—— 砂利・砂・粘土採取作業員 (093-01)
└ その他	—— その他の採掘の職業 (093-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 093 は、旧大分類 J（建設・採掘の職業）の下の中分類 74（採掘の職業）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

093-01（砂利・砂・粘土採取作業員）は、旧中分類 74 の下の小分類 743（じゅり・砂・粘土採取作業員）の「じゅり」の表記を平仮名から漢字に変更して設定されている。

③ 職務範囲の変更

旧中分類 74 の下の 2 つの小分類（741 採鉱員、742 石切出作業員）は実務での取扱件数の観点から項目が廃止され、雑分類（093-99）に移設されている。このため 093-99 は旧小分類 749 よりも職務範囲が広がっている。093-99 の職業定義の冒頭にこの 2 つの職業の主な職務が追加されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能（採掘・採取される鉱物等の種類）を基準にして区分され、設定されている 2 つの項目のうち雑分類が後に配置されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)採掘の仕事と作業方法

掘削機械、さく井機械などを運転して鉱物、砂利、砂、粘土、庭石などを採取する仕事にもっぱら従事するものは建設機械運転工（089-05）に分類する。

(イ)砂利採取の仕事の分類

砂利採取の主な方法およびその仕事の分類は以下のとおりである。

①手持ち機械・工具などによる砂利の採取

→ じゃり採取作業員(093-01)

②ショベルカーなどの掘削機械による砂利の採取

→ 建設機械運転工（089-05）

③砂利採取船に設置された砂利採取機械による砂利の採取

→ 砂利採取機械運転工（砂利採取船）（089-99）

中分類 094 電気・通信工事の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

電気工事および電気通信設備工事の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 電気工事の仕事

- ・ 送電線、配電線、通信線の架設・敷設・接続・保守
- ・ 電灯、電気照明設備などの配線・保守
- ・ 産業用電気機械装置、太陽光発電装置などの据え付けにともなう電気配線工事、調整

② 電気通信設備工事の仕事

送信機、受信機、中継装置、電話機、電話交換機の据え付けにともなう電気配線工事・通信線配線工事、保守

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

094 電気・通信工事の職業	
— 送電線の架線	—— 送電線架線・敷設作業員 (094-01)
— 配電線の架線	—— 配電線架線・敷設作業員 (094-02)
— 通信線の架線	—— 通信線架線・敷設作業員 (094-03)
— 電気通信設備の据付	—— 電気通信設備工事作業員 (094-04)
— 電灯・電気照明の配線、産業用 電気機械・装置の据付	—— 電気工事作業員 (094-05)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 094 は、旧大分類 J（建設・採掘の職業）の下の中分類 72（電気工事の職業）に対応して設定されている。

② 項目名の変更

094-04（電気通信設備工事作業員）は、旧中分類 72 の下の小分類 724（電気通信設備作業員）の名称を変更して設定されている。旧小分類 724 の項目名では電気通信設備をどのようにする仕事なのか不明である。この項目は設備工事の仕事なので電気通信設備の次に「工事」が追加されている。

③ 旧分類との異同

094-01 から 094-05 までの 5 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 72 の下の 5 つの小分類（721～725）と同じである。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類J（建設・採掘従事者）の下の中分類67（電気工事従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。日本標準職業分類の中分類67の下の小分類のうち最後に配置されている項目は雑分類（679）であるが、この雑分類と094-05の電気工事作業員の職務範囲は同一である。

(4) 分類適用上の留意点

○類似・関連する職業

①電気工事の技術者

電気工事の施工計画・施工図・工程表の作成、作業の指揮・監督、安全管理などの技術的な仕事に従事するものは、007-03（電気工事施工管理技術者）に分類する。

②電気通信施設の技術者

事業用電気通信設備・LAN設備の工事・保守・運用における監督の仕事に従事するものは、010-06（電気通信施設技術者）に分類する。

③発電・送電・変電・配電の仕事

発電・送電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものは、089-02（発電員、送電員、変電員、配電員）に分類する。

大分類 15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

1. 総説

この大分類には、運搬、清掃、包装、選別などの仕事が分類される。

(1) 職務の特徴

主に身体を使って行う定型的な仕事

(2) 職務の範囲

(ア) 運搬の仕事

① 港湾、倉庫、工場、空港などにおける貨物・資材・荷物の搬入・搬出、積卸、荷さばき、運搬など

② 品物を輸送するための箱の組立、品物の箱詰・袋詰、テープ止め、バンド掛けなど

(イ) 清掃の仕事

① 建物、住宅、旅館・ホテルの客室、道路、公園などの清掃

② ごみ・産業廃棄物の収集、し尿の汲み取り

③ 自動車、鉄道車両、航空機、船舶の洗浄・清掃

(ウ) 包装の仕事

① 品物を保護・保存するための包装

② ラベル貼り、シール貼り、タグ付けなど

(エ) 選別の仕事

① 原材料・農水産物・廃棄物などの選別

② 在庫品の中から指定された商品を取り集める仕事

(3) 分類体系

(ア) 中分類の体系

15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

— 積卸、運搬	—— 荷役・運搬作業員 (095)
— 清掃、洗浄	—— 清掃・洗浄作業員 (096)
— 包装	—— 包装作業員 (097)
— 選別、ピッキング	—— 選別・ピッキング作業員 (098)
— その他	—— その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 (099)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

大分類 15 は、旧大分類 K (運搬・清掃・包装等の職業) の下の中分類 (75~78) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

098 (選別・ピッキング作業員) は、実務における取扱件数を考慮して旧中分類 78 (その

他の運搬・清掃・包装等の職業) の下の小分類 781 (選別作業員) が中分類として新たに設定されている。旧小分類 781 の下の 5 つの細分類は実務における取扱件数の観点から選別とピッキングの 2 つの仕事に整理され、それにともなって中分類の項目名は「選別・ピッキング作業員」に変更されている。

③項目名の変更

- ・旧中分類 (75~77) の項目名はいずれも職業分野を表す名称 (「~の職業」) を使用しているが、095~097 ではそれぞれの職業分野に従事する人を表す名称 (「~作業員」) に変更されている。
- ・096 (清掃・洗浄作業員) は、旧中分類 76 (清掃の職業) の名称を変更して設定されている。旧小分類 769 (その他の清掃の職業) に位置づけられている乗物の洗浄・清掃の仕事が小分類として新たに設定されているため、096 の項目名は小分類の仕事内容を反映した名称に変更されている。

④職務範囲の変更

095 (荷役・運搬作業員) は、旧中分類 75 (運搬の職業) の下の 6 つの小分類のうち 2 つ (751、755) が大分類 14 に移設されているため旧分類よりも職務範囲が狭くなっている。旧中分類 75 の下の小分類の移設にともなって 095 の項目名は、旧中分類 75 の下の残余の 4 小分類の仕事内容を反映した名称に変更されている。

(4) 分類の基準および分類項目の配列

この大分類の下の中分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 K (運搬・清掃・包装等従事者) における中分類の慣行的な順序が適用されている。選別・ピッキング作業員 (098) は、日本標準職業分類の中分類 78 (その他の運搬・清掃・包装等従事者) に位置づけられている職業であるため、雑分類 (099) の前の位置に配置されている。

(5) 運搬・清掃・包装・選別等の職業と他の大分類との関係

○大分類項目の配列と職務の性質

この職業分類に設けられた大分類項目の配列は、日本標準職業分類 (平成 21 年改定版) の大分類項目の配列を基本としている。大分類を俯瞰すると、上位に管理的職業、技術的職業、専門的職業、下位に主に身体を使って行う職業、両者の中間に事務・販売・サービスの職業がそれぞれ配列されている。主に身体を使って行う職業には、警備、農林漁業、生産現場の技能工、機械の運転、建設の仕事などが分類され、それらの職業は大分類 10~14 とし設定されている。主に身体を使って行う職業のうち大分類 10~14 に該当しない職業が大分類 15 (運搬・清掃・包装・選別等の職業) に分類される。

2. 中分類別の小分類体系および主な職務

中分類 095 荷役・運搬作業員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

港湾荷役、陸上荷役・運搬、倉庫作業、梱包の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 港湾荷役

船積貨物の積み込み・取り卸し、荷さばき場への搬入、荷さばき場からの搬出、荷さばき

② 陸上荷役・運搬

貨物・資材・荷物の積み卸し、運搬

③ 倉庫作業

貨物、資材、荷物の搬入・搬出、積み卸し、積み直し、詰め替えなど

④ 梱包

段ボール箱・木枠・パレットの組立、品物の箱詰・袋詰、テープ止め、バンド掛け、くぎ打ちなど

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

095 荷役・運搬作業員	
├── 港湾荷役	── 港湾荷役作業員 (095-01)
├── 陸上荷役・運搬	── 陸上荷役・運搬作業員 (095-02)
├── 倉庫作業	── 倉庫作業員 (095-03)
└── 輸送のための梱包	── 梱包作業員 (095-04)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 095 は、旧大分類 K (運搬・清掃・包装等の職業) の下の中分類 75 (運搬の職業) に含まれる小分類 (752~754、756) に対応して設定されている。

② 項目名の変更

095-04 (梱包作業員) は、旧中分類 75 の下の小分類 756 (荷造作業員) の名称を変更して設定されている。項目名にはこの仕事の一般的な呼称を反映した名称が使用されている。

③ 旧分類との異同

095-01 から 095-05 までの 4 つの小分類は、②の項目名の変更を除いて旧中分類 75 の下の 4 つの小分類 (752~754、756) と同じである。

④他の大分類に移設された職業

旧中分類 75 の下の 2 つの小分類（751 郵便集配員、電報配達員、755 配達員）は、大分類 13（配送・輸送・機械運転の職業）の下の中分類 082（配送・集荷の職業）に移設されている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事に従事する場所・環境（荷役作業の行われる場所）を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 K（運搬・清掃・包装等従事者）の下の中分類 70（運搬従事者）における小分類の慣行的な順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)仕分けの仕事と分類先

荷役作業の行われる場所では、作業の一環として貨物・荷物などの仕分け作業が行われる。この職業分類では仕分けの仕事を次のように分類している。

[仕分けの仕事]	[分類先]
・港湾の上屋での貨物の仕分け	→ 095-01 港湾荷役作業員
・空港の貨物上屋での航空貨物の仕分け	→ 095-02 陸上荷役・運搬作業員
・宅配便事業者の営業所、中継所での 宅配便貨物の仕分け	→ 095-02 陸上荷役・運搬作業員
・トラックターミナルでの貨物の仕分け	→ 095-02 陸上荷役・運搬作業員
・倉庫での荷物の入出庫時の仕分け	→ 095-03 倉庫作業員

(イ)港湾荷役で使用される機械

荷役・運搬作業で使用される主な機械とそれを運転して作業を行う仕事の位置づけは次のとおりである。

[運転する機械]	[分類先]
フォークリフト	→ 088-04（フォークリフト運転作業員）
トップリフター	→ 088-04（同上）
クレーン	→ 089-04（クレーン・巻上機運転工）
ウインチ	→ 089-04（同上）
デリック	→ 089-04（同上）
ガントリークレーン	→ 089-04（同上）
ストラドルキャリア	→ 089-04（同上）

(ウ) 梱包と包装

両者の目的と方法を対比すると以下のように整理できる。

	目的	方法
包装	製品の保護・保存、運搬・保管・陳列・開封・携帯などの利便性の向上	箱詰・袋詰・びん詰・結束など
梱包	品物の輸送	段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、品物の箱詰・袋詰、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ち

菓子を例にとると両者の仕事は以下のとおりである。

包装の仕事：菓子を個包装し、個包装した菓子を販売用の箱・袋に一定数詰める。

梱包の仕事：出荷のため、販売用箱・袋に入った菓子を段ボール箱に一定数詰める。

(エ) 倉庫における商品の出荷作業の流れと仕事の分類上の位置づけ

例) 通信販売の商品

注文受付

↓

ピッキング (098-02)

↓

検品・梱包・宛名シール貼り (095-04)

↓

配送先別の仕分け (095-03)

↓

トラック積み込み (095-03)

↓

トラック輸送 (083-01、083-02)

↓

営業店 (仕分け作業 095-02)

↓

配達 (082-01)

中分類 096 清掃・洗淨作業員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

清掃の仕事および洗淨の仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 清掃の仕事

- ・ビル、住宅、旅館・ホテル客室、道路、公園、乗物の内部（座席、通路、化粧室等）などの清掃
- ・ごみ、産業廃棄物の収集
- ・し尿の汲み取り

② 洗淨の仕事

乗物の外部（車体、機体、船体）などの洗淨

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

096 清掃・洗淨作業員	
├ビル、建物の清掃	——ビル・建物清掃員（096-01）
├住宅内の清掃	——ハウスクリーニング作業員（096-02）
├旅館、ホテルの客室清掃	——旅館・ホテル客室清掃整備員（096-03）
├道路、公園の清掃	——道路・公園清掃員（096-04）
├ごみ収集、し尿汲み取り	——ごみ収集・し尿汲取作業員（096-05）
├産業廃棄物の収集	——産業廃棄物収集作業員（096-06）
├乗物内部の清掃、外部の洗淨	——乗物洗淨・清掃員（096-07）
└その他	——その他の清掃・洗淨作業員（096-99）

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 096 は、旧大分類 K（運搬・清掃・包装等の職業）の下の中分類 76（清掃の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

096-07（乗物洗淨・清掃員）は、旧中分類 76 の下の雑分類（769 その他の清掃の職業）に含まれる 2 つの細分類（産業洗淨員の一部、乗物内清掃員）を統合して小分類として新たに設定されている。産業洗淨員の求人の多くは洗車の仕事である。

③ 他の大分類から移設された項目

- ・096-03（旅館・ホテル客室清掃整備員）は、旧大分類 E（サービスの職業）の下の中分類 40（接客・給仕の職業）に含まれる小分類 404（旅館・ホテル・乗物接客員）の細分類

(旅館・ホテル客室係)の職務のうち客室清掃・ベッドメイキング・備品補充などの仕事が中分類 096 に移設され、小分類として新たに設定されている。

- ・旧小分類 404 の下の細分類(旅館・ホテル客室係)の職務には、接客をともなう仕事(ルームサービスなど)と接客を伴わない仕事(客室清掃、ベッドメイキング、備品補充など)が含まれている。このうち接客をともなう仕事はサービスの職業に残り、他方、接客をともなわない清掃の仕事も本来宿泊客に対するサービスの仕事として位置づけられているが、仕事の形態がこの中分類の清掃の仕事に類似しているため実務利用の観点から中分類 096 に移設されている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能(清掃の対象)を基準にして区分され、配列は日本標準職業分類の大分類 K(運搬・清掃・包装等従事者)の下の中分類 71(清掃従事者)における小分類の慣行的な順序が基本になっている。新たに設定された 2 項目(096-03、096-07)は日本標準職業分類に設定されていない。清掃の対象別に小分類が設定されているため、096-03 は建物関係の 2 項目(ビル・建物、ハウスクリーニング)の後に配置されている。096-07 は、雑分類に含まれる仕事を抜き出して小分類として設定しているため雑分類の前の位置に置かれている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 清掃概念の変更

旧中分類 76 では、建物などの清掃、ごみ・産業廃棄物の収集、し尿の汲み取り、ボイラー・乗物などの洗浄、白ありなどの害虫・害獣防除、伝染病予防のための消毒、輸入果物の燻蒸処理などの仕事がすべて清掃のカテゴリーに含まれ、洗浄は清掃の一形態として位置づけられている。しかし、中分類 096 ではこの清掃のカテゴリーから洗浄が分離され、清掃と洗浄が併置されている。このため清掃の仕事と洗浄の仕事は別々の職業として扱われている。

(イ) 職場のリーダーの位置づけ

一般の労働者と同じ仕事に携わりながらも、労働者の監督、作業手順の決定、仕事の割り当て、仕事の仕方の指導などの管理的な性質の仕事にも従事する清掃作業のリーダーは、当該一般労働者と同じ分類項目に分類する。「総説および一般原則」の 6 の(2)ウ参照。

(ウ) 職務範囲

- ①096-01 の清掃対象は建物内部である。建物内・敷地内の排水管³¹の洗浄作業はこの項目に含まれるが、建物の外壁や屋上・地下室の貯水槽の清掃作業は 096-99 に分類される。

³¹ 排水管と下水管：

汚水(し尿(トイレの排水)、雑排水(キッチン・風呂・洗濯機などの排水))の流れる管と雨水の流れる管のうち個人の敷地内の管を排水管、公道下に埋設されている自治体の管理する管を下水管という。

②096-02 のハウスクリーニングの対象は、人の住んでいる住宅だけではなく賃貸住宅の空き室の（入居者の転居にともなう原状回復の一環としての清掃作業）も含まれる。

中分類 097 包装作業員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

品物を包装する仕事および包装に関連する仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 包装の目的

品物の保護・保存、運搬・保管・陳列・携帯などの利便性の向上

② 具体的な職務

・ 包装の仕事

紙、プラスチック、金属、ガラスなどの各種の材料を使用して品物の箱詰、袋詰、びん詰、結束などを行う。

・ 包装に関連する仕事

包装される商品にラベル・シールなどの貼り付け、タグ（下げ札）付けなどを行う。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

097 包装作業員

├ 品物の包装	—— 製品包装作業員 (097-01)
└ ラベル・シール貼り、タグ付け	—— ラベル・シール・タグ付け作業員 (097-02)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 097 は、旧大分類 K（運搬・清掃・包装等の職業）の下の中分類 77（包装の職業）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

097-02（ラベル・シール・タグ付け作業員）は、旧中分類 77 の下の小分類 779（その他の包装の職業）に含まれる 2 つの細分類（ラベル・シール貼付作業員、他に分類されない包装の職業）を統合して、雑分類ではなく小分類として新たに設定されている。097-02 には、旧分類の細分類（他に分類されない包装の職業）に位置づけられている検印・なつ印・マーク打ちなどのラベル・シール・タグ付け以外の仕事も分類される。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分され、配列は旧中分類 77 における小分類の順序が適用されている。日本標準職業分類の大分類 K（運搬・清掃・包装等従事者）の下の中分類 72（包装従事者）に設定されている小分類は包装従事者（721）の一項目だけである。

(4)分類適用上の留意点

(ア)097-01 と 097-02 の区分

中分類 097 は品物を包装する仕事（097-01）と包装に関連した仕事（097-02）の2項目で構成されている。097-02 は実質的に旧小分類 779 の項目名を変更した項目なので包装関係の仕事のうち品物の包装（097-01）に該当しない仕事はすべて 097-02 に分類される。

(イ)食品スーパーマーケットの仕事

食品スーパーマーケットの仕事は次のように分類される。総合スーパーマーケットの食品部門の仕事も同様に分類される。

①生鮮品を扱う仕事のうち中分類 097 に該当する仕事

- ・生鮮品（精肉・鮮魚・青果）の小分け、包装、値札貼付の仕事
→ 097-01 生鮮食品包装係（食品スーパーマーケット）
- ・青果部門における野菜・果物の小分け、包装（袋詰め、トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充の仕事
→ 097-01 青果加工・包装係（食品スーパーマーケット）

②それ以外の主な仕事の位置づけ

- ・精肉部門における鳥獣肉の加工、包装（トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充などの仕事 → 072-02 食肉加工係（スーパーマーケット）
- ・鮮魚部門における水産物の加工、包装（トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列、補充などの仕事 → 072-03 鮮魚加工係（スーパーマーケット）
- ・一般食品（加工食品、日配品、菓子など）の品出し、在庫管理などの仕事
→ 099-02 品出係（食品スーパーマーケット）

中分類 098 選別・ピッキング作業員

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

農産物などの選別の仕事およびピッキングの仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 選別の仕事

・ 仕事内容

所定の基準にもとづいて区分する。または所定の基準に適合するものだけを選ぶ。

・ 仕事の対象

原材料、農水産物、洗濯物、廃棄物、リサイクル品など

② ピッキングの仕事内容

指定された商品を必要な個数だけ在庫品の中から取り集める。

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

098 選別・ピッキング作業員

├ 農産物等を選び分ける	—— 選別作業員 (098-01)
└ 指定された商品を取り集める	—— ピッキング作業員 (098-02)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 098 は、旧大分類 K（運搬・清掃・包装等の職業）の下の中分類 78（その他の運搬・清掃・包装等の職業）に含まれる小分類 781（選別作業員）に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

098-02（ピッキング作業員）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 781 の下の細分類（商品取集め作業員）が小分類として新たに設定されている。項目名はこの仕事の一般的な呼称を反映した名称に変更されている。

③ 職務範囲の変更

098-01（選別作業員）は、旧小分類 781 に含まれる 5 つの細分類のうち商品取り集め作業員以外の 4 つの項目を統合して設定されている。項目名は旧小分類 781 と同じであるが、職務範囲は旧分類に比べて狭くなっている。

(3) 分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。この中分類は日本標準職業分類の大分類 K（運搬・清掃・包装等従事者）の下の中分類 73（その他の運搬・清掃・包装等従事者）に対応しているが、中分類 73 に設定されてい

る小分類は雑分類だけである。このため、中分類 098 における小分類の配列は、旧分類において選別作業員が小分類、商品取集め作業員がその下位の細分類であることを考慮して選別作業員が先に配置されている。

(4) 分類適用上の留意点

(ア) 仕分けと選別

この職業分類では仕分けの仕事を作業が行われる場所別に設定された分類項目に分類している。他方、選別の仕事は大分類 12 と 098-01 に分類される。両者は概念が類似しているため、職業名は実務での使用を重視した表記になっているものもある。たとえば、『職業名索引』の 098-01（選別作業員）には、洗たく物仕分け作業員、危険物仕分人（清掃業）など「仕分け」の名称が含まれる選別の仕事もある。

① 主な仕分けの仕事と分類先

[仕分けの仕事]	[分類先]
・郵便物の仕分け	→ 042-03 郵便事務員
・港湾の上屋での貨物の仕分け	→ 095-01 港湾荷役作業員
・空港の貨物上屋での航空貨物の仕分け	→ 095-02 陸上荷役・運搬作業員
・宅配便事業者の営業所・中継所での 宅配便貨物の仕分け	→ 095-02 陸上荷役・運搬作業員
・トラックターミナルでの貨物の仕分け	→ 095-02 陸上荷役・運搬作業員
・倉庫での荷物の入出庫の際の仕分け	→ 095-03 倉庫作業員

② 主な選別の仕事と分類先

[選別の仕事]	[分類先]
・生産工程における選別の仕事	
原材料の選別	→ 大分類 13（生産される製品に対応した分類項目）、 または 098-01（選別作業員）
製造された製品の選別	→ 大分類 13（生産される製品に対応した分類項目 または検査工の項目）
・生産工程以外における選別の仕事	
砂利、石、砕石などの選別	→ 093-99 その他の採掘の職業
農水産物（野菜、果物、鶏卵、 魚貝類など）、洗たく物、廃棄物（ごみ、 産業廃棄物）、機械の解体部品（自動車、 リサイクル家電）などの選別	→ 098-01 選別作業員

(イ) 選別とピッキング

旧小分類 781 では、原材料、農水産物、洗濯物、廃棄物などを一定の基準に従って選り分

けたり、指定された商品を取り集めたりする仕事をすべて選別というカテゴリで整理している。ピッキングは選別作業の一形態として扱われている。しかし、中分類 098 では選別のカテゴリからピッキングが分離され、選別とピッキングが併置されている。このため選別の仕事とピッキングの仕事は別々の職業として扱われている。

(ウ) 農産物の選別

農産物を選別する仕事は、農家が収穫後の作業として行う場合と、農協・出荷組合などが行ってから市場に出荷する場合には位置づけが異なっている。農産物の選別の仕事は次のように分類される。

① 収穫後、農家が選別を行う場合

農産物の収穫

↓

農家による選別・箱詰め

収穫の延長作業としての選別・箱詰め → 064-01 または 064-02 に分類する。

もっぱら選別・梱包を行う従事者がいる場合 → 098-01 (選別作業員) または
095-04 (梱包作業員) に分類する。

↓

集出荷場などに持ち込む

↓

各地の市場に出荷

② 収穫後、農家が選別せずに出荷する場合

農産物の収穫

↓

選別せずに集荷場・農協・出荷組合などに持ち込む

↓

選別・梱包

人手または機械操作による選別 → 098-01 (選別作業員) に分類する。

梱包の作業 → 095-04 (梱包作業員) に分類する。

↓

各地の市場に出荷

中分類 099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

(1) 職務

(ア) 職務の範囲

工場、小売店、飲食店、学校などにおいて主に身体を使って行う定型的な仕事が分類される。

(イ) 職務の具体的内容

① 職務の特徴

主に身体を使って行う定型的な仕事

② 具体的な職務

・ 就業場所別の職務

工場：原材料の搬入、製品の搬出、燃料の補給、構内の清掃など

小売店：商品の品出し、陳列、補充

飲食店・ホテル・旅館など：食器の洗浄

学校・病院・福祉施設・官公庁など：設備の点検、消耗品の交換、ごみの分別、清掃、除草など

・ その他の主に身体を使って行う各種の仕事

(2) 分類体系

(ア) 小分類の体系

099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

— 工場での労務的作業	—— 工場業務員 (099-01)
— 小売店での品出し、陳列、補充	—— 小売店品出し・陳列・補充作業員 (099-02)
— 食器洗い	—— 洗い場作業員 (099-03)
— 学校・病院等の用務員	—— 用務員 (099-04)
— その他	—— 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業 (099-99)

(イ) 旧分類からの変更点

① 対応する旧分類

中分類 099 は、旧大分類 K (運搬・清掃・包装等の職業) の下の中分類 78 (その他の運搬・清掃・包装等の職業) に含まれる小分類 782 (軽作業員) と 789 (他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業) に対応して設定されている。

② 新たに設定された項目

- ・ 099-01 (工場業務員) は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 782 の下の細分類 (工場労務作業員) が小分類として新たに設定されている。項目名のうち従事する人を表す部分の表現が労務作業員から業務員に変更されている。

- ・099-02（小売店品出し・陳列・補充作業員）は、実務における取扱件数を考慮して旧小分類 782 の下の細分類（小売店作業員）の一部が小分類として新たに設定されている。099-02 の職務は商品の品出し・陳列・補充の仕事に限定され、旧分類に比べて職務範囲が狭くなっている。
- ・099-03（洗い場作業員）は、実務利用の観点から旧小分類 782 の下の2つの細分類（食堂作業員、旅館作業員）に共通して含まれる食器洗浄の仕事だけを抜き出して小分類として新たに設定されている。
- ・099-04（用務員）は、実務利用の観点から旧小分類 782 の下の2つの細分類（病院作業員、用務員）を統合し、更に福祉施設や官公庁などの用務の仕事を追加して新たな小分類として設定されている。

③廃止された項目

旧小分類 782 の下の以下の細分類項目は廃止され、雑分類 (099-99) に移設されている。

建設現場労務作業員

小売店作業員（品出し・陳列・補充の仕事を除く）

旅館作業員（洗い場の仕事を除く）

食堂作業員（洗い場の仕事を除く）

会場設営作業員

このため 099-99 の職務範囲は、旧小分類 789 に比べて広がっている。

(3)分類の基準および分類項目の配列

この中分類の下の小分類は、仕事の遂行に必要とされる知識・技能を基準にして区分されている。この中分類は日本標準職業分類の大分類 K（運搬・清掃・包装等従事者）の下の中分類 73（その他の運搬・清掃・包装等従事者）に対応しているが、中分類 73 の下には雑分類以外の小分類項目が設定されていない。このため、中分類 099 における小分類の配列は旧小分類 782 における細分類の順序が適用されている。

(4)分類適用上の留意点

(ア)用務員の範囲

099-04（用務員）は旧小分類 782 の下の細分類（用務員）と同じではない。旧項目の職務範囲は学校と官公庁の用務員に限定されているが、099-04 の用務員には学校・官公庁の用務員だけでなく、病院、福祉施設、保育園などの用務員も含まれている。

(イ)事務補助の仕事と身体を使って行う定型的な仕事

送付物やダイレクトメールに宛名を書く仕事は、職務の類似性の観点から筆耕の仕事と同じく事務の仕事に分類されている（分類先は 035-99）。一方、ダイレクトメールに印刷物を封入する仕事は身体を使って行う定型的な仕事である。これらの仕事は大分類 15 に該当するため 099-99 に○例示職業として掲載されている。

第2章 分類項目の記述様式

1. 大分類

大分類項目には、分類符号、項目名、主な仕事が共通して記述され、その構成は以下のとおりである。それ以外に、この項目に含まれる仕事、この項目に含まれない仕事、類似・関連する仕事が記述されている項目もある。

(例)

<p>06 事務的職業</p> <p>一般に課長（課長相当職を含む）以上の役職にあるものの監督のもとに、総務・人事・企画・一般事務・秘書・受付・案内などの仕事、医療・介護・会計・生産・営業・販売・運輸・郵便に関する事務の仕事、事務用機器の操作の仕事及び外勤事務をいう。</p> <p>なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。</p> <p>(1)主に経営体の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事 [大分類 01 管理的職業]</p> <p>(2)法律・会計に関する専門的な仕事 [大分類 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業]</p>	<p>→ 分類符号、項目名</p> <p>→ 主な仕事</p> <p>→ 類似・関連する仕事</p>
--	--

(1) 分類符号

大分類符号は、01 から始まる 2 桁数字の一連の通し番号で表記される。

(2) 項目名

大分類の項目名は、「～の職業」で統一されている。「～」の部分には、当該大分類の下の中分類職業全体を貫く職業分野を表す名称、あるいは中分類がいくつかの職業分野で構成されている場合、それぞれの職業分野を表す名称が使用される。上記の例は前者に該当し、それ以外に大分類 01（管理的職業）、大分類 09（サービスの職業）、大分類 11（農林漁業の職業）も前者に該当する。後者には大分類 04（医療・看護・保健の職業）、大分類 08（福祉・介護の職業）、大分類 12（製造・修理・塗装・製図等の職業）など 11 個の大分類が該当する。

項目名が複数の職業分野を表す名称で構成されている場合、職業分野名の区切りには中黒「・」が使用され、当該大分類の下の中分類は列挙されている職業分野の順に配列されている。

(3) 主な仕事

主な仕事に関する記述は、大分類項目の職業定義であるとともに当該項目に含まれる仕事の範囲を示すものでもある。記述は分類項目によって異なり、当該大分類項目の下の中分類

に共通する特徴的な仕事が記述される場合と、中分類の職業分野ごとに特徴的な仕事が記述される場合とがある。上記の例は後者に該当し、それぞれの中分類の特徴的な仕事が列挙されている。

(4) 類似・関連する仕事³²

「なお、～」で始まる記述には、この項目に含まれる仕事に類似・関連した仕事であって、職業分類上の位置づけを誤りやすいものが例示される。ここに表示されるのは、主な仕事内容とその仕事の本来の所属（分類番号、分類項目名）である。大分類項目に掲載される類似・関連する仕事は、中分類あるいは小分類に分類される仕事であっても、その仕事が位置づけられている大分類で表示される。

(5) この項目に含まれる仕事

「～を含む」という表現の下に記述されている仕事は、主な仕事として記述されていないが、この項目に分類されることを表している。大分類 01（管理的職業）は、「～を含む」という表現が使用されている唯一の例である。

(6) この項目に含まれない仕事

「ただし、～」という表現の下に記述されている仕事は、主な仕事に含まれる仕事であるが、この項目に分類されないことを表している。大分類 01（管理的職業）は、「ただし、～」という表現が使用されている唯一の例である。

(7) 分類項目に含まれる仕事の範囲を明確にする方法

この職業分類では分類項目に含まれる仕事の範囲を明確にするために次の2つの方法が採用されている。「総説および一般原則」の5の(1)イ、同(2)イ参照。

①分類項目名による職務範囲の明確化

分類項目名の末尾に括弧書きで限定する対象（仕事の種類、仕事の対象、就業場所、生産する財、提供するサービスなど）、除外する仕事、または含まれる仕事を書き添えて職務範囲を明確にする。

②職業定義による職務範囲の明確化

分類項目に記述された主な仕事を基準にして職務範囲を明確にする。主な仕事に記述されていないが、特定の仕事が当該項目に分類されることを表すときには包含規定（「～を含む」という記述）が用いられる。その逆に、主な仕事に含まれる仕事であっても当該項目に分類されない仕事を表すときには除外規定（「ただし」で始まる記述）が用いられる。

大分類項目のうち①の例はなく、②は大分類 01（管理的職業）で使用されている。

³² (4)～(6)は必要に応じて記述される。(5)と(6)の両方の記述がある場合には、(5)が先に記述される。

2. 中分類

2-1 中分類が雑分類ではない場合

中分類項目には、分類符号、項目名、主な仕事が共通して記述され、その構成は以下のとおりである。これ以外に、この項目に含まれる仕事、この項目に含まれない仕事、類似・関連する仕事が記述されている項目もある。

(例)

<p>036 電話・インターネットによる応接事務の職業</p> <p>電話・インターネットによる、商品の注文受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応、電話による、商品・サービスの紹介、取引上の勧誘及び電話交換などの仕事をいう。</p> <p>なお、会社・団体などの受付における応接・案内の仕事は、 [034 一般事務・秘書・受付の職業] に分類する。</p>	<p>→ 分類符号、項目名</p> <p>→ 主な仕事</p> <p>→ 類似・関連する仕事</p>
--	--

(1) 分類符号

中分類符号は、大分類符号が 01 の大分類から順に 001 から始まる 3 桁数字の一連の通し番号で表記される。

(2) 項目名

中分類の項目名には 4 つのタイプがある。

タイプ 1：当該中分類の下の小分類職業全体を貫く職業分野を表す名称

(例) 038 会計事務の職業、051 訪問介護の職業、083 貨物自動車運転の職業

タイプ 2：当該中分類の下の小分類職業全体を貫く職業分野に従事する人を表す名称

(例) 006 開発技術者、017 デザイナー、045 販売員、074 機械組立工

小分類がいくつかの職業分野で構成されている場合、

タイプ 3：それぞれの職業分野を表す名称

(例) 034 一般事務・秘書・受付の職業、049 福祉・介護の専門的職業

タイプ 4：それぞれの職業分野に従事する人を表す名称

(例) 016 美術家、写真家、映像撮影者、029 保育士、幼稚園教員

タイプ 1 と 3 の項目名には「～の職業」という表現が、タイプ 2 と 4 の項目名には技術者、販売員、オペレーター、「～工」、作業員など当該職業に従事する人を表す表現が用いられている。大分類によっては中分類の項目名をいずれかの表現に統一している項目がある。中分類の項目名を「～の職業」に統一している大分類は 5 つある。大分類 06 (事務的職業)、大分類 08 (福祉・介護の職業)、大分類 11 (農林漁業の職業)、大分類 13 (配送・輸送・機械運転の職業)、大分類 14 (建設・土木・電気工事の職業) である。他方、人を表す名称に統

一している大分類は、大分類 01（管理的職業：役員、管理職員）³³、大分類 02（研究・技術の職業：研究者、技術者）、大分類 04（医療・看護・保健の職業：医師、保健師、看護師、医療技術者、栄養士など）、大分類 10（警備・保安の職業：警備員、自衛官、司法警察職員、消防員など）の 4 項目である。

タイプ 3 の場合、職業分野名の区切りには中黒「・」が、タイプ 4 の場合、従事者名の区切りには読点「、」がそれぞれ使用されている³⁴。

タイプ 3 と 4 の場合、当該中分類の下の小分類は列挙されている職業分野の順に配列されている。

(3) 主な仕事

主な仕事に関する記述は、中分類項目の職業定義であるとともに当該項目に含まれる仕事の範囲を示すものでもある。記述は分類項目によって異なり、当該中分類項目の下の小分類に共通する特徴的な仕事が記述される場合と、小分類の職業分野ごとに特徴的な仕事が記述される場合とがある。上記の例は前者に該当し、それぞれの小分類の特徴的な仕事が列挙されている。

(4) 類似・関連する仕事³⁵

「なお、～」で始まる記述には、この項目に含まれる仕事に類似・関連した仕事であって、職業分類上の位置づけを誤りやすいものが例示される。ここに表示されるのは、主な仕事内容とその仕事の本来の所属（分類番号、分類項目名）である。中分類項目に掲載される類似・関連する仕事は、小分類に分類される仕事であっても、その仕事が位置づけられている中分類で表示される。

(5) この項目に含まれる仕事

「～を含む」という表現の下に記述されている仕事は、主な仕事として記述されていないが、この項目に分類されることを表している。この例には中分類 066（漁業の職業）、097（包装作業員）などがある。

(6) この項目に含まれない仕事

「ただし、～」という表現の下に記述されている仕事は、主な仕事に含まれる仕事であるが、この項目に分類されないことを表している。この例には中分類 057（居住施設・ビル等の管理の職業）、091（建設の職業（建設躯体工事の職業を除く））などがある。

³³ 括弧内の大分類項目名に続く記述は、各大分類の下の中分類の項目名に使用されている人を表す名称である。

³⁴ 項目名に複数の人を表す名称を列挙する場合、名称に使用されている語句の一部をそれぞれが共有しているときには当該語句の重複を避けるために中黒「・」が使用される。たとえば、中分類 008（建築・土木・測量技術者）、中分類 098（選別・ピッキング作業員）などがこれに該当する。

³⁵ (4)～(6)は必要に応じて記述される。

(7) 分類項目に含まれる仕事の範囲を明確にする方法

この職業分類では分類項目に含まれる仕事の範囲を明確にするために次の2つの方法が採用されている。「総説および一般原則」の5の(1)イ、同(2)イ参照。

①分類項目名による職務範囲の明確化

分類項目名の末尾に括弧書きで限定する対象（仕事の種類、仕事の対象、就業場所、生産する財、提供するサービスなど）、除外する仕事、または含まれる仕事を書き添えて職務範囲を明確にする。

(例1) 009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）

(例2) 067 生産設備オペレーター（金属製品）

068 生産設備オペレーター（食料品等）

069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）

(例3) 090 建設躯体工事の職業

091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）

例1～3は、仕事の種類や生産する財によって職務範囲が限定されている。いずれの例でも、「～を除く」という表現の下に特定の仕事や財が除外されている。この方法を用いる場合には、同じ分類段階において当該項目で除外された仕事が分類項目として設定されていることが前提となる。

(例4) 064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）

(例5) 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）

例4と5では、中分類064、080の下に設定されている小分類職業が中分類の項目名に表示されている。この方法は、職業分類の利用者の便宜を考慮して採用されている。

②職業定義による職務範囲の明確化

分類項目に記述された主な仕事を基準にして職務範囲を明確にする。主な仕事に記述されていないが、特定の仕事が当該項目に分類されることを表すときには包含規定（「～を含む」という記述）が用いられる。その逆に、主な仕事に含まれる仕事であっても当該項目に分類されない仕事を表すときには除外規定（「ただし」で始まる記述）が用いられる。上述の(5)と(6)参照。

同一の分類項目で①と②が併用されることはなく、どちらか一方の方法が使用される。

2-2 中分類が雑分類の場合

雑分類項目には、分類符号、項目名、主な仕事が共通して記述され、その構成は以下のとおりである。

中分類の雑分類は配列の違いによって2つのタイプに分かれる。

タイプ1：当該大分類の下の中分類のうち最後の中分類項目として配列されている場合

(例) 09 サービスの職業

052 家庭生活支援サービスの職業

～

057 居住施設・ビル等の管理の職業

058 その他のサービスの職業

058 その他のサービスの職業

旅行客の案内、旅程の管理物品の一時預かり・賃貸し、商品の宣伝、広告チラシの配布、葬儀の準備、火葬、犬・猫の毛のトリミング、結婚式・披露宴の企画・手配、その他 [052 家庭生活支援サービスの職業] ～ [057 居住施設・ビル等の管理の職業] に含まれないサービスの仕事をいう。

→ 分類符号、項目名

→ 主な仕事

(1) 分類符号

中分類である雑分類の分類符号は、大分類符号が01の大分類から始まる3桁数字の一連の通し番号で表記される。

(2) 項目名

中分類である雑分類の項目名は、「その他の」+「当該雑分類の所属する大分類項目名」で表される。ただし、当該大分類の下の中分類が複数の職業分野で構成され、そのうちの特定の中分類を対象にして雑分類が設定されている場合には、「その他の」+「特定の職業分野の名称」になる。たとえば、大分類10（警備・保安の職業）の下の中分類063（その他の保安の職業）は、大分類10を構成している職業分野（警備、保安）のうち保安に関する項目だけを対象にして設定されている中分類の雑分類である。

(3) 主な仕事

雑分類に分類される仕事は多様であるため、当該雑分類に分類される典型的な仕事が例示され、その後に雑分類の対象範囲が示される。今回の改定によって分類項目の廃止された職業が雑分類に含まれる場合には、廃止された項目に含まれる特徴的な仕事が優先して例示されている。雑分類が中分類項目の場合、その対象範囲は中分類番号で表示される。上記の例では052から057までの中分類を対象にして、それらの項目に該当しない仕事が058に分類される。

タイプ2：当該大分類の下の一連の中分類に挟まれて雑分類項目が配列されている場合

(例) 13 配送・輸送・機械運転の職業

～

083 貨物自動車運転の職業

084 バス運転の職業

085 乗用車運転の職業

086 その他の自動車運転の職業

087 鉄道・船舶・航空機運転の職業 ～

086 その他の自動車運転の職業

散水車・放送宣伝車の運転、その他 [083 貨物自動車運転の職業] ～ [085 乗用車運転の職業] に含まれない、主として人・貨物の輸送以外の目的で自動車を運転する仕事をいう。

→ 分類符号、項目名

→ 主な仕事

(1) 分類符号

中分類である雑分類の分類符号は、大分類符号が 01 の大分類から始まる 3 桁数字の一連の通し番号で表記される。

(2) 項目名

中分類である雑分類の項目名は、「その他の」＋「当該雑分類の所属する職業分野の名称」で表される。

(3) 主な仕事

当該雑分類に分類される典型的な仕事が例示され、その後に雑分類の対象範囲が示される。雑分類が中分類項目の場合、その対象範囲は中分類番号で表示される。上記の例では 083 から 085 までの中分類を対象にして、それらの項目に該当しない仕事が 086 に分類される。

(4) 雑分類の分類符号と項目名

中分類である雑分類の分類符号は、いずれのタイプも 3 桁数字の一連の通し番号が適用されている。小分類の雑分類と異なり、一定の意味を与えられた数字は使用されていない。項目名は、いずれのタイプも「その他の」が共通して使用されている。小分類の雑分類と異なり配列の違いを反映した項目名は使用されていない。

(5) 該当する雑分類

一連の中分類に挟まれて配列されている雑分類は 4 つある。大分類 04 (医療・看護・保健の職業) の下の 027 (その他の医療・看護・保健の専門的職業)、大分類 06 (事務的職業) の下の 035 (その他の総務等事務の職業)、大分類 13 (配送・輸送・機械運転の職業) の下の 086 (上記の例) と 088 (その他の輸送の職業) である。

3. 小分類

3-1 小分類が雑分類ではない場合

小分類項目には、分類符号、項目名、主な仕事、この項目に該当する職業名の例示、この項目に該当しない職業名の例示、類似・関連する仕事が共通して記述され、その構成は以下のとおりである。これ以外に、この項目に含まれる仕事、この項目に含まれない仕事が記述されている項目もある。

(例)

<p>036-01 コールセンターオペレーター</p> <p>電話応接業務を専門に行う事業所・部門において、電話による、商品の注文受付、宿泊・前売り券・乗物などの予約受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応、製品の使用説明、苦情・相談の受付、家電製品の修理受付、勧誘を伴わない商品・サービス・イベントの案内、調査などの仕事に従事するものをいう。</p> <p>以下のものを含む。</p> <p>(1)コールセンターオペレーターの育成・指導・業務管理、電話のモニタリングなどの仕事に従事するもの</p> <p>(2)FAXによる商品の注文受付の仕事に従事するもの</p> <p>(3)ATM（現金自動預け払い機）利用者のATMインターホンからの問い合わせに対応する仕事に従事するもの</p> <p>ただし、タクシーの配車センターにおいて、電話によるタクシーの配車受付及び配車案内並びに無線通信によるタクシー運転手への送迎指示の仕事に従事するもの〔042-02 タクシー配車オペレーター〕を除く。</p> <p>○ コールセンタースーパーバイザー、社外ヘルプデスク受付係（電話によるもの）、通信販売受付事務員（電話によるもの）、テクニカルサポート受付係（電話によるもの）、（以下、略）</p> <p>× 社内ヘルプデスク〔010-05〕、テレフォンアポインター〔036-02〕、電話交換手〔036-03〕、インターネット通信販売受付事務員〔036-04〕、（以下、略）</p> <p>なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。</p> <p>(1)社内に常駐して、電話による、基幹業務システム・社内情報システム・IT機器などの操作方法に関する問い合わせへの対応などの仕事に従事するもの〔010-05 社内ヘルプデスク〕</p> <p>（以下、略）</p>	<p>→ 分類符号、項目名</p> <p>→ 主な仕事</p> <p>→ この項目に含まれる仕事</p> <p>→ この項目に含まれない仕事</p> <p>→ この項目に該当する職業名の例示</p> <p>→ この項目に該当しない職業名の例示</p> <p>→ 類似・関連する仕事</p>
---	--

(1) 分類符号

小分類符号は5桁数字で表記され、その上位3桁までは中分類符号を表している。上から4・5桁目の数字は、中分類ごとに01から始まる2桁数字の一連の通し番号で表記される。

(2) 項目名

小分類の分類項目は、職業紹介業務等における実務利用のための項目である。したがって雑分類以外の項目名には職業に従事する人を表す表現が使用され、技術者、事務員、営業員、調理人、オペレーター、運転手など仕事の種類に応じた共通の名称が用いられている。中分類035（その他の総務等事務の職業）の下の小分類035-01（法務・広報・知的財産事務の職業）は、この原則に適合しない唯一の項目である。035-01は本来であれば「法務・広報・知的財産事務員」になる。

小分類の項目名には2つのタイプがある。

タイプ1：特定の職業分野に従事する人を表す名称

（例）017-01 ウェブデザイナー、053-02 美容師、082-01 荷物配達員

タイプ2：小分類がいくつかの職業分野で構成されている場合、それぞれの職業分野に従事する人を表す名称

（例）033-03 企画・調査事務員、059-02 道路交通誘導員、雑踏警備員、

071-02 鋳物製造工、鍛造工、084-01 路線バス・貸切バス運転手

タイプ2の場合、従事者名の区切りには読点「、」が、分野名等の区切りには中黒「・」が、それぞれ使用されている³⁶。

小分類項目が複数の職業名で構成され、それぞれの職業に対応した定義が記述されている場合は、それぞれの定義の末尾に括弧書きで職業名が付記されている。

(3) 主な仕事

主な仕事に関する記述は、小分類項目の職業定義であるとともに当該項目に含まれる仕事の範囲を示すものでもある。記述は分類項目によって異なり、仕事の遂行に一連の流れがある場合、その流れの順序に沿って記述されるが、仕事の遂行に特定の順序がなく、各種の職務によって構成されている場合には主な職務が例示される。上記の例は後者に該当し、コールセンターオペレーターの遂行する主な職務が列挙されている。

(4) この項目に含まれる仕事³⁷

「～を含む」という表現の下に記述されている仕事は、主な仕事として記述されていないが、この項目に分類されることを表している。上記のコールセンターオペレーターの例では、

³⁶ 項目名に複数の人を表す名称を列挙する場合、名称に使用されている語句の一部をそれぞれが共有しているときには当該語句の重複を避けるために中黒「・」が使用される。

³⁷ (4)と(5)は必要に応じて記述される。(4)と(5)の両方の記述がある場合には、(4)が先に記述される。

コールセンターのスーパーバイザーの仕事や FAX による注文受付の仕事は該当するかどうか明確ではない。このような不明確な点を明らかにするために「～を含む」という表現が用いられている。

(5) この項目に含まれない仕事

「ただし、～」という表現の下に記述されている仕事は、主な仕事に含まれる仕事であるが、この項目に分類されないことを表している。上記のコールセンターオペレーターの主な仕事には、「電話による問い合わせへの対応」が含まれている。「ただし」で始まる仕事も電話を使用する仕事であるが、この仕事はタクシーの運行管理の仕事であり、この項目には分類されないことを示すために「ただし、～」という表現が用いられている。

(6) 例示職業名

小分類の分類項目には、この職業分類の利用の便宜を考慮してそれぞれの項目に該当する職業名と該当しない職業名が例示されている。

「○」印の後に掲載されている職業名は当該項目に含まれる職業であることを表している。○例示には、当該項目に該当する職業名の中で代表的と考えられるものだけでなく、他項目で×例示に記載されている職業名であって当該項目に該当する職業、旧分類の分類項目のうち廃止された項目の○例示の職業名も掲載されている。○例示に掲載されている職業名は五十音順での配列を基本にしているが、それ以外の方法で配列することが適切な場合には、それに準じている。

「×」印の後に掲載されている職業名は当該項目に含まれない職業であることを表している。×例示には、「ただし書き」と「なお書き」に記述された職業、当該項目に誤って分類されがちな職業が掲載されている。×例示の職業に続く括弧内には、その仕事の本来の所属（分類番号、分類項目名）が示されている。×例示の職業名は、分類番号順に配列されている。

(7) 類似・関連する仕事

「なお、～」で始まる記述には、この項目に含まれる仕事に類似・関連した仕事であって、職業分類上の位置づけを誤りやすいものが例示される。ここに表示されるのは、主な仕事内容とその仕事の本来の所属（分類番号、分類項目名）である。小分類項目に掲載される類似・関連する仕事は、その仕事が位置づけられている小分類の分類番号で表示される。

(8) 分類項目に含まれる仕事の範囲を明確にする方法

この職業分類では分類項目に含まれる仕事の範囲を明確にするために次の2つの方法が採用されている。「総説および一般原則」の5の(1)イ、同(2)イ参照。

①分類項目名による職務範囲の明確化

分類項目名の末尾に括弧書きで限定する対象（仕事の種類、仕事の対象、就業場所、生産する財、提供するサービスなど）、または除外する仕事を書き添えて職務範囲を明確にする。

- (例 1) 009-01 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)
 009-02 ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)
- (例 2) 023-01 看護師・准看護師 (病院・診療所)
 023-02 看護師・准看護師 (介護施設)
 023-03 看護師・准看護師 (訪問看護)
- (例 3) 037-01 医療事務員 (調剤薬局を除く)
 037-02 調剤薬局事務員
- (例 4) 085-03 タクシー・ハイヤー運転手 (介護タクシーを除く)
 085-04 介護タクシー運転手

例 1 と例 2 では、それぞれ仕事の種類、就業場所で職務範囲が限定されている。例 3 と例 4 では、「～を除く」という表現の下に特定の仕事が除外されている。後者の方法を用いる場合には、同じ分類段階において当該項目で除外された仕事が分類項目として設定されていることが前提となる。

②職業定義による職務範囲の明確化

分類項目に記述された主な仕事を基準にして職務範囲を明確にする。主な仕事に記述されていないが、特定の仕事が当該項目に分類されることを表すときには包含規定(「～を含む」という記述)が用いられる。その逆に、主な仕事に含まれる仕事であっても当該項目に分類されない仕事を表すときには除外規定(「ただし」で始まる記述)が用いられる。

3-2 小分類が雑分類の場合

雑分類項目には、分類符号、項目名、主な仕事、この項目に該当する職業名の例示、この項目に該当しない職業名の例示、類似・関連する仕事が共通して記述され、その構成は以下のとおりである。これ以外に、この項目に含まれる仕事、この項目に含まれない仕事が記述されている項目もある。

小分類の雑分類には4つのタイプがある。

タイプ 1：中分類が雑分類ではなく、当該中分類の下の小分類のうち最後の小分類項目として配列されている場合

- (例) 050 施設介護の職業
- 050-01 高齢者入所型施設介護員
 - 050-02 高齢者通所型施設介護員
 - 050-03 障害者福祉施設介護員
 - 050-99 その他の施設介護の職業

050-99 その他の施設介護の職業

リハビリテーション施設、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所（グループホーム）、病院（認知症治療病棟、医療療養病棟）、その他 050-01～050-03 に含まれない事業所において、介護の必要な者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの及び介護の補助業務に従事するものをいう。

（以下、略）

→ 分類符号、項目名

→ 主な仕事

(1) 分類符号

小分類である雑分類の分類符号は 5 桁数字で表記され、その上位 3 桁までは中分類符号を表している。雑分類項目には上から 4・5 桁目の数字に 99 が割り当てられている。

(2) 項目名

小分類である雑分類の項目名は、「その他の」＋「当該雑分類の所属する中分類項目名」で表される。この原則に適合しない雑分類は 4 項目ある。

- ・中分類 023（看護師、准看護師）の下の雑分類 023-99（その他の看護師・准看護師）は、本来であれば「その他の看護師、准看護師」になる。
- ・中分類 064（農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む））の下の雑分類 064-99（その他の農業の職業）は、本来であれば「その他の農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）」になる。
- ・中分類 080（生産関連の職業（塗装・製図を含む））の下の雑分類 080-99（その他の生産関連の職業）は、本来であれば「その他の生産関連の職業（塗装・製図を含む）」になる。
- ・中分類 091（建設の職業（建設躯体工事の職業を除く））の下の雑分類 091-99（その他の建設の職業）は、本来であれば「その他の建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）」になる。

(3) 主な仕事

雑分類に分類される仕事は多様であるため、当該雑分類に分類される典型的な仕事が先に例示され、その後に雑分類の対象範囲が示される。今回の改定によって分類項目の廃止された職業が雑分類に含まれる場合には、廃止された項目に含まれる特徴的な仕事が優先して例示されている。雑分類が小分類項目の場合、その対象範囲は小分類番号で表示される。上記の例では 050-01 から 050-03 までの小分類を対象にして、それらの項目に該当しない仕事が 050-99 に分類される。

タイプ 1 の項目には、この他に例示職業名、類似・関連する仕事が共通して記述され、必要に応じてこの項目に含まれる仕事、この項目に含まれない仕事が記述されているが、それ

らは小分類が雑分類でない場合と同じである。3-1の(4)～(7)参照。

タイプ 2：中分類が雑分類ではなく、当該中分類の下の一連の小分類に挟まれて雑分類項目が配列されている場合

(例) 072 製品製造・加工処理工（食料品等）

072-01 パン・菓子製造工

～

072-05 弁当・惣菜類製造工

072-06 他の食料品製造・加工処理工

072-07 飲料・たばこ製造工

072-06 他の食料品製造・加工処理工

072-01～072-05 に含まれない、機械器具・道具などを用いて行う精穀・製粉の仕事及び調味食品・麺類・豆腐・納豆・こんにゃく・ふ（麩）・乳・乳製品・野菜漬物などの食料品の製造・加工処理の仕事に従事するものをいう。

(以下、略)

→ 分類符号、項目名

→ 主な仕事

(1) 分類符号

小分類である雑分類の分類符号は5桁数字で表記され、その上位3桁までは中分類符号を表している。上から4・5桁目の数字は、中分類ごとに01から始まる2桁数字の一連の通し番号で表記される。タイプ2の雑分類はタイプ1・3・4と異なり上から4・5桁目に一定の意味を与えられた数字が使用されていない。

(2) 項目名

このタイプの雑分類の項目名は、「他の」＋「当該雑分類の所属する職業分野の名称」で表される。

(3) 主な仕事

記述の順序は、先に当該雑分類に分類される典型的な仕事を例示して、その後に雑分類の対象範囲を示すのが原則であるが、上記の例の職業が所属する大分類12（製造・修理・塗装・製図等の職業）の雑分類では、例示される仕事の数が多いため記述の順序が変更されている。先にその対象範囲が提示され、その後に当該雑分類に分類される典型的な仕事が列挙されている。雑分類が小分類項目である場合、その対象範囲は小分類で表示される。上記の例では072-01から072-05までの小分類を対象にして、それらの項目に該当しない仕事が分類される。

(4) 該当する雑分類

このタイプの雑分類は5つある。036-03（他の電話応接事務の職業）、045-14（他の商品販売店員）、049-06（他の社会福祉施設指導専門員）、072-06（上記の例）、074-10（他の電気機械器具組立工）の5項目である。

これ以外に055-99（その他の飲食物調理の職業）もこのタイプの雑分類である。この雑分類の対象範囲は定義にある通り055-01～055-08である。本来であれば055-09として設定しなければならない。ひとつの職業分野の下の職業をいくつかの小分類に分ける場合、設定された項目に分類されない職業が雑分類としてひとまとめにされる。したがって、雑分類は設定された項目の最後に配列される。中分類055は調理の仕事と調酒の仕事で構成されており、この雑分類は調理の仕事の雑分類なので本来であれば調酒の仕事の前に配列される。

タイプ2の項目には、この他に例示職業名、類似・関連する仕事が共通して記述され、必要に応じてこの項目に含まれる仕事、この項目に含まれない仕事が記述されているが、それらは小分類が雑分類でない場合と同じである。3-1の(4)～(7)参照。

タイプ3：中分類が雑分類であって、当該雑分類の下の小分類のうち最後の小分類項目として配列されている場合

(例) 088 その他の輸送の職業

088-01 車掌

088-02 鉄道車両入換・編成作業員

088-03 甲板員、船舶機関員

088-04 フォークリフト運転作業員

088-99 他に分類されない輸送の職業

088-99 他に分類されない輸送の職業

遊漁船・はしけ（舢舨）・通船などの小型船舶の操縦、船舶のけい（繫）留、航空機のターミナルへの誘導、バス（営業所）等の所定位置への誘導、その他088-01～088-04に含まれない輸送の作業をいう。

(以下、略)

→ 分類符号、項目名

→ 主な仕事

(1) 分類符号

小分類である雑分類の分類符号は5桁数字で表記され、その上位3桁までは中分類符号を表している。雑分類項目には上から4・5桁目の数字に99が割り当てられている。

(2) 項目名

このタイプの雑分類の項目名は、「他に分類されない」＋「当該雑分類の所属する中分類の

項目名」で表される。

(3) 主な仕事

先に当該雑分類に分類される典型的な仕事が例示され、その後に雑分類の対象範囲が示される。雑分類が小分類項目である場合、その対象範囲は小分類で表示される。上記の例では 088-01 から 088-04 までの小分類を対象にして、それらの項目に該当しない仕事が 088-99 に分類される。

(4) 該当する雑分類

このタイプの雑分類は 4 つある。003-99（他に分類されない管理的職業）、011-99（他に分類されない技術の職業）、020-99（他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業）、088-99（上記の例）の 4 項目である。003 と 011 はともに小分類 1 項目と雑分類項目の計 2 項目で構成されている中分類である。003-99 では対象範囲を 003 に設定されている小分類（003-01）だけに限定しているが、011-99 では対象範囲を技術者全体（005-01～011-01）としている。対象範囲の設定の仕方が統一されていない。

タイプ 3 の項目には、この他に例示職業名、類似・関連する仕事が共通して記述され、必要に応じてこの項目に含まれる仕事、この項目に含まれない仕事が記述されているが、それらは小分類が雑分類でない場合と同じである。3-1 の(4)～(7)参照。

タイプ 4：中分類が雑分類であって、当該雑分類の下の小分類が雑分類項目のみである場合

(例) 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業

027-99 その他の医療・看護・保健の専門的職業

027-99 その他の医療・看護・保健の専門的職業

義肢・装具の製作、病院における心理相談・心理療法、介護施設などにおける日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練、新薬開発の臨床試験(治験)における調整業務、食品の微生物検査・成分分析・添加物検査、その他 021～026 に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

(以下、略)

→ 分類符号、項目名

→ 主な仕事

(1) 分類符号

小分類である雑分類の分類符号は 5 桁数字で表記され、その上位 3 桁までは中分類符号を表している。雑分類項目には上から 4・5 桁目の数字に 99 が割り当てられている。

(2) 項目名

このタイプの雑分類の項目名は中分類項目名と同じになる。上記の例では、027 と 027-99 の項目名は同じである。

(3) 主な仕事

先に当該雑分類に分類される典型的な仕事が例示され、その後に雑分類の対象範囲が示される。雑分類が小分類項目である場合、その対象範囲は小分類で表示される。上記の例では、本来であれば 021-01 から 026-02 までの小分類としなければならないが、中分類(021～026)で表示されている。

(4) 該当する雑分類

このタイプの雑分類は 3 つある。027-99 (上記の例)、063-99 (その他の保安の職業)、086-99 (その他の自動車運転の職業) の 3 項目である。063-99 と 086-99 でもその対象範囲は小分類ではなく、いずれも中分類で表示されている。

タイプ 4 の項目には、この他に例示職業名が共通して記述され、この項目に含まれない仕事、類似・関連する仕事が記述されている項目もある。それらは小分類が雑分類でない場合と同じである。3-1 の(5)～(7)参照

第5回改定厚生労働省編職業分類の解説
分類の体系および分類適用上の留意点

発行年月日 2024年1月18日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23
(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104